

2025年へのカウントダウン

～同時改定を生き抜く看護管理と病院経営～



国際医療福祉大学大学院 教授
武藤正樹

JCI認証取得

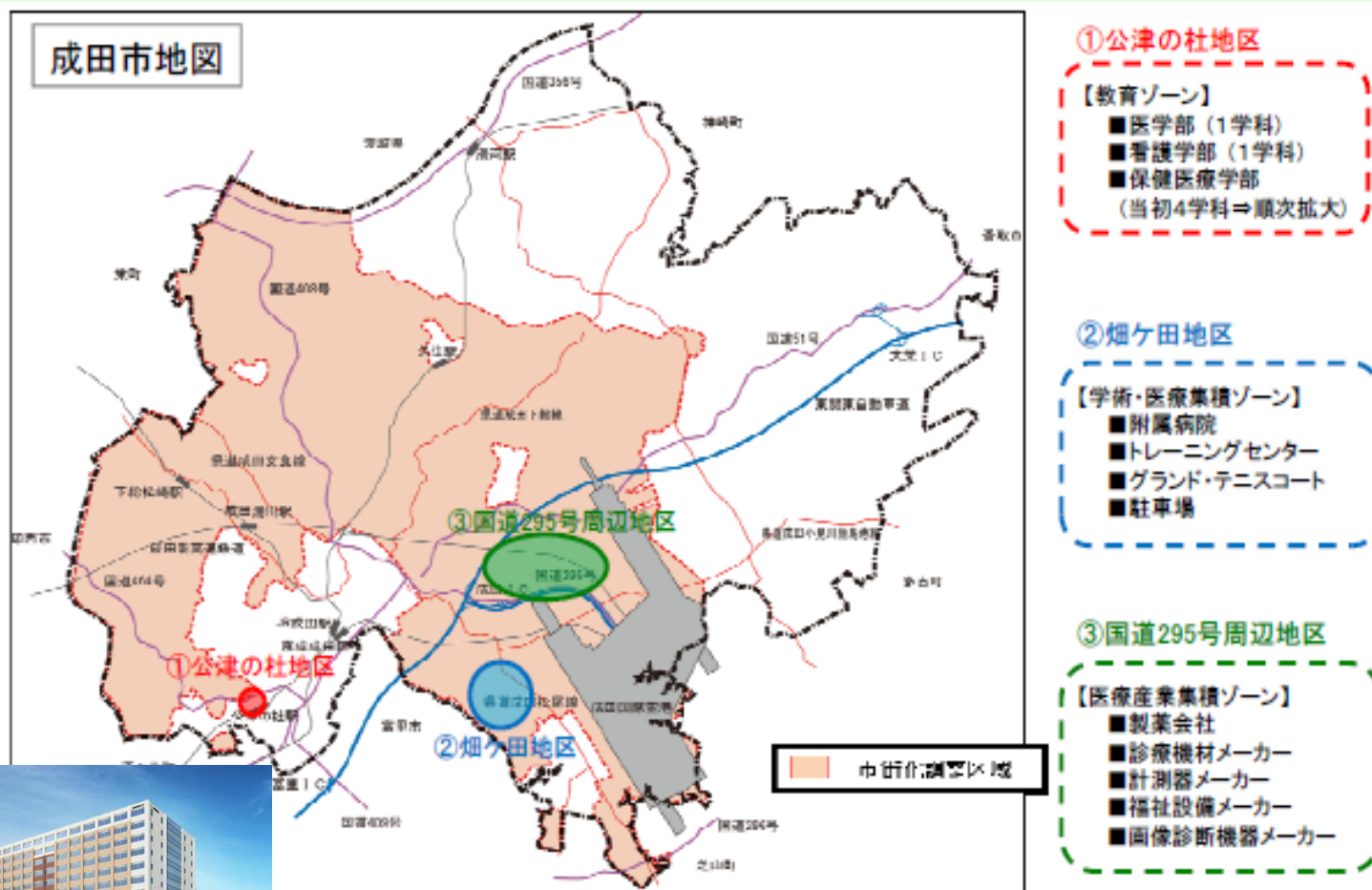


国際医療福祉大学三田病院
2012年2月新装オープン！

国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ヶ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。





**INTERNATIONAL
UNIVERSITY OF
HEALTH AND WELFARE**

New School of Medicine will be established in Narita in April 2017

(Government approval of the establishment in process)



2020年 国際医療福祉大学 成田病院を新設予定



目次

- パート 1
 - 医療介護総合確保法と地域医療構想
- パート 2
 - 2018年診療報酬改定
 - ①7対1病床の要件見直し
 - ②地域包括ケア病棟
 - ③短期滞在手術・検査など
 - ④退院支援加算
 - ⑤療養病床とDPCデータ提出加算
 - ⑥療養病棟1への一本化
- パート 3
 - 2018年介護報酬改定
 - ①療養病床問題と介護医療院
 - ②訪問看護ステーション
 - ③看多機
 - ④定期巡回・随時対応サービス



パート 1

医療介護総合確保法と 地域医療構想



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論
社会保障制度改革国民会議（会長 清家慶応義塾大学学長）
が2012年11月30日から始まった

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

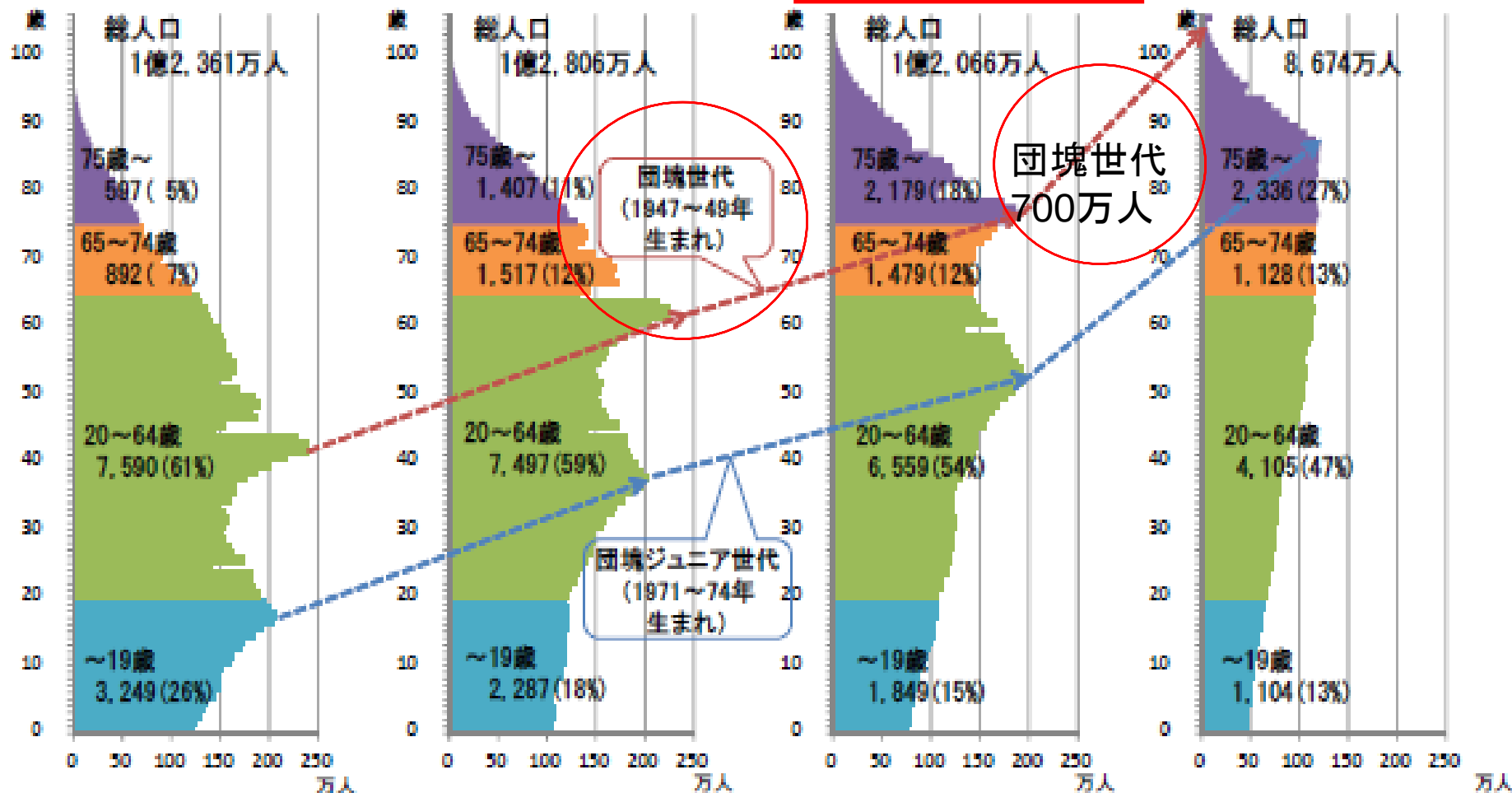
○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

平成2年（1990年）（実績）

平成22年（2010年）（実績）

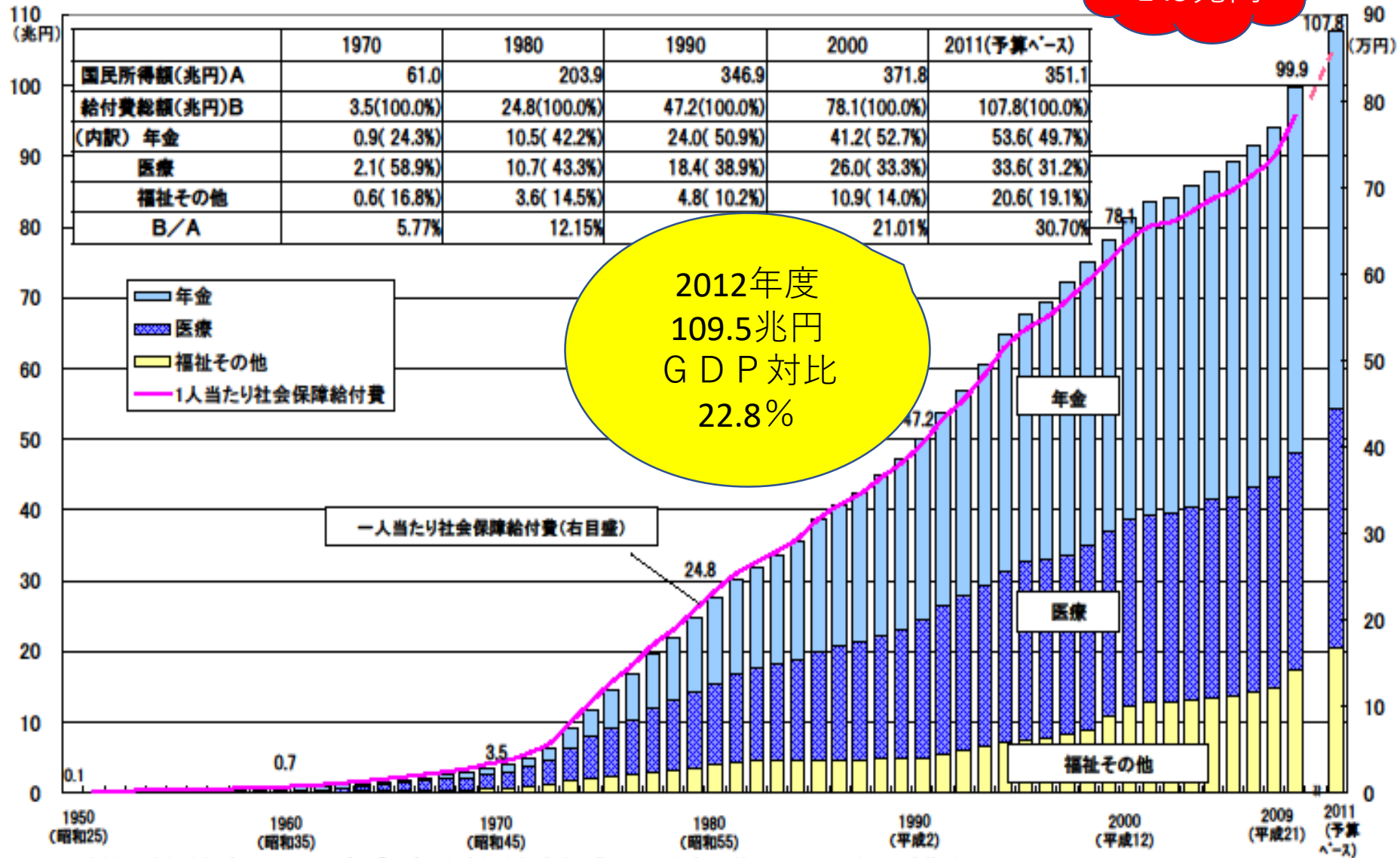
平成37年（2025年）

平成72年（2060年）



社会保障給付費の推移

2025年
149兆円



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障・税一体改革 (2014年8月10日)

- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決した。
- 現在5%の消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%に引き上げることなどを盛り込んだ。
- その背景は・・・
団塊世代の高齢化と、激増する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

2019年10月まで消費増税 10%先送り



8%から10%の2%増税延期で年間4兆円の財源が消える！

民圧勝 与党310超

3分の2維持 立憲民主野党

希望敗北 市



赤甘 野利 野明

53 +38

12 -11

26 -19

自公300に迫る

野党 136

自民大勝280超

311 自民282 公明29

57 希望48 維新9

62 立憲50 共産11 社民1

3極の議席

▲過半数(233)

▲3分の2(266)



議論今後の

希望伸び悩

衆院選

希望伸びず 前原氏辞意

立憲民主

改憲勢力3



再び3分の

衆院の新勢力

維新10

野党 120

23 社民 1 立憲 50 共産 11 維新 9 希望 49



社会保障、高齢者中心を是正 ～さらなる財源が必要～

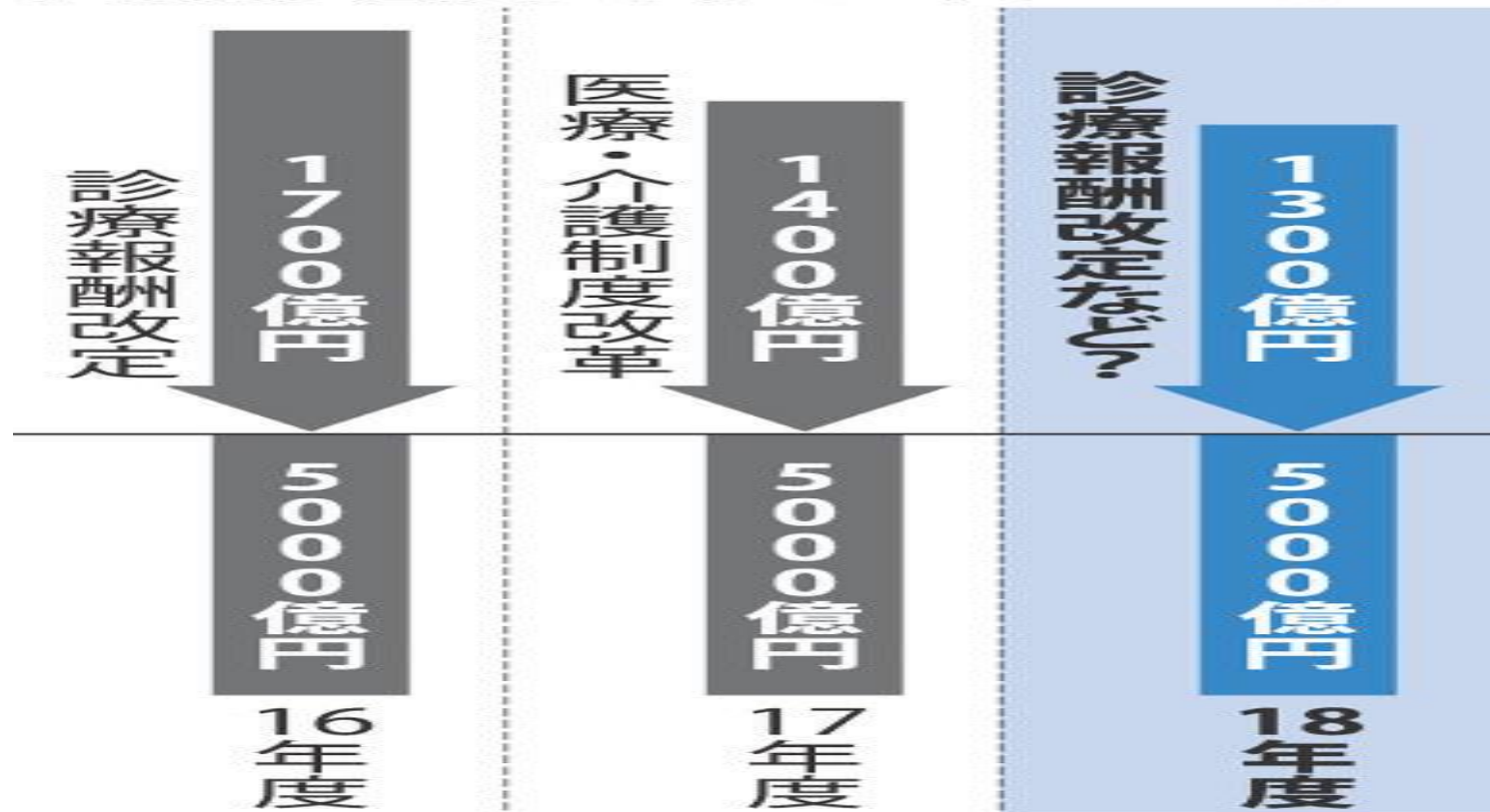
- 今後の社会保障政策についてこれまでの高齢者中心から「全世代型」に見直す意向を表明
- 9月12日、日本経済新聞インタビュー
- 幼児教育・保育の無償化
 - さらなる財源が必要！
- 2019年10月の消費税率10%への引き上げ
 - しかし2018年改定は消費増税なき改定



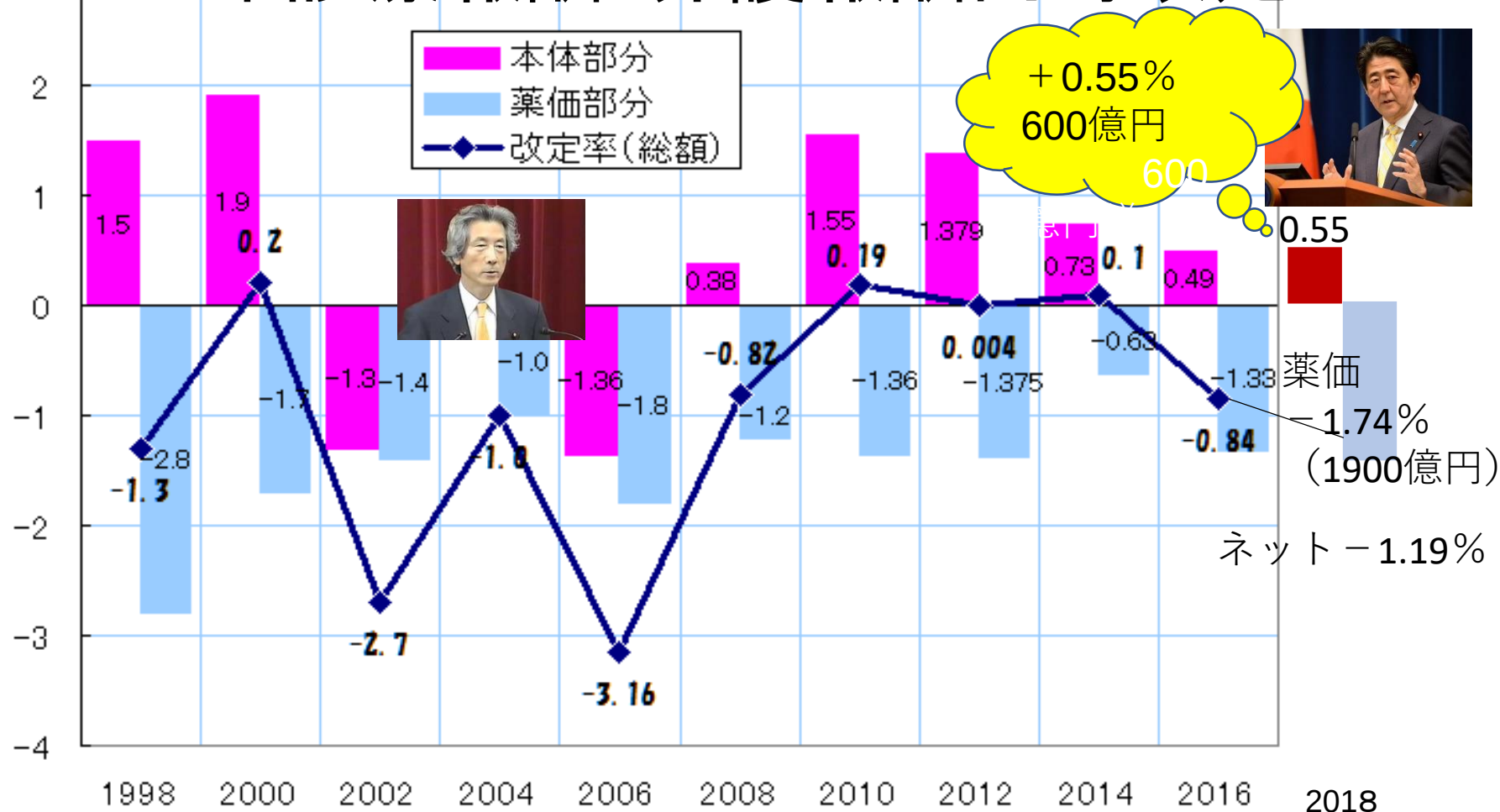
安倍晋三首相

社会保障費圧縮改定

2018年度の社会保障費 自然増抑制のイメージ



2018年診療報酬・介護報酬同時改定は？



(注) 2014年度は消費税増税対応分を含む(これを含めないと本体部分は0.1%増)。2016年度の改訂額は、2014年まで含めていた想定より売れた医薬品の価格引き下げも含めると実質マイナス1.03%

(資料) 産経新聞2009.12.24、毎日新聞2012.12.22、2013.12.21、2015.12.22

地域医療介護総合確保法



社会保障制度改革国民会議 最終報告書（2013年8月6日）



ポイントは
「地域包括ケ
ア」と「地域
医療構想」

最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

地域医療・介護総合確保法成立可決（2014年6月18日）

医療

基金の創設： 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための基金を都道府県に創設（2014年度）

病床機能報告制度： 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入（2014年10月）

地域医療構想： 都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整（2015年4月）

医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10月)

介護

「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階的に)

一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月)

所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

2014年6月18日
可決成立

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)

(カッコ内は施行時期)

2014年5月14 日衆院
厚生労働委員会で
強行採決！



衆議院 TVインターネット審議中継

Welcome to the House of Representatives Internet-TV

HOME

お知らせ

利用方法

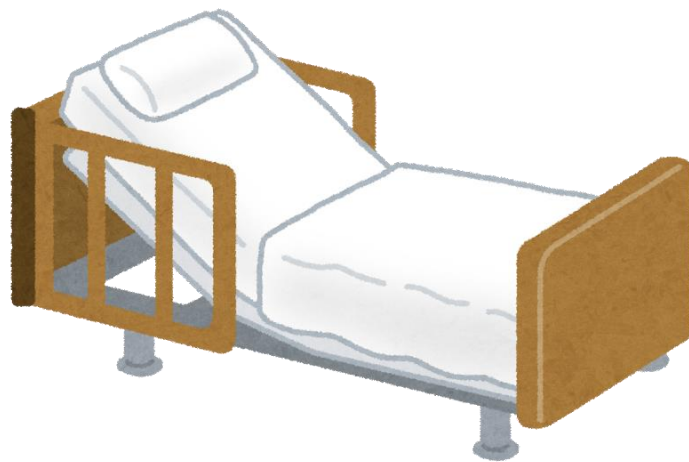
FAQ

アンケート



強行採決の前日、5月13日衆議院厚生労働委員会参考人招致
「地域包括ケアシステムにおける看護師・薬剤師の役割と課題」

地域医療構想



医療機関が報告する医療機能

◎ 各医療機関(有床診療所を含む。)は病棟単位で(※)、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方向」を、都道府県に報告する。

※ 医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告は病棟単位を基本とする」とされている(「一般病床の機能分化の推進についての整理」(平成24年6月急性期医療に関する作業グループ))。

◎ 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

(注) 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的内容に関する項目を報告することとする。

◎ 病棟が担う機能を上記の中からいずれか1つ選択して、報告することとするが、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、提供している医療の内容が明らかとなるように具体的な報告事項を検討する。

◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、病棟単位の医療の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことは困難であるため、報告制度導入当初は、医療機関が、上記の各医療機能の定性的な基準を参考に医療機能を選択し、都道府県に報告することとする。

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
（→「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環）
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒ 地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。

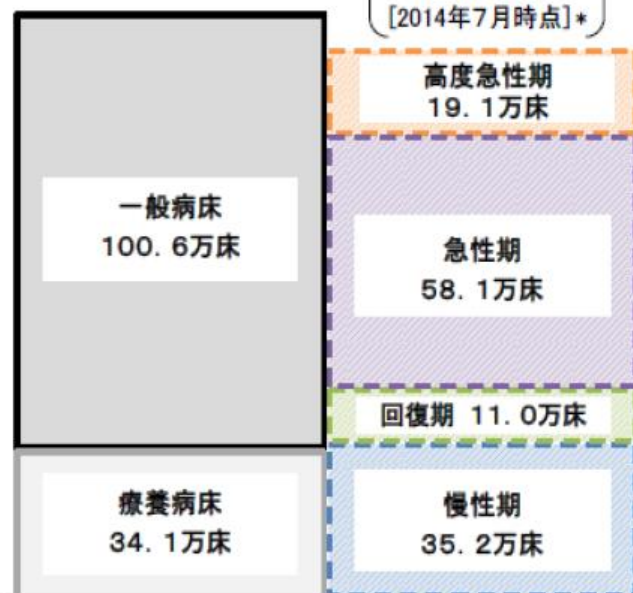
【現 状:2013年】

134.7万床（医療施設調査）

病床機能報告

123.4万床

[2014年7月時点]*



【推計結果:2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ

機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合:152万床程度

2025年の必要病床数(目指すべき姿)

115~119万床程度※1

15万床
減少



NDBのレセプトデータ等を活用し、医療資源投入量に基づき、機能区分別に分類し、推計

入院受療率の地域差を縮小しつつ、慢性期医療に必要な病床数を推計

将来、介護施設や
高齢者住宅を含めた
在宅医療等で追加的に
対応する患者数

29.7~33.7
万人程度※3

医療資源投入量
が少ないなど、
一般病床・療養
病床以外でも
対応可能な患者
を推計

* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。
なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を
選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

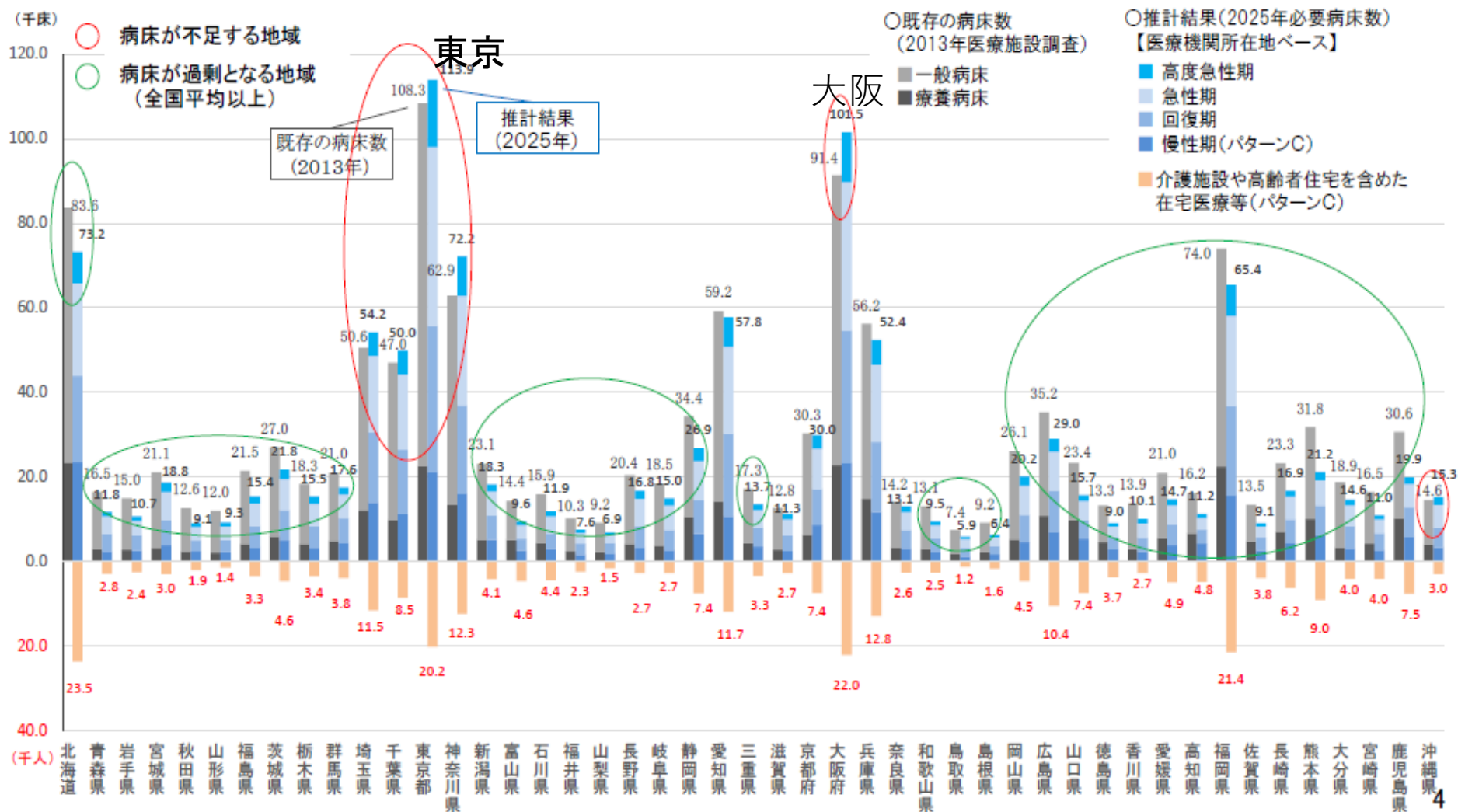
※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(都道府県別・医療機関所在地ベース)

- 一般病床と療養病床の合計値で既存の病床数と比較すると、現在の稼働の状況や今後の高齢化等の状況等により、2025年に向けて、不足する地域と過剰となる地域がある。
- 概ね、大都市部では不足する地域が多く、それ以外の地域では過剰となる地域が多い。
- 将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数も、大都市部を中心に多くなっている。



2013年比2025年増減率(目標)

- ① 15% 神奈川
 - ② 11% 大阪
 - ③ 7% 埼玉
 - ④ 6% 千葉
 - ⑤ 5% 東京、沖縄
 - ⑥ -1% 京都
 - ⑦ -2% 愛知
 - ⑧ -7% 兵庫
 - ⑨ -8% 奈良
 - ⑩ -11% 宮城
- -12% 北海道、
 - 滋賀、福岡 (全国平均)
 - -15% 栃木
 - -16% 群馬
 - -18% 長野、広島
 - -19% 茨城、岐阜
 - -20% 鳥取
 - -21% 新潟、三重
 - -22% 静岡
 - -23% 山形、岡山、大分
 - -25% 石川、山梨
 - -26% 福井
 - -27% 和歌山、香川、長崎
 - -28% 青森、秋田、福島
 - -29% 岩手
 - -30% 島根、愛媛
 - -31% 高知
 - -32% 徳島
 - -33% 富山、山口、佐賀、熊本、宮崎
 - -35% 鹿児島

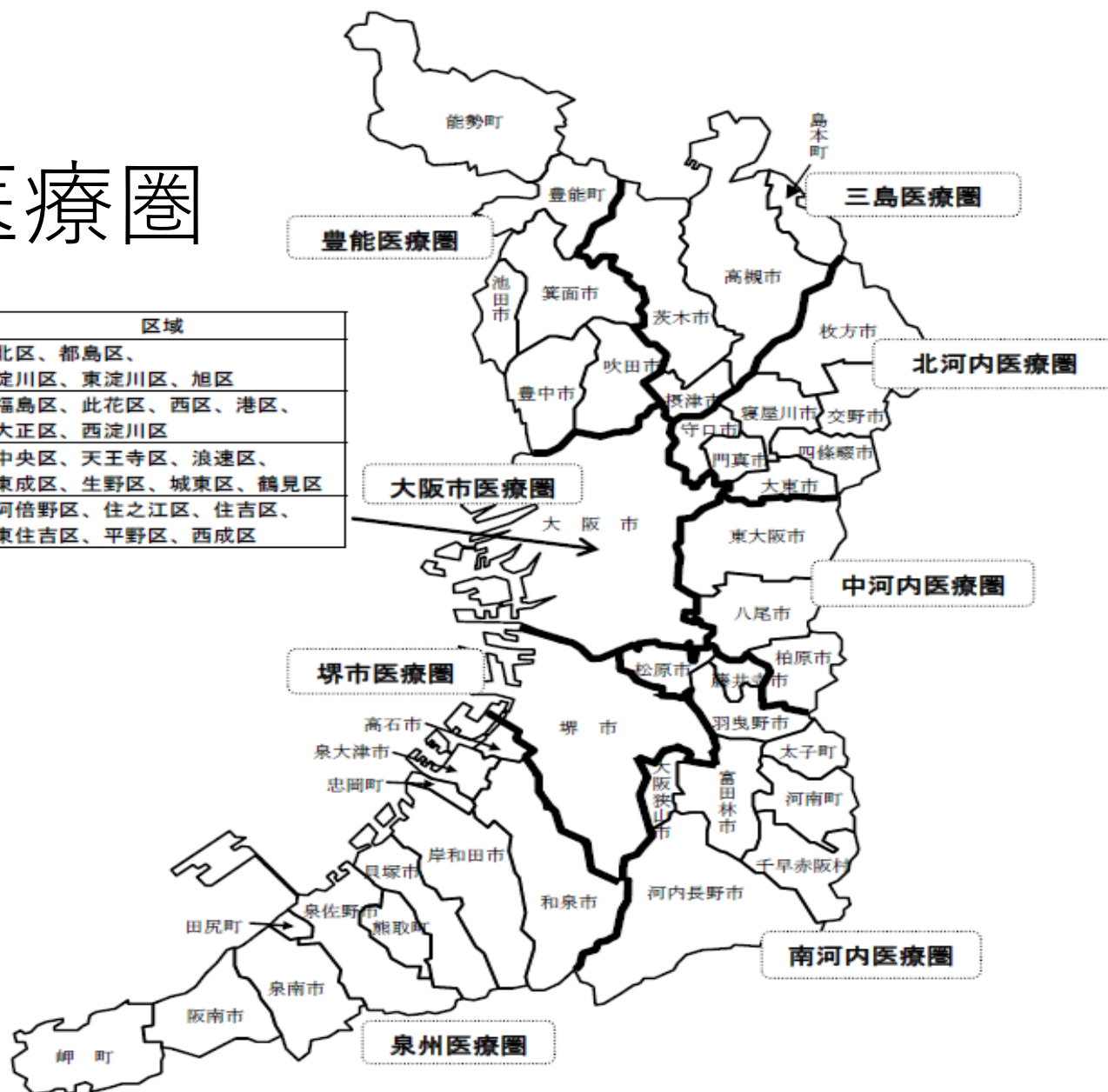
A satellite map of Osaka Prefecture, Japan, showing the city of Osaka and its surrounding areas. The map features a mix of green, brown, and blue colors, representing different land uses and water bodies. The city of Osaka is visible as a large, dense urban area in the center. The surrounding areas are mostly green, indicating forested or agricultural land. The water bodies, including the Osaka Bay and the Seto Inland Sea, are shown in blue. The text "大阪府地域医療構想" is overlaid on the map in white characters.

大阪府地域医療構想

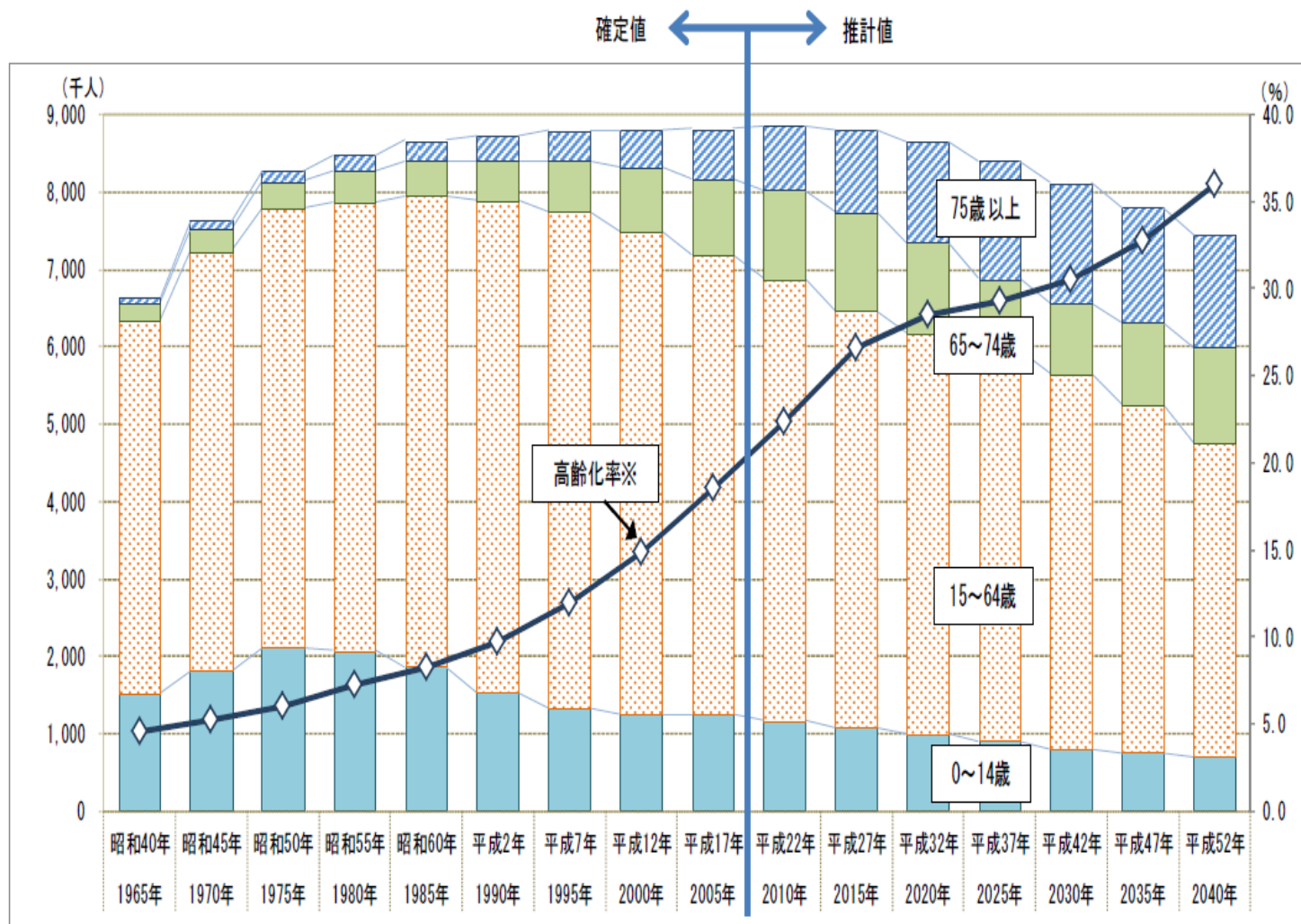
(図7) 二次医療圏と区域の状況

8医療圏

基本保健医療圏	区域
北部基本保健医療圏	北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区
西部基本保健医療圏	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
東部基本保健医療圏	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
南部基本保健医療圏	阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区



(図 5) 大阪府の人口推移のイメージ



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）

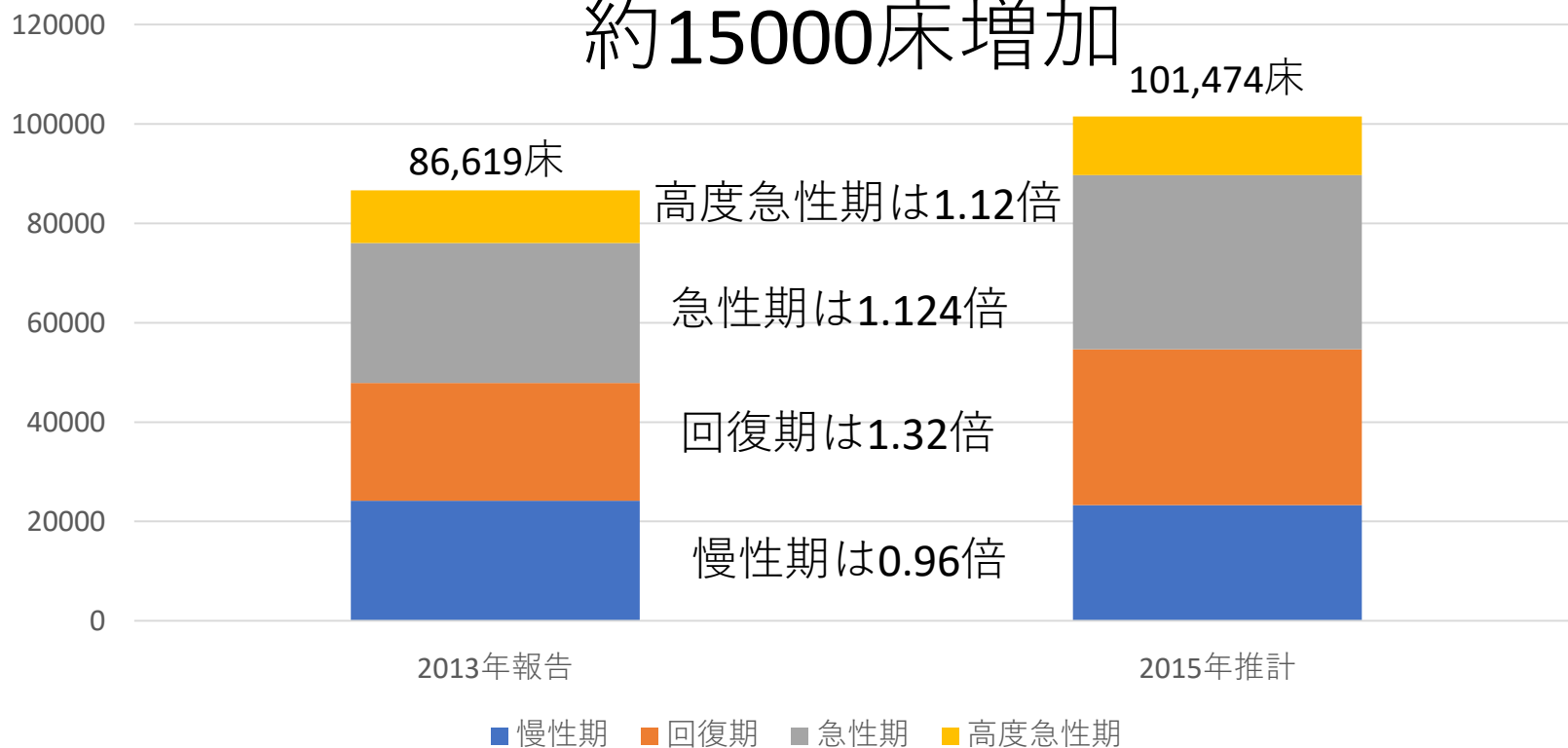
※高齢化率とは 65 歳以上人口が占める割合のこと。

※高齢化率の計算において、国勢調査の総数には不詳人口を含んでいる。

大阪府地域医療構想 (必要病床数)

グラフ タイトル

約**15000**床増加



2018年診療報酬改 ～地域医療構想を下支え～



迫井正深医療課長

急性期入院医療の見直し（7対1病床見直し）

財務省主計局の阿久澤孝主計官コメント

○財務省主計局の阿久澤孝主計官（厚生労働省第一担当）は来年度予算案の編成では、社会保障関係費の自然増6300億円からの削減と保育の受け皿拡大の財源確保の2つの課題に対応する

○社会保障全般の歳出の見直しを行う必要があるとの認識を示した。診療報酬改定に関しては「大きな方向性」として適正化・効率化が不可欠だと指摘

○「7対1入院基本料は看護職員の配置状況を中心に点数が決められ、実際に提供している医療の機能を十分に反映する仕組みとなっておらず、問題。病床数についても、当初の見込みよりも算定病床数は大幅に増えており、改善は不十分」



財務省・阿久澤主計官
キャリアブレインマネジメント
2017年09月12日

パート 2

2018年診療報酬改定



入院医療等調査評価分科会より

2018年診療報酬改定

次期診療報酬改定に向けた 基本認識、視点、方向性等について

改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、今回の改定が6年に一度の介護報酬との同時改定であり、2025年以降も見据えて医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目となることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

- 患者の状態等に応じて質の高い医療が適切に受けられるとともに、必要に応じて介護サービスと連携・協働する等、切れ目ない提供体制が確保されることが重要ではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

・地域包括ケアシステム構築のための取組の強化

▷ 入退院支援、医療機関間連携、医科歯科連携、病診薬連携、栄養指導、医療介護連携等の多職種連携による取組等の推進

▷ 介護施設入所者等に対する適切な医療提供や口腔管理、医療・介護間の切れ目ない継続的なリハビリテーションの提供など、医療・介護の適切な役割分担に基づくサービス提供の推進

・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の評価

▷ 患者の療養環境や希望に応じた診療の推進

▷ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の推進、薬剤調製等の対物業務やいわゆる門前薬局・同一敷地内薬局の評価の適正化

【考えられる具体的方向性の例（続き）】

- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
 - ▷ 医療機能や患者の状態に応じた評価
 - ▷ 医療機能の分化・強化、連携の推進
- ・外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
 - ▷ 大病院と中小病院・診療所の機能分化の推進
 - ▷ 生活習慣病の増加等に対応する医学管理や重症化予防の取組の評価
- ・質の高い在宅医療・訪問看護の確保
 - ▷ 地域の状況、患者の状態、医療の内容、住まい・住まい方等に応じた評価
- ・国民の希望に応じた看取りの推進
 - ▷ 患者本人の意思を尊重したサービス提供の推進

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

- 国民の安心・安全を確保する観点から、今後の医療技術の進展や疾病構造の変化等を踏まえ、新たなニーズにも対応できる医療を実現するとともに、我が国の医療の中で重点的な対応が求められる分野を時々の診療報酬改定において適切に評価していくことが重要ではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

- ・緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- ・認知症の者に対する適切な医療の評価
- ・地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価
- ・難病患者に対する適切な医療の評価
- ・小児医療、周産期医療、救急医療の充実
- ・口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価
- ・情報通信技術（ICT）等の新たな技術の活用、データの収集・利活用の推進
 - ▷ 遠隔診療の適切な活用、医療連携を含めたICT等の有効活用の適切な推進による医療の質の向上
 - ▷ データの収集・利活用による実態やエビデンスに基づく評価の推進
- ・アウトカムに着目した評価の推進
 - ▷ 質の高いリハビリテーションの評価等、アウトカム評価の推進

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

- 医療従事者の厳しい勤務環境が指摘されている中、医療従事者の負担の軽減を図り、あわせて、各々の専門性を発揮でき、柔軟な働き方ができるよう、環境の整備、働き方改革を推進することが必要ではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

- ・ チーム医療等の推進（業務の共同化、移管等）、勤務環境の改善
 - ▷ 多職種によるチーム医療や専門職の柔軟な配置等の推進
- ・ 業務の効率化・合理化
 - ▷ 診療報酬に関する届出・報告等の簡略化
- ・ ICT等の有効活用
 - ▷ 遠隔診療の適切な活用、医療連携を含めたICT等の有効活用の適切な推進（再掲）
- ・ 地域包括ケアシステム構築のための多職種連携による取組の強化
 - ▷ 入退院支援、医療機関間連携、医科歯科連携、病診薬連携、栄養指導、医療介護連携等の多職種連携による取組の推進（再掲）
- ・ 外来医療の機能分化
 - ▷ 大病院と中小病院・診療所の機能分化の推進（再掲）

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

- 国民皆保険を維持するためには、制度の安定性・持続可能性を高める不断の取組が必要であり、医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上と同時に、医療の効率化・適正化を図ることが必要ではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

- ・薬価制度の抜本改革の推進
 - ▷ 「薬価制度改革の抜本改革に向けた基本方針」を踏まえた薬価制度改革の推進
- ・後発医薬品の使用促進
 - ▷ 後発医薬品の使用に係る目標を達成するための取組の推進
- ・費用対効果の評価
 - ▷ 試行的導入対象の医薬品・医療機器に係る費用対効果評価の結果を踏まえた価格の設定、制度化に向けた検討
- ・医薬品の適正使用の推進
 - ▷ 医師・薬剤師の協力による、長期投薬等による残薬、不適切な重複投薬や多剤投薬等を減らすための取組の推進
- ・薬局の機能に応じた評価の推進
 - ▷ いわゆる門前薬局・同一敷地内薬局の評価の適正化（再掲）
- ・医薬品、医療機器、検査等について、市場実勢価格を踏まえた適正な評価



中医協診療報酬調査専門組織 入院医療等の調査・評価分科会

入院医療に関して専門的立場、技術的な視点から
課題を整理し中医協基本問題小委に報告する

診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会
委員名簿

氏 名	所 属
いけだ しゅんや 池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
いけだ ゆきひこ 池端 幸彦	医療法人池慶会 理事長
いしかわ ひろみ 石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
おかむら よしたか 岡村 吉隆	公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長・学長
おがた ひろや 尾形 裕也	東京大学 政策ビジョン研究センター 特任教授
かんの まさひろ 神野 正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
しま ひろじ 島 弘志	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 病院長
すがはら たくま 菅原 琢磨	法政大学経済学部 教授
たけい じゅんこ 武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみや ななこ 田宮 菜奈子	筑波大学 医学医療系 教授
つつい たかこ 筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
はやしだ けんし 林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
ふじもり けんじ 藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科 公共健康医学講座 医療管理学分野 教授
ほんだ のぶゆき 本多 伸行	健康保険組合連合会 理事
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

○：分科会長

中央社会保険医療協議会の関連組織

中央社会保険医療協議会

総会（S25設置）

報告

報告

聴取

意見

専門部会

特に専門的事項を調査審議させるため必要があるとき、
中医協の議決により設置

診療報酬改定結果 検証部会

所掌：診療報酬が医療現場等に与えた影響等について審議
設置：H17
会長：
委員：公益委員のみ
開催：改定の議論に応じて開催
平成22年度2回
平成23年度2回
平成24年度4回

薬価専門部会

所掌：薬価の価格算定ルールを審議
設置：H2
会長：西村万里子（明治学院大学法学部教授）
委員：支払：診療：公益
=4:4:4
開催：改定の議論に応じて開催
平成22年度2回
平成23年度14回
平成24年度7回

費用対効果評価 専門部会

所掌：医療保険制度における費用対効果評価導入の在り方について審議
設置：H24
会長：
委員：支払：診療：公益：参考人
=6:6:4:3
開催：改定の議論に応じて開催

保険医療材料 専門部会

所掌：保険医療材料の価格算定ルールを審議
設置：H11
会長：印南一路（慶應義塾大学総合政策学部教授）
委員：支払：診療：公益=4:4:4
開催：改定の議論に応じて開催
平成22年度2回
平成23年度9回
平成24年度1回

小委員会

特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う必要があるとき
中医協の議決により設置

診療報酬基本問題 小委員会

所掌：基本的な問題についてあらかじめ意見調整を行う
設置：H3
会長：森田朗（学習院大学法学部教授）
委員：支払：診療：公益=5:5:6
開催：改定の議論に応じて開催
平成22年度開催なし
平成23年度開催なし
平成24年度5回

調査実施小委員会

所掌：医療経済実態調査についてあらかじめ意見調整を行う
設置：S42
会長：野口靖子（早稲田大学政治経済学術院教授）
委員：支払：診療：公益
=5:5:4
開催：調査設計で開催
平成22年度3回
平成23年度1回
平成24年度3回

専門組織

薬価算定、材料の適用及び技術的課題等について調査審議する必要があるとき、有識者に意見を聴くことができる

薬価算定組織

所掌：新薬の薬価算定等についての調査審議
設置：H12
委員長：長瀬隆英
（東京大学大学院教授）
委員：保険医療専門審査員
時期：4半期に一度の薬価
収載、緊急収載等に応じて、月一回程度

聴取

意見

診療報酬調査専門組織

所掌：診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討
設置：H15 委員：保険医療専門審査員

- DPC評価分科会 時期：月1回程度
会長：小山信彌（東邦大学医学部特任教授）
- 医療技術評価分科会 時期：年1回程度
会長：福井次矢（聖路加国際病院長）
- 医療機関のコスト調査分科会 時期：年1回程度
会長：田中滋（慶應義塾大学大学院教授）
- 医療機関等における消費税負担に関する分科会
会長：田中滋（慶應義塾大学大学院教授）
- 入院医療等の調査・評価分科会
会長：武藤正樹（国際医療福祉大学大学院教授）

保険医療材料 専門組織

所掌：特定保険医療材料の保険適用についての調査審議
設置：H12
委員長：松本純夫
（東京医療センター院長）
委員：保険医療専門審査員
時期：4半期に一度の保険
収載等に応じて、3月
に3回程度

2018年診療報酬改定 入院医療 6つのポイント

- ポイント① 7対1病床の要件見直し
- ポイント② 地域包括ケア病棟
- ポイント③ 短期滞在手術・検査など
- ポイント④ 退院支援加算
- ポイント⑤ 療養病床とDPCデータ提出加算
- ポイント⑥ 療養病棟1への一本化

ポイント①

7対 1 病床の要件見直し

重症度、医療・看護必要度

現在の7対1入院基本料における評価指標

評価指標	評価期間 (①患者単位、②病棟単位)	施設基準
(1) 重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の1か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2) 平均在院日数	①1入院あたり ②直近3か月	18日以内
(3) 在宅復帰率	①1入院あたり ②直近6か月間	8割以上

(1) 重症度、医療・
看護必要度

A項目(モニタリング及び処置等)

B項目 (患者の状態)

2014年改定

現行の項目	→	見直しの方向性
創傷処置	定義の見直し②	創傷処置 褥瘡処置
血圧測定	削除①	
時間尿測定	削除①	
呼吸ケア	定義の見直し (削除)③	呼吸ケア(人工呼吸器の管理等 喀痰吸引以外) 喀痰吸引のみ
点滴ライン同時3本	(不変)	点滴ライン同時3本
心電図モニター	(不変)	心電図モニター
シリンジポンプの使用	(不変)	シリンジポンプの使用
輸血や血液製剤の使用	(不変)	輸血や血液製剤の使用
専門的な治療・処置		専門的な治療・処置
①抗悪性腫瘍剤の使用	(不変)	①抗悪性腫瘍剤の使用
	追加④	②抗悪性腫瘍剤の内服
②麻薬注射薬の使用	(不変)	③麻薬注射薬の使用
	追加④	④麻薬の内服・貼付
③放射線治療	(不変)	⑤放射線治療
④免疫抑制剤の使用	(不変)	⑥免疫抑制剤の使用
⑤昇圧剤(注射)の使用	(不変)	⑦昇圧剤(注射)の使用
⑥抗不整脈剤の使用	(不変)	⑧抗不整脈剤の使用
	追加④	⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴
⑦ドレナージの管理	(不変)	⑩ドレナージの管理

現行の項目	→	見直しの方向性
寝返り	(不変)	寝返り
起き上がり	(不変)	起き上がり
座位保持	(不変)	座位保持
移乗	(不変)	移乗
口腔清潔	(不変)	口腔清潔
食事摂取	(不変)	食事摂取
衣服の着脱	(不変)	衣服の着脱

項目の追加 赤字

項目の削除 青字

定義の見直し 紫字

(前回改定)

A項目2点以上かつB項目3点以上の
該当患者割合が15%以上

A項目、B項目は
正しく急性期の
患者を反映して
いるのか？

一般病棟における重症度、医療・看護必要度の見直しの考え方 2016年改定

○ 入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめを基に、これまでの中医協において資料として提示した考え方を、以下のとおり整理した。

A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4 心電図モニターの管理	なし	あり	
5 シリンジポンプの管理	なし	あり	
6 輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7 専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ) ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ) ④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理 ⑤ 放射線治療 ⑥ 免疫抑制剤の管理、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ) ⑧ 抗不整脈剤の使用 (注射剤のみ) ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用 ⑩ ドレナージの管理	なし		あり
⑪無菌治療室での治療	なし		あり
8 救急搬送(搬送日より1～2日間程度)	なし		あり

B 患者の状況等	0点	1点	2点
1 寝返り	できる	何かにつまればできる	できない
2 危険行動	ない		ある
3 診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
4 移乗	できる	見守り・一部介助が必要	できない
5 口腔清潔	できる	できない	
6 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

C 手術等の医学的状況	0点	1点
① 開胸・開頭の手術(術当日より5～7日間程度)		
② 開腹・骨の観血的手術(術当日より3～5日間程度)	なし	あり
③ 胸腔鏡・腹腔鏡手術(術当日より2～3日間程度)		
④ その他の全身麻酔の手術(術当日より1～3日間程度)		

重症者の定義

A得点が2点以上かつ
B得点が3点以上の患者

又は

A得点が3点以上の患者

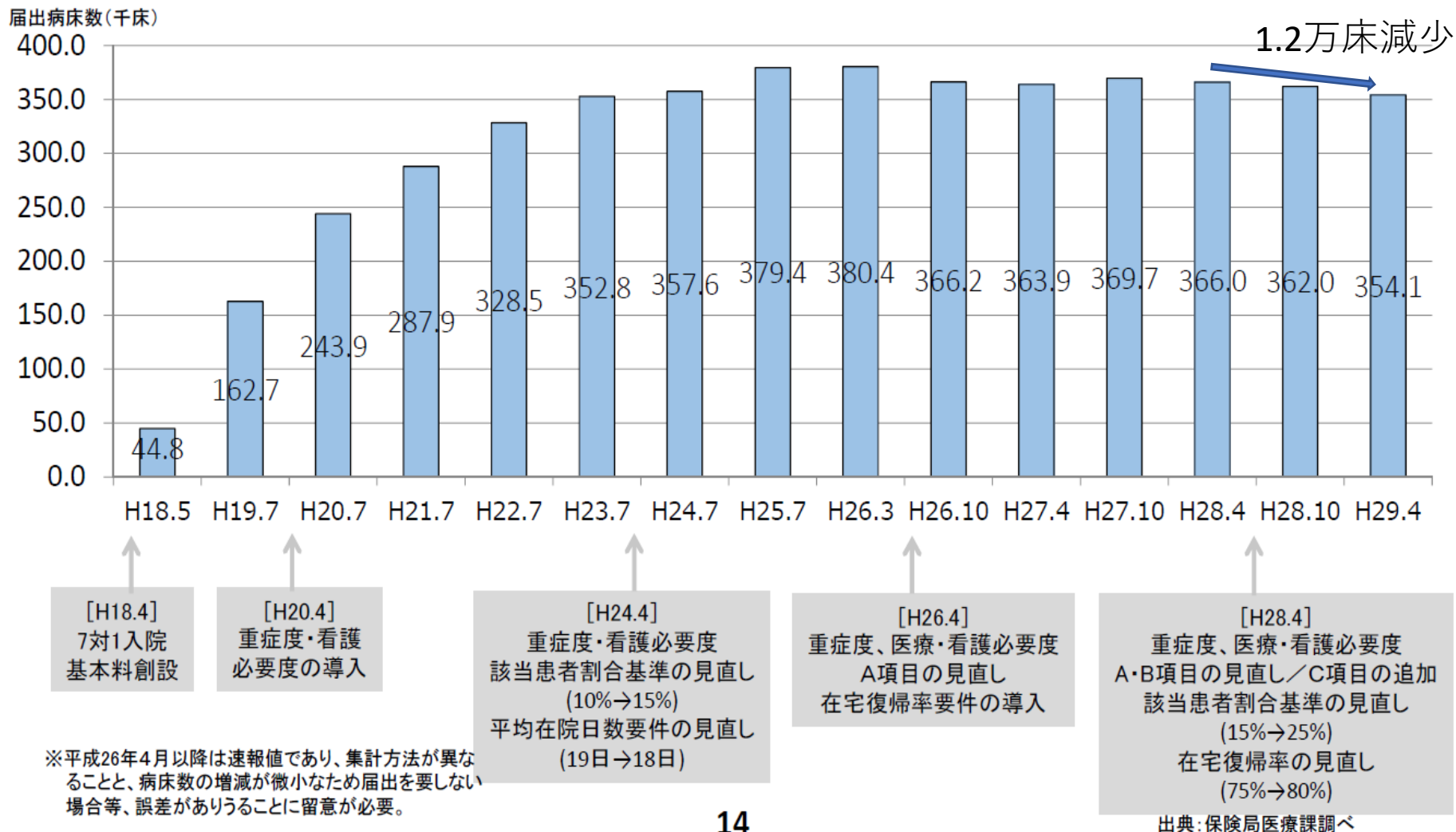
又は

C 1得点が1点以上の患者

2016年改定の
7対1への影響

一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移

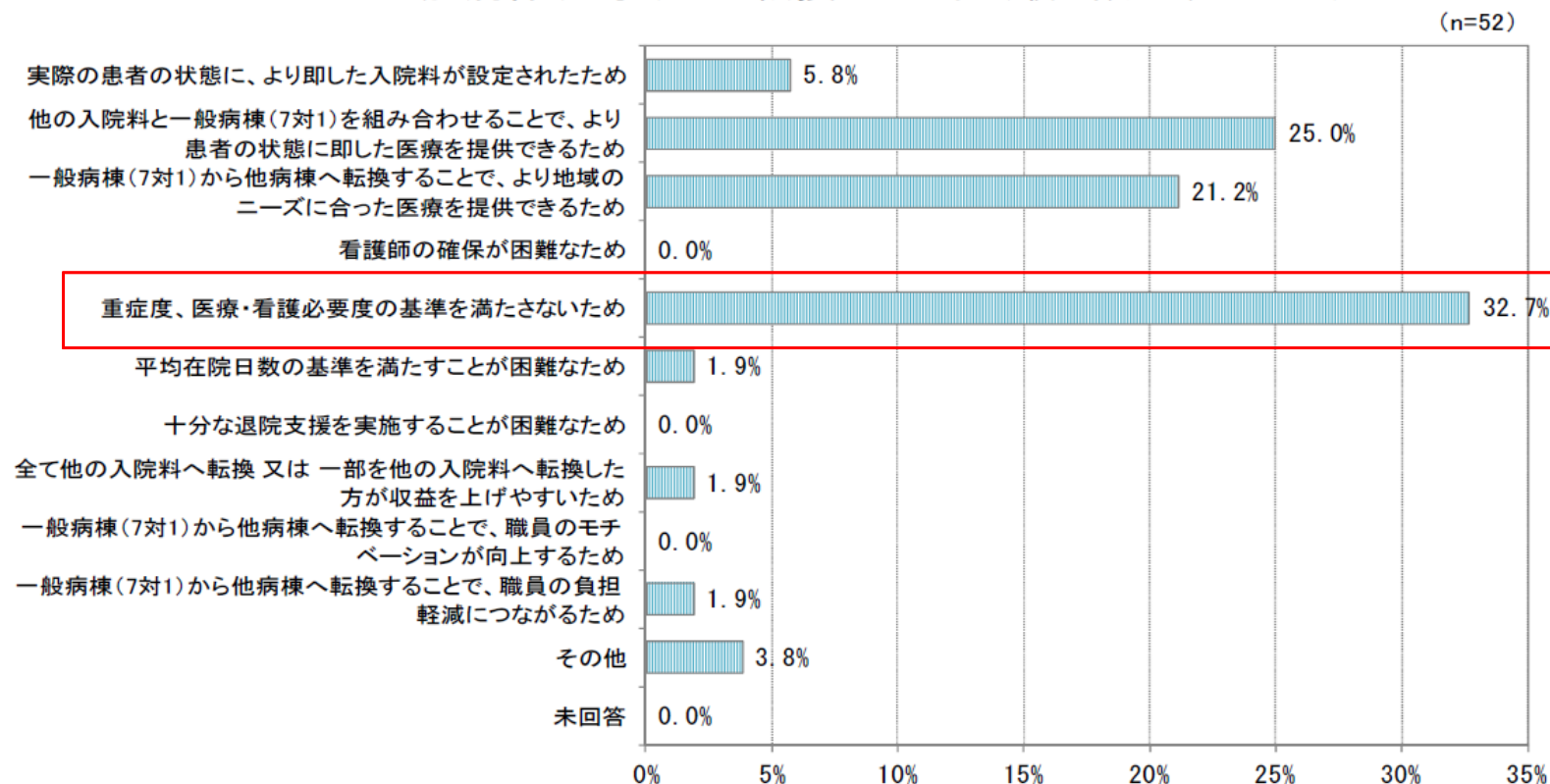
- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年に創設されて以降増加。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加は緩やかになり、平成26年度以降は横ばいからやや減少の傾向となっている。



一般病棟（7対1）から転換した理由

- 一般病棟（7対1）から転換した医療機関に、その理由を聞くと、「重症度、医療・看護必要度の基準を満たさないため」が最も多く、次いで「他の入院料と一般病棟（7対1）を組み合わせることで、より患者の状態に即した医療が提供できるため」が多かった。

＜一般病棟（7対1）から転換した理由（最も該当するもの）＞

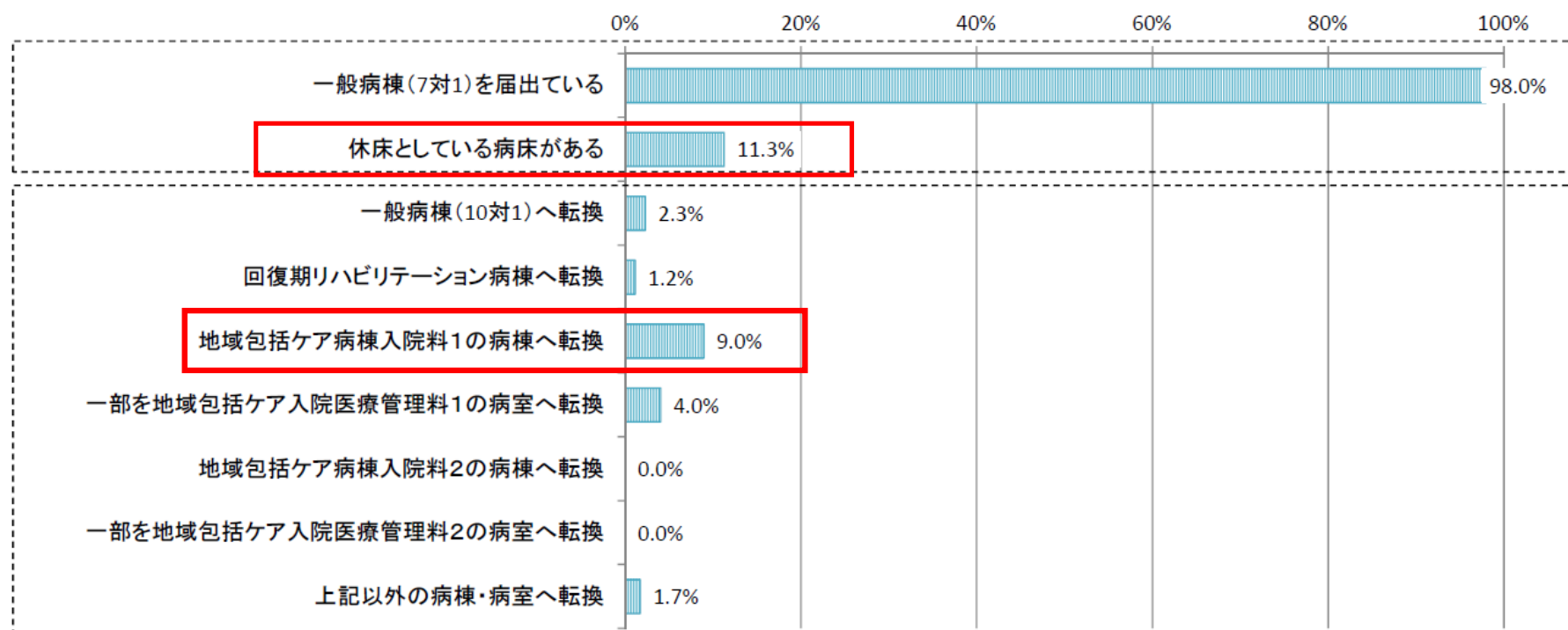


改定後の一般病棟（7対1）の届出状況

- 改定前に一般病棟（7対1）を届出していた施設で、平成28年11月1日時点で一般病棟（7対1）を届け出ている施設は、98.0%であった。
- また、7対1病棟以外の病棟として届け出たものの中では、地域包括ケア病棟入院料1を届け出ている医療機関が最も多かった。

＜改定前に一般病棟（7対1）を届出していた施設の平成28年11月1日時点での当該病棟の状況＞

(n=346)

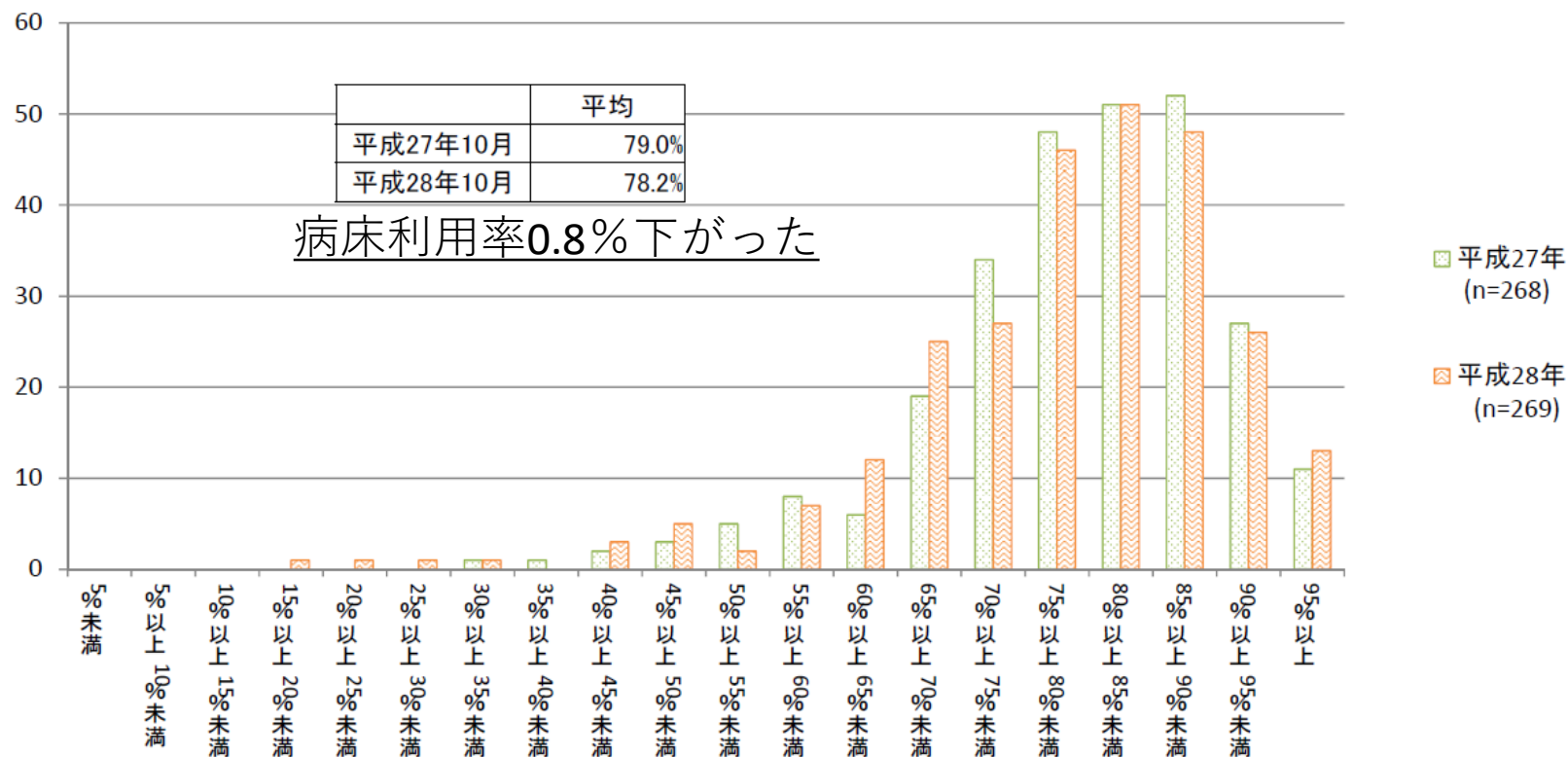


一般病棟（7対1）における病床利用率の状況

- 一般病棟（7対1）における病床利用率をみると、平成28年10月の平均は平成27年10月の平均と比較して0.8ポイント低い。
- 平成28年10月の医療機関ごとの分布をみると、80～85%の医療機関が最も多い。

（医療機関数）

＜病床利用率別の分布＞

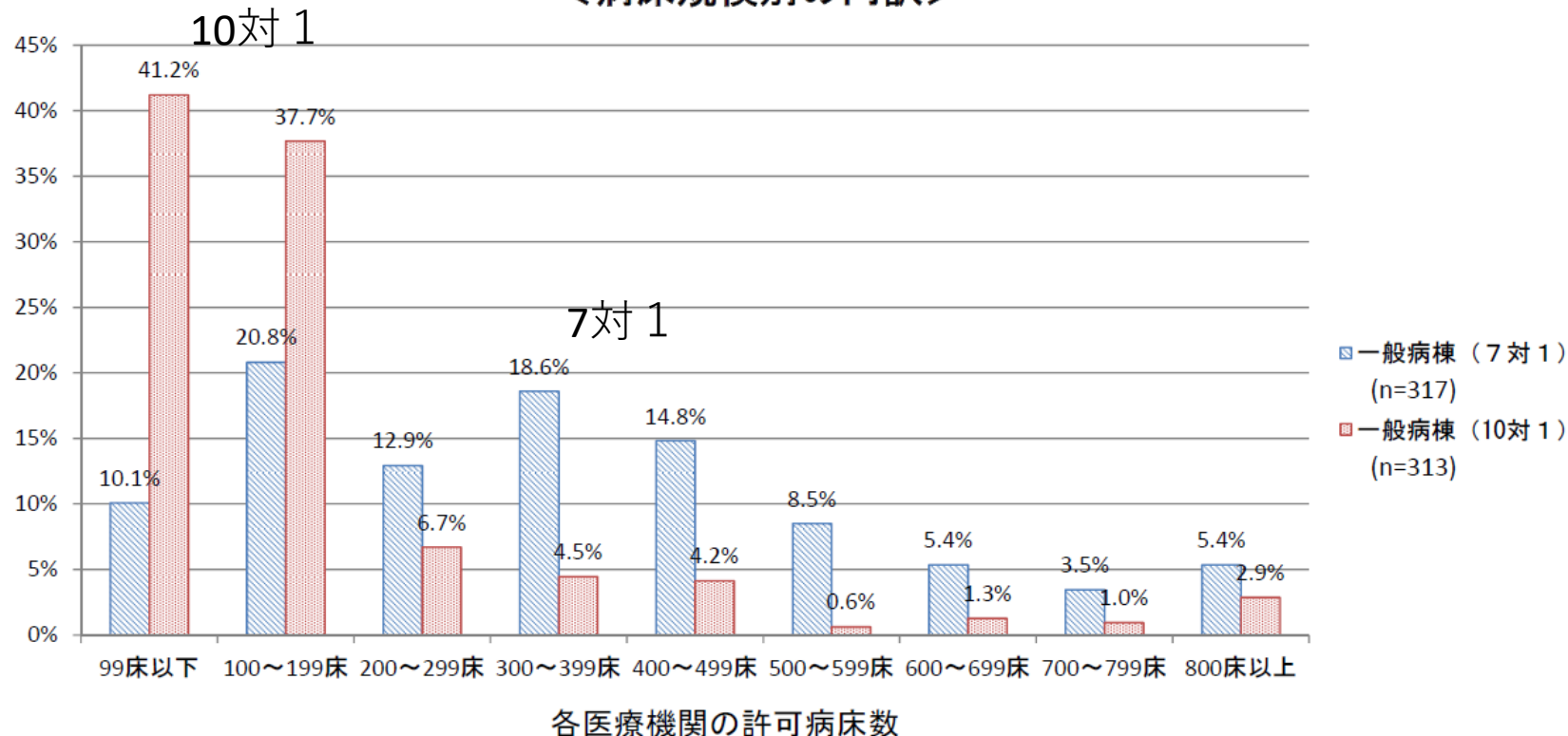


7対 1、 10対 1 比較

回答施設の状況②（一般病棟7対1・10対1入院基本料）

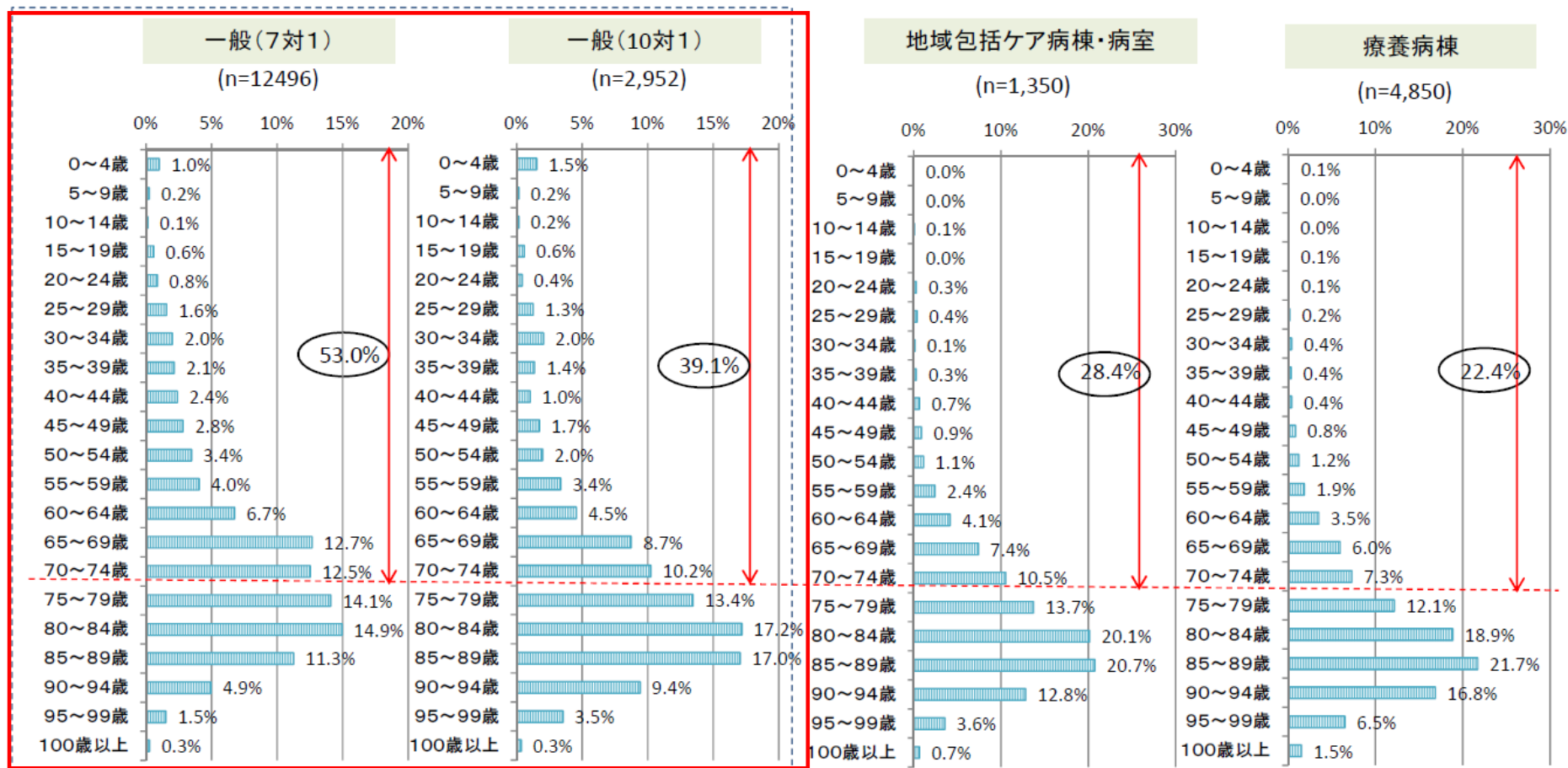
- 回答施設の病床規模をみると、一般病棟（7対1）を有していると回答した医療機関の許可病床数は、100床～199床の医療機関が最も多く、次いで300～399床の医療機関が多い。
- 一般病棟（10対1）では、99床以下の医療機関と100～199床の医療機関で全体の8割弱を占める。

<病床規模別の内訳>



一般病棟（7対1、10対1）入院患者の年齢階級別分布

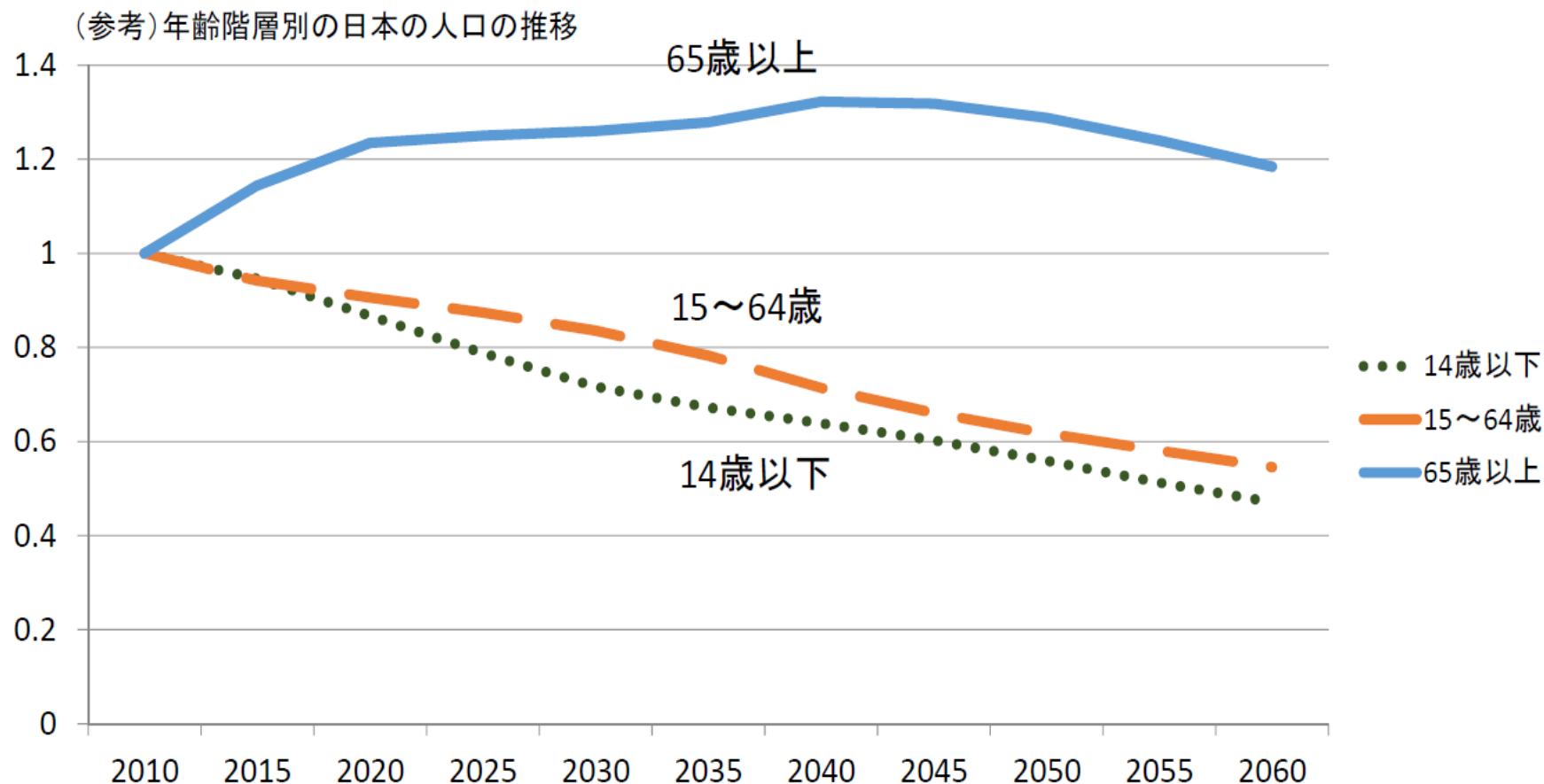
○ 一般病棟（7対1）の入院患者の年齢分布をみると、他の区分と比較して74歳以下の患者の占める割合が多い。



入院医療ニーズの将来予測① ～年齢構成～

中 医 協 総 - 6
2 9 . 3 . 1 5

○年齢階層別の日本の人口の推移をみると、今後、65歳未満の人口は減少していくことが想定される。

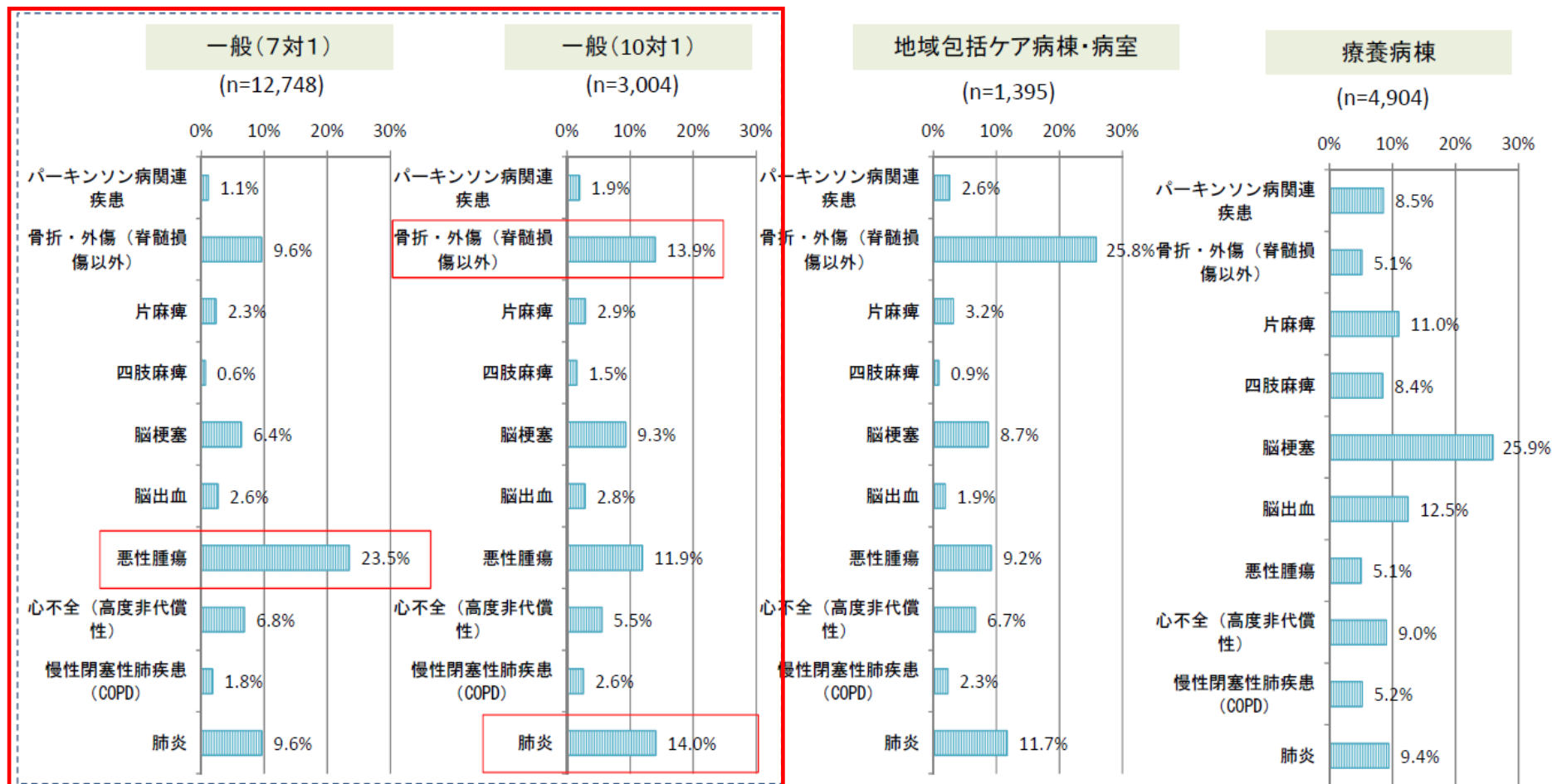


※各年齢層毎の2010年時点の人口を1とした場合の推計値

(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」
(平成22年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

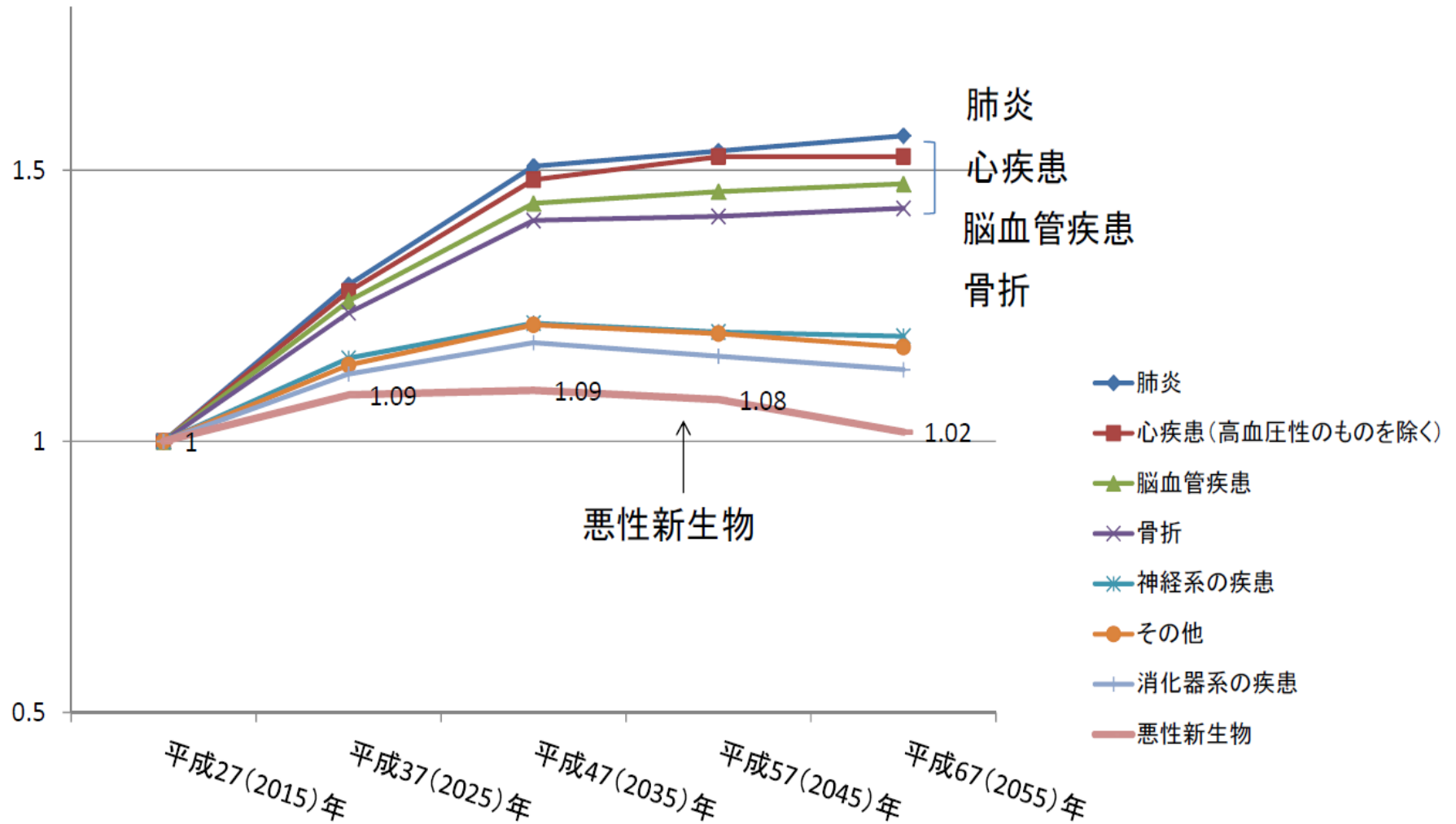
一般病棟（7対1・10対1）入院患者の疾患

○ 一般病棟（7対1・10対1）入院患者の疾患をみると、一般病棟（7対1）では、悪性腫瘍の患者が最も多く、一般病棟（10対1）では、肺炎と骨折・外傷の患者の割合が最も多い。



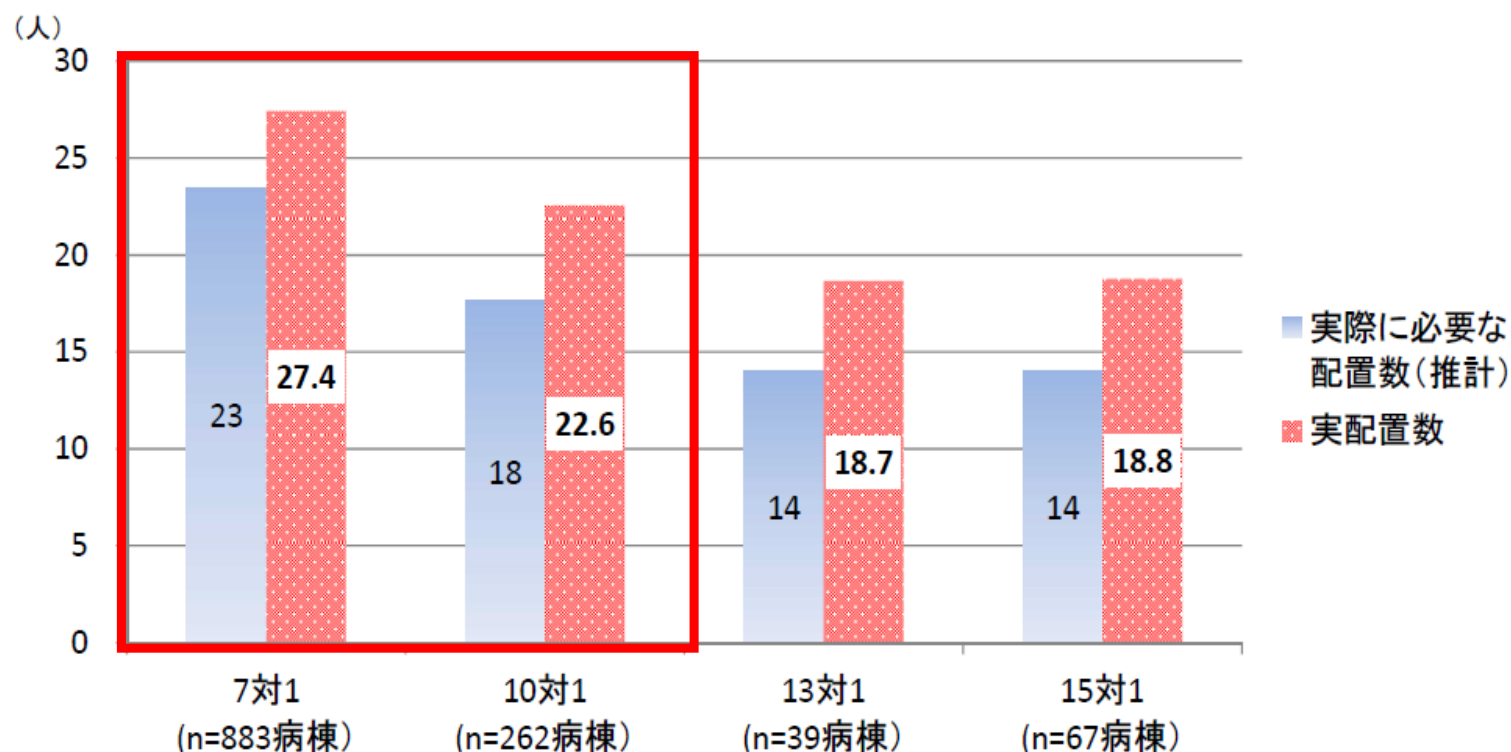
入院医療ニーズの将来予測② ～疾患構成～

(参考) 入院患者の将来推計 2015年を1とした場合の増加率



一般病棟入院基本料区分別 病棟の看護職員の配置数

○ いずれの届出区分でも必要な配置数(推計)よりも実際には多くの看護職員を配置している。



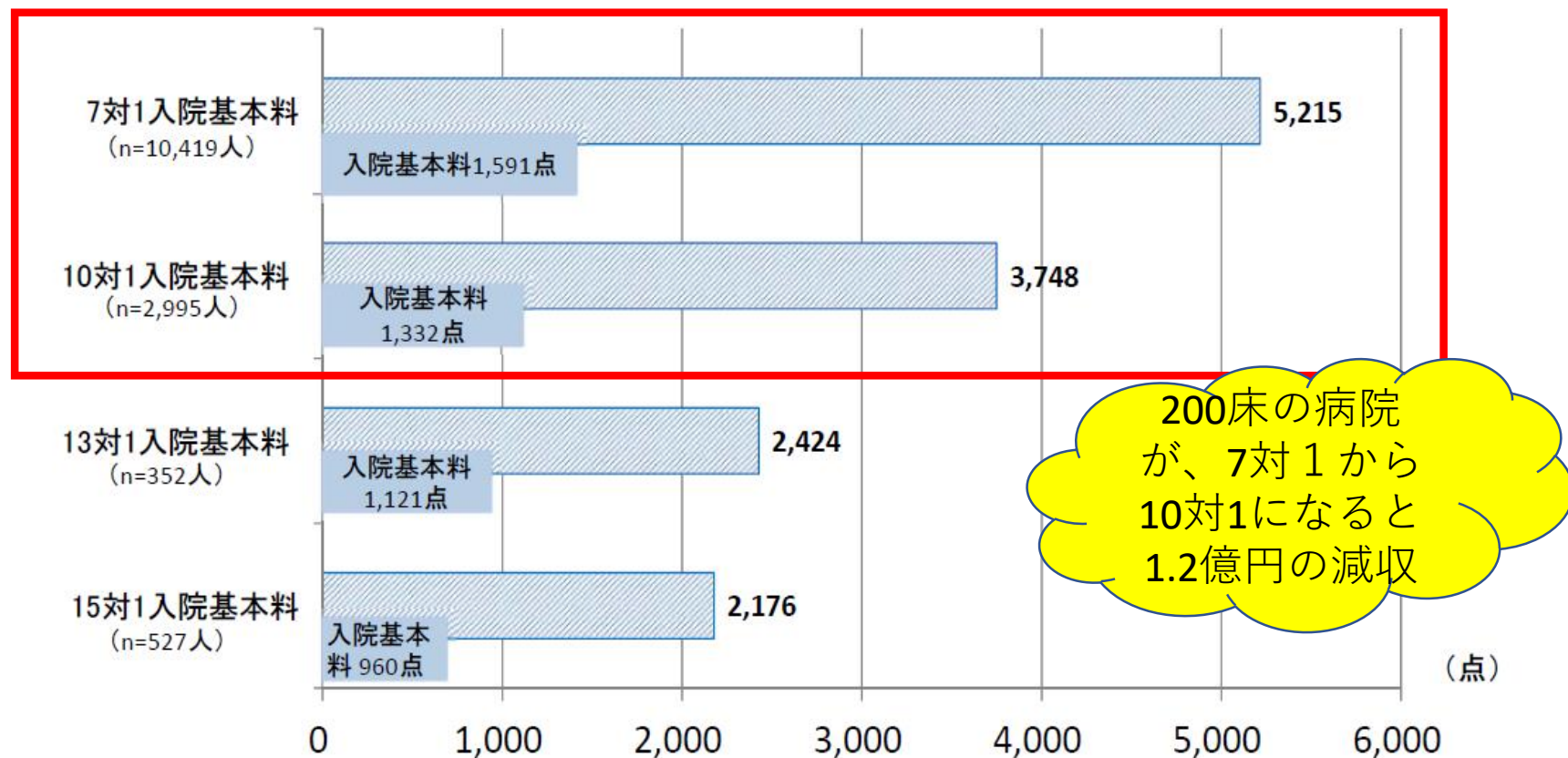
(参考) 必要配置数(基準値) 7対1…14人 10対1…11人 13対1…8人 15対1…7人
病棟あたりの平均届出病床数(平成26年11月5日時点)に対し利用率を80%と設定して算出した1日に必要な配置数

※ 実配置数: 病棟あたりの看護職員の平均配置数(平成26年11月5日時点)
実際に必要な配置数(推計): 病棟あたりの平均届出病床数(平成26年11月5日時点)に対し利用率を80%と設定し算出
病床数を用い、看護職員の休日等の取得を考慮(年間総労働時間を1,800時間で設定)して試算し、
かつ月平均夜勤時間の要件を考慮した必要な配置数

※ 月平均夜勤時間の要件や夜勤人数の設定により、必要数が変動することに留意

一般病棟入院基本料区分別 一日あたり平均レセプト請求点数

○ 一日あたり平均レセプト請求点数は7対1で最も高く、7対1、10対1で入院基本料以外の点数が多い。



※ 平成26年11月10日～12月26日の間に医療機関が任意に定めた調査対象月のレセプトより算出

出典: 平成26年度入院医療等の調査13

7対 1、10対 1 の
重症患者該当率を比較する

一般病棟（7対1）の施設基準による評価について

評価項目	評価期間 (①患者単位、②病棟単位)	基準値 (カットオフ値)
(1) 重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の1か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2) 平均在院日数	①1入院あたり ②直近3か月	18日以内
(3) 在宅復帰率	①1入院あたり ②直近6か月間	8割以上

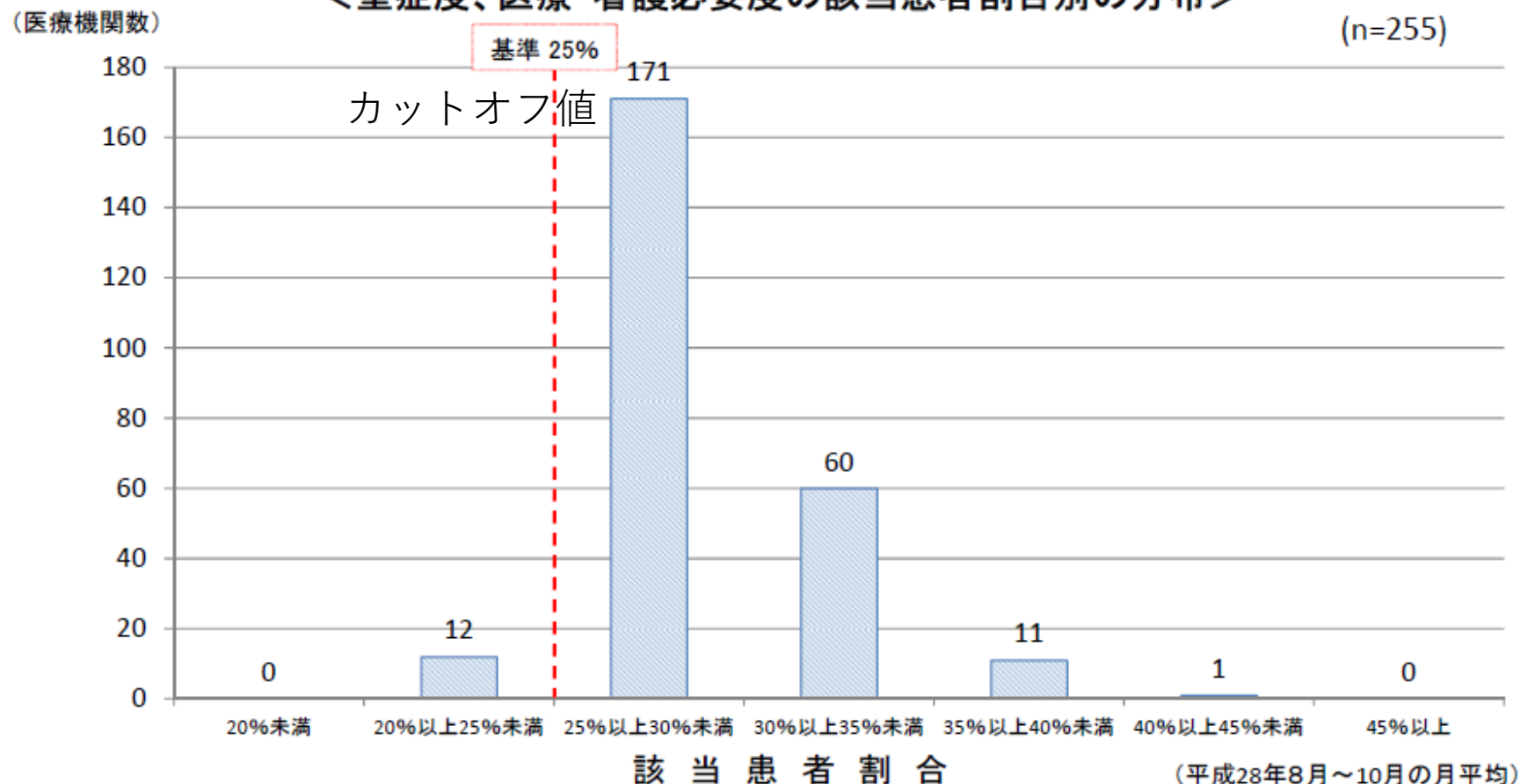
一般病棟（10対1）の加算による評価について

【加算の概要】

名称	点数(1日につき)	基準値
看護必要度加算1	55点	該当患者割合が2割4分以上
看護必要度加算2	45点	該当患者割合が1割8分以上
看護必要度加算3	25点	該当患者割合が1割2分以上

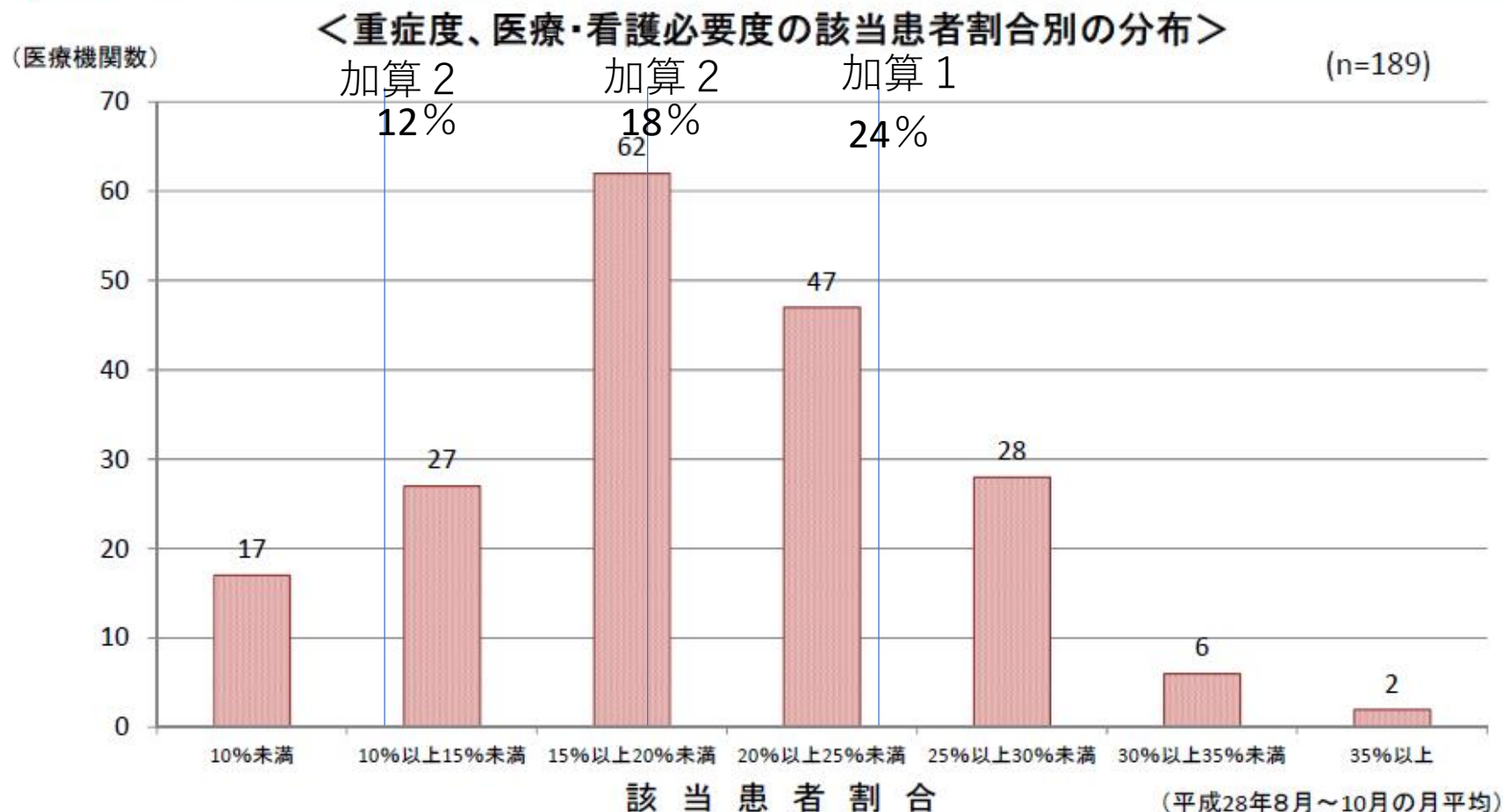
○ 一般病棟(7対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布をみると、該当患者割合が25%～30%の医療機関が全体の約7割を占めるが、該当患者割合が30%を超える医療機関も、全体の3割弱存在する。

＜重症度、医療・看護必要度の該当患者割合別の分布＞

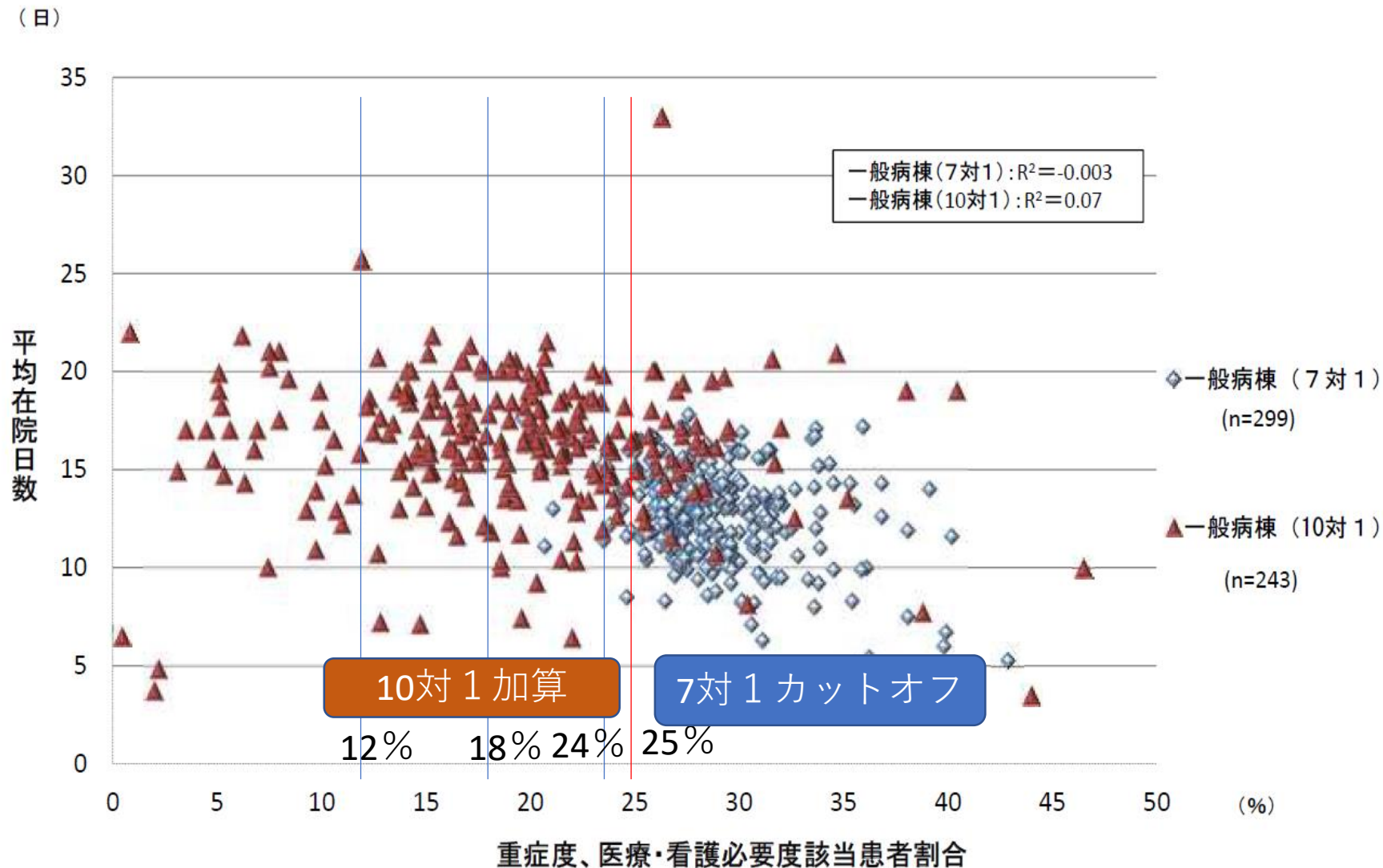


一般病棟(10対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布

○ 一般病棟(10対1)の重症度、医療・看護必要度該当患者割合別の医療機関の分布をみると、該当患者割合が15%～20%の医療機関が最も多いが、該当患者割合が25%を超える医療機関も、一定数存在する。



平均在院日数と重症度、医療・看護必要度該当患者割合の関係



7対1と10対1
の診療報酬点
数の差を考え
れば、病院と
しては7対1を
維持したいと
考えてしまう

7対1ではカットオフ
値である25%ギリギ
リの病院が圧倒的だ
が、10対1では正規分
布に近くなっている

段階的に評価
してよいので
はないか？

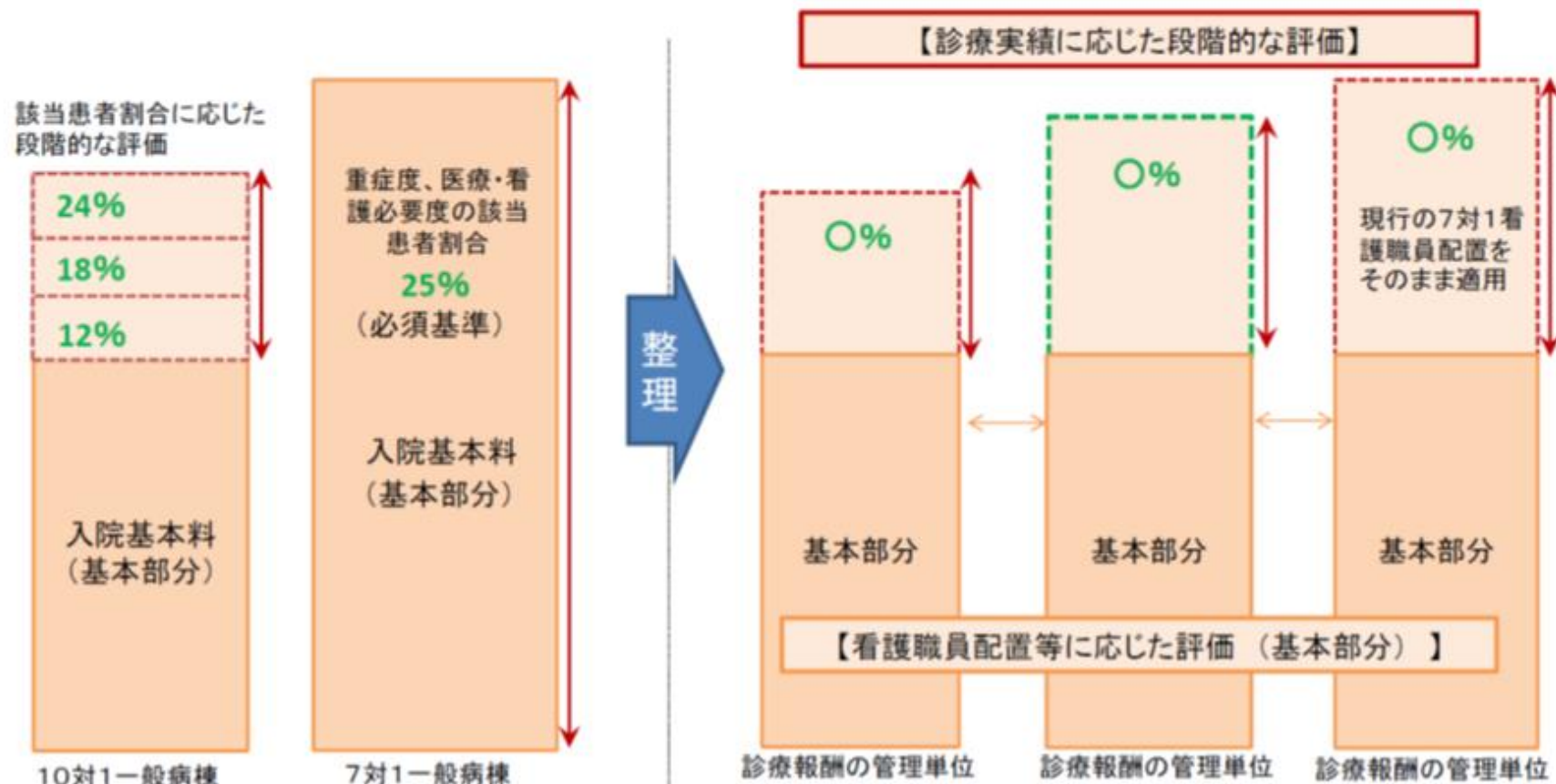
入院医療分科会 2017年8月24日

一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の評価体系(案)

- 将来の入院医療ニーズの変化に対応する病棟への弾力的で円滑な選択・変更を推進するため、7対1一般病棟と10対1一般病棟の現行の評価を参考にしつつ、急性期の入院医療の評価体系について、基本部分と実績に応じた段階的な評価部分との組み合わせによる評価体系を導入してはどうか。

なお、実績に応じた評価の最も高い部分には、現行の7対1一般病棟との整合性に配慮し、7対1看護職員の配置基準をそのまま適用してはどうか。

- また、現行の7対1一般病棟と10対1一般病棟との間に中間的な水準の評価を設けてはどうか。

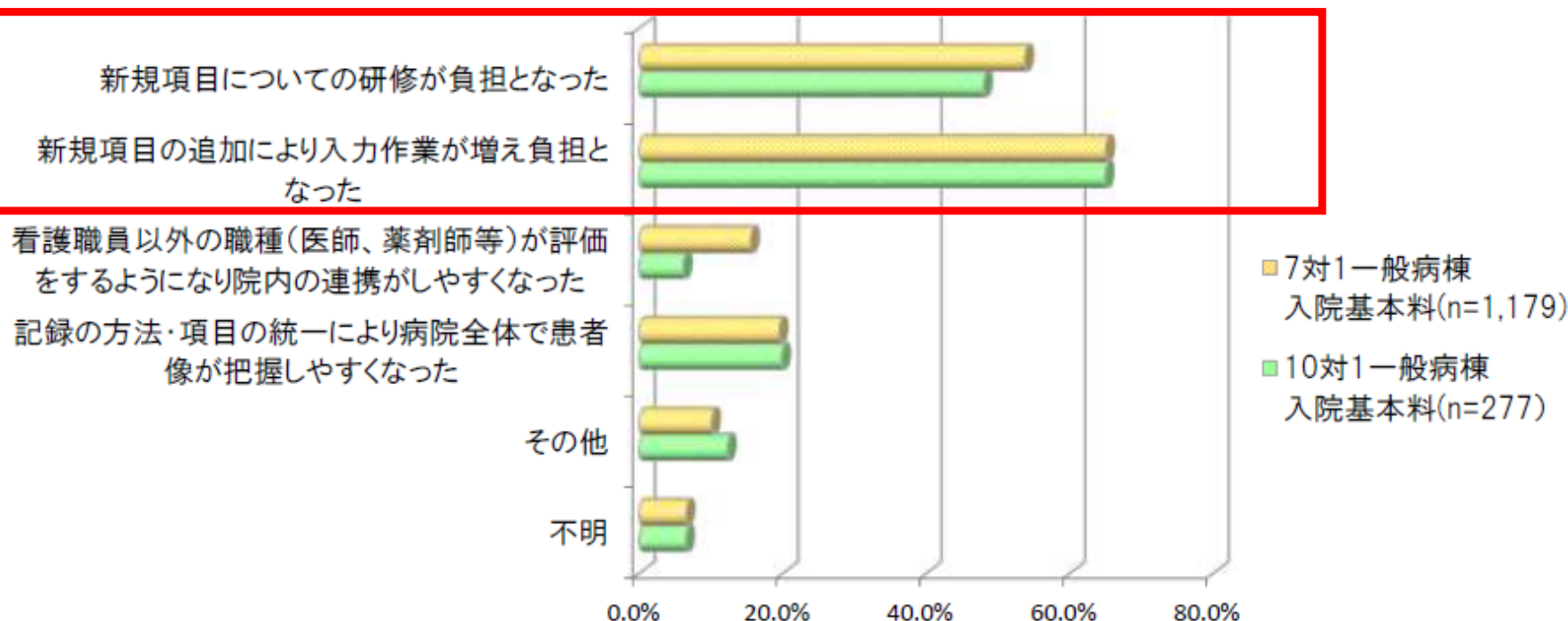


重症度、医療・看護必要度
のDPCデータによる
置き換えについて

重症度、医療・看護必要度の見直しの影響

- 重症度、医療・看護必要度の評価に関する平成28年度診療報酬改定での見直しの影響については、「新規項目の追加により入力作業が増え負担となった」が、7対1病棟、10対1病棟ともに多かった。

＜重症度、医療・看護必要度の評価を見直したことの影響＞



医療機能に応じた入院医療の評価について①

一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直し

- 急性期に密度の高い医療を必要とする状態が適切に評価されるよう、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」について見直しを行う。

現行 (一般病棟用重症度、医療・看護必要度に係る評価票)	
【該当基準】 A項目2点以上かつB項目3点以上	
[A項目]	
1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く。), ②褥瘡の処置)	
2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く。)	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	
4 心電図モニターの管理	
5 シリンジポンプの管理	
6 輸血や血液製剤の管理	
7 専門的な治療・処置	
① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、	
③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理、	
⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理、	
⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、	
⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ ドレナージの管理	
[B項目]	
8 寝返り	9 起き上がり
10 座位保持	11 移乗
12 口腔清潔	13 食事摂取
14 衣服の着脱	



改定後 (一般病棟用重症度、医療・看護必要度に係る評価票)	
【該当基準】 A項目2点以上かつB項目3点以上、 <u>A項目3点以上又はC項目1点以上</u>	
[A項目]	
1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く。), ②褥瘡の処置)	
2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く。)	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	
4 心電図モニターの管理	
5 シリンジポンプの管理	
6 輸血や血液製剤の管理	
7 専門的な治療・処置	
① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、	
③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理、	
⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理、⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)	
⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、	
⑩ ドレナージの管理、 <u>⑪ 無菌治療室での治療</u>	
<u>8 救急搬送後の入院</u>	
[B項目]	
<u>9 寝返り</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>10 移乗</u>
<u>11 口腔清潔</u>	<u>12 食事摂取</u>
<u>13 衣服の着脱</u>	<u>14 診療・療養上の指示が通じる</u> <u>15 危険行動</u>
[C項目]	
<u>16 開頭手術</u>	<u>17 開胸手術</u>
<u>18 開腹手術</u>	<u>19 骨の手術</u>
<u>20 胸腔鏡・腹腔鏡手術</u>	<u>21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術</u>
<u>22 救命等に係る内科的治療</u>	
<u>① 経皮的血管内治療</u> <u>② 経皮的心筋焼灼術等の治療</u> <u>③ 侵襲的な消化器治療</u>	

データ提出加算の提出データの概要

内容			ファイル名称
患者別匿名化情報	簡易診療録情報(カルテからの匿名化情報)		様式1
	診療報酬請求情報	診断群分類点数表により算定した患者に係る診療報酬請求情報	Dファイル
		医科点数表に基づく出来高点数情報(入院、外来) ※外来は任意	EF統合ファイル
		カルテからの日別匿名化情報(重症度、医療・看護必要度)	Hファイル
		医科保険診療以外の診療情報	様式4
施設情報(病床数、入院基本料等加算、地域医療指数における指定状況等)			様式3

※上記の様式、ファイル作成方法は

平成29年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料を参照のこと。

重症度、医療・看護必要度A・C項目と報酬区分の関連①

関連性が高いと考えられる項目の例(A項目)

重症度、医療・看護必要度項目			報酬区分
A	1	①創傷の処置（褥瘡の処置を除く）	J000 創傷処置
		②褥瘡の処置	J001-4 重度褥瘡処置
A	2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）	J024 酸素吸入
A	3	点滴ライン同時3本以上の管理	G004 点滴注射
			K920 輸血
A	4	心電図モニターの管理	D220 呼吸心拍監視
A	5	シリンジポンプの管理	G通則 精密持続点滴注射加算
			薬剤の算定（血液製剤）
A	6	輸血や血液製剤の管理	K920 輸血
			K920-2 輸血管理料

重症度、医療・看護必要度A・C項目と報酬区分の関連③

関連性が高いと考えられる項目の例(C項目)

重症度、医療・看護必要度項目			報酬区分
C	16	開頭手術	K164 頭蓋内血腫除去術
			K169 頭蓋内腫瘍摘出術
	17	開胸手術	K552 冠動脈、大動脈パ・イパス移植術
			K552-2 冠動脈、大動脈パ・イパス移植術
			K554 弁形成術
			K555 弁置換術
	18	開腹手術	K655 胃切除術
			K657 胃全摘術
			K695 肝切除術
			K702 膵体尾部腫瘍切除術
			K703 膵頭部腫瘍切除術
			K877 子宮全摘術
			K879 子宮悪性腫瘍手術
	19	骨の手術	K059 骨移植術
			K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術

重症度、医療・看護必要度と報酬区分との相違

■ 定義の違い

重症度、医療・看護必要度と報酬区分とで定義する内容が違う場合がある。

例1)

重症度、医療・看護必要度項目	報酬区分
A-3 点滴ライン同時3本以上の管理 持続注入による薬液を3本同時に使用し管理した場合に該当	G004 点滴注射 1日当たりの総量に合わせて算定

➡ 点滴3本を同時に使用したかどうかは、請求システムから把握できない。

例2)

重症度、医療・看護必要度項目	報酬区分
A-7 専門的な治療・処置 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用 血栓・塞栓が生じている（疑われる）急性疾患の患者に対し、血栓・塞栓を生じさせないもしくは減少させることを目的とし、持続的に投与した場合に該当	薬剤の算定（抗血栓塞栓薬（注射剤）） 抗血栓塞栓薬を処方した場合に算定

➡ 急性疾患か使用目的に合致しているか、持続的な投与かどうかは、請求システムから把握できない。

■ 該当日の違い

重症度、医療・看護必要度と報酬区分とで該当する日が違う場合がある。

例3)

重症度、医療・看護必要度項目	報酬区分
C-16 開頭手術 術当日より7日間該当	K169 頭蓋内腫瘍摘出術 手術を実施した日に算定

➡ 請求システムから把握する場合、評価される日が算定日のみになり、評価の該当期間とずれる。



まずはシミュレーションしてみは？

日々の状態把握は必要

必要度と診療報酬区分はそもそも概念が異なるので、シミュレーションは時間のムダ

A項目、C項目の置き換えシミュレーションを行ってみては？

2017年9月6日入院医療分科会

重症度、医療・看護必要度 DPCデータを用いた 分析結果

(参考)感度、特異度、ファイ係数について

		重症度、医療・看護必要度項目の該当		計
		あり	なし	
EFファイルでの請求	あり	a	b	w
	なし	c	d	x
計		y	z	

【計算式】

○ 感度 $= a \div (a + c)$

○ 特異度 $= d \div (b + d)$

○ ファイ係数※ $= (a \times d - b \times c) \div \sqrt{w \times x \times y \times z}$

※ ファイ係数の解釈の目安

－1から1までの値をとり、絶対値が大きいほど連関が強いと解釈できる。

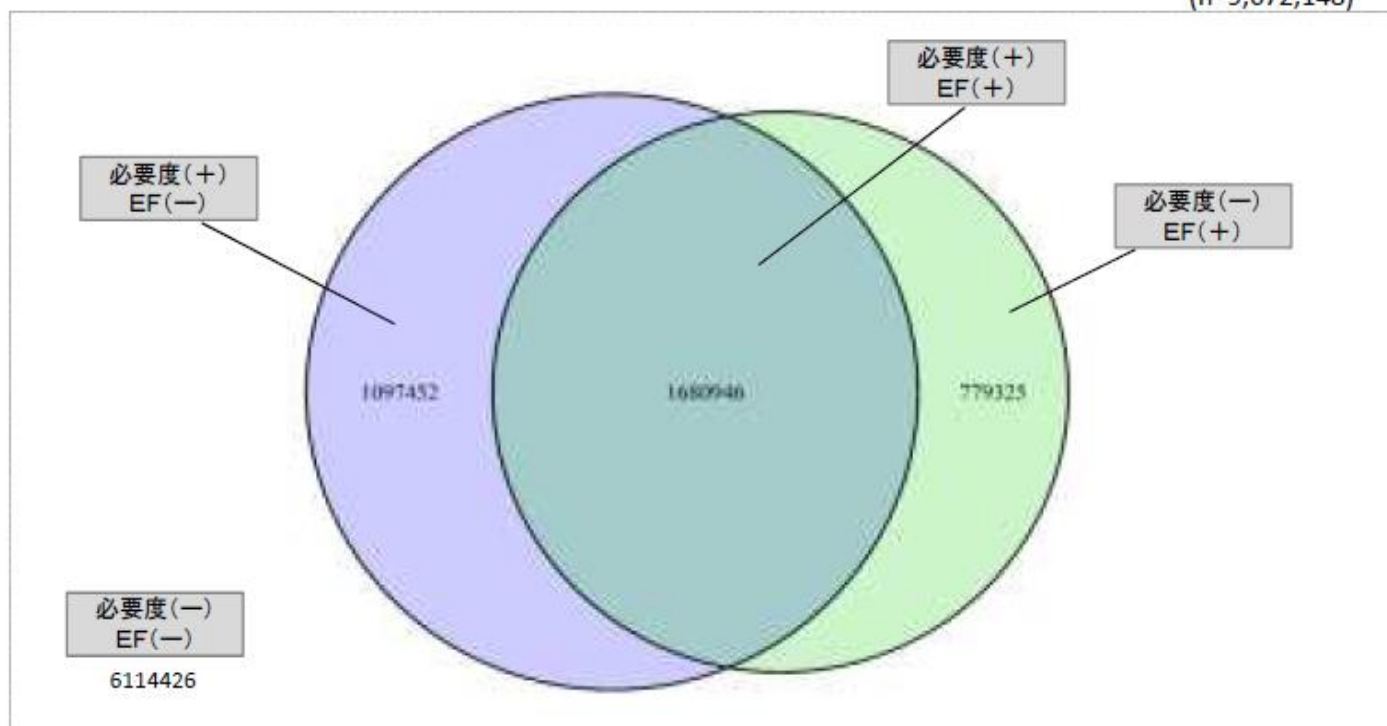
係数(絶対値)	評価
～0.2	ほとんど関連なし
0.2～0.4	弱い関連あり
0.4～0.7	中程度の関連あり
0.7～1	強い関連あり

重症度、医療・看護必要度とDPCデータ(EF統合ファイル)の分析結果①

		重症度、医療・看護必要度の判定 (Hファイル)	
		該当	非該当
マスタ(※)に基づく判定 (EFファイル)	該当	1,680,946 (17.4%)	779,325 (8.1%)
	非該当	1,097,452 (11.3%)	6,114,426 (63.2%)

ファイ係数	0.51
感度	0.61
特異度	0.89

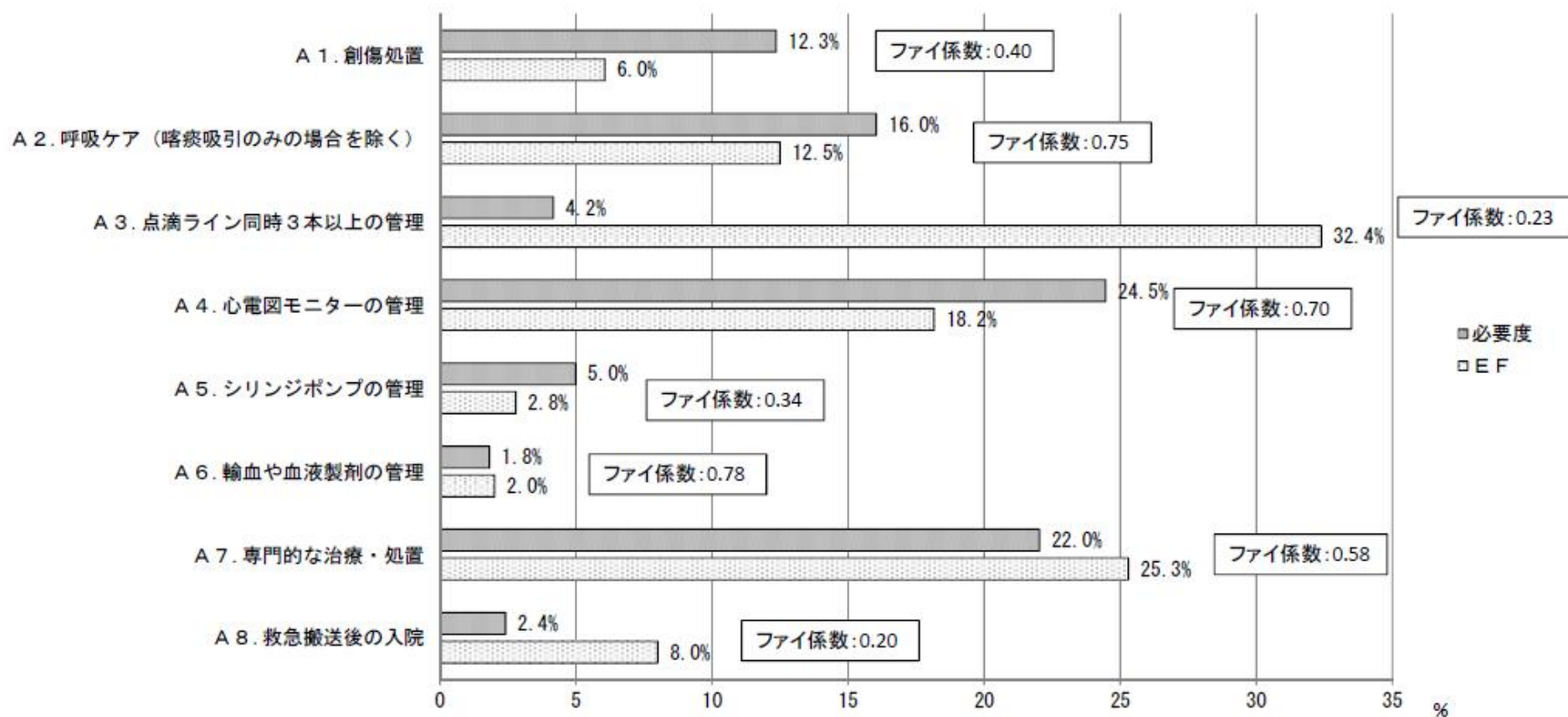
(n=9,672,148)



重症度、医療・看護必要度とDPCデータ(EF統合ファイル)の分析結果②(A項目)

＜看護必要度の項目別該当患者割合（A項目）＞

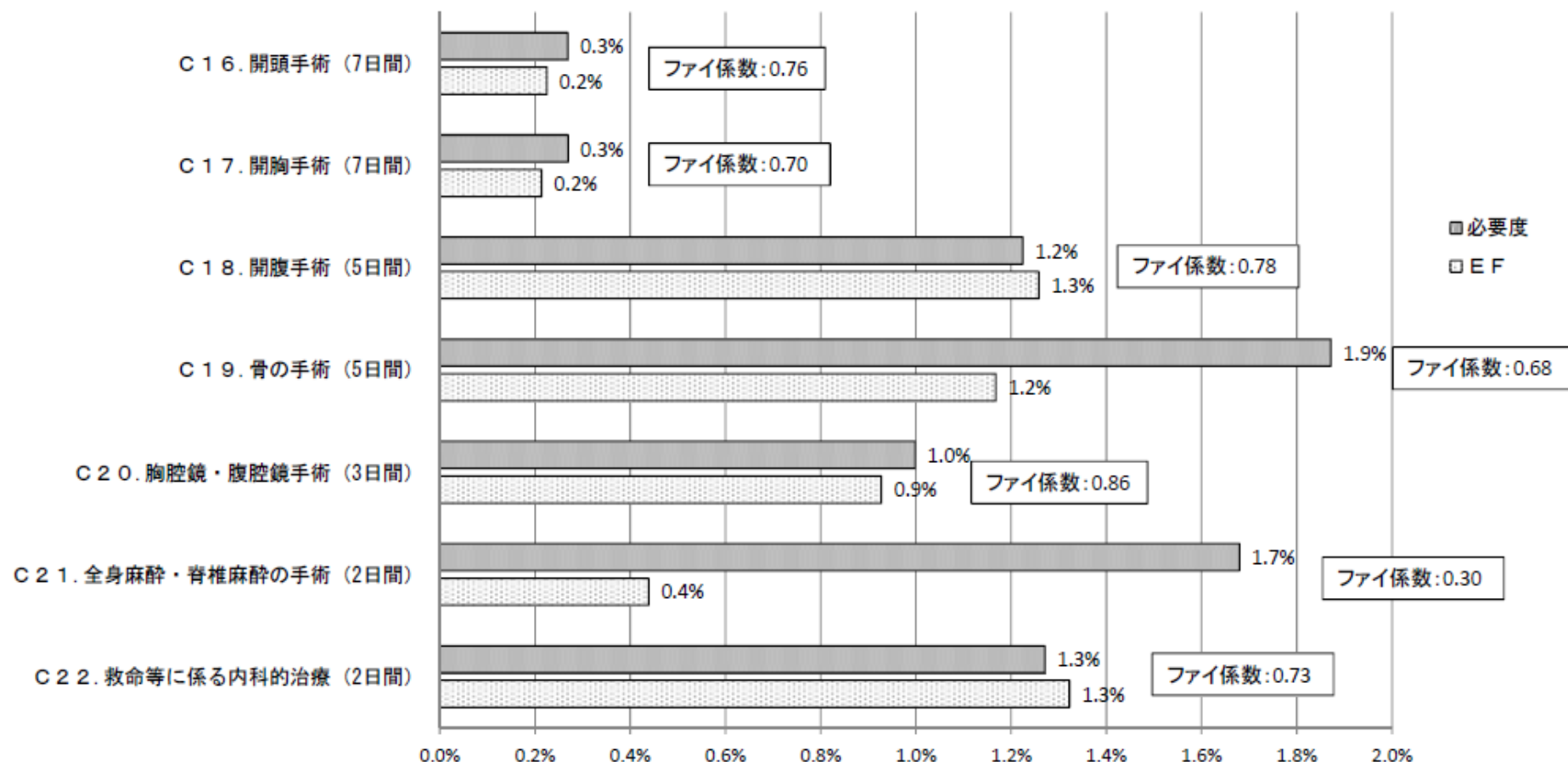
(n=9,672,148)



重症度、医療・看護必要度とDPCデータ(EF統合ファイル)の分析結果④(C項目)

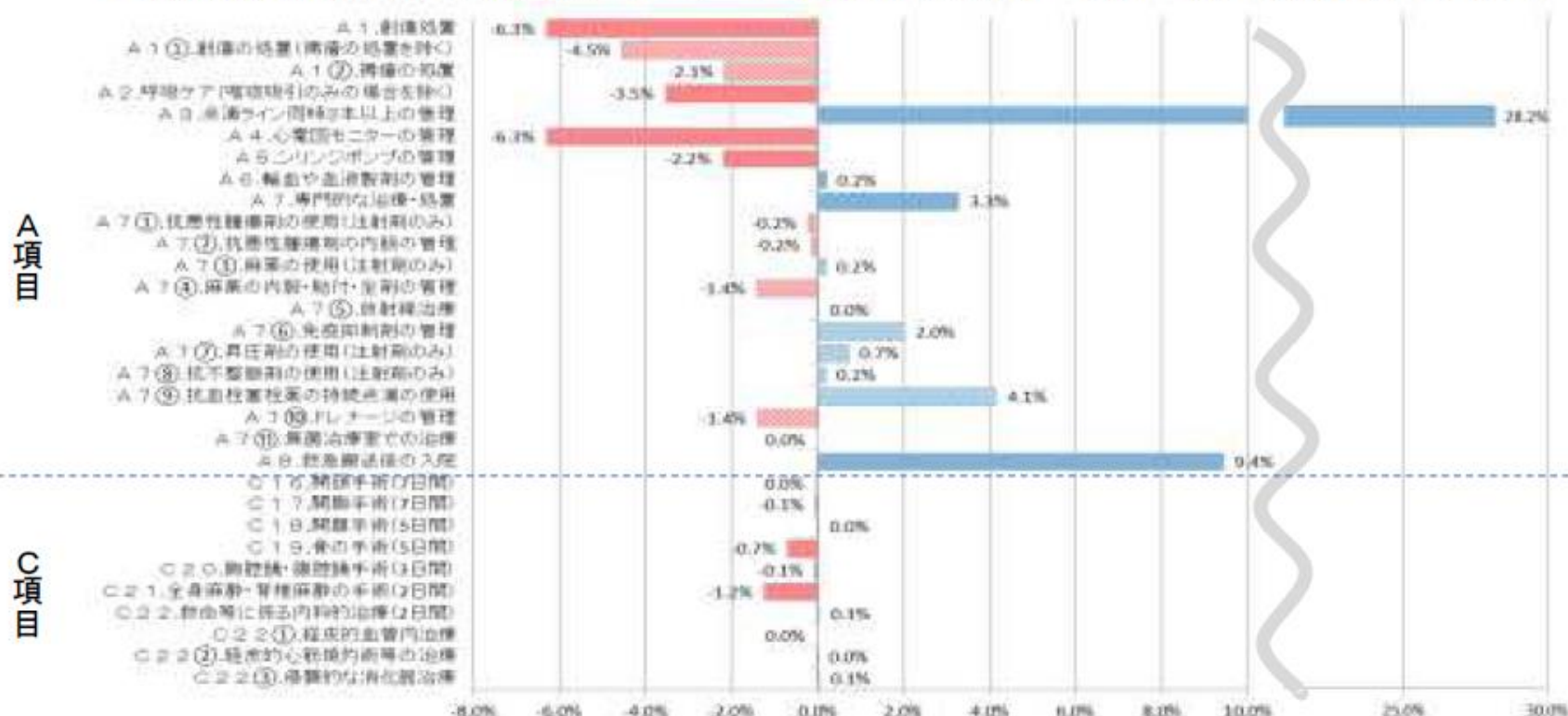
<看護必要度の項目別該当患者割合(c項目)>

(n=9,672,148)



重症度、医療・看護必要度とDPCデータ(EF統合ファイル)の分析結果⑤(評価項目別)

■ 評価項目別の該当患者割合の差 (DPCデータでの該当患者割合) - (現行の該当患者割合(Hファイル))



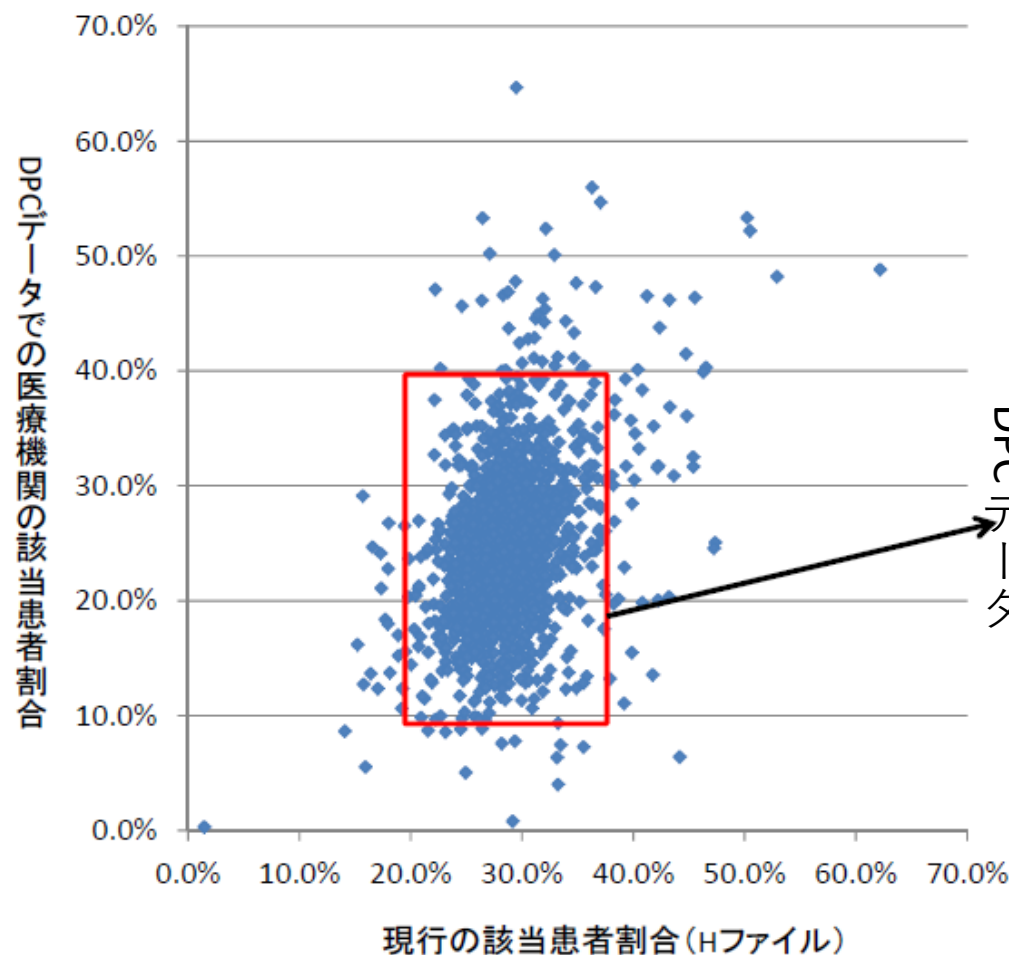
該当患者割合の差を項目別にみると、主にA項目での差が大きい。

差の理由として考えられるのは、

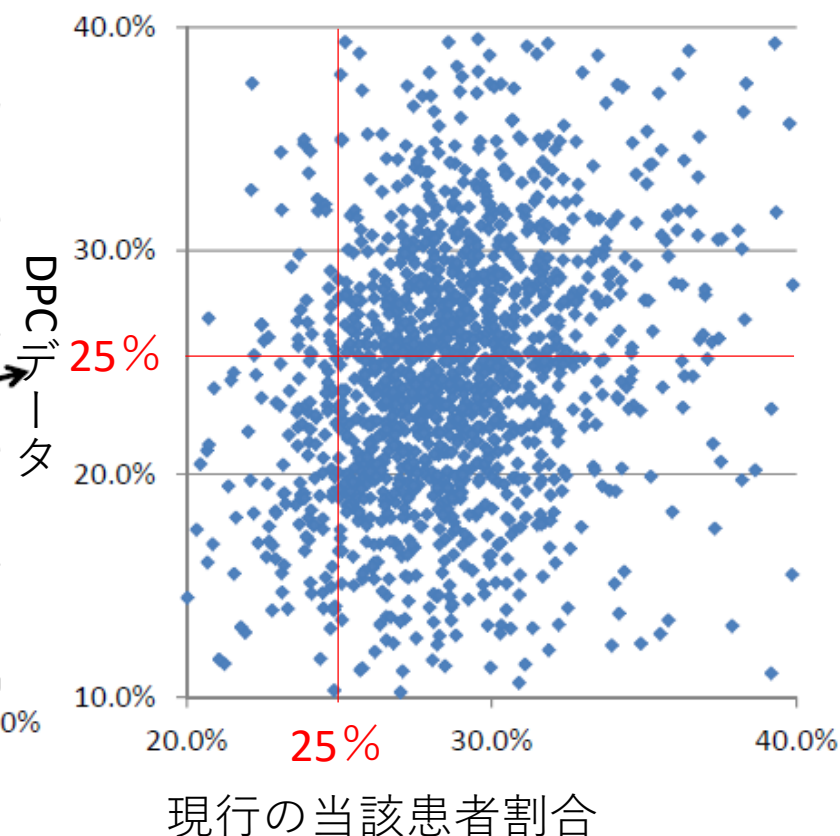
- 「創傷処置」「呼吸ケア」「心電図モニターの管理」「シリンジポンプの管理」に対応する請求項目は、医療機関においてEFファイルに入力していない可能性がある。
- 「点滴ライン同時3本以上の管理」「救急搬送後の入院」については、重症度、医療・看護必要度の定義と請求における規定とがずれているためと考えられる。
- 薬剤については、処方日と実際に投与した日とがずれている可能性がある。
- 「全身麻酔・脊椎麻酔の手術」については、現場の入力の際、他の手術項目とあわせて入力されている可能性がある。

重症度、医療・看護必要度とDPCデータ(EF統合ファイル)の分析結果⑥(医療機関毎-1)

(n=1,495医療機関)



現行の該当患者割合	DPCデータでの該当患者割合
28.8%	24.8%



入院医療分科会で結論を出すのではなく、どのような活用法が考えられ、またその場合にはどのような工夫が必要なのか、など中医協における議論の素材を検討してほしい

導入は時期
早尚

乖離の理由はさまざまで、時間をかけて詳細に分析する必要がある。看護現場では看護必要度がどのように見直されるのか、負担軽減を歓迎するよりも大きな不安の声がある

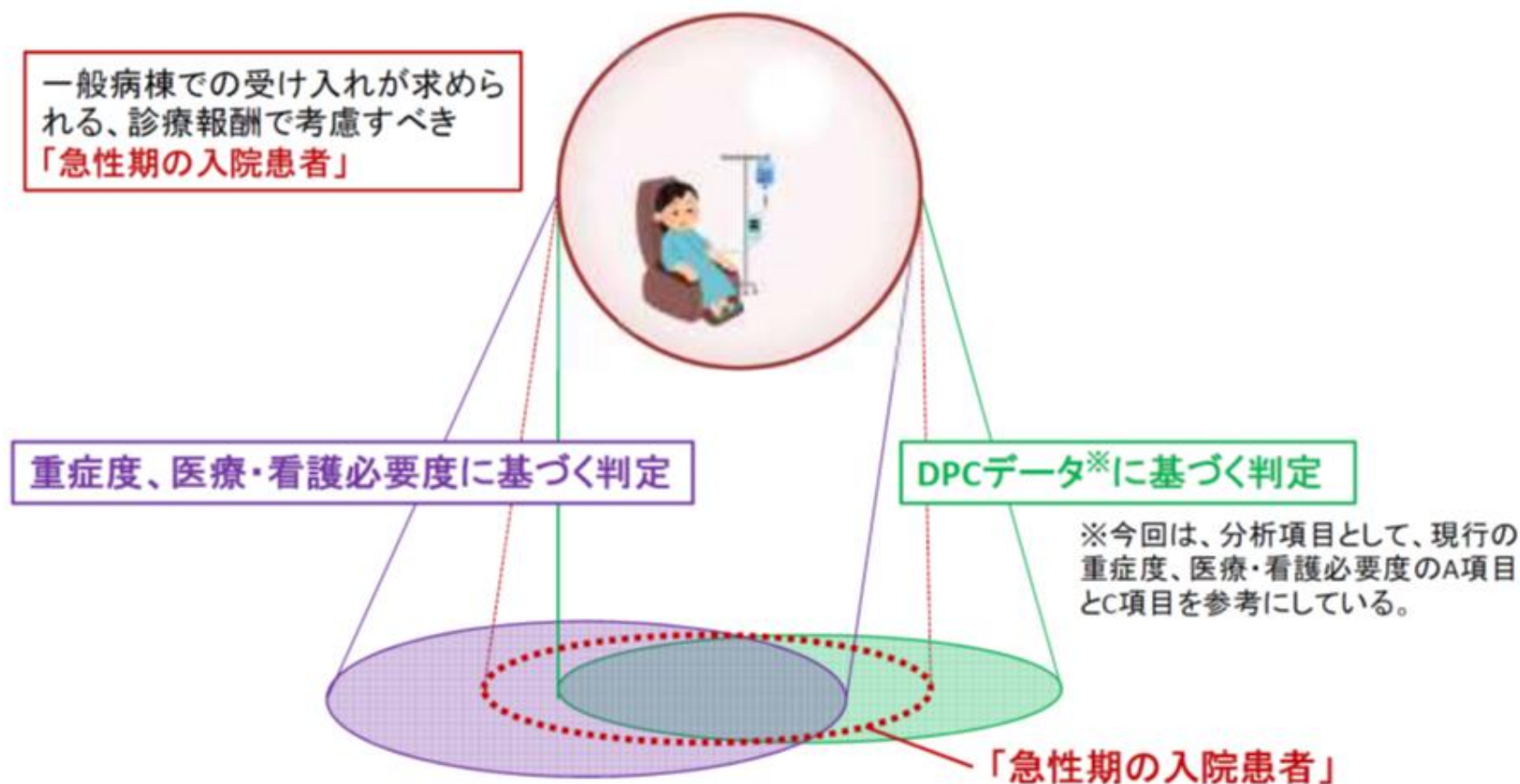
患者のプロフィールなども含めた分析が必要

同じ医療行為が必要な患者は、同じように評価される仕組みが必要である。現在の看護必要度では評価者によってバラつきが出てしまう。客観的な評価基準が必要だ

入院医療分科会2017年11月2日

急性期の入院医療における医療・看護の必要性の高い重症な患者を把握する手法の分析に係る概念図

- 今回の分析の目的は、医療・看護の必要性が高い重症な患者であって、一般病棟での受け入れが求められる、診療報酬で考慮すべき、「急性期の入院患者」を、把握する評価手法としての合理性等を確認し、手法の特性に応じた整理するもの。





絶対的な評価基準はありえず、複数の評価基準を併用することが重要

日病・全日病の調査からも必要度の研修が現場の負担になっている

今回の趣旨は（どちらかの二者択一ではなく）急性期の入院患者を把握する評価手法としてのそれぞれの合理性を確認すること。

このため二者を選択する方式や、（EFファイルの）試行的活用により、将来に向けて評価手法の開発へつなげてはどうか？

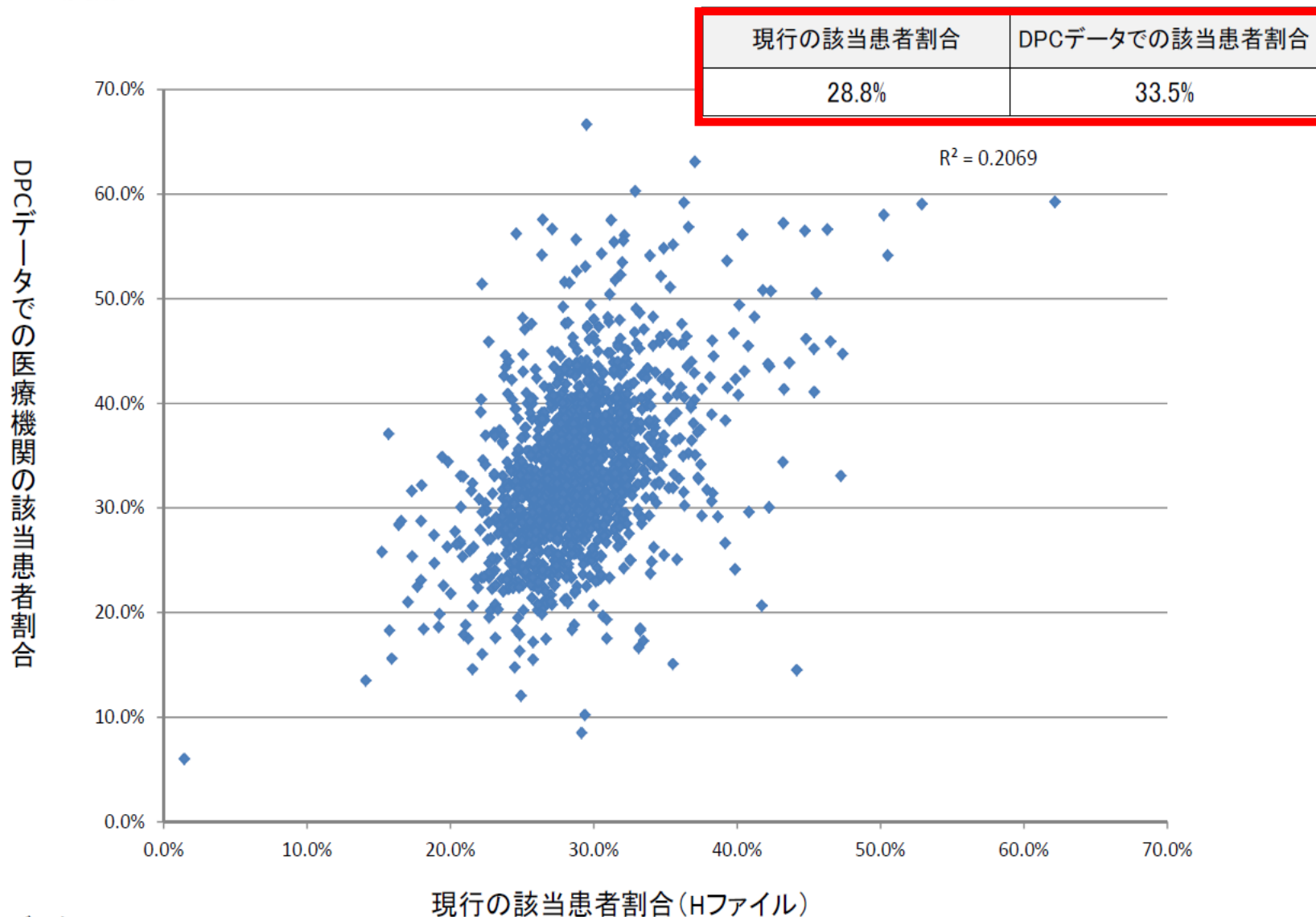
2017年11月9日
入院医療分科会



DPCデータの集計ミスがありました

中医協総会（2017年11月24日）

(n=1,495医療機関)



DPCデータを用いた追加分析

- 入院医療等の調査・評価分科会で行った分析について、分科会での意見を踏まえ、以下の内容を変更し、追加分析を行った。

【入院医療等の調査・評価分科会における検討結果 報告】より抜粋

A項目のうち、評価項目の定義と診療報酬の請求区分の表現・規定が明らかに異なるもの（前述の「点滴ライン同時3本以上の管理」等）を除くことで、現行の重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の範囲内で、DPCデータを用いた該当患者割合が判定できる可能性があると考えられる。

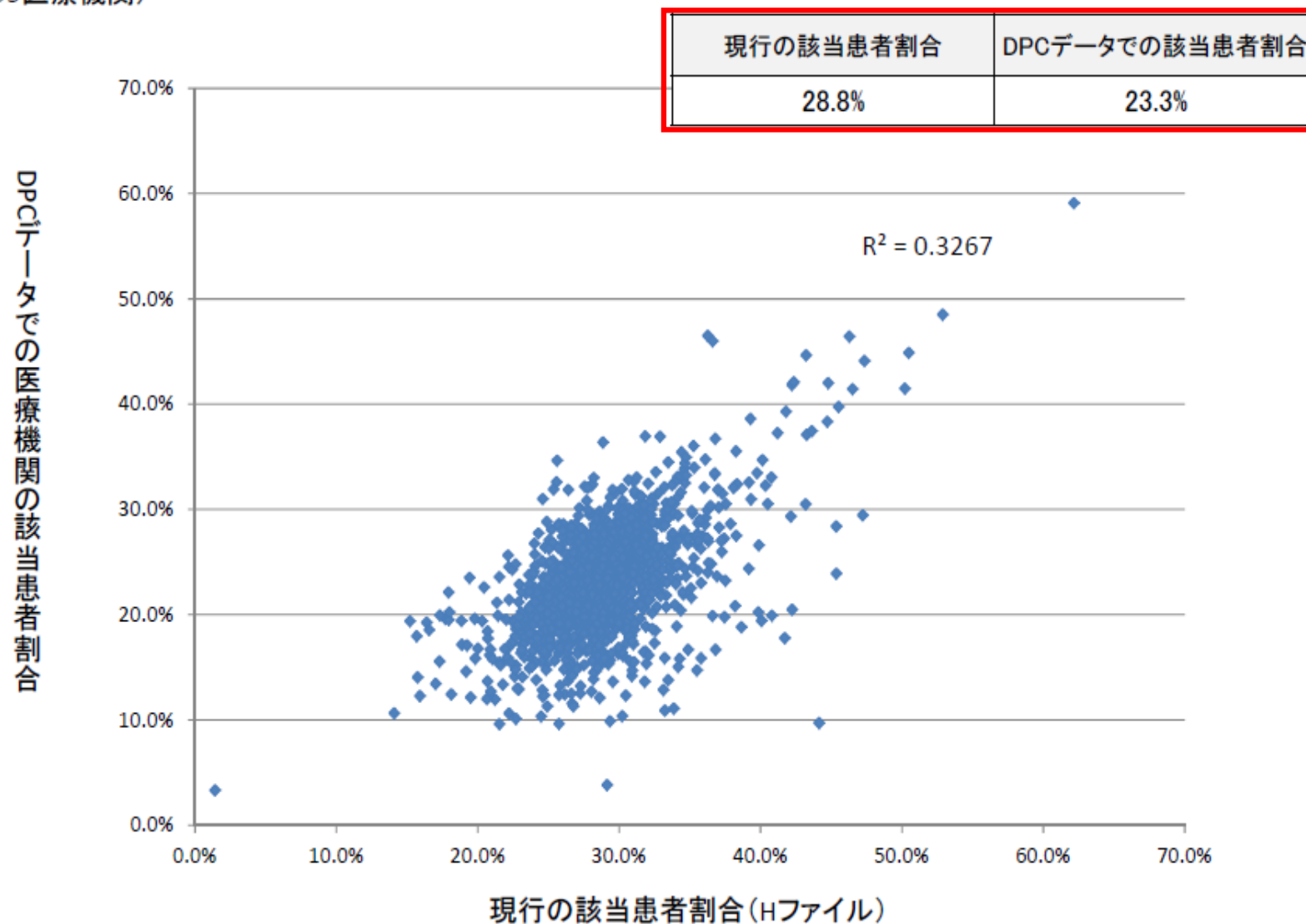


【追加分析要件】

- 「A3 点滴ライン同時3本以上の管理」のマスタから、「G004 点滴注射」に関連する項目を削除
- 項目から「A8 救急搬送後の入院」を削除
- 「A7⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用」のマスタから、静脈内留置ルート内の血液凝固の防止に関連する薬剤を削除
- 「C21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術」の集計方法の見直し（C項目の重複を削除）

追加分析結果⑤

(n=1,495医療機関)



○看護配置などに基づく「基本部分」と、「診療実績に応じた段階的評価」を組み合わせるかどうか？
○医療機関の選択で従来方式の重症度医療看護必要度とDPCデータ（EF統合ファイル）に基づく重症患者割合計算を選択性としてはどうか？

中医協総会（2017年11月24日）

重症度、医療・看護必要度の 項目見直し

- ①B項目
 - 認知症・せん妄に関する項目について、A項目1点以上に該当する場合は重症患者とみなす
- ②A項目
 - 救急搬送後の入院（2日間）は救急医療管理加算1・2の算定（2日間）に変更する
- ③C項目
 - 開腹手術（5日間）は該当期間を短縮する

7対1一般病棟における認知症・せん妄患者②

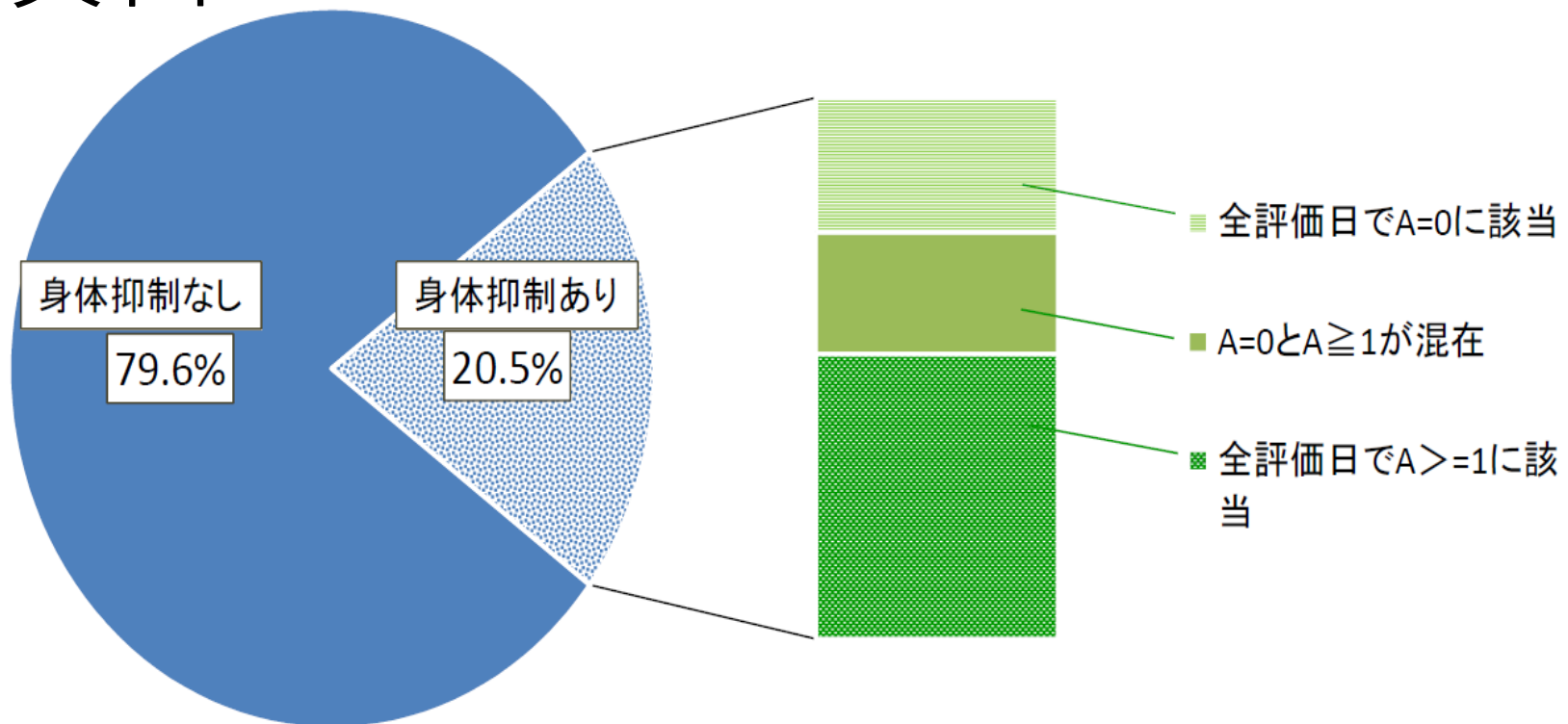
診調組 入-1
29.11.2

- B項目の「診療・療養上の指示が通じる」もしくは「危険行動」に該当する患者のうち、「身体抑制あり」の患者は、約2割である。身体抑制「あり」の患者は、全評価日でA項目1点以上に該当する者が多い。

B項目

＜ B項目「診療・療養上の指示が通じる」もしくは「危険行動」に
該当する患者の身体抑制の有無＞

(n=2,712)



(参考) 全患者のうち「身体抑制あり」の割合…4.9%

※ 調査基準日に該当した実患者数について集計

A項目

救急搬送後の入院（2日間）は救急医療管理加算1・2の算定（2日間）に変更する

平成28年度診療報酬改定

（参考）小児医療・周産期医療・救急医療の充実（平成28年度診療報酬改定）

○ 救急医療管理加算の算定要件を見ると、入院経路を問わず、救急医療の対象となる患者を状態等で定義している。

救急医療管理加算の見直し

- 救急医療管理加算について、緊急カテーテル治療・検査等が必要なものを加算1の対象に加えるとともに、評価の見直しを行う。

平成28年度改定前

救急医療管理加算1 800点
救急医療管理加算2 400点（1日につき、7日まで）

【救急医療管理加算1の対象患者】

- ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術を必要とする状態

【救急医療管理加算2の対象患者】

アからケまでに準じる重篤な状態にあって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者



平成28年度改定後

救急医療管理加算1 900点
救急医療管理加算2 300点（1日につき、7日まで）

【救急医療管理加算1の対象患者】

- ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又はt-PA療法を必要とする状態

【救急医療管理加算2の対象患者】

アからケまでに準じる重篤な状態にあって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者

C項目の所定日数と退院日との関係(推計値)

診調組 入-1
29.11.2

- DPCデータによる分析に用いたマスタ(※)を用いてC項目の所定日数と退院日との関係をみると、該当患者のうち所定日数未滿に退院した患者は、「18 開腹手術(5日間)」では該当患者の17.0%、「17 開胸手術(7日間)」では10.4%を占めた。

	該当する実患者数	手術日から所定日数未滿 で退院した患者数	割合
16 開頭手術 (7日間)	2,280人	195人	8.6%
17 開胸手術 (7日間)	3,463人	360人	10.4%
18 開腹手術 (5日間)	30,291人	5,144人	17.0%
19 骨の手術 (5日間)	12,219人	1,162人	9.5%
20 胸腔鏡・腹腔鏡手術 (3日間)	32,264人	1,389人	4.3%
21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術 (2日間)	26,137人	75人	0.3%
22 救命等に係る内科的治療 (2日間)	58,609人	255人	0.4%

{留意点}

- ・手術実施日はDPCデータによる分析に用いたマスタ(※)の該当手術がEFファイルに報告された日で判定
- ・退院日Hファイルに記載された退院日で判定
- ・退院には死亡退院が含まれる

中医協総会

2017年12月6日

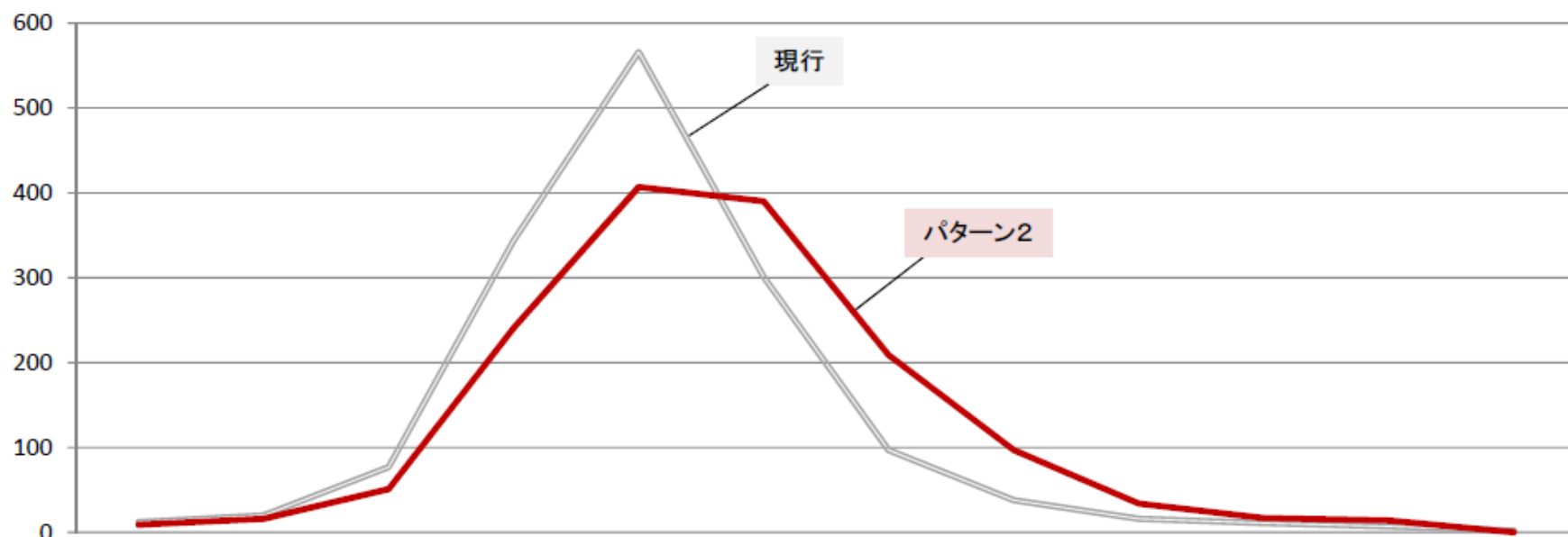


重症度、医療・看護必要度の定義の変更・判定基準の追加の影響に関する分析②

見直しの内容		影響の大きさ※
パターン1	『「A得点1点以上かつB得点3点以上」で「B14 診療・療養上の指示が通じる」又は「B15 危険行動」のいずれかに該当している患者』を該当患者に追加	4～5%
パターン2	「A8 救急搬送後の入院」を「A205 救急医療管理加算1該当患者」に置き換え	1～2%
パターン3	「C18 開腹手術」の所定日数を5日→4日へ変更	-1～0%

＜重症度、医療・看護必要度の該当患者割合別の分布（一般病棟7対1）パターン②＞（n=1,495）

（医療機関数）

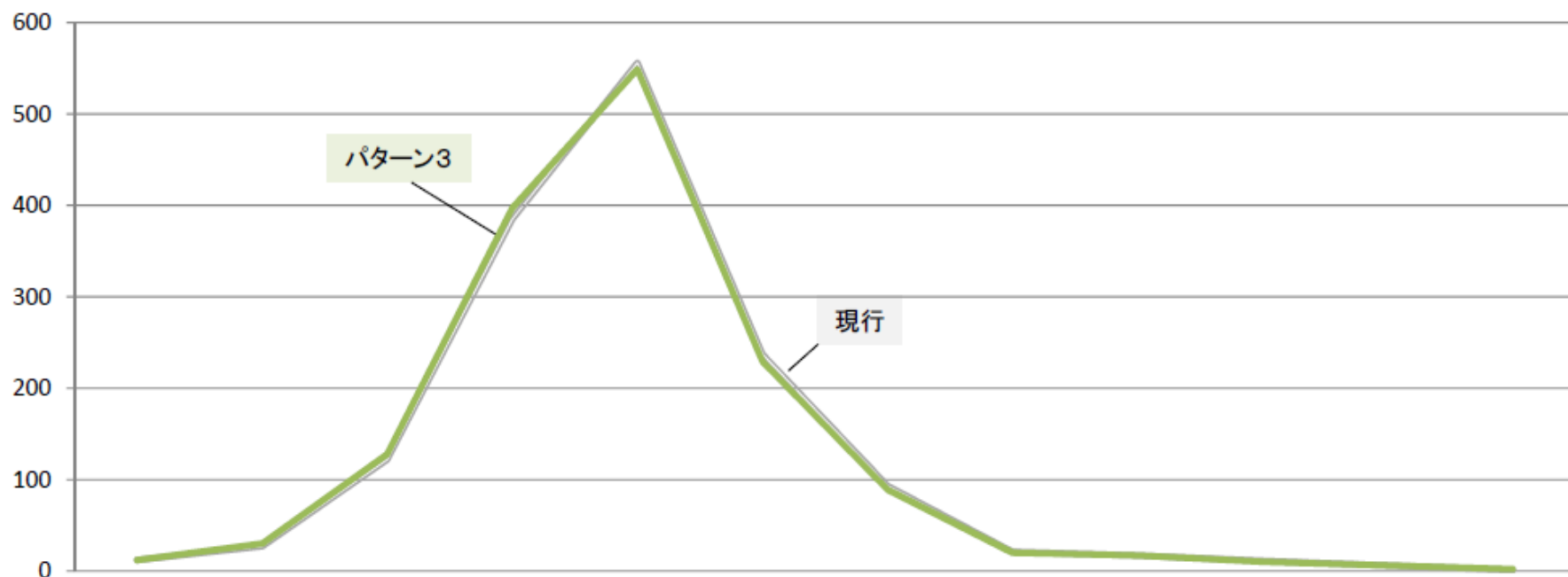


重症度、医療・看護必要度の定義の変更・判定基準の追加の影響に関する分析③

見直しの内容		影響の大きさ※
パターン1	『「A得点1点以上かつB得点3点以上」で「B14 診療・療養上の指示が通じる」又は「B15 危険行動」のいずれかに該当している患者』を該当患者に追加	4～5%
パターン2	「A8 救急搬送後の入院」を「A205 救急医療管理加算1該当患者」に置き換え	1～2%
パターン3	「C18 開腹手術」の所定日数を5日→4日へ変更	-1～0%

＜重症度、医療・看護必要度の該当患者割合別の分布（一般病棟7対1）パターン③＞（n=1,495）

（医療機関数）

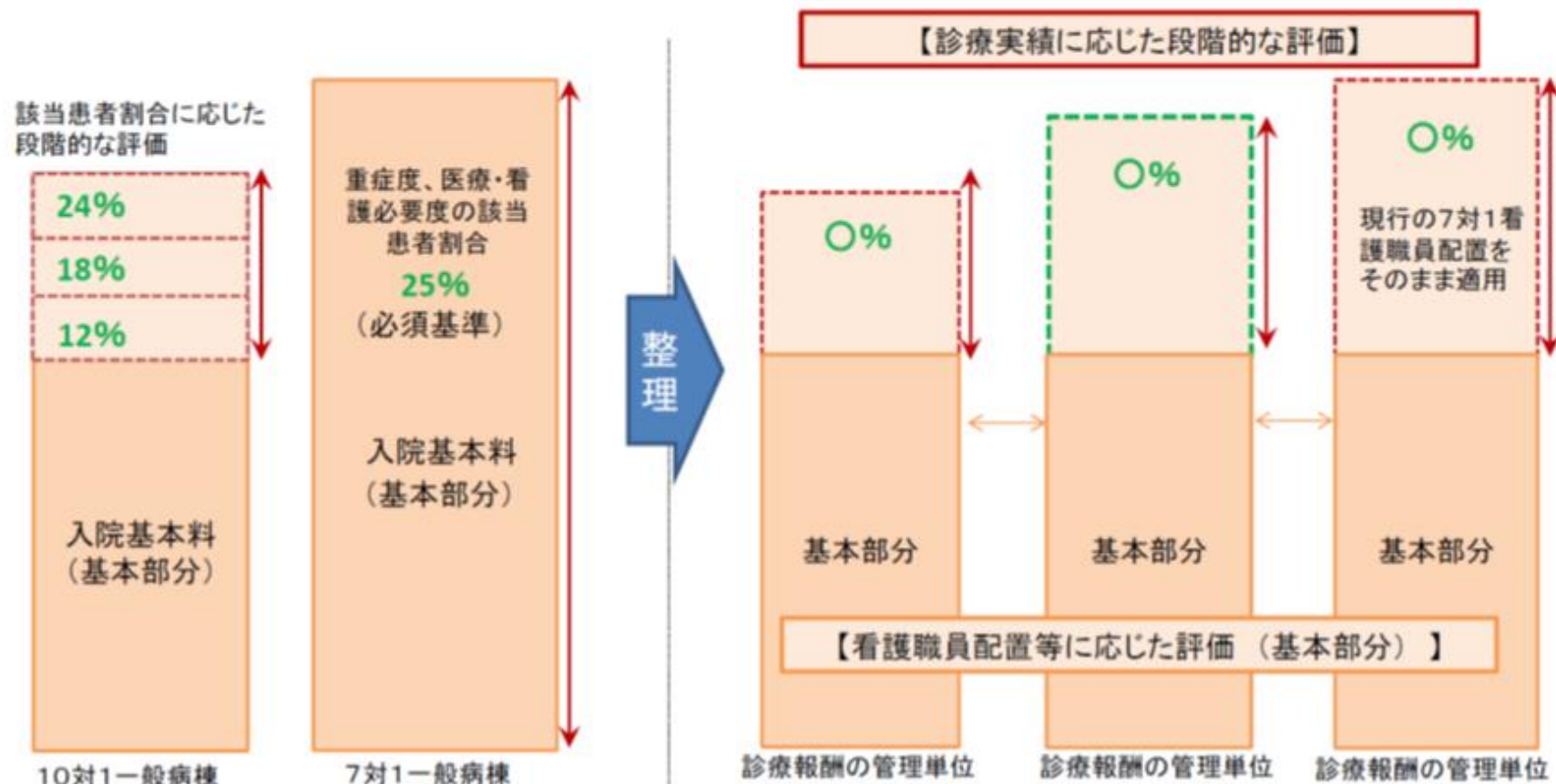


一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の評価体系(案)

- 将来の入院医療ニーズの変化に対応する病棟への弾力的で円滑な選択・変更を推進するため、7対1一般病棟と10対1一般病棟の現行の評価を参考にしつつ、急性期の入院医療の評価体系について、基本部分と実績に応じた段階的な評価部分との組み合わせによる評価体系を導入してはどうか。

なお、実績に応じた評価の最も高い部分には、現行の7対1一般病棟との整合性に配慮し、7対1看護職員の配置基準をそのまま適用してはどうか。

- また、現行の7対1一般病棟と10対1一般病棟との間に中間的な水準の評価を設けてはどうか。



基本部分と段階的評価部分

- **【基本部分】**

- ▼10対1看護配置以上 ▼看護比率7割以上 ▼平均在院日数21日以内—など

- **【段階的評価部分】**

- (1) **最も高い評価**

- ▼7対1看護配置以上 ▼看護比率7割 ▼平均在院日数18日以内 ▼重症患者割合X%（看護必要度に基づく重症患者割合と、EF統合ファイルに基づく重症患者割合とを選択可能）

- (2) **中間的な評価**

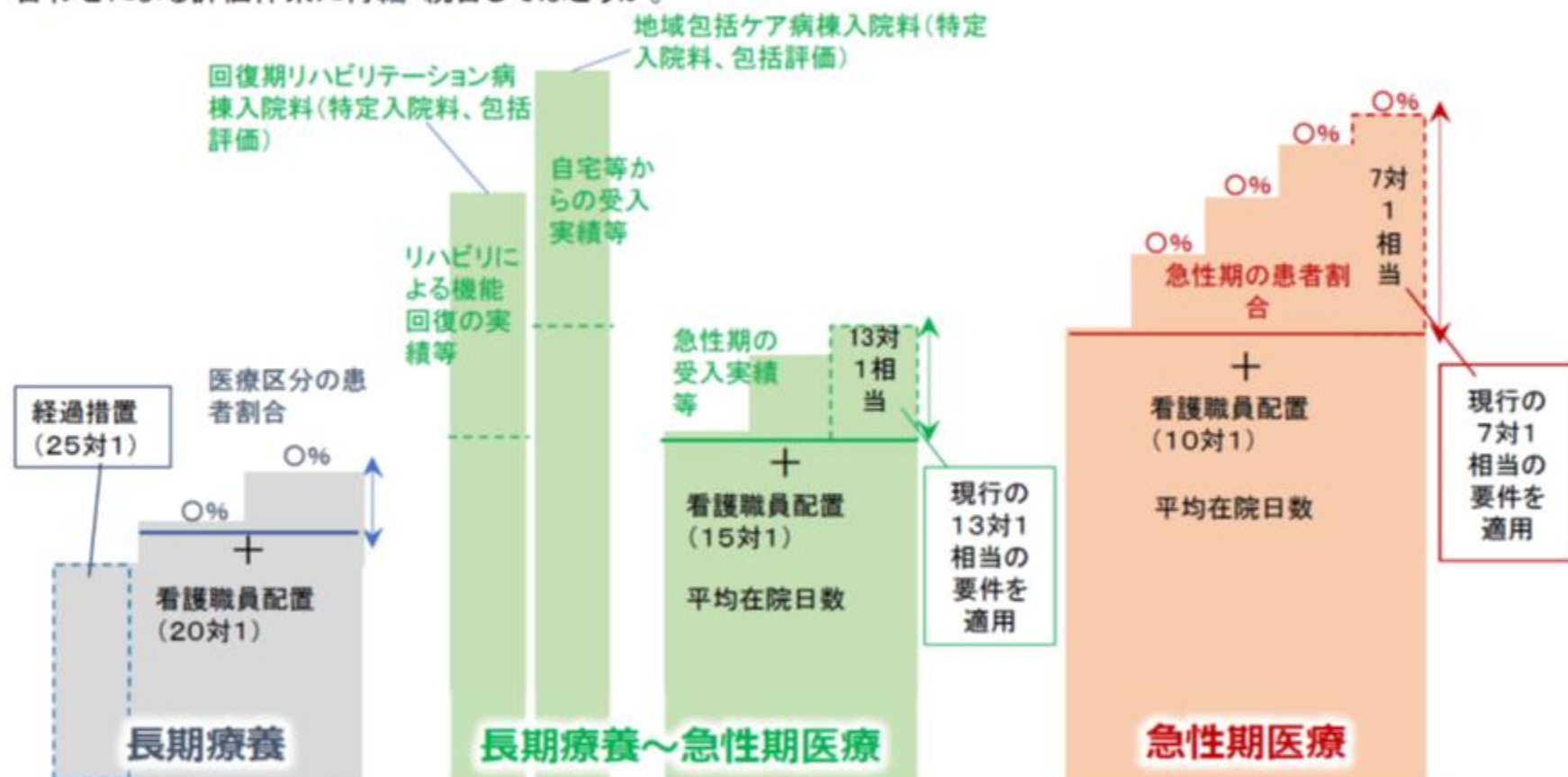
- ▼重症患者割合Y%からZ%（EF統合ファイルに基づく重症患者割合）

入院基本料の大再編

- ①急性期医療、
- ②急性期医療~長期療養、
- ③長期療養

二つの評価の組合せによる入院医療の評価体系(イメージ)

- 将来的な入院医療需要の変動にも弾力的に対応できるよう、現行の一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等について、3つの機能を軸に、入院料(施設基準)による評価(基本部分)と、診療実績に応じた段階的な評価(実績部分)との、組み合わせによる評価体系に再編・統合してはどうか。



療養病棟入院基本料 (20対1、25対1) を再編・統合

一般病棟入院基本料 (13対1、15対1) 等を再編・統合

一般病棟入院基本料 (7対1、10対1) を再編・統合

※ 特定機能病院、専門病院、精神病棟、結核病棟、障害者施設等、その他の特定入院料等については、特定の機能や対象患者を想定した入院料ため、上記のイメージには含めていない。

入院医療評価手法の基本的な考え方(案) ②機能別の評価

【平成30年度改定での評価(案)】

	長期療養	長期療養～急性期医療		急性期医療
実績に応じた段階的な評価の要件	【〇〇料(仮称)】 ◆実績による評価部分 ・医療区分2・3に該当する患者割合〇%～〇%	【〇〇料(仮称)】 ◆リハビリテーションの実績 (回復期リハビリテーション病棟) 【〇〇料(仮称)】 ◆自宅等退院患者や在宅等入院患者の割合 (地域包括ケア病棟)	【〇〇料(仮称)】 ◆13対1相当の評価部分 (現行13対1相当) ・看護配置13対1 ・看護比率7割 ・平均在院日数24日	【〇〇料(仮称)】 ◆最も高い評価部分 (現行7対1相当) ・看護配置7対1 ・看護比率7割 ・平均在院日数18日 ・重症度、医療・看護必要度の該当患者割合〇% ◆中間的な評価部分 ・重症度、医療・看護必要度の該当患者割合〇%～〇%
基本部分の評価の要件	【〇〇入院料(仮称)】 (現行20対1相当) ・看護配置20対1 ・医療区分2・3に該当する患者割合〇%	【回復期リハビリテーション病棟入院料】 ・現行の基準 【地域包括ケア病棟入院料・管理料】 ・現行の基準	【〇〇入院料(仮称)】 (現行15対1相当) ・看護配置15対1 ・看護比率4割 ・平均在院日数60日	【〇〇入院料(仮称)】 (現行10対1相当) ・看護配置10対1 ・看護比率7割 ・平均在院日数21日
備考	・療養病棟入院基本料2(25対1)は、療養病棟入院基本料1(20対1)の経過措置として整理。 ・診療実態を把握するため、データ提出の推進や提出項目の見直し等を行う。	・回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟についても、同様の評価体系となるよう見直しを検討。 ・回復期リハビリテーション病棟はリハビリの実績指数、地域包括ケア病棟は自宅等退院患者割合や在宅等入院患者等を踏まえた評価体系に再編・統合。		・実績による評価部分は、DPCデータを用いた判定を選択可能とする(基準値は別に検討)。 ・中間的な評価部分(新たな評価)については、DPCデータによる判定を要件とする。

(3) 在宅復歸率

在宅復帰率要件の変遷

【在宅復帰率要件】

医療機関における、在宅復帰に向けた取り組みや連携を評価

自宅等退院率
地域医療連携率

【平成26年度診療報酬改定】

- 7対1入院基本料において、自宅や在宅復帰機能を持つ病棟、介護施設へ退院した患者の割合について、「75%以上」の施設基準を新設。

[計算式]

直近6月間に「自宅、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)、療養病棟(在宅復帰機能強化加算(後述)の届出病棟に限る)、居住系介護施設等、介護老人保健施設(いわゆる在宅強化型老健施設、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の届出施設に限る)」に退院した患者(転棟患者を除く)

直近6月間に7対1入院基本料を算定する病棟から退院した患者(死亡退院・転棟患者・再入院患者を除く)

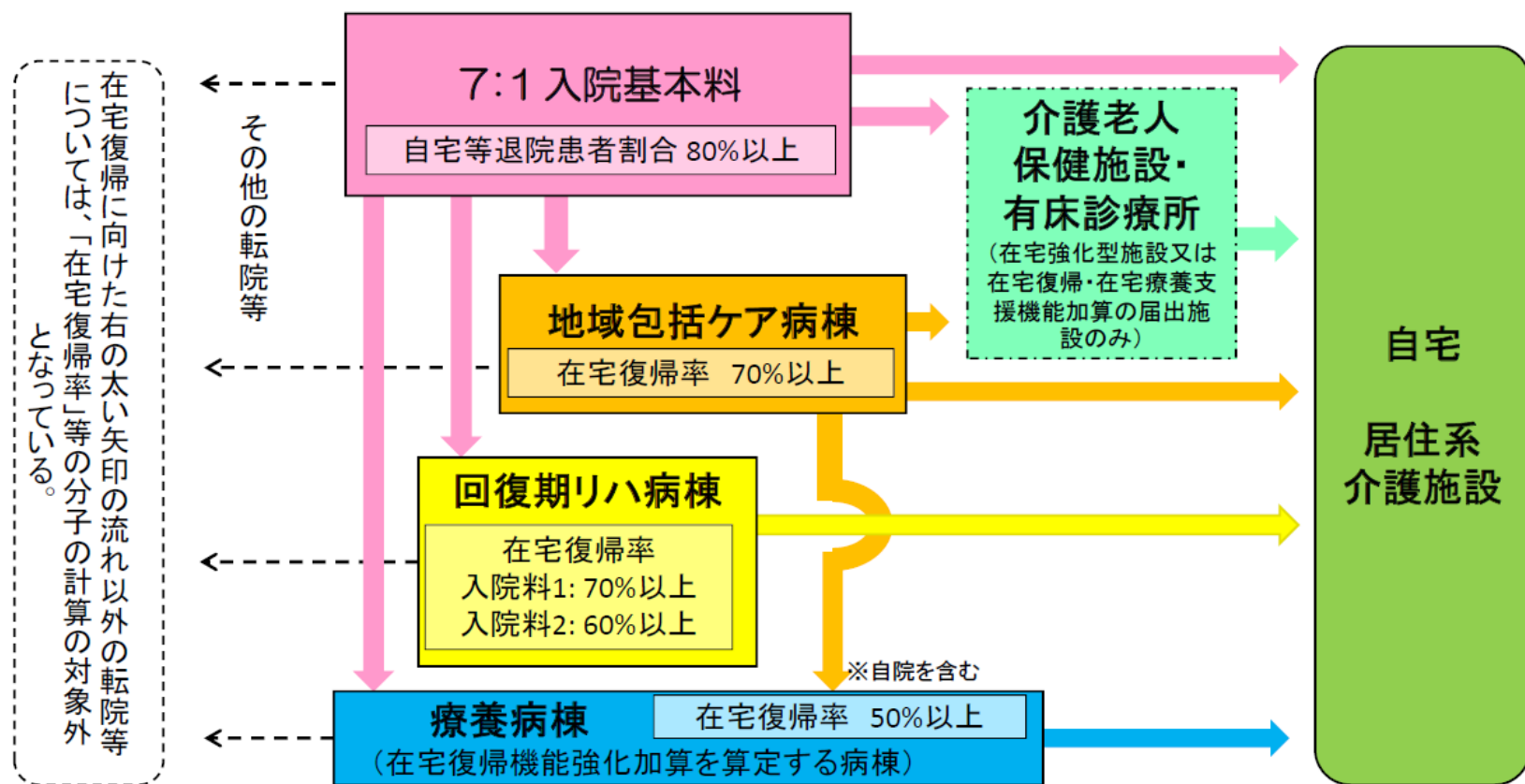
【平成28年度診療報酬改定】

- 施設基準の自宅等に退院する者の割合を、80%以上に引上げ。
- 評価の対象となる退院先に、「有床診療所(在宅復帰機能強化加算の届出施設に限る。)」を追加。

「在宅復帰率」の設定により想定される在宅復帰の流れ

- 7対1入院基本料における「自宅等退院患者割合」や、地域包括ケア病棟・療養病棟における「在宅復帰率」の基準において、自宅だけでなく、在宅復帰率等の基準の設定された病棟への転院等を、分子として算入できることとしている。
- これにより、各地域における、在宅復帰に向けた流れに沿った連携等の取り組みを促している。

各病棟ごとの在宅復帰率の算出にあたって、在宅復帰に含まれる退院・転院を、太い矢印で示す。



在宅復帰率の算出方法

- 在宅復帰率の算出方法は、転棟患者を含まない場合や分母・分子の対象となる退棟先が異なる等、各病棟により算出方法が異なっている。
- 在宅復帰率が要件となっている病棟であっても、必ずしも全員が自宅へ退院しているわけではないが、現行の定義では自宅への退院と同様の評価となっている。

		7対1病棟	地域包括ケア病棟	回りハ病棟
在宅復帰率	(分子)	・自宅 ・居住系介護施設等 ・地域包括ケア病棟 ・回りハ病棟 ・療養病棟(加算+) ・有床診療所(加算+) ・介護老人保健施設(加算+) ※死亡退院・転棟患者(上記を除く)・再入院患者除く	・自宅 ・居住系介護施設等 ・療養病棟(加算+) (退院・転棟含む) ・有床診療所(加算+) ・介護老人保健施設(加算+) ※死亡退院・再入院患者を除く	・自宅 ・居住系介護施設等 ※死亡退院・再入院患者・急性増悪患者除く
	(分母)	・7対1病棟から退棟した患者 ※死亡退院・転棟患者(自院)・再入院患者除く	・地域包括ケア病棟から退棟した患者 ※死亡退院・再入院患者を除く	・回りハ病棟から退棟した患者 ※死亡退院・転棟患者(自院)・再入院患者・急性増悪患者除く

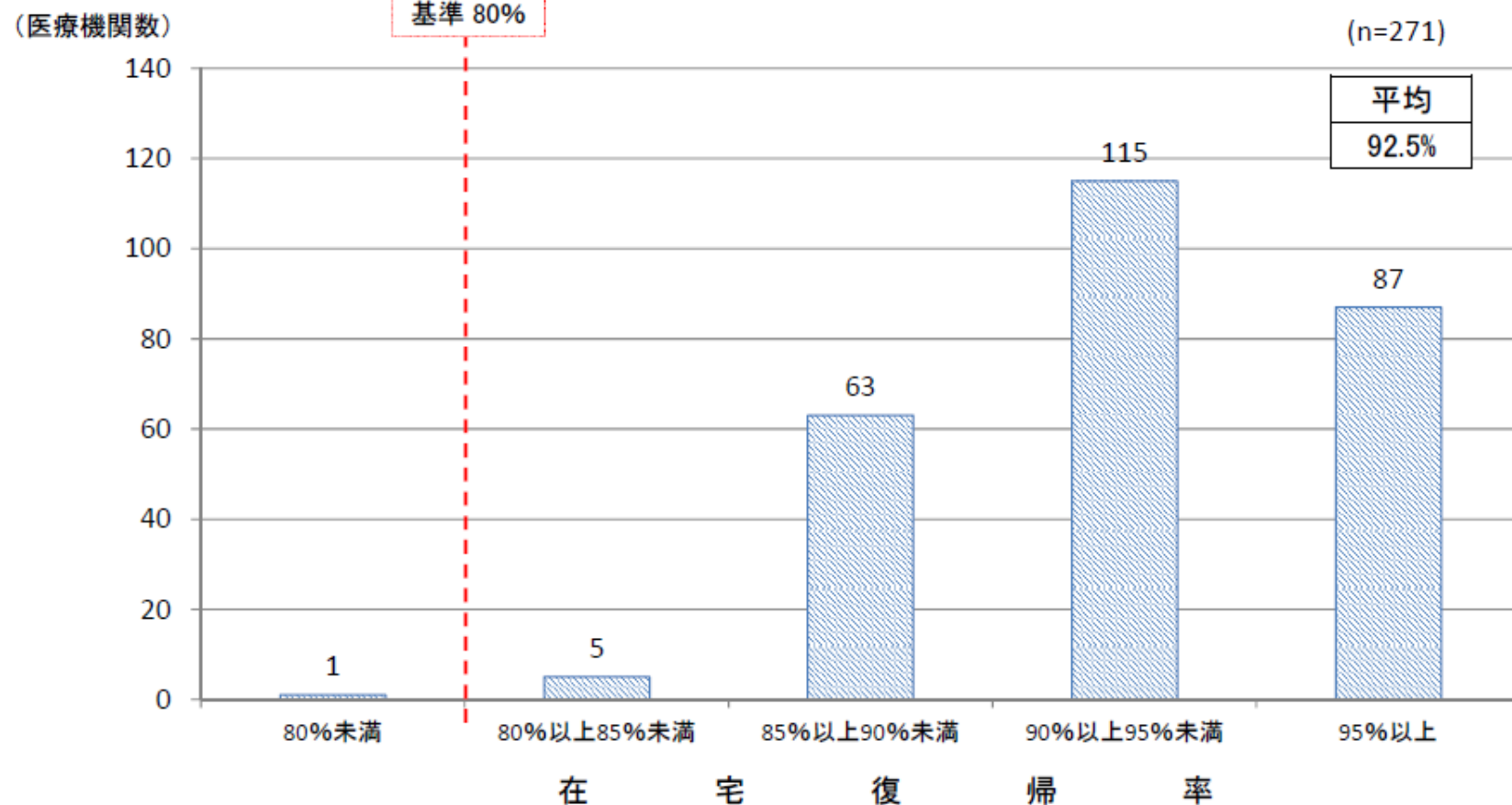
施設類型によって在宅復帰率の定義が異なる

一般病棟（7対1）における在宅復帰率の状況

診調組 入 - 1
2 9 . 6 . 7

- 一般病棟（7対1）の在宅復帰率の分布をみると、在宅復帰率が90%を超える医療機関が全体のおよそ7割5分を占めた。

＜在宅復帰率の医療機関分布＞



医療機関間の連携に関する評価に係る論点(案)

【論点(案)】

- 現行の在宅復帰率については、自宅等への退院支援機能を評価するとの指標の目的や病棟毎の機能を踏まえつつ、以下の観点から見直してはどうか。
 - 1) 自院の他病棟への転棟患者は、指標の目的を踏まえ、評価対象(分子)に含まない取り扱いとする
 - 2) 在宅復帰機能強化加算有りの場合のみが評価対象となっている退院先については、実際の退院調整では加算の有無で区別はないこと等から、加算無しの退院先も評価対象(分子)に含める取り扱いとする
 - 3) 見直しの影響を検証できるよう、自宅等への退院患者と、他の医療機関への退院患者とを区別した内容で報告を求める
- 介護報酬では、医療機能を内包した新たな施設類型として、介護医療院が創設される予定であり、現行の介護療養型医療施設や介護老人保健施設の要件を参考に検討されている。在宅復帰率の退院先における介護医療院の取り扱いについて、どのように考えるか。
- 地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟については、基準値を大幅に上回る医療機関が多数存在することから、本評価指標が、早期退院のインセンティブとなるよう、基準値を引き上げてはどうか。
- 在宅復帰率の名称については、本評価項目の評価内容をよりの確に反映する観点から、評価対象に医療機関を含む場合は「地域医療連携率」や自宅等のみの場合は「自宅等退院率」などといった名称に見直してはどうか。

ポイント② 地域包括ケア病棟

病床機能区分の回復期の主流となる病棟

地域包括ケア病棟

- 地域包括ケア病棟の役割・機能
 - ①急性期病床からの患者受け入れ
 - 重症度・看護必要度
 - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
 - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
 - ③在宅への復帰支援
 - 在宅復帰率
- データ提出
 - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている医療内容に関するDPCデータの提出

注:介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。

急性期・高度急性期



急性期

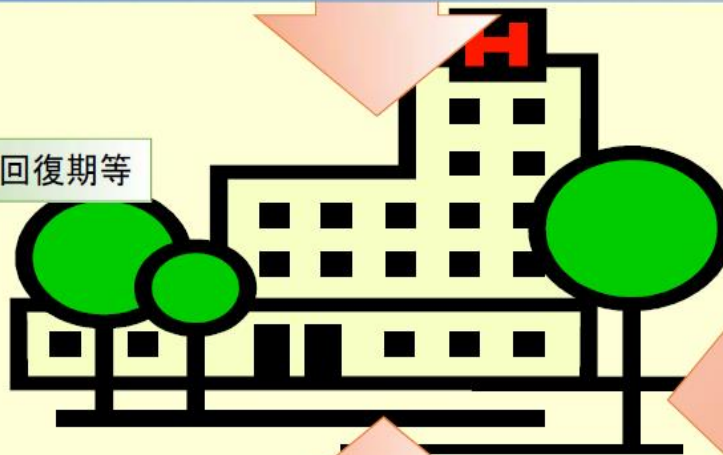
①急性期からの受け入れ

入院患者の重症度、看護必要度の設定 など

*④一般病棟代替機能

短期滞在手術
化学療法
糖尿病教育入院
レスパイト入院

亜急性期・回復期等



②在宅・生活復帰支援

在宅復帰率の設定 など

③緊急時の受け入れ

・二次救急病院の指定
・在宅療養支援病院の届出 など

長期療養
介護等

介護施設等



自宅・在宅医療

急性期後・回復期の病床の充実と機能に応じた評価

地域包括ケアを支援する病棟の評価

➤ 急性期後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることから新たな評価を新設する。

(新)	地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1	2,558点 (60日まで)
	地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)2	2,058点 (60日まで)
	看護職員配置加算	150点
	看護補助者配置加算	150点
	救急・在宅等支援病床初期加算	150点(14日まで)

[施設基準等]

- ① 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
- ② 入院医療管理料は病室単位の評価とし、届出は許可病床200床未満の医療機関で1病棟に限る。
- ③ 療養病床については、1病棟に限り届出することができる。
- ④ 許可病床200床未満の医療機関にあっては、入院基本料の届出がなく、地域包括ケア病棟入院料のみの届出であっても差し支えない。
- ⑤ 看護配置13対1以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1人以上、専任の在宅復帰支援担当者1人以上
- ⑥ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A項目1点以上の患者が10%以上
- ⑦ 以下のいずれかを満たすこと ア) 在宅療養支援病院、イ) 在宅療養後方支援病院(新設・後述)として年3件以上の受入実績、ウ) 二次救急医療施設、エ) 救急告示病院
- ⑧ データ提出加算の届出を行っていること
- ⑨ リハビリテーションを提供する患者について、1日平均2単位以上提供していること。
- ⑩ 平成26年3月31日に10対1、13対1、15対1入院基本料を届け出ている病院は地域包括ケア病棟入院料を届け出ている期間中、7対1入院基本料を届け出ることはできない。
- ⑪ 在宅復帰率7割以上 (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)
- ⑫ 1人あたりの居室面積が6.4㎡以上である (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)

看護職員配置加算:看護職員が最小必要人数に加えて50対1以上

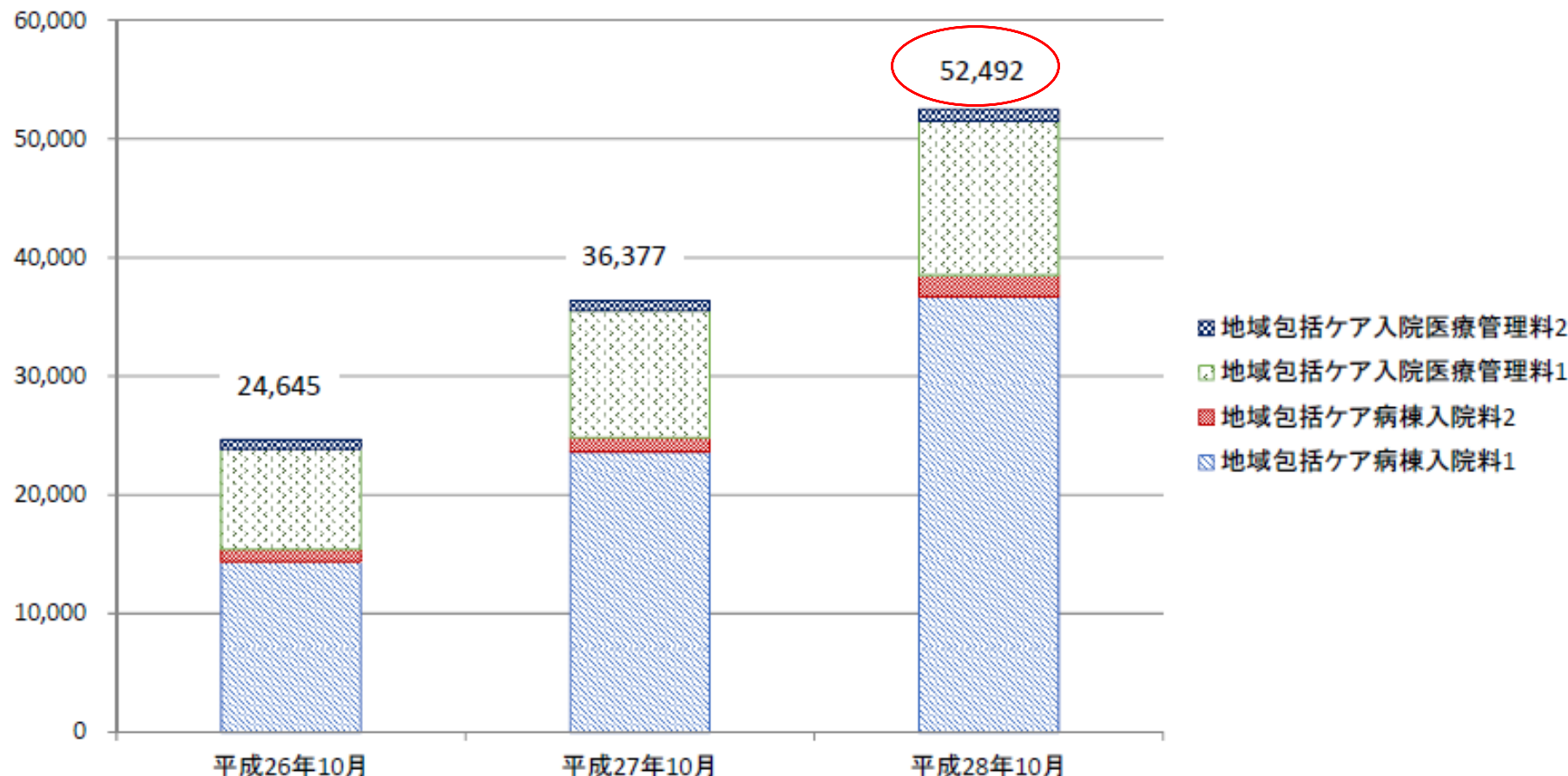
看護補助者配置加算:看護補助者が25対1以上(原則「みなし補助者」を認めないが、平成27年3月31日までは必要数の5割まで認められる。)

救急・在宅等支援病床初期加算:他の急性期病棟(自院・他院を問わず)、介護施設、自宅等から入院または転棟してきた患者について算定

地域包括ケア病棟入院料等の届出病床数の推移

○ 地域包括ケア病棟入院基本料等の届出病床数は増加傾向である。

(床)



地域包括ケア病棟・病室における患者の流れ

診調組 入-1
29.6.7

- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の入棟元をみると、自院の7対1、10対1病床からの患者が最も多い。
- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の退棟先をみると、自宅への退棟が約6割で、そのうち在宅医療の提供のない患者が大部分を占める。

【入棟元】 (n=1,395)

自宅	26.7%						
自院	<table> <tr> <td>自院の7対1、10対1病床</td><td>49.4%</td></tr> <tr> <td>自院の地域包括ケア・回りハ病床</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>自院の療養病床</td><td>0.0%</td></tr> </table>	自院の7対1、10対1病床	49.4%	自院の地域包括ケア・回りハ病床	0.4%	自院の療養病床	0.0%
自院の7対1、10対1病床	49.4%						
自院の地域包括ケア・回りハ病床	0.4%						
自院の療養病床	0.0%						
他院	<table> <tr> <td>他院の7対1、10対1病床</td><td>13.5%</td></tr> <tr> <td>他院の地域包括ケア・回りハ病床</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>他院の療養病床</td><td>0.4%</td></tr> </table>	他院の7対1、10対1病床	13.5%	他院の地域包括ケア・回りハ病床	0.1%	他院の療養病床	0.4%
他院の7対1、10対1病床	13.5%						
他院の地域包括ケア・回りハ病床	0.1%						
他院の療養病床	0.4%						
介護療養型医療施設	0.1%						
介護老人保健施設	1.2%						
介護老人福祉施設（特養）	1.2%						
居住系介護施設	2.9%						
障害者支援施設	0.0%						
その他	1.9%						
不明	2.2%						

地域包括ケア病棟・病室

【退棟先】 (n=438)

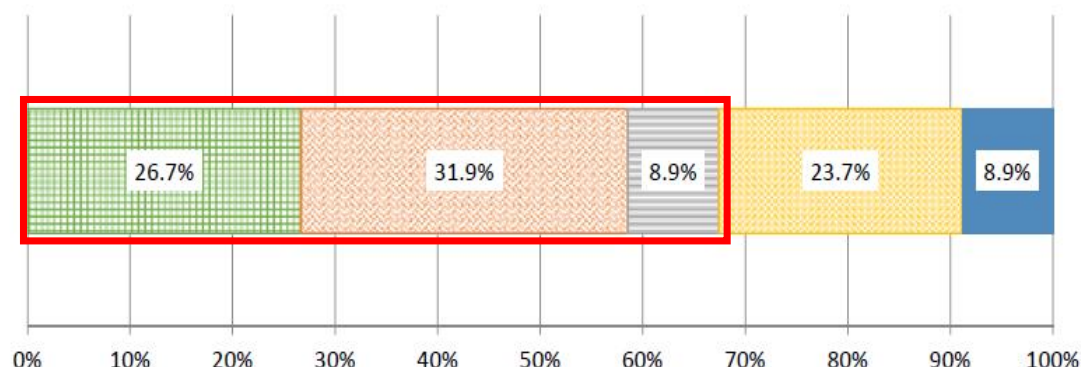
自宅等	自宅	在宅医療の提供あり	7.3%
		在宅医療の提供なし	55.0%
	介護老人福祉施設（特養）		4.1%
	居住系介護施設（グループホーム等）		4.8%
	障害者支援施設		0.0%
自院	一般病床		1.4%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床		0.9%
	療養病床	在宅復帰機能強化加算あり	0.9%
		在宅復帰機能強化加算なし	1.4%
	その他の病床		0.2%
他院	一般病床		2.7%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床		0.2%
	療養病床	在宅復帰機能強化加算あり	0.0%
		在宅復帰機能強化加算なし	0.5%
	その他の病床		0.5%
有床診療所		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%
		在宅復帰機能強化加算なし	0.2%
介護施設	介護療養型医療施設		0.5%
	介護老人保健施設	在宅強化型	1.4%
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算あり	0.5%
		上記以外	3.2%
死亡退院			3.2%
その他			0.0%
不明			11.2%

入棟前の居場所別の「医学的な理由」の詳細

○ 入棟前の居場所別の前項(医学的な入院継続の理由)の設問における「医学的な理由」の詳細をみると、入棟前の居場所が自宅等の患者は、それ以外の患者に比べ、「患者の状態が不安定であり急性期の治療を行っているため、今後も退院の見通しが立たない」という回答の占める割合が多い。

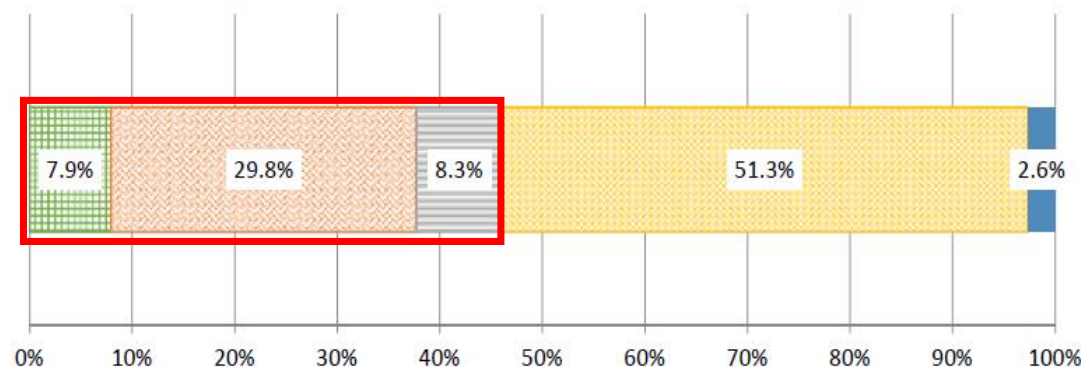
＜医学的な入院継続の理由の設問における「医学的な理由」の詳細＞

入棟前の居場所が自宅等(n=135)



- 患者の状態が不安定であり急性期の治療を行っているため、今後も退院の見通しが立たない
- 急性期の治療は終了したが、今後状態が悪化する可能性があり、現時点では退院の見通しが立たない
- 入院が必要な病態に対する治療は終了したが、状態が安定しておらず、退院までに時間を要する状態
- 状態は安定しているが、退院するためにリハビリテーションが必要な状態
- その他

入棟前の居場所が自宅等以外(n=265)



- 患者の状態が不安定であり急性期の治療を行っているため、今後も退院の見通しが立たない
- 急性期の治療は終了したが、今後状態が悪化する可能性があり、現時点では退院の見通しが立たない
- 入院が必要な病態に対する治療は終了したが、状態が安定しておらず、退院までに時間を要する状態
- 状態は安定しているが、退院するためにリハビリテーションが必要な状態
- その他

地域包括ケア病棟は創
設当初の3つの機能を育
て行くことが大事だ

自宅からの患者については負
荷がかかることが確認でき
た。何らかの評価を検討して
もいいのではないかと

2017年8月24日 入院医療分科会

地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料に係る論点(案)

【論点(案)】

- 自宅等から受け入れた患者と、それ以外からの受け入れた患者とで、提供する医療内容等が異なっていることから、「**救急・在宅等支援病床初期加算**」について、急性期後の入院患者と、在宅からの入院患者とで、診療実績等を踏まえつつ、評価を区別してはどうか。
- 地域包括ケア病棟入院料・治療管理料の届出要件において、在宅医療や救急医療の提供等が求められているが、地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、**訪問系サービスの提供**についても、要件の選択肢の一つとすることを検討してはどうか。
- 在宅医療、介護サービス等の地域で求められる多様な役割・機能を有する地域包括ケア病棟を持つ医療機関については、地域包括ケアシステムの構築により貢献できるよう、それらのサービスに係る実績等も加味した評価を検討してはどうか。

ポイント③

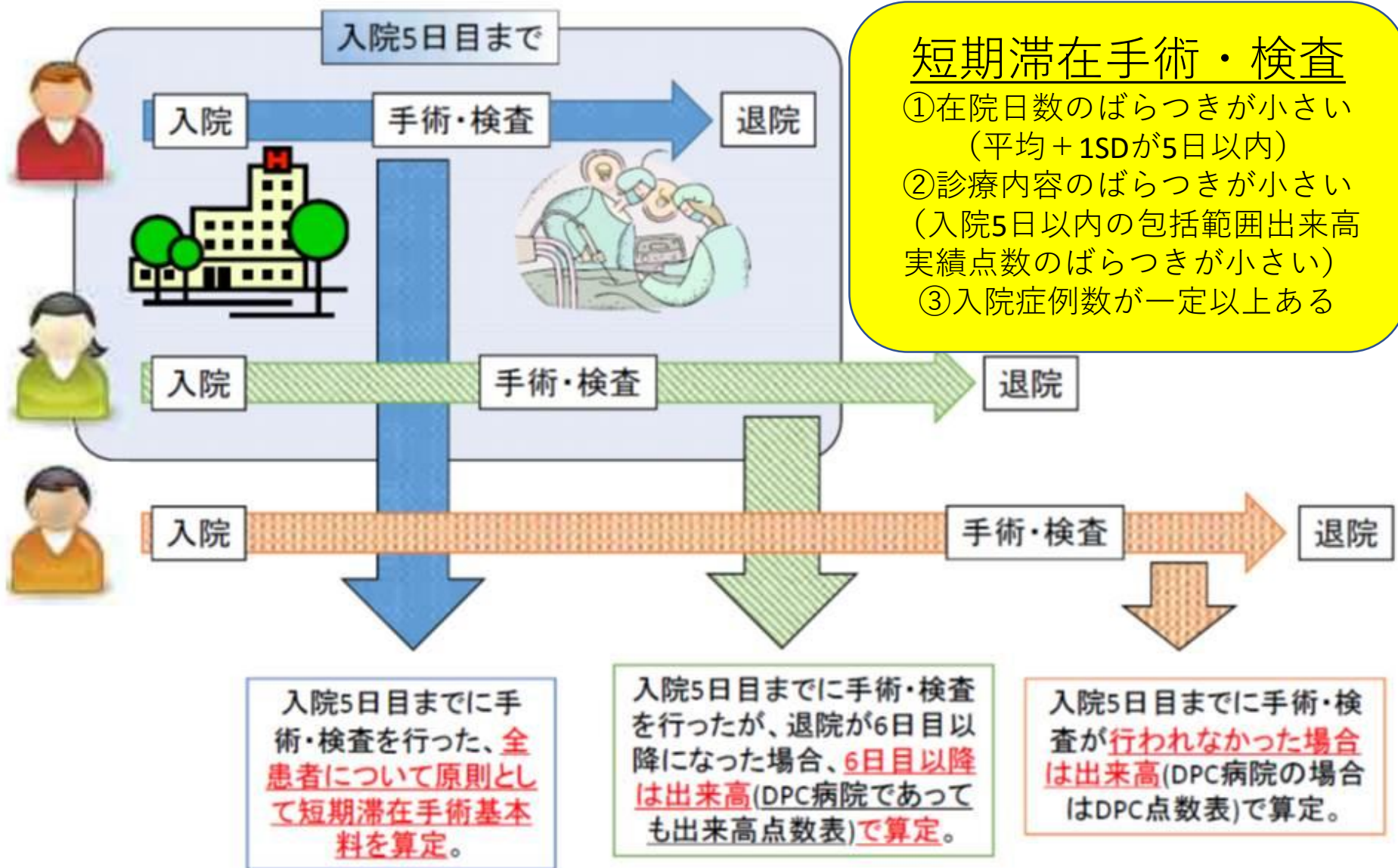
短期滞在手術・検査など

- 
- (1) 短期滞在手術検査
 - (2) 特定集中治療室等
 - (3) 救急医療管理加算
 - (4) 総合入院体制加算

2017年10月18日入院医療分科会

(1) 短期滞在手術・検査

短期滞在手術・検査に係る算定のイメージ



短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者

短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者については、
DPC包括算定の対象外とする。

- K008 (新) 腋臭症手術2 皮膚有毛部切除術
- K093-2 (新) 関節鏡下手根管開放手術
- K196-2 (新) 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)
- K282 (新) 水晶体再建術 1眼内レンズを挿入する場合口その他のもの
- K282 (新) 水晶体再建術 2眼内レンズを挿入しない場合
- K474 (新) 乳腺腫瘍摘出術1長径5cm未満
- K617 (新) 下肢静脈瘤手術 1抜去切除術
- K617 (新) 下肢静脈瘤手術 2硬化療法
- K617 (新) 下肢静脈瘤手術 3高位結紮術
- K633 ヘルニア手術 5㎝径ヘルニア(15歳未満)
- K633 (新) ヘルニア手術 5㎝径ヘルニア(15歳以上)
- K634 (新) 腹腔鏡下5㎝径ヘルニア手術
- K721 (新) 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1長径2cm未満
- K721 (新) 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2長径2cm以上
- K743 (新) 痔核手術 2硬化療法(四段階注射法)
- K867 (新) 子宮頸部(腔部)切除術
- K873 (新) 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
- D237 (新) 終夜睡眠ポリグラフィー1携帯用装置を使用した場合
- D237 (新) 終夜睡眠ポリグラフィー2多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合
- D237 (新) 終夜睡眠ポリグラフィー31及び2以外の場合
- D291-2 (新) 小児アレルギー負荷検査
- D413 (新) 前立腺針生検法

2014年改定
21種類

短期滞在手術等入院基本料3を算定する患者

2014年
H26 21種類 → 2016年
H28 3種類

2018年
4種類

《H28移行が検討されている術式》

- ・ K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術
- ・ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- ・ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療

ばらつきが多かった水晶体再建術及び腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術は除外か？



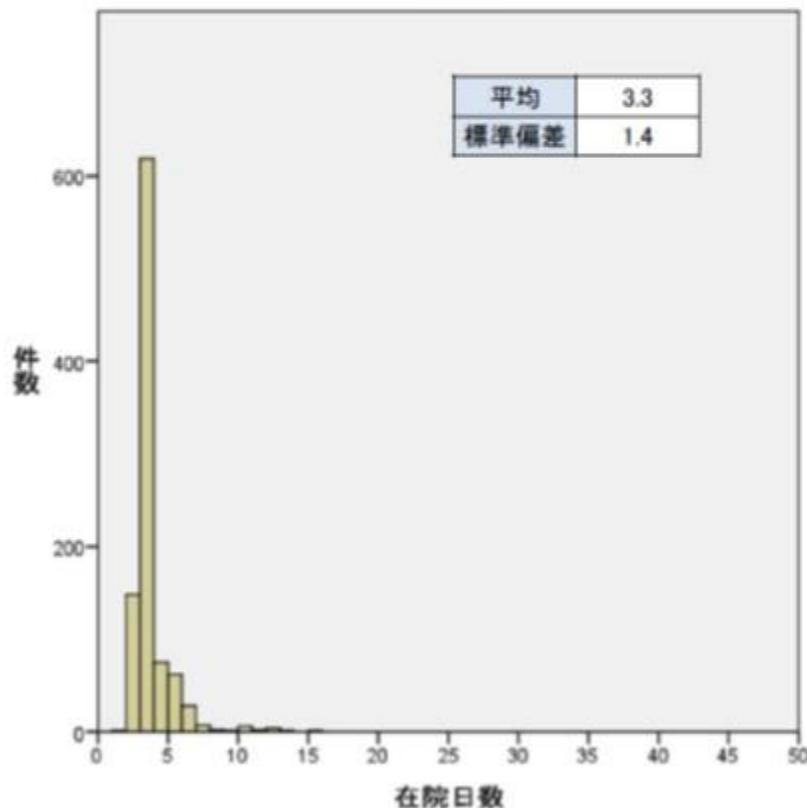
入院医療等の調査・評価分科会 資料参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo.html?tid=128166>

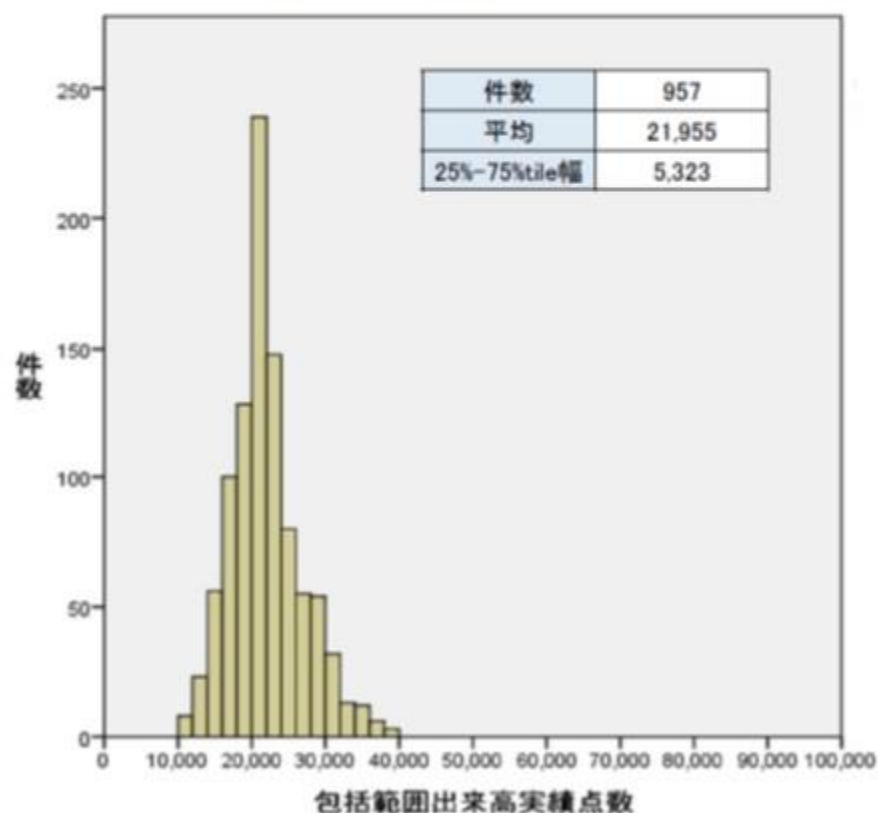
D419 5 副腎静脈サンプリング

○ 副腎静脈サンプリングについては、在院日数の平均が3.3日、標準偏差は1.4日であった。また、包括範囲出来高実績点数の平均は21,955点、25%-75%tile幅は5,323点であった。

＜在院日数の分布＞



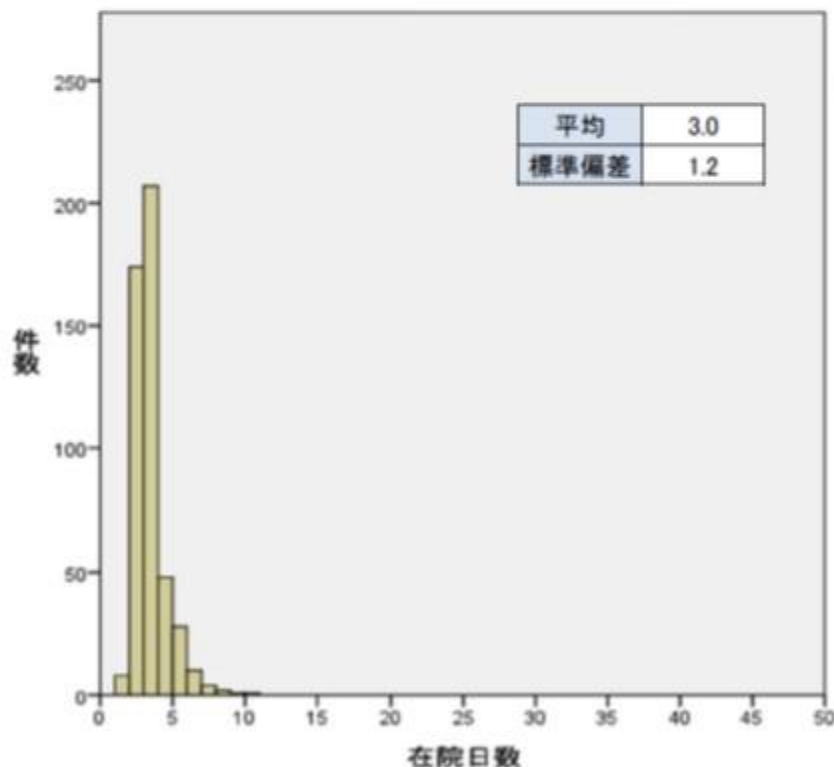
＜包括範囲出来高実績点数の分布＞



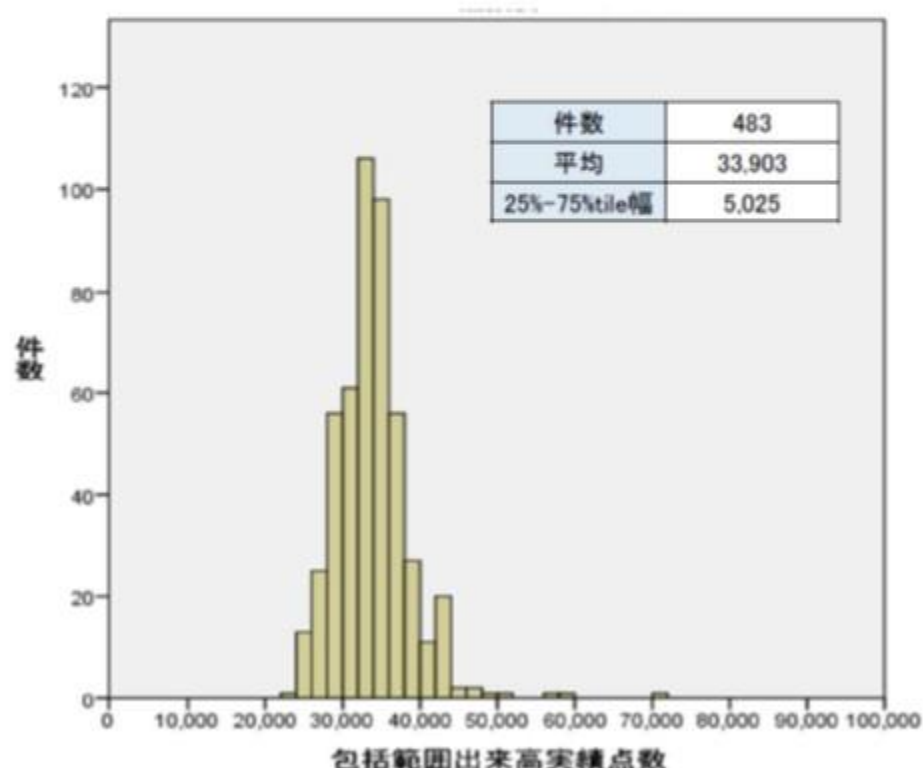
K863-3 子宮鏡下子宮内膜焼灼術

- 子宮鏡下子宮内膜焼灼術については、在院日数の平均が3.0日、標準偏差は1.2日であった。
また、包括範囲出来高実績点数の平均は33,903点、25%-75%tile幅は5,025点であった。

＜在院日数の分布＞



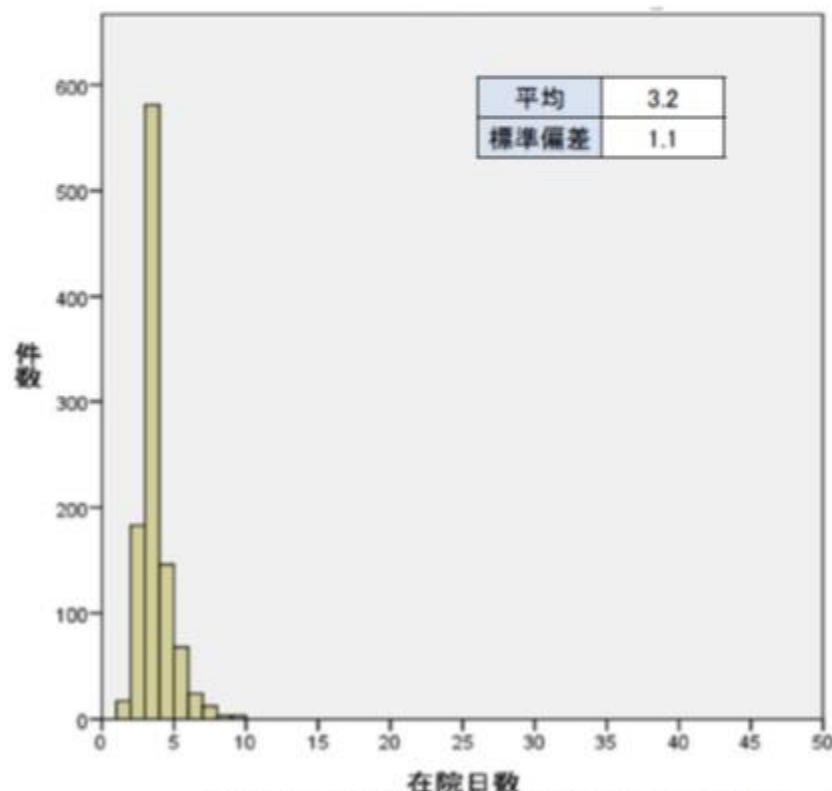
＜包括範囲出来高実績点数の分布＞



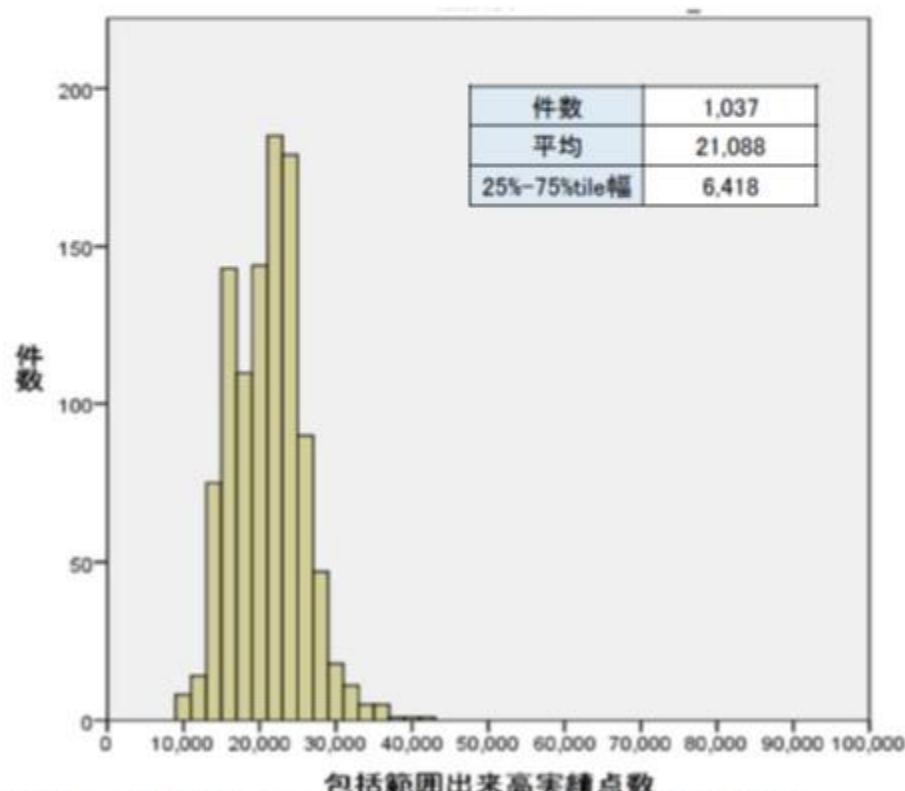
K872-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術

- 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術については、在院日数の平均が3.2日、標準偏差は1.1日であった。また、包括範囲出来高実績点数の平均は21,055点、25%-75%tile幅は6,418点であった。

＜在院日数の分布＞



＜包括範囲出来高実績点数の分布＞

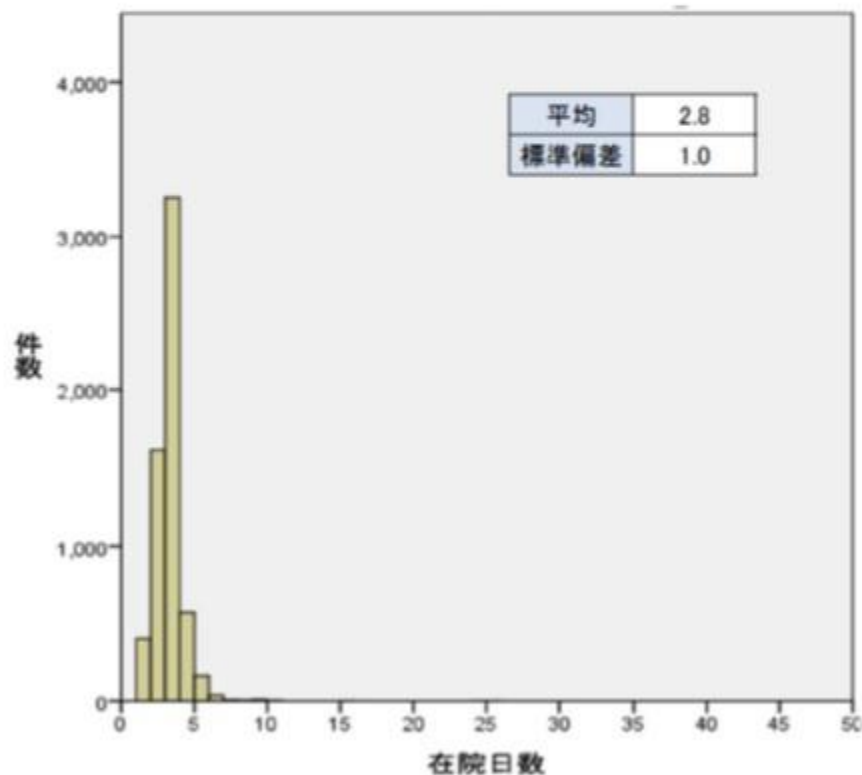


※子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術及び子宮内膜ポリープ切除術は同一の報酬区分であるが、レセ電算コードが異なるため別々に集計

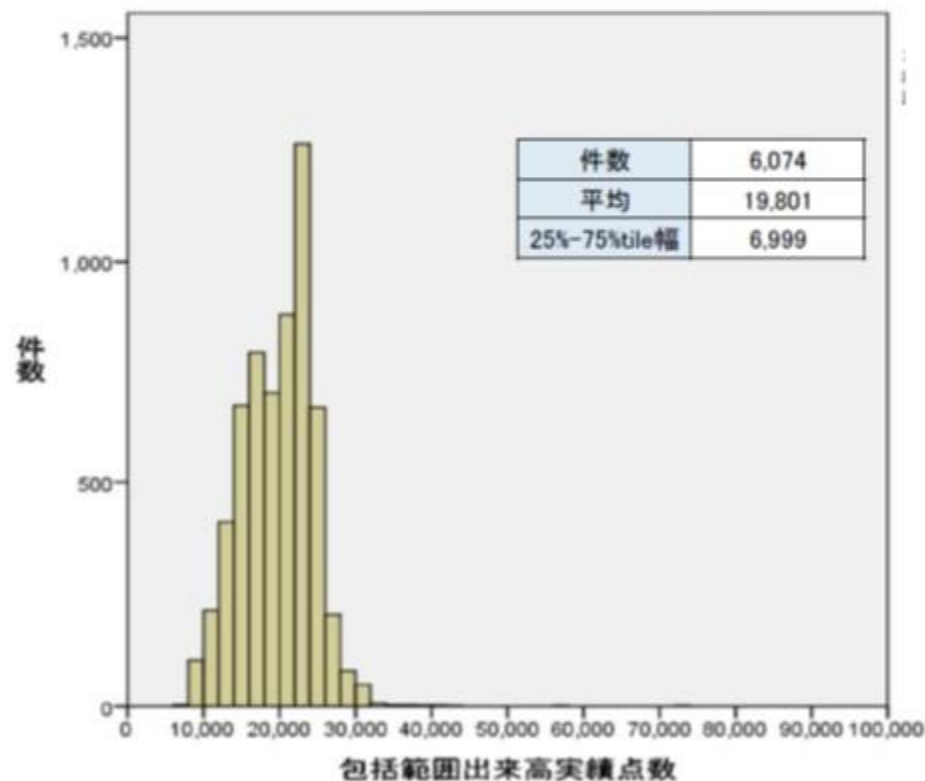
K872-3 子宮内膜ポリープ切除術

- 子宮内膜ポリープ切除術については、在院日数の平均が2.8日、標準偏差は1.0日であった。
また、包括範囲出来高実績点数の平均は19,801点、25%-75%tile幅は6,999点であった。

＜在院日数の分布＞



＜包括範囲出来高実績点数の分布＞



※子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術及び子宮内膜ポリープ切除術は同一の報酬区分であるが、レセ電算コードが異なるため別々に集計

(2) 特定集中治療室等

特定集中治療室用・ハイケアユニット用重症度、医療・看護必要度評価票

【特定集中治療室用】

A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 心電図モニターの管理	なし	あり	
2 輸液ポンプの管理	なし	あり	
3 動脈圧測定(動脈ライン)	なし		あり
4 シリンジポンプの管理	なし	あり	
5 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし		あり
6 人工呼吸器の装着	なし		あり
7 輸血や血液製剤の管理	なし		あり
8 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし		あり
9 特殊な治療法等 (CHDF、IABP、PCPS、補助人工心臓 ICP測定、ECMO)	なし		あり

B 患者の状況等	0点	1点	2点
9 寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない
10 移乗	介助なし	一部介助	全介助
11 口腔清潔	介助なし	介助あり	—
12 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14 診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	—
15 危険行動	ない	—	ある

基準

A得点4点以上かつB得点3点以上

【ハイケアユニット用】

A モニタリング及び処置等	0点	1点
1 創傷処置(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり
2 蘇生術の施行	なし	あり
3 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場合を除く)	なし	あり
4 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり
5 心電図モニターの装着	なし	あり
6 輸液ポンプの管理	なし	あり
7 動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり
8 シリンジポンプの管理	なし	あり
9 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり
10 人工呼吸器の装着	なし	あり
11 輸血や血液製剤の管理	なし	あり
12 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり
13 特殊な治療法等 (CHDF、IABP、PCPS、補助人工心臓、ICP測定、 ECMO)	なし	あり

B 患者の状況等	0点	1点	2点
9 寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない
10 移乗	介助なし	一部介助	全介助
11 口腔清潔	介助なし	介助あり	—
12 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14 診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	—
15 危険行動	ない	—	ある

基準

A得点3点以上かつB得点4点以上

医療機能に応じた入院医療の評価について

特定集中治療室等における「重症度、医療・看護必要度」の見直し

- 特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」のA項目及び特定集中治療室管理料の施設基準の見直しを行う。

改定前

特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」
A項目:すべての項目が1点
該当基準:A項目が3点以上かつB項目が3点以上

特定集中治療室管理料1・2
「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が90%以上
特定集中治療室管理料3・4
「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が80%以上



改定後

特定集中治療室用の「重症度、医療・看護必要度」
A項目:「心電図モニターの管理」「輸液ポンプの管理」「シリンジポンプの管理」が1点
その他の項目が2点
該当基準:A項目が4点以上かつB項目が3点以上

特定集中治療室管理料1・2
「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が80%以上
特定集中治療室管理料3・4
「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者が70%以上

- 特定集中治療室用及びハイケアユニット用の「重症度、医療・看護必要度」について、B項目の簡素化を図るため、一般病棟用の評価と統一する。

救命救急入院料等の主な施設基準

		点数	主な施設基準	看護配置	必要度	その他
救急救命入院料	入院料1	～3日 9,869点	・専任の医師が常時勤務 ・手術に必要な麻酔科医等との連絡体制	4対1	—	救命救急センターを有していること
		～7日 8,929点				
		～14日 7,623点				
	入院料2	～3日 11,393点	・救急救命料1の基準を満たす ・特定集中治療室管理料1又は3の基準を満たす	2対1	ICU用 7割	
		～7日 10,316点				
		～14日 9,046点				
	入院料3	～3日 9,869点	・救急救命料1の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師	4対1	—	
		～7日 8,929点				
～14日 8,030点						
入院料4	～3日 11,393点	・救急救命料2の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師	2対1	ICU用 7割		
	～7日 10,316点					
	～14日 9,046点					
特定集中治療室 管理料	管理料1	～7日 13,650点	・専任の医師が常時勤務(うち2人がICU経験5年以上) ・専任の臨床工学技士が常時院内に勤務 ・クリーンバイオルームであること	2対1	ICU用 8割	
		～14日 12,126点				
	管理料2	～7日 13,650点 ～14日 12,126点	・特定集中治療室管理料1の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師		ICU用 7割	
	管理料3	～7日 9,361点 ～14日 7,837点	・専任の医師が常時勤務 ・クリーンバイオルームであること			
	管理料4	～7日 9,361点 ～14日 7,837点	・特定集中治療室管理料1の基準を満たす ・広範囲熱傷治療を行うにふさわしい設備・医師			
ハイケアユニット 入院医療管理料	管理料1	6,584点	・専任の医師が常時勤務	4対1	HCU用 8割	
	管理料2	4,084点		5対1	HCU用 6割	
脳卒中ケアユニット 入院医療管理料		5,084点	・神経内科・脳外科5年以上の専任の医師が常時勤務 ・常勤の理学療法士又は作業療法士が配置	3対1	—	脳梗塞、 脳出血、くも膜下出血 が8割以上

特定集中治療室等の重症度、医療・看護必要度

- 各治療室を、特定集中治療室用、ハイケアユニット用、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価票にて評価したところ、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合要件のない救命救急入院料1・3は、救命救急入院料2・4及びハイケアユニットと入院医療管理料比べて該当患者割合が低い、7対1一般病棟に比べ、該当患者割合が高い。

＜各基準の該当患者割合＞

特定集中治療室用、ハイケアユニット用、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の全項目について該当するかどうかを調査し、各基準に基づき該当患者割合を集計

	特定集中治療室管理料	救命救急入院料2・4	救命救急入院料1・3	ハイケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	(参考) 7対1一般病棟入院基本料
特定集中治療室管理料の基準	89.1%	84.7%	23.7%	33.7%	8.0%	1.2%
ハイケアユニット入院医療管理料の基準	92.6%	93.1%	48.8%	88.0%	31.5%	4.3%
7対1一般病棟入院基本料の基準	95.6%	94.3%	65.4%	84.0%	55.6%	28.5%

※ 背景色の箇所は、重症度、医療・看護必要度の基準がある治療室

(対象とした患者数)

	特定集中治療室管理料	救命救急入院料2・4	救命救急入院料1・3	ハイケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	(参考) 7対1一般病棟入院基本料
特定集中治療室管理料の基準	117,173	1,517	3,303	6,152	1,441	5,178
ハイケアユニット入院医療管理料の基準	117,173	1,516	3,303	6,017	1,405	5,169
7対1一般病棟入院基本料の基準	118,580	1,502	3,266	5,825	1,400	5,167

(参考) 基準一覧

特定集中治療室管理料	A得点4点以上かつB得点3点以上の該当患者割合が、管理料1・2で80%以上、管理料3・4で70%以上
ハイケアユニット入院医療管理料	A得点3点以上かつB得点4点以上の該当患者割合が、管理料1で80%以上、管理料2で60%以上
7対1一般病棟入院基本料	A得点2点以上かつB得点3点以上、又はA得点3点以上の該当患者割合が、25%以上

ICUにおける生理学的指標に基づく重症度スコアの例

APACHE II

(acute physiology and chronic health evaluation II)

- ICU入室24時間以内の生理学的指標12項目の合計スコア(最悪値)に、年齢、慢性併存疾患のスコアを加え、重症度を0点から71点に定量化した指標(詳細は次項)

(測定項目)

・体温	・動脈圧	・心拍数
・呼吸数	・PaO ₂	・pH
・Na	・K	・クレアチニン
・Ht	・WBC	・GCS



年齢、慢性併存疾患

当該スコアを用いて、個々の患者の重症度の数値化や予測死亡率※が客観的に把握可能となる

- また、個々の患者で算出した予測死亡率を用いて、各施設での標準化死亡比(=当該施設における実死亡率/施設における予測死亡率)が客観的に把握可能となり。

各施設の標準化死亡比を用いて、施設間での客観的な比較が可能となる

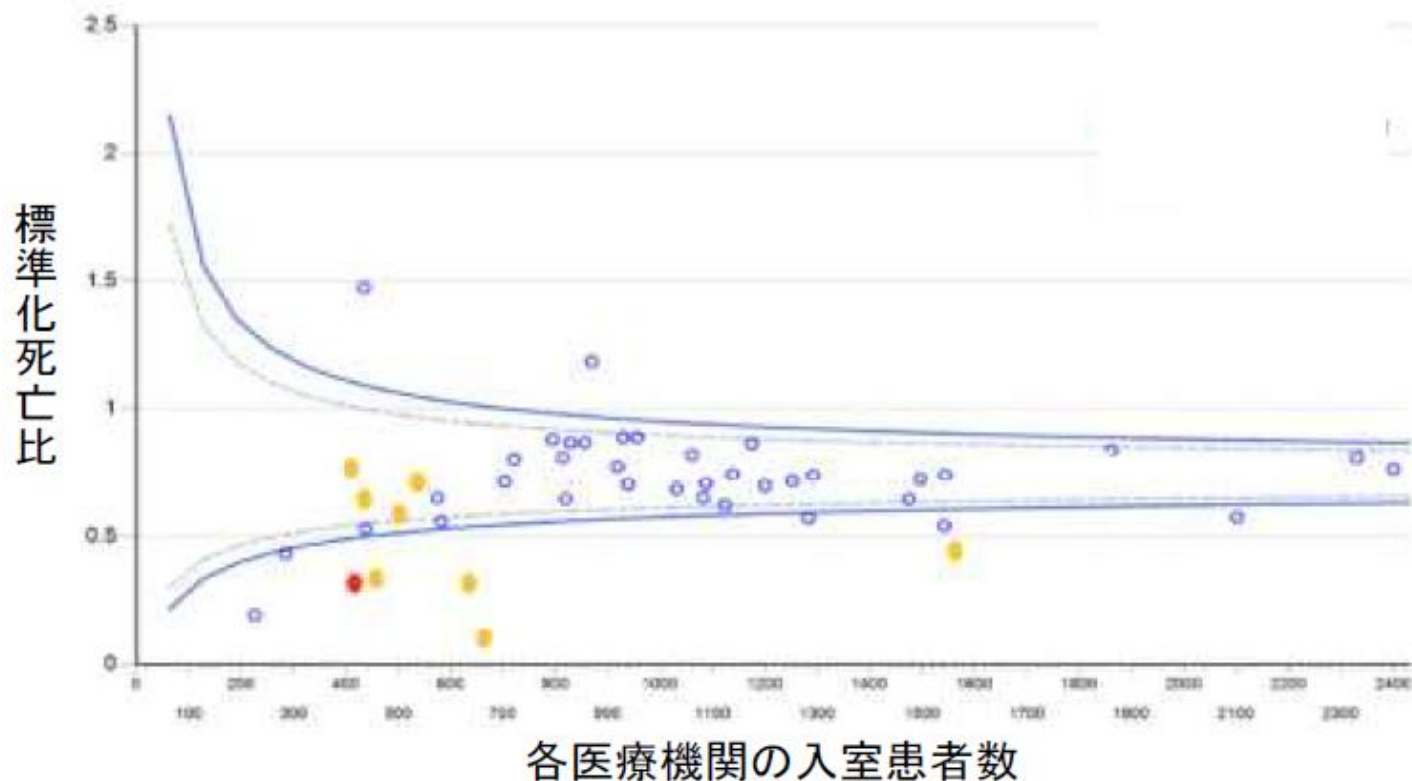
- 日本集中治療医学会において、国内多施設に対する集中治療室患者症例レジストリ(JIPAD)を2015年より開始しており、その中にAPACHE IIの内容も含まれる。登録開始施設53施設、合計登録症例数 42,500例(2017年9月現在)

※予測死亡率 = $e^{\text{Logit}} / (1 + e^{\text{Logit}})$ (Logitは上付き)

Logit = $-3,517 + (\text{APACHE II}) * 0,146 + 0.603 \times \text{緊急手術加算} + \text{Diagnostic category weight (疾患別係数)}$

APACHEスコアを用いたベンチマークの一例

APACHEIIを用いることで、各医療機関のICUにおける標準化死亡比(=実死亡率/予測死亡率)の算出が可能となり、医療機関ごとの客観的な比較も可能となる。



日本集中治療学会より提供(本ケースはAPACHEIIIを用いて標準化死亡比の計算を行っているが、APACHEIIでも同様の計算が可能)

(3) 救急医療管理加算

(参考)救急医療等の推進について(平成26年度診療報酬改定)

救急医療管理加算の見直し

- 救急医療管理加算の算定基準が明確でない点があること等を踏まえ、適正化の観点から算定基準を明確化するとともに評価の見直しを行う。

平成26年度改定前

A205 救急医療管理加算 800点
(1日につき) (7日まで)

【対象患者】

次に掲げる状態にあつて、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいう

- ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術を必要とする状態
- コ その他、「ア」から「ケ」に準ずるような重篤な状態



平成26年度改定後

A205 救急医療管理加算1 800点
救急医療管理加算2 400点(新)
(1日につき) (7日まで)

【対象患者】

次に掲げる状態にあつて、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者をいう

<救急医療管理加算1>

- ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術を必要とする状態

<救急医療管理加算2>

コ その他、「ア」から「ケ」に準ずるような重篤な状態

※ 当該加算は入院時に重篤な状態の患者に対して算定するものであり、入院後に悪化の可能性が存在する患者については対象とならない。

※ 年に1度、「コ」に該当する患者の概要について報告を行うこと。

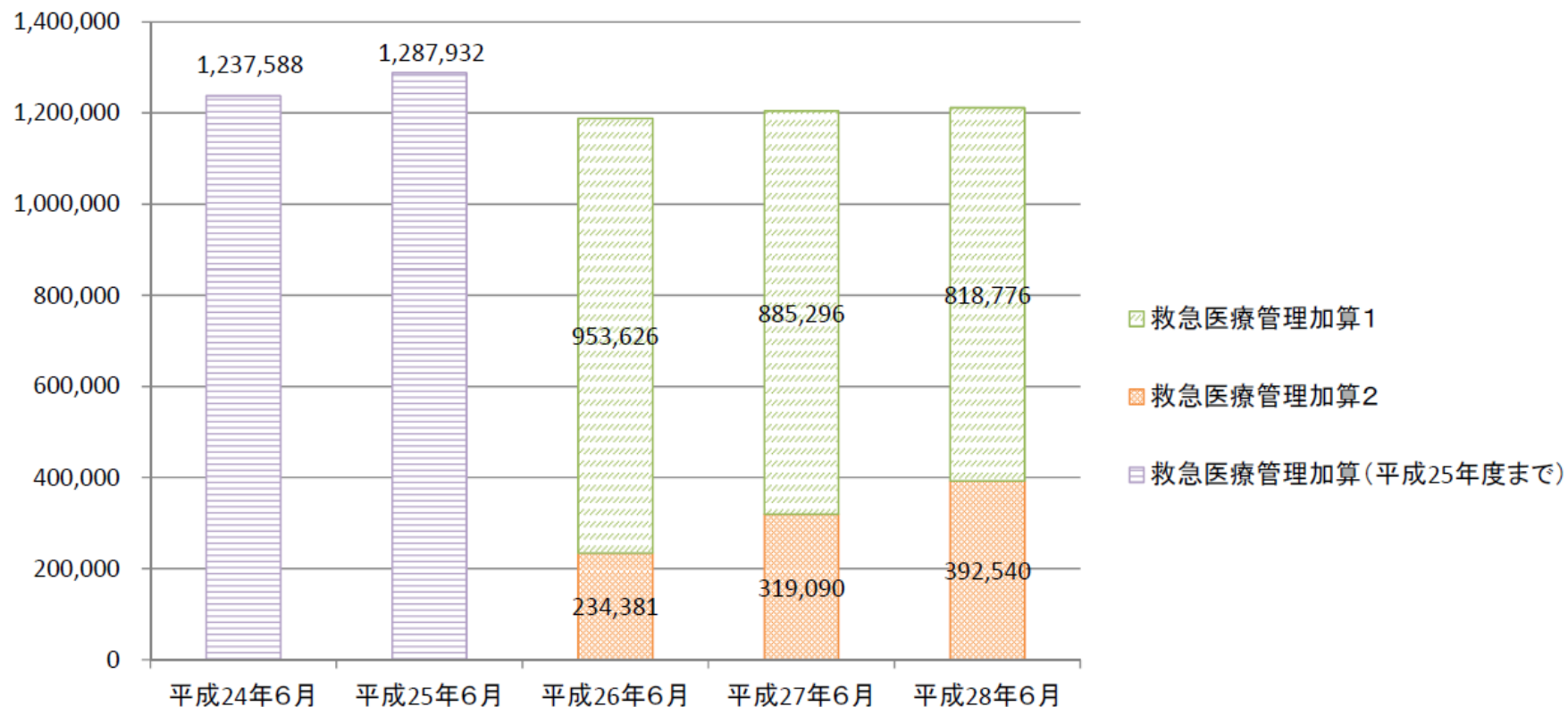
救急医療管理加算の算定回数の推移

診調組 入-2
29.10.5

- 救急医療管理加算の算定回数の推移をみると、加算の区分が2つに分けられた平成26年から、加算1の占める割合は減少傾向である。

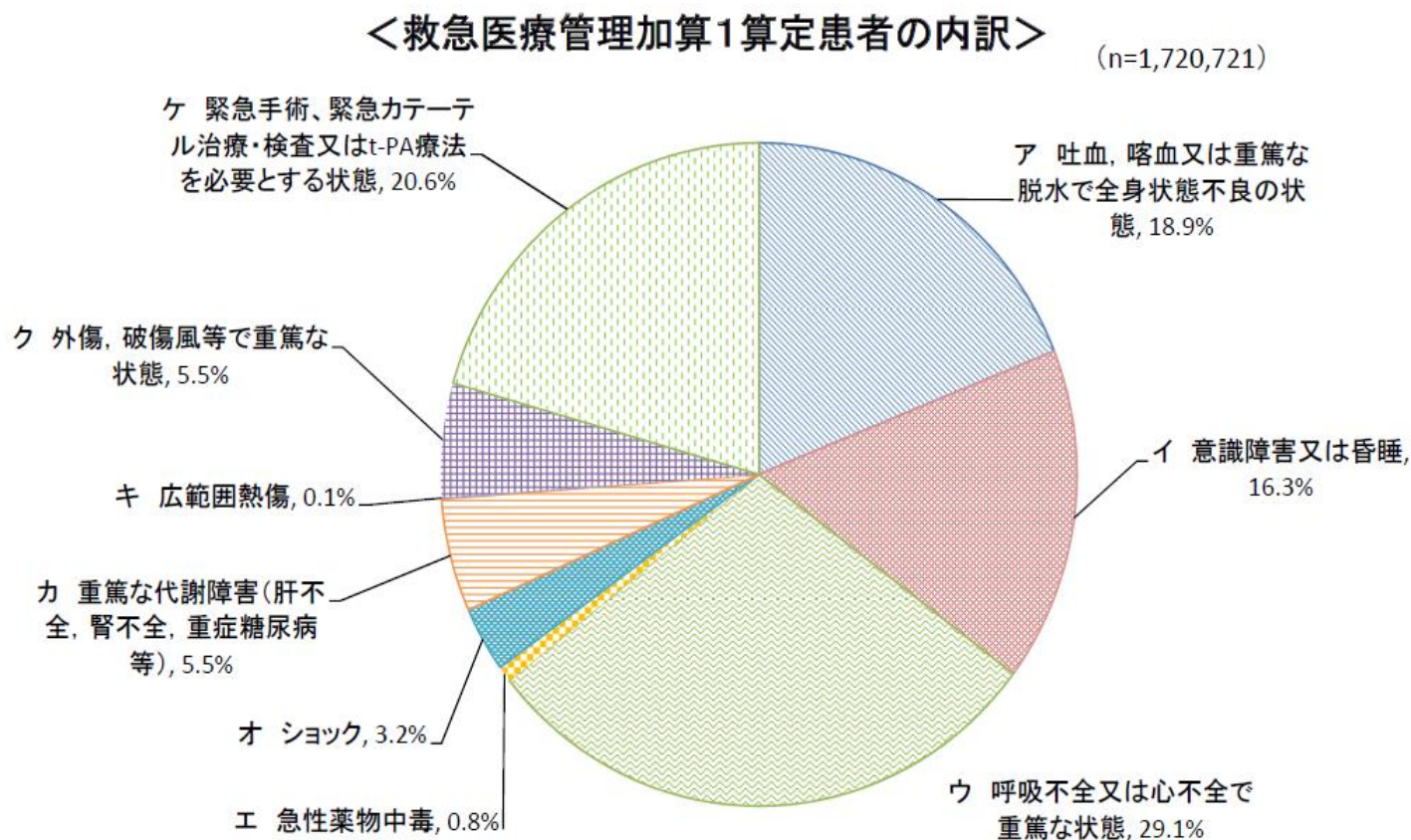
＜救急医療管理加算の算定回数の推移＞

(算定回数)



救急医療管理加算1算定患者の内訳

- 救急医療管理加算1の算定患者の内訳をみると、「ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態」の患者が最も多く、次いで「ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又はt-PA療法を必要とする状態」が多かった。

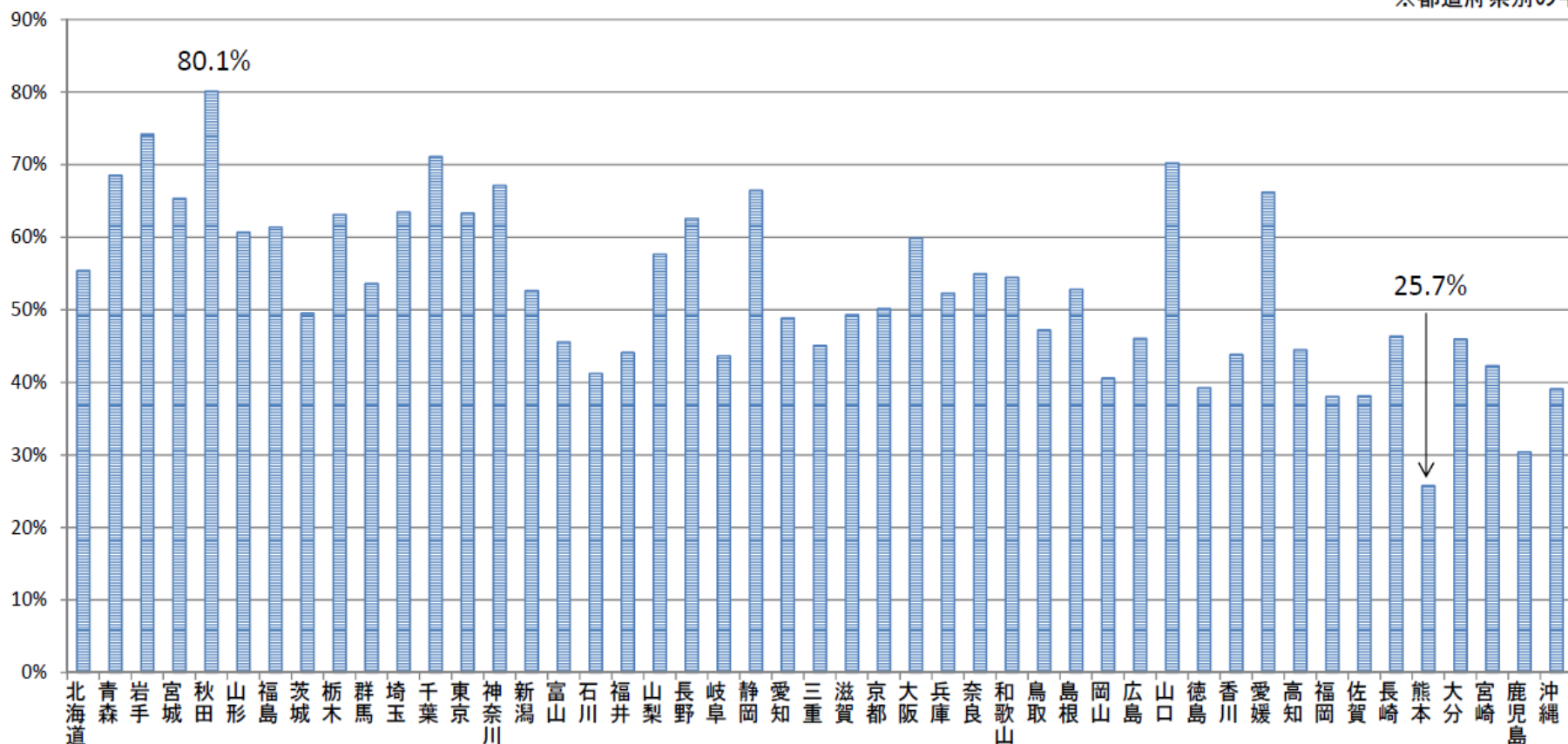


救急車入院患者のうち救急医療管理加算算定患者の占める割合の分布(都道府県別)

○ 救急車入院患者のうち救急医療管理加算算定患者の占める割合の分布を都道府県ごとにみると、割合の最も高い県と低い県では、3倍以上の差が見られた。

<救急車入院患者のうち救急医療管理加算算定患者の占める割合の分布(都道府県別)>

※都道府県別の平均値



救急患者に関する指標の例

○ 救急患者に実際に使用されている評価指標の例として、以下のような指標が考えられる。

【救急医療管理加算の対象患者】

【関係する指標の例】

ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態



緊急の止血処置の有無等

イ 意識障害又は昏睡



JCS、GCS等

ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態



動脈血酸素分圧、NYHA分類等

オ ショック



収縮期血圧の低下、昇圧剤の使用等

キ 広範囲熱傷

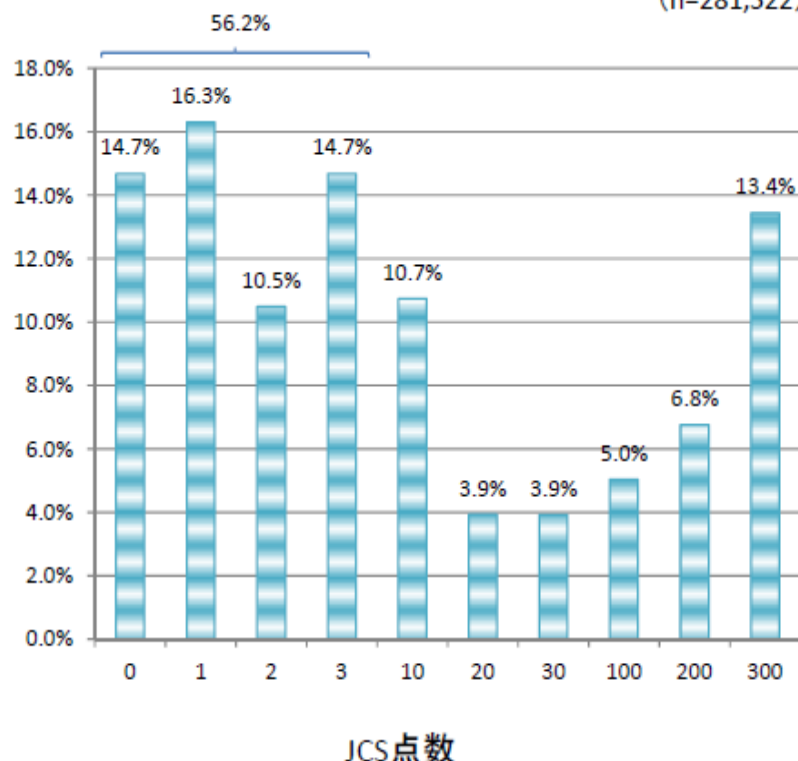


Burn Index 等

救急医療管理加算1算定患者に関する分析①

- 救急医療管理加算1算定患者のうち「イ 意識障害又は昏睡」の患者のJCSの分布をみると、JCS I 桁の患者が全体の半数以上を占めた。

救急医療管理加算1算定患者のうち
「イ 意識障害又は昏睡」の患者のJCSの分布
(n=281,522)



(参考) JCS: Japan Coma Scale

I. 覚醒している

- 0 意識清明
- 1 見当識は保たれているが意識清明ではない
- 2 見当識障害がある
- 3 自分の名前・生年月日が言えない

II. 刺激に応じて一時的に覚醒する

- 10 普通の呼びかけで開眼する
- 20 大声で呼びかけたり、強く揺るなどで開眼する
- 30 痛み刺激を加えつつ、呼びかけを続けると辛うじて開眼する

III. 刺激しても覚醒しない

- 100 痛みに対して払いのけるなどの動作をする
- 200 痛み刺激で手足を動かしたり、顔をしかめたりする
- 300 痛み刺激に対し全く反応しない

緊急の入院が必要かどうかは最終的に医師が判断しなければならない

救急入院の基準は設けるべき

2017年10月5日入院医療分科会

(4) 総合入院体制加算

医療機能に応じた入院医療の評価について

総合入院体制加算の実績要件等の見直し

➤ 総合入院体制加算について、総合的かつ専門的な急性期医療を適切に評価する観点から、実績要件等の見直しを行う。

総合入院体制加算1 ⇒ 総合入院体制加算1(1日につき・14日以内) 240点
 総合入院体制加算2(1日につき・14日以内) 180点(新)
 総合入院体制加算2 ⇒ 総合入院体制加算3(1日につき・14日以内) 120点

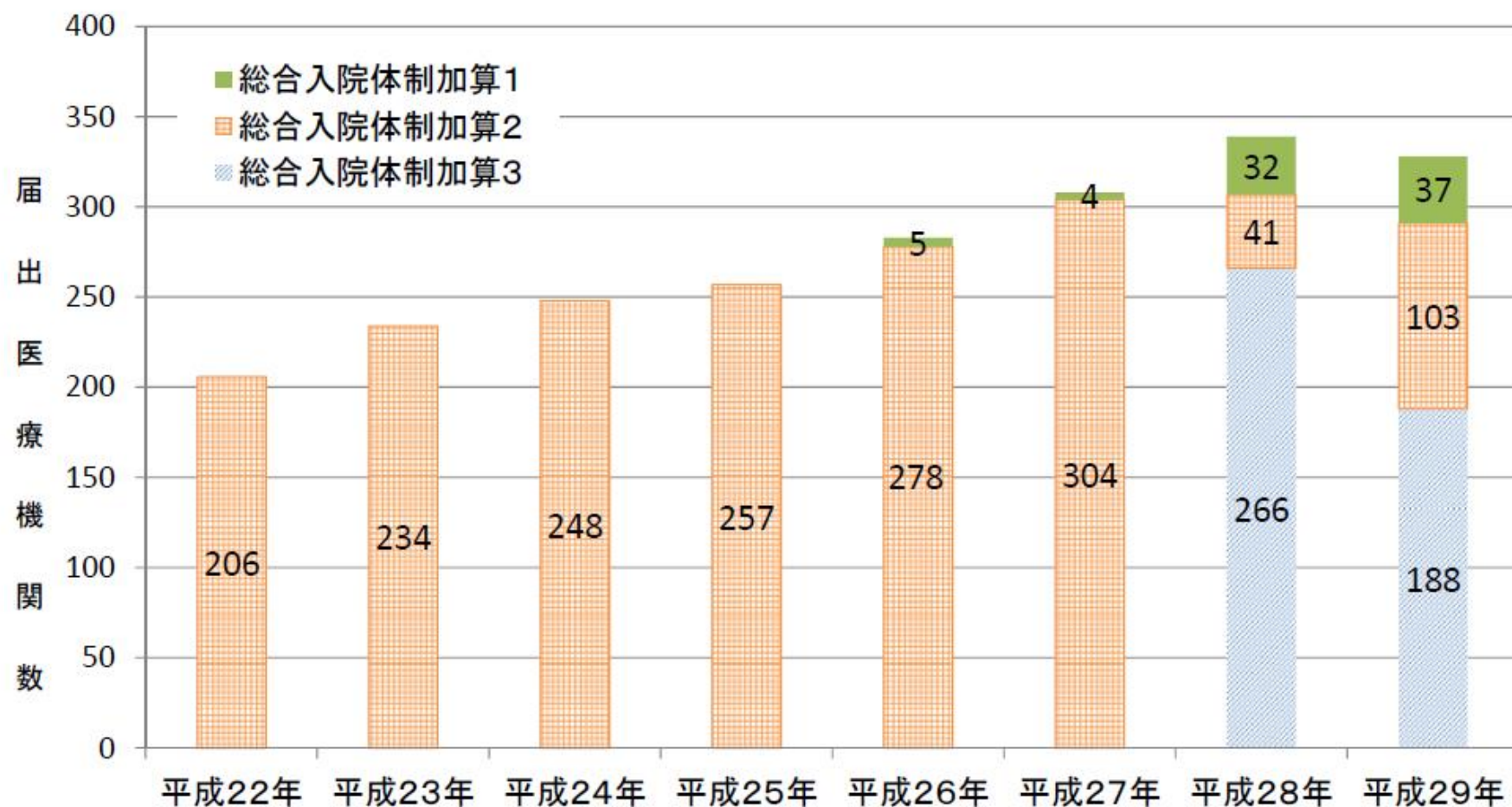
	総合入院体制加算1	(新)総合入院体制加算2	総合入院体制加算3
共通の施設基準	・内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、それらに係る入院医療を提供している ・全身麻酔による手術件数が年800件以上		
実績要件	ア 人工心肺を用いた手術:40件/年以上 イ 悪性腫瘍手術:400件/年以上 ウ 腹腔鏡下手術:100件/年以上 エ 放射線治療(体外照射法):4,000件/年以上 オ 化学療法: <u>1,000件/年以上</u> カ 分娩件数:100件/年以上		
救急自動車等による搬送件数	上記の全てを満たす —	<u>上記のうち少なくとも4つ以上を満たす</u> <u>年間2,000件以上</u>	<u>上記のうち少なくとも2つ以上を満たす</u> —
精神科要件	(共通要件) 精神科につき24時間対応できる体制があること		
	精神患者の入院受入体制がある	<u>以下のいずれもを満たす</u> イ <u>精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1の届出</u> ロ <u>精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上</u>	<u>以下のいずれかを満たす</u> イ <u>精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1の届出</u> ロ <u>精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上</u>
日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価	○	○	—
救急医療体制	救命救急センター又は高度救命救急センターの設置	<u>2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置</u>	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置
一般病棟用重症度、医療・看護必要度の該当患者割合 (A得点2点以上又はC得点1点以上)	<u>3割以上</u>	<u>3割以上</u>	<u>2割7分以上</u>

[経過措置]

平成28年1月1日に総合入院体制加算1、加算2の届出を行っている保険医療機関については、平成29年3月31日までの間、それぞれ総合入院体制加算1、加算3の基準を満たしているものとする。

総合入院体制加算の届出数の推移

<総合入院体制加算の届出医療機関数の推移>



総合入院体制加算の今後の届出の意向（一般病棟7対1・10対1入院基本料）

- 総合入院体制加算の今後の届出の意向を聞くと、「変更の予定なし」と回答した医療機関は、総合入院体制加算2届出医療機関では88.0%、総合入院体制加算3届出医療機関では56.4%を占めた。
- また、総合入院体制加算を届出していない医療機関の85.6%が、今後の届出の意向なしと回答した。

＜総合入院体制加算の今後の届出の意向＞

総合入院体制加算2届出医療機関
(n=50)

総合入院体制加算3届出医療機関
(n=101)

総合入院体制加算を届出していない
医療機関(n=658)

変更の予定なし(n=44)	88.0%
総合入院体制加算1へ変更を検討している(n=6)	12.0%
総合入院体制加算3へ変更を検討している(n=0)	0.0%
未回答(n=0)	0.0%

変更の予定なし(n=57)	56.4%
総合入院体制加算1へ変更を検討している(n=1)	1.0%
総合入院体制加算2へ変更を検討している(n=41)	40.6%
未回答(n=2)	2.0%

届出の意向なし(n=273)	85.6%
届出を検討している(n=76)	12.5%
未回答(n=9)	2.0%

ポイント④ 退院支援加算

2016年改定で退院調整加算を見直した

ストラクチャー
ではなく、アウト
カムを評価すべき

地域連携パスは使われい
ないので、退院調整加算に
整理しては？

退院支援の専従者
などの配置が
在宅復帰に効果的

入院医療等調査・評価分科会
(2015年7月1日)

地域包括ケアシステム推進のための取組の強化

退院支援に関する評価の充実

- 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、保険医療機関における退院支援の積極的な取組みや医療機関間の連携等を推進するための評価を新設する。

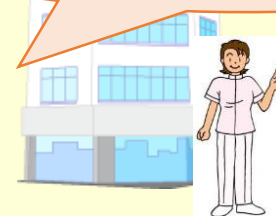
(新) 退院支援加算 1

イ 一般病棟入院基本料等の場合	600点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合	1,200点

(改) 退院支援加算 2

イ 一般病棟入院基本料等の場合	190点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合	635点

「退院支援加算」が
新設された

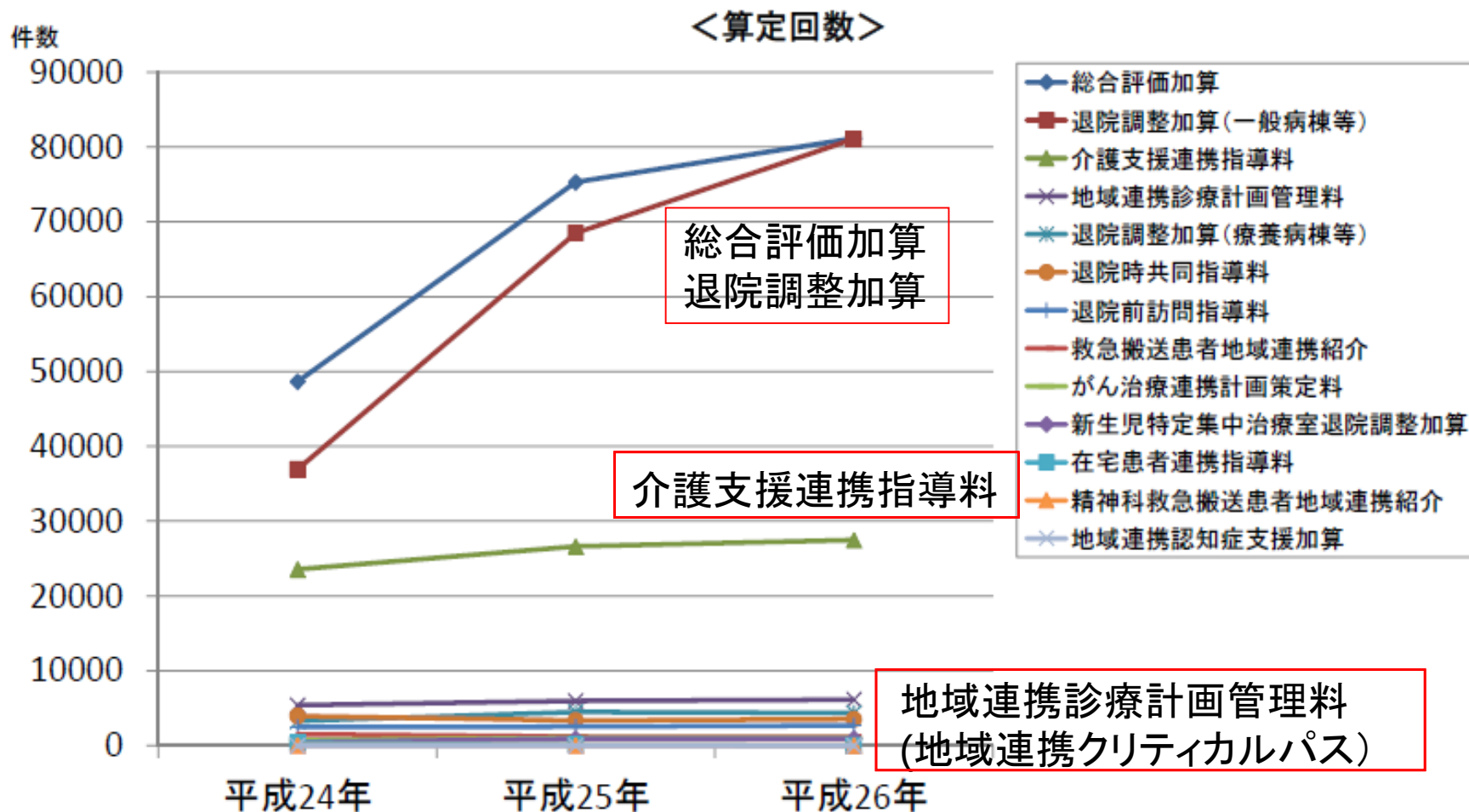


[算定要件・施設基準]

	退院支援加算 1	退院支援加算 2 (現在の退院調整加算と同要件)
退院困難な患者の早期抽出	<u>3日以内に</u> 退院困難な患者を抽出	7日以内に退院困難な患者を抽出
入院早期の患者・家族との面談	<u>7日以内に</u> 患者・家族と面談	できるだけ早期に患者・家族と面談
多職種によるカンファレンスの実施	<u>7日以内に</u> カンファレンスを実施	カンファレンスを実施
退院調整部門の設置	専従1名（看護師又は社会福祉士）	専従1名（看護師又は社会福祉士）
病棟への退院支援職員の配置	<u>退院支援業務等に専従する職員を病棟に配置 (2病棟に1名以上)</u>	—
医療機関間の顔の見える連携の構築	<u>連携する医療機関等（20か所以上）の職員と 定期的な面会を実施（3回/年以上）</u>	—
介護保険サービスとの連携	<u>介護支援専門員との連携実績</u>	—

退院支援に係る主な診療報酬上の評価の算定状況

- 退院支援に係る診療報酬上の評価は多く存在するが、退院調整加算、総合評価加算、介護支援連携指導料等一部の項目を除き、算定回数はそれほど多くない。



退院調整加算の見直し

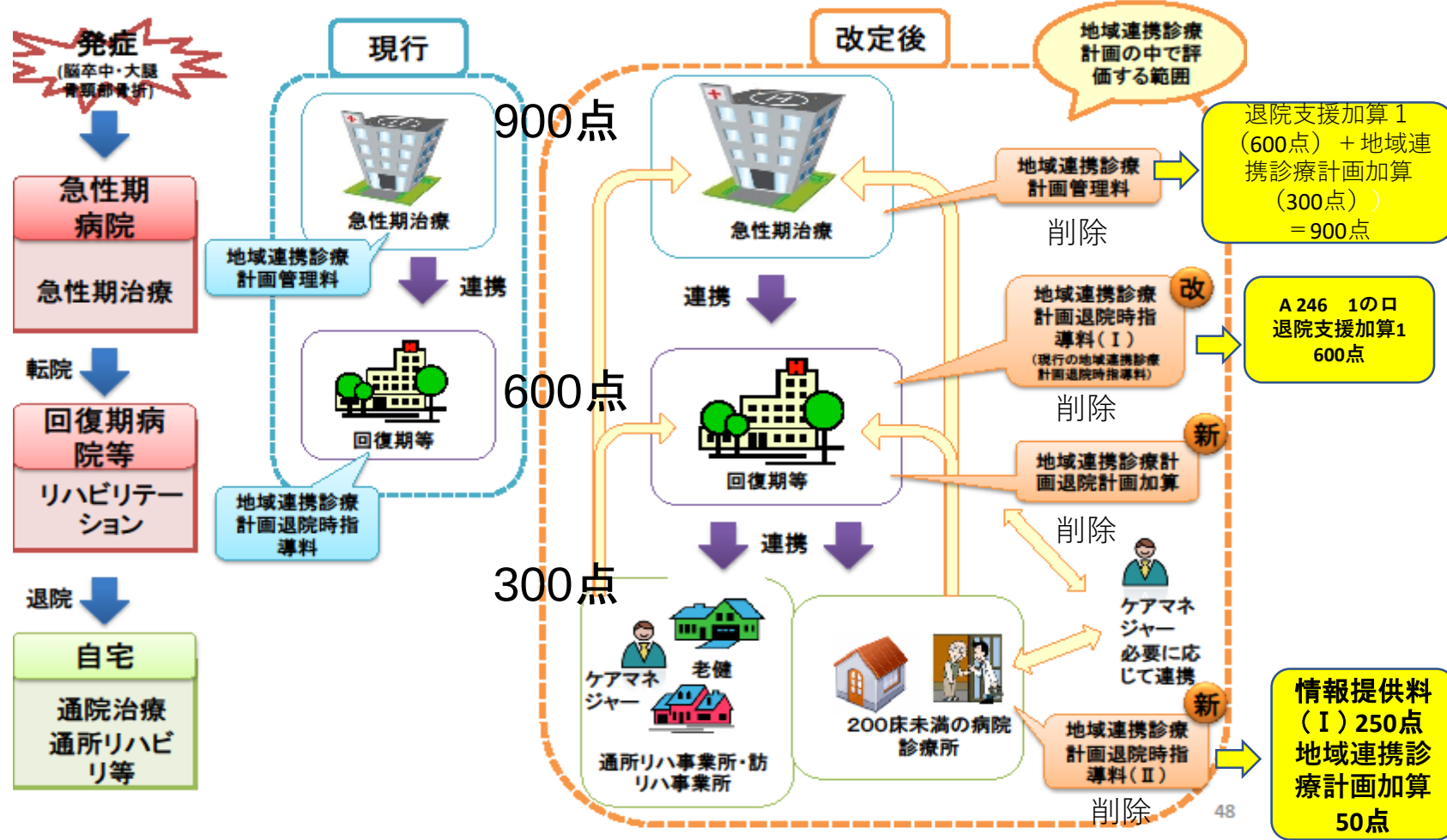
- 退院調整加算の見直し
 - (1) 施設基準を厳格化するとともに、点数を引き上げることで退院支援を充実させる
 - 退院支援に専従する職員が、複数の病棟を担当として受け持ち、多職種カンファレンスを実施して、入院後早期に退院支援に着手する体制
 - 医療機関が他の医療機関などと恒常的に顔の見える連携体制の整備
 - (2) 「地域連携診療計画管理料（地域連携クリティカルパス）」などを、退院支援の一環とする

廃止された項目

- (1) 新生児特定集中治療室退院調整加
- (2) 救急搬送患者地域連携紹介加算
- (3) 救急搬送患者地域連携受入加算
- (4) 地域連携認知症支援加算
- (5) 地域連携認知症集中治療加算
- (6) 地域連携診療計画管理料
- (7) 地域連携診療計画退院時指導料 (Ⅰ)
- (8) 地域連携診療計画退院時指導料 (Ⅱ)

地域連携診療計画管理料等は廃止されたが、地域連携クリティカルパスが廃止されたわけではない

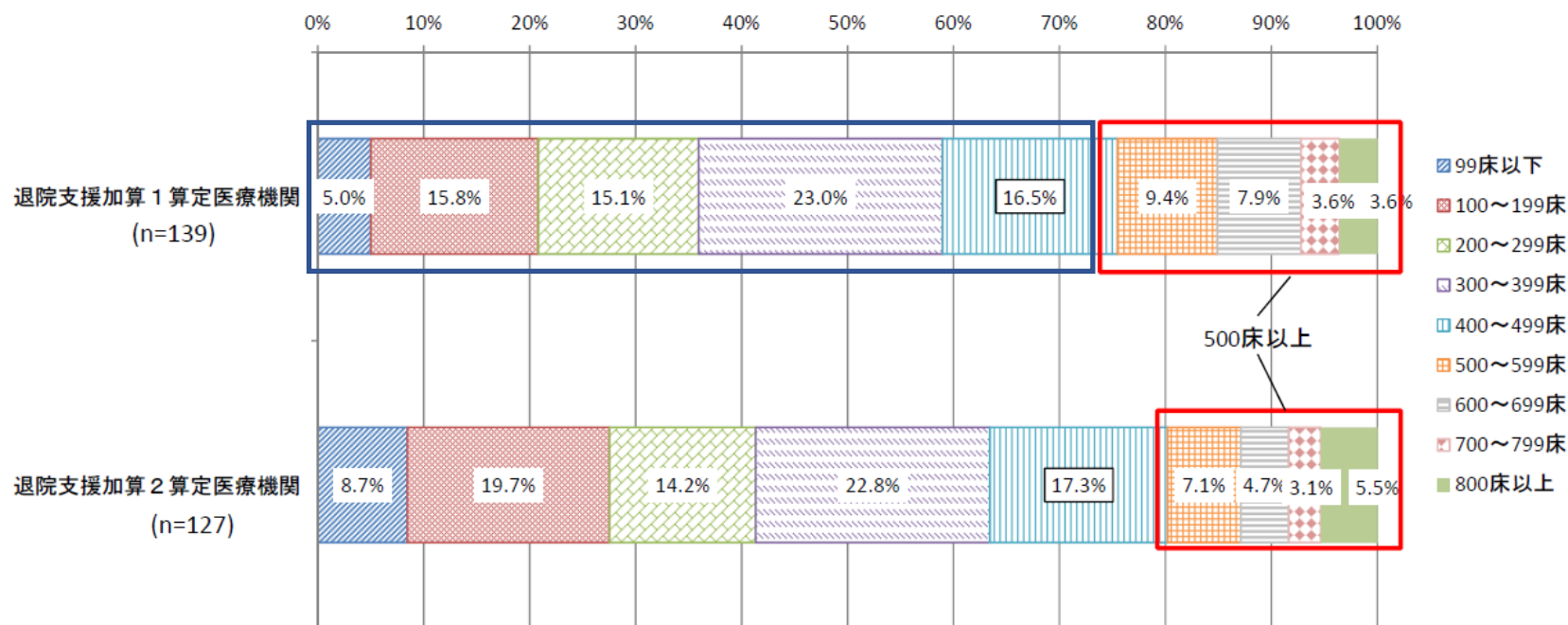
大腿骨頸部骨折・脳卒中に係る医療機関等の連携の評価 2016年改定



退院支援加算を算定している医療機関の病床規模別の分布

- 退院支援加算を算定している医療機関の病床規模別の状況をみると、加算2を算定している医療機関に比べ加算1を算定している医療機関の方が、500床以上の占める割合が大きい。

＜退院支援加算を算定している医療機関の病床規模別の分布＞



退院支援加算1を取得しているのは500床以上は3割

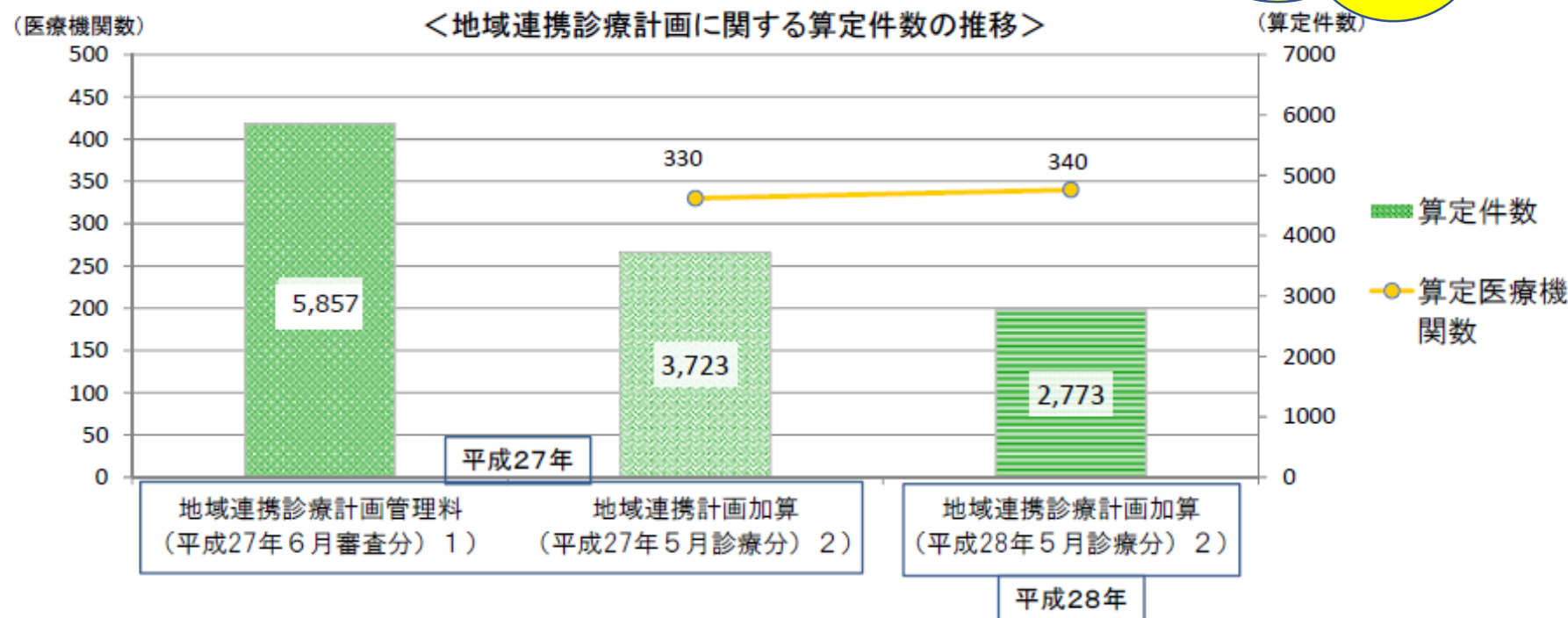
地域連携診療計画③

- 退院支援加算の地域連携診療計画加算の算定件数は、平成28年度診療報酬改定前の退院調整加算の地域連携計画加算及び地域連携診療計画管理料の算定件数に比べ、減少している。

平成28年度診療報酬改定

- 退院支援加算(退院調整加算)の地域連携診療計画(地域連携計画)加算
加算対象：退院調整加算を算定 → 退院支援加算1又は3を算定
- 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)(Ⅱ) → 廃止

地域連携パス
(地域連携計画
加算) 激減！



これだけ地域連
携計画加算が
減っていること
に驚いている

退院支援加算 2 で地域連
携診療計画加算を認めな
いことを見直すべき

地域連携診療計画は
回りハではよく使わ
れている。一方、回り
ハでは退院支援加算
の算定が少ない。現
状に合っていない

2017年8月24日 入院医療分科会

退院支援から
入退院支援へ

2018年診療報酬改定へむけて「入退院支援」の議論が始まった（入院医療分科会6月21日）



入院基本料の評価の見直しに向けた議論を始めた分科会（21日、厚労省）

地域包括ケアシステムの構築～入退院支援

切れ目のない支援

外来・在宅

入院

外来・在宅

退院支援から
入退院支援
へ！

退院後も住み慣れた地域で生活するための支援として、
○ 外来や入院時から退院後の地域生活を見据えた支援が必要
○ 外来部門と入院部門（病棟）との連携、地域と入院医療機関等との連携が重要

病気になったら…
医療

病院:
急性期、回復期、慢性期

日常の医療:
・かかりつけ医、有休診療所
・地域の連携病院
・歯科医療、薬局

・地域包括支援センター
・ケアマネジャー

通院・入院

通所・入所

住まい

・自宅
・サービス付き高齢者向け住宅等

いつまでも元気に暮らすために…
生活支援・介護予防

介護が必要になったら…
介護

■介護予防サービス

地域包括ケアシステムの姿

日本医療マネジメント学会 (仙台) 2017年7月7日、8日



東北大学病院の 入退院支援センター

- 東北大学病院（1225床）
 - 2015年から一部の診療科で「入退院センター」の運用を開始
 - 入退院センターでは入院が決定した患者に、入院案内や情報収集、退院阻害要因のスクリーニングを行い、必要時に病棟の多職種に情報提供がなされる。
 - 病棟では入退院センターから情報提供のあった退院阻害要因の内容を分析し、退院支援に活用する
 - 退院阻害要因は、介護力が最も多く、次いで経済状態、ADL低下、服薬管理、退院先の選択、問題行動、その他であった
 - 退院阻害要因はこのように入院前から明らかになっていて、支援可能なものも数多い
 - このため入退院センターにおける情報収集によって、早期からの退院支援を可能になったという

中部徳洲会病院（沖縄）の 入退院サポートセンター

- 沖縄の中部徳洲会病院（**331**床）
 - **2016**年から「入退院サポートセンター」を設置し、ソーシャルワーカーの配置を行い運用を始めた
 - 入退院サポートセンターのソーシャルワーカーは看護師とともに入院予定患者の問診を行い、退院先の移行確認、各種制度案内を行い退院支援に関する患者教育を行う
 - 従来はソーシャルワーカーは患者が入院後に退院困難な患者を抽出し、患者・家族面談を行っていたが、これを入院前から行うことにより早期介入が図れるようになったという。

群馬中央病院の 入退院支援センター

- JCHO群馬中央病院（333床）
 - 2016年に入退院支援センターの運用を開始した。
 - 体制は看護師5名、クラーク1名の専従として、予定入院患者に対して入退院に係る薬剤部、医事課、栄養、MSW,リハビリ、歯科と協同して患者の入退院に係る説明を行った
 - これにより患者からは「医療費のことが心配だったけど安心した」「詳しく説明してもらってありがたい」と意見が聞かれた
 - また病棟、外来スタッフからは「書類の記入や基礎情報が入力してあるので助かっている」など院内連携にも役立っているとのことだ

入院前からの支援の機能強化(イメージ図)

従来

外来

- 治療方針の説明

入院

検査・治療

- 検査・治療内容の説明
- ✓ 持参薬の確認

療養の支援

- 入院生活の説明
- ✓ 患者情報（入院前のサービス利用等）の確認
- ✓ 療養上のリスクアセスメント（転倒・転落、褥瘡、認知症等）

退院調整

- ✓ 退院支援スクリーニング

外来(地域、在宅)

治療のために一旦中止にしなければならなかった内服薬を飲んでいた、

歩行に杖が必要な状態なのに、トイレに遠いベッドだ、

治療が始まった直後で大変なのに、退院後の事なんか考えられない、

入院前からの支援の機能強化

外来

入院

外来(地域、在宅)

検査・治療

療養の支援

退院調整

外来において、
・入院生活のオリエンテーション
・患者情報や持参薬の確認
・リスクアセスメントや退院支援スクリーニング 等を事前に実施

患者は、入院生活やどのような治療過程を経るのかイメージし、準備した上で入院に臨める。

病院は、患者個別の状況を事前にアセスメントした上で患者を受け入れられるため、円滑な入院医療の提供等につながる。

入退院支援(その2)の論点(案)

【論点(案)】

(入院医療と外来医療の連携)

- 現行の退院支援加算は、入院早期から退院後まで切れ目のない支援を評価しているとの趣旨を踏まえ、加算の名称を「入退院支援加算」に見直してはどうか。
- 入院医療と外来医療の連携、地域における医療機関間の連携等を推進する観点から、外来における相談・連携担当者が、入院が決まっている患者に対して、入院前から様々な支援を行う取り組みについて、評価を検討してはどうか。
また、病床規模別の担当者の配置状況を踏まえ、中小病院を主な対象として、評価を検討してはどうか。

ポイント⑤
療養病床と
DPCデータ提出加算

療養病棟入院基本料について(平成28年4月以降)

療養病棟入院基本料 1

【施設基準】

①看護配置:20:1以上 ②医療区分2・3の患者が8割以上

	医療区分 3	医療区分 2	医療区分 1
ADL 区分3	1,810点	1,412点	967点
ADL 区分2	1,755点	1,384点	919点
ADL 区分1	1,468点	1,230点	814点

療養病棟入院基本料 2

【施設基準】

①看護配置25:1以上 ②医療区分2・3の患者が5割以上

	医療区分 3	医療区分 2	医療区分 1
ADL 区分3	1,745点	1,347点	902点
ADL 区分2	1,691点	1,320点	854点
ADL 区分1	1,403点	1,165点	750点

医療区分

医療 区分 3	【疾患・状態】 ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 【医療処置】 ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腔腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理 ・酸素療法(常時流量3L/分以上を必要とする状態等)
医療 区分 2	【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頭頸損傷) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討) 【医療処置】 ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引(1日8回以上) ・気管切開・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷(皮膚潰瘍 ・手術創 ・創傷処置) ・酸素療法(医療区分3に該当するもの以外のもの)
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

ADL区分

ADL区分3: 23点以上
ADL区分2: 11点以上～23点未満
ADL区分1: 11点未満

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目に0～6の範囲で最も近いものを記入し合計する。

新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

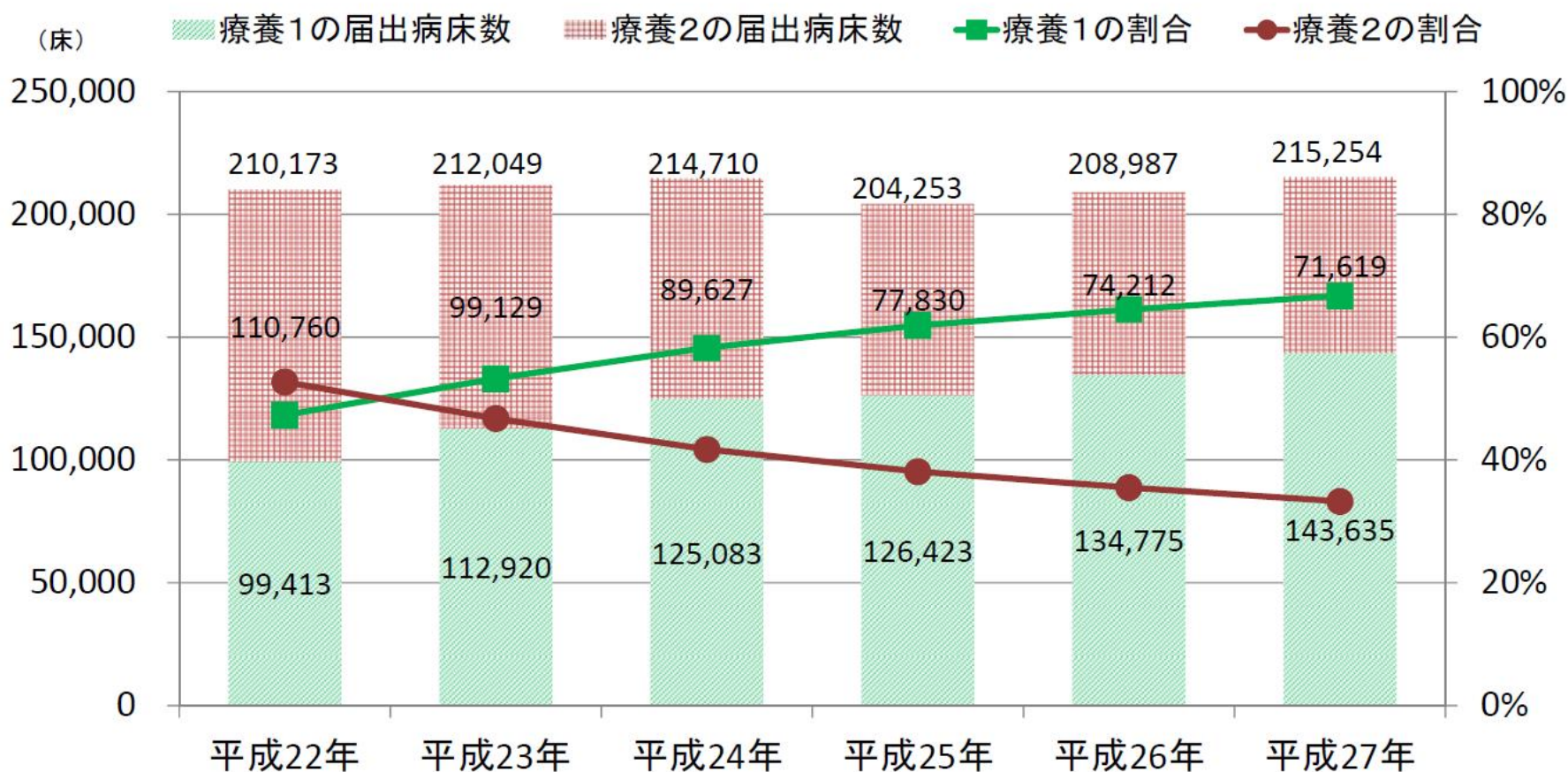
- (0. 自立、1. 準備のみ、2. 観察、3. 部分的援助、
4. 広範な援助、5. 最大の援助、6. 全面依存)

項目	支援のレベル
a ベッド上の可動性	0～6
b 移乗	0～6
c 食事	0～6
d トイレの使用	0～6
(合計点)	0～24

療養病棟入院基本料の届出病床数の推移

中医協 総-5
29.1.25(改)

- 療養病棟入院基本料の届出病床数は横ばいから微増傾向。
- 療養1の病床数は増加傾向。

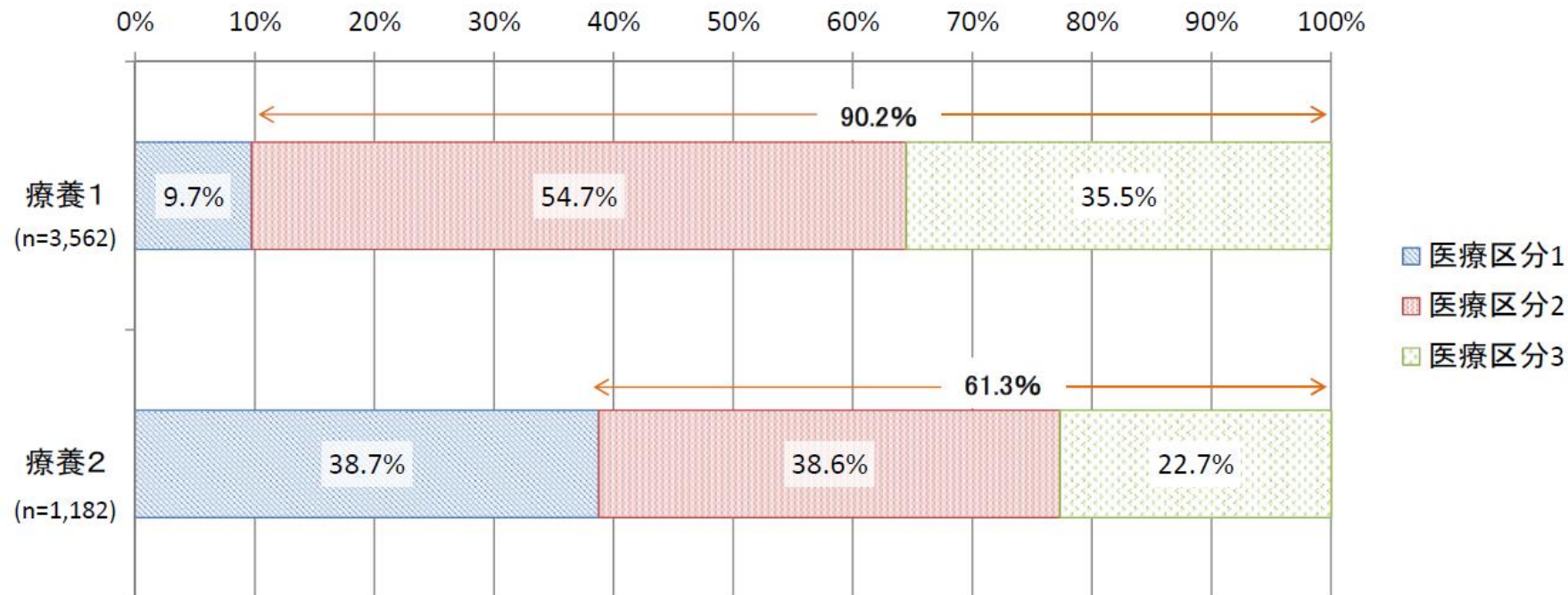


療養病棟入院患者の医療区分

診調組 入-1
29.6.7

- 入院患者の医療区分をみると、区分2・3の患者は、療養1（20対1）では全体のおよそ9割を占め、療養2（25対1）では、全体のおよそ6割を占めた。

療養病棟入院患者の医療区分の割合



医療区分 1, 2, 3
の間の比較

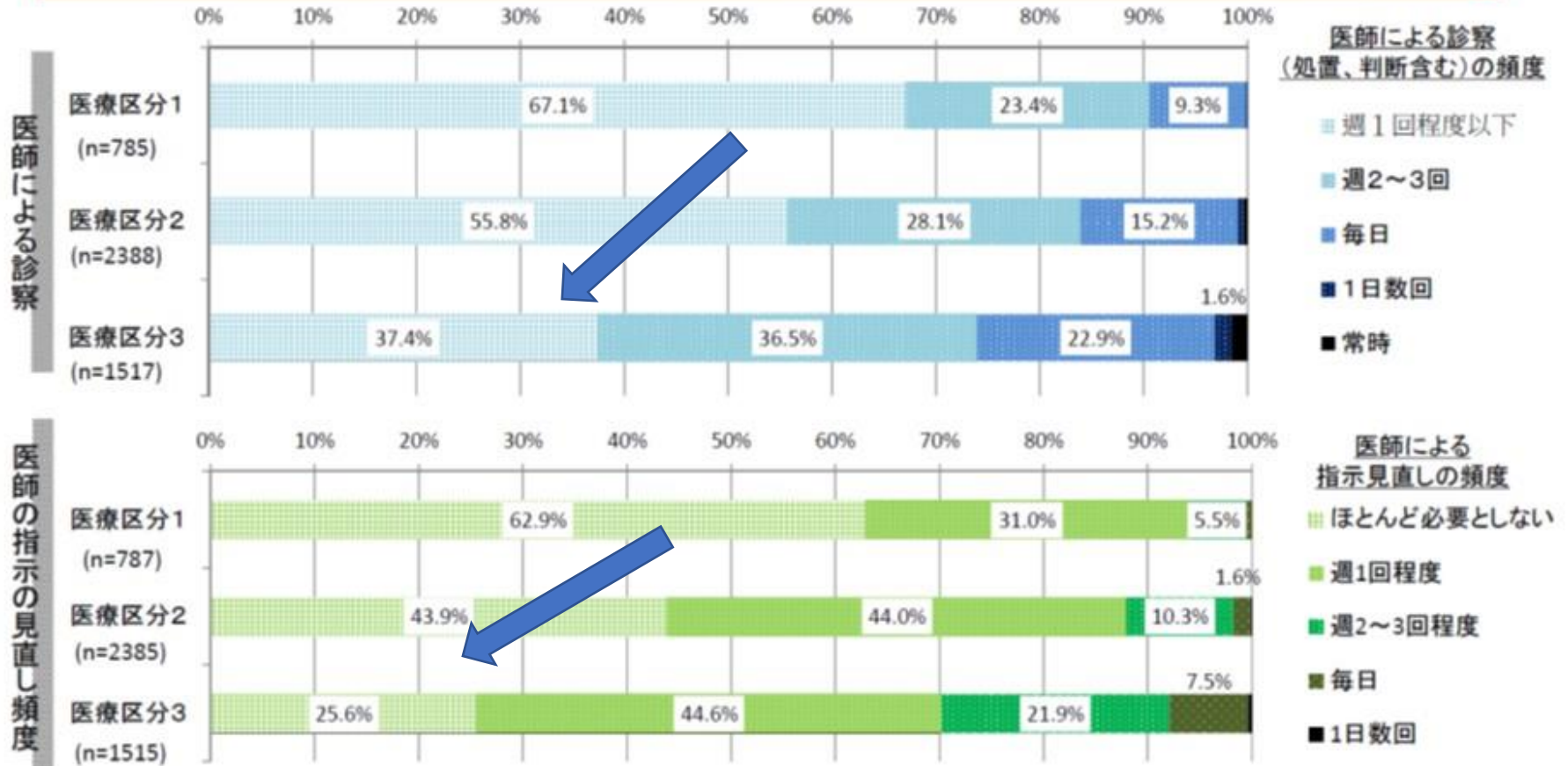
医療的な状態

○ 医療区分が上がるほど、医療的な状態が不安定な患者の割合が高い。



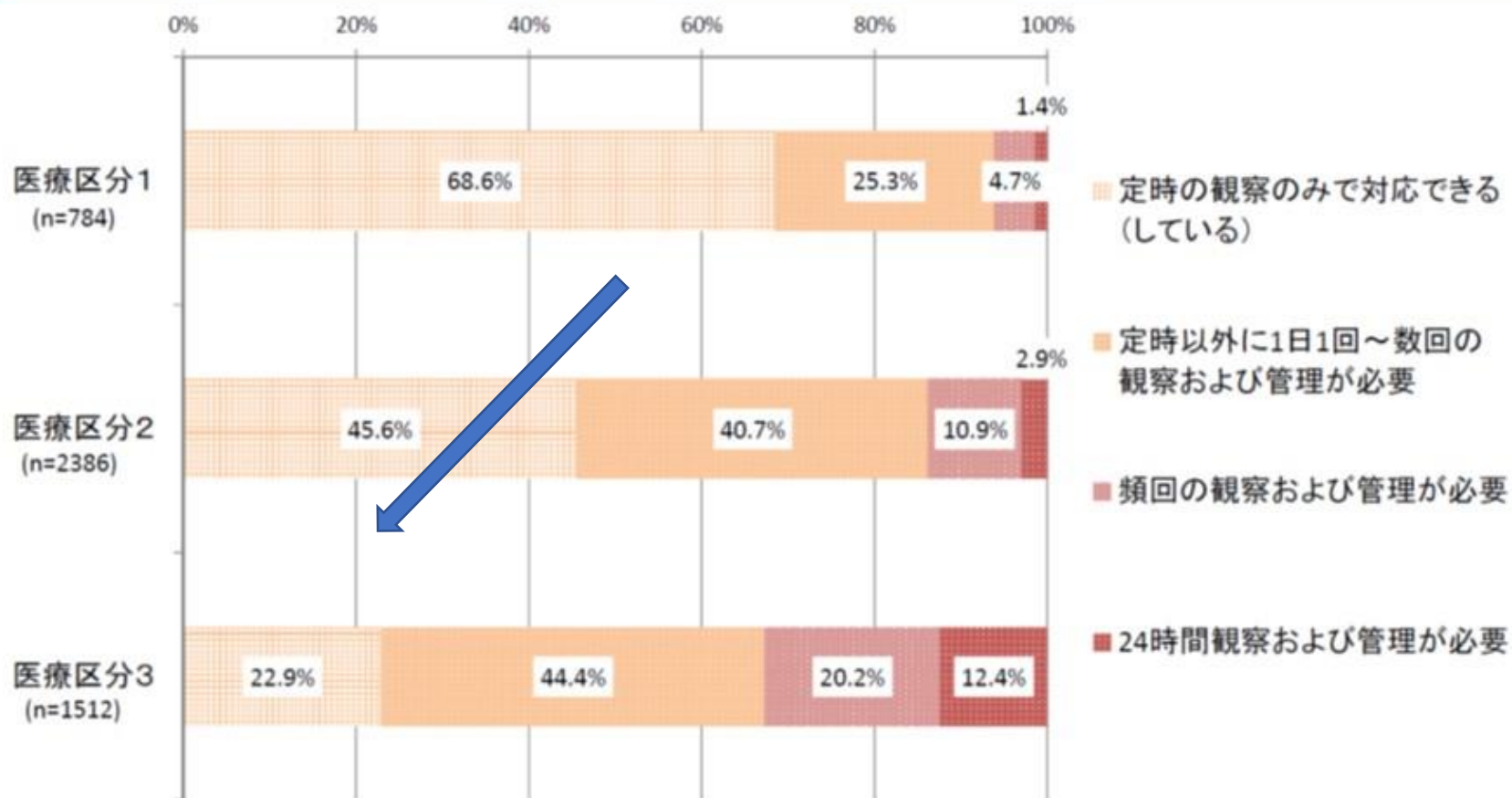
直接の医療提供頻度

○ 医療区分が上がるほど、医師による直接の医療提供頻度は高くなる。



直接の看護提供頻度

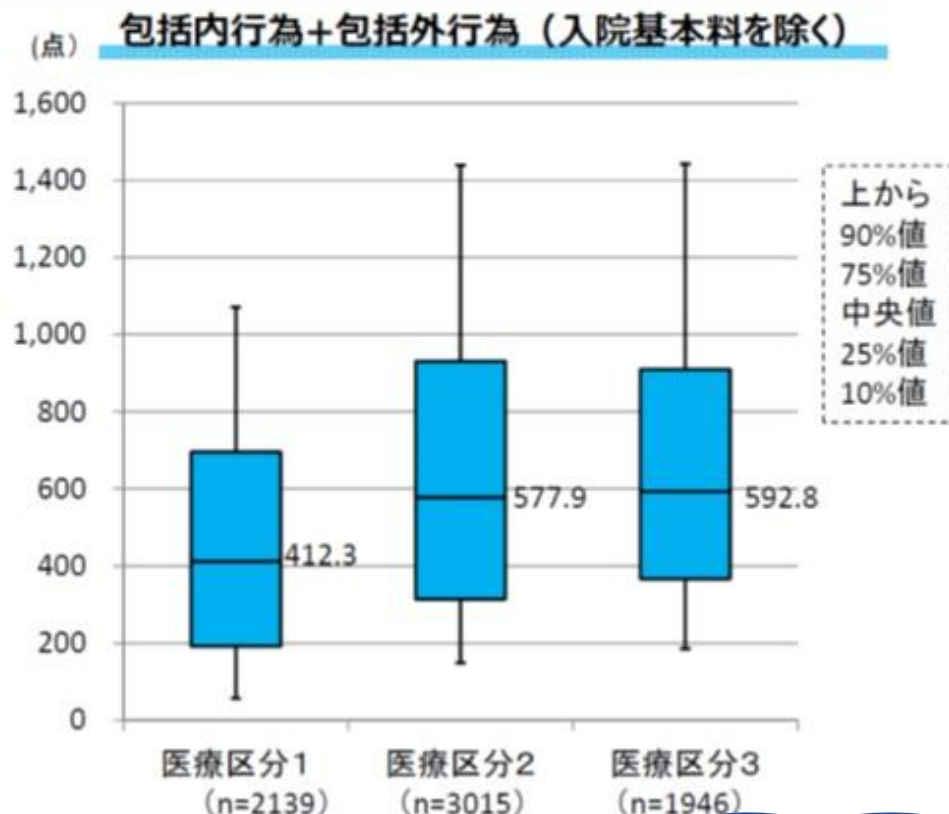
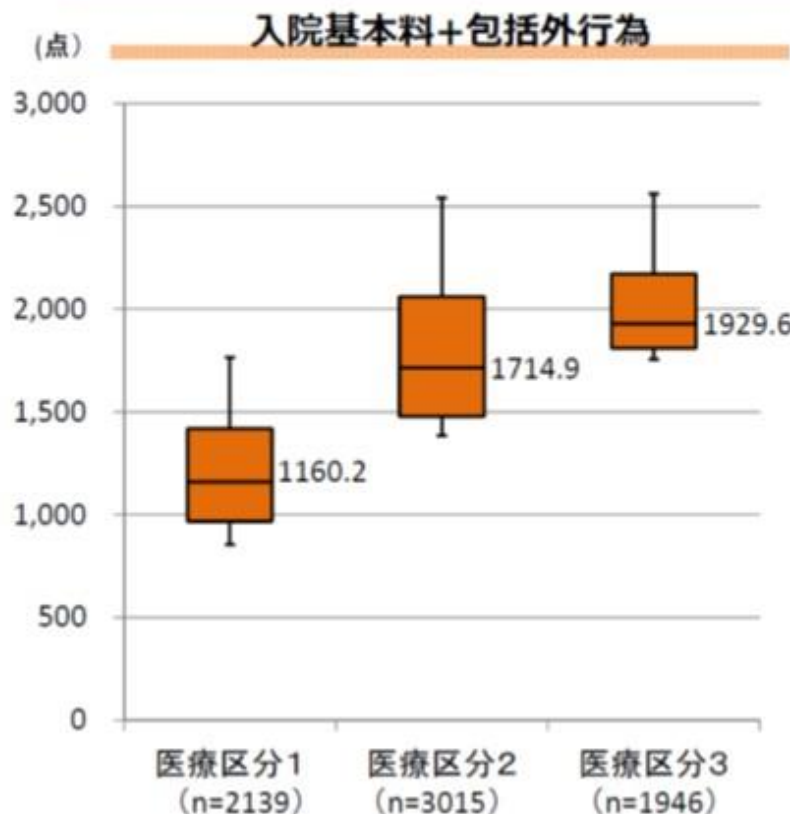
○ 医療区分が上がるほど、直接の看護提供頻度は高くなる。



医療区分別の1日当たり平均点数

※DPC調査のデータより、入院基本料及び各診療行為の算定点数×算定回数を用いて計算

- 入院基本料を除き、診療行為を全て出来高として総点数をみると、医療区分1では、医療区分2・3に比べ、点数が低い傾向。医療区分2と3では、重複する部分が大きく、あまり差がない。



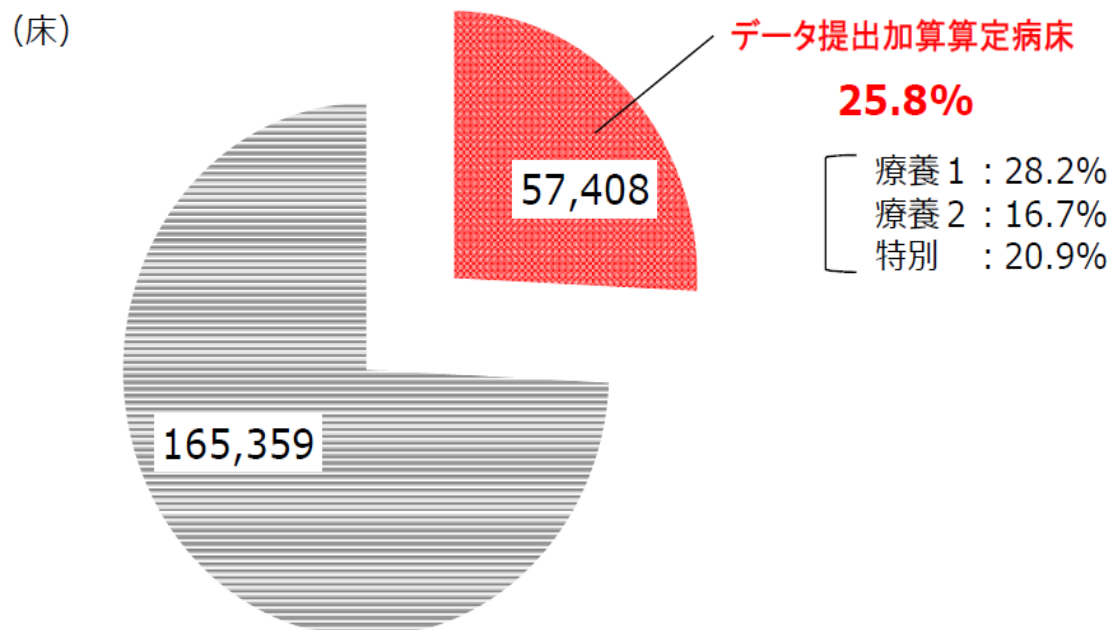
出典: 保険局医療課調べ(平成28年6月分DPCデータ)

医療区分2, 3にあまり差がない。より詳細な調査が必要では？

データ提出加算の算定病床の割合

○ 療養病棟入院基本料届出病床のうち、データ提出加算届出病床の割合は、約 1 / 4 である。

療養病棟入院基本料届出病床数 (n=222,767)

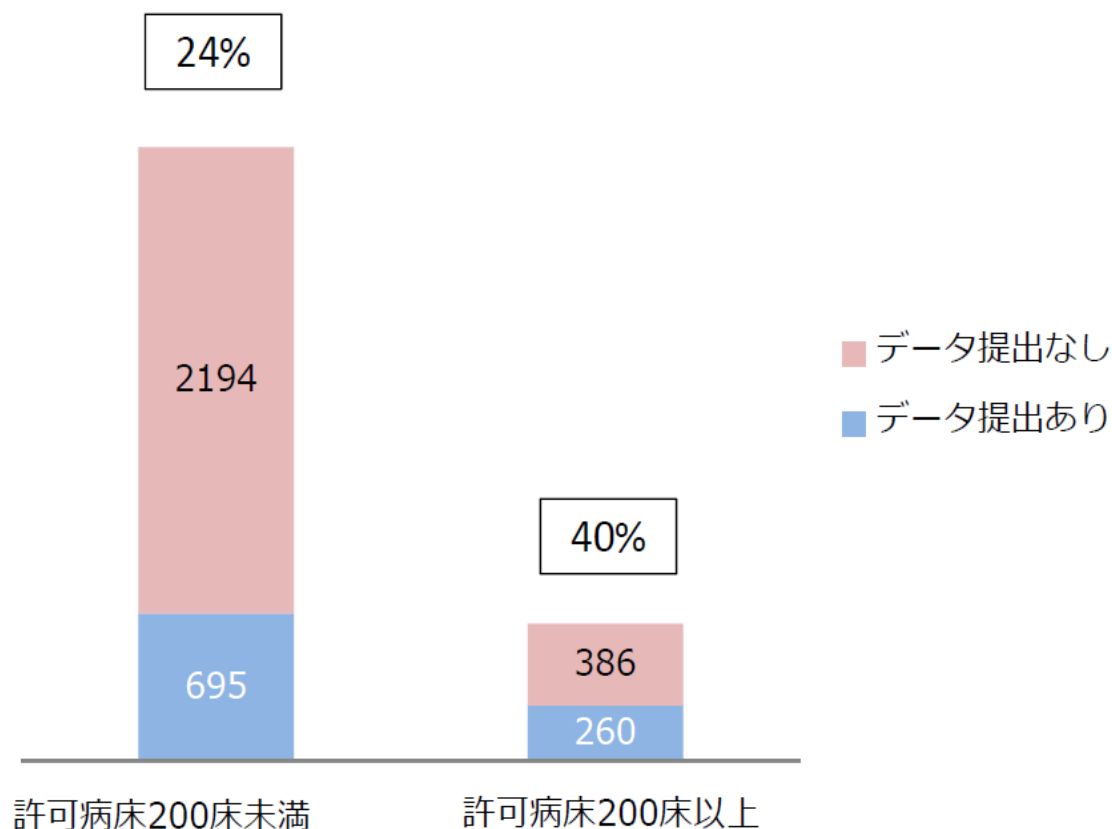


出典: 保険局医療課調べ

(届出病床数) 平成28年10月1日現時点 (データ提出加算算定病床数) 平成28年10月分DPCデータ

療養病棟を有する病院の病床規模別のデータ提出の現状

- 療養病棟を有する病院の病床規模別でデータの提出の現状をみると、200床未満の病院は24%、200床以上の病院は40%がすでにデータを提出している。



慢性期における
DPCデータとは？

DPCデータ(様式1)における傷病名の考え方

＜現行の様式1における診断情報＞

項目名	内容
主傷病名	退院時サマリの主傷病欄に記入された傷病名
入院の契機となった傷病名	入院の契機となった傷病名
医療資源を最も投入した傷病名	医療資源を最も投入した傷病名でレセプトと請求した手術等の診療行為と一致する傷病名
医療資源を2番目に投入した傷病名	医療資源を2番目に投入した傷病名
入院時併存症名	入院時点で既に存在していた傷病名
入院後発症疾患名	入院中に発生した傷病名

慢性期の患者においては、急性期と比較して、例えば以下の特性があるのではないかな。

- 1) 複数の傷病をもっている
- 2) 傷病の経過が長く、経過中に様々な症状・状態を伴う

→ 慢性期の傷病名を考えるにあたり、これらの視点を検討する必要があるのではないかな。
ほかに検討すべき視点はあるかな。

DPCデータ(様式1)のその他の項目について

- 様式1は簡易な診療録情報が含まれる。
- 全ての患者のデータを提出する必要があり、病棟グループ毎に作成する。
- 様式1の項目の中には、主として急性期の入院患者の診療内容や重症度に関する項目が含まれている。

様式1で提出するデータ（主な項目、基本的に病棟グループ毎に1回作成）

性別

郵便番号

入院年月日

入院経路

紹介の有無

在宅医療の有無

退院年月日

退院時転帰

退院後の在宅医療の有無

診療科

病棟

身長

ADL(入院時、退院時)

FIM(回リハ病棟で、入退棟時)

認知症高齢者の日常生活自立度

体重

主傷病のICDコード

JCS(入院時、退院時)

手術日

TNM分類

化学療法有無

各疾患の重症度分類(脳卒中、心疾患、肺炎、
狭心症、急性心筋梗塞、急性膵炎、熱傷)
等

慢性期病棟では提出
不要としてはどうか

慢性期の病棟においては、主に急性期の入院患者の診療内容等に関する項目については、提出不要としてはどうか。

慢性期の病棟におけるデータ提出項目（案）

DPCデータ様式1の既存の項目のうち、慢性期の病棟において提出を求める主な項目

- 患者の基本情報
- 入院年月日、退院年月日、退院時転帰、退院後の在宅医療の有無
- ADL（入院時、退院時）
- 認知症高齢者の日常生活自立度
- 主傷病等のICDコード 等

DPCデータ様式1の中で、慢性期の病棟において新たに提出を求める主な項目

- 慢性期の患者に特徴的な症状・状態の有無（月ごとに入力）

<項目例>

- | | | |
|------|-------------|------------|
| ・ 脱水 | ・ 摂食・嚥下機能低下 | ・ 認知症の周辺症状 |
| ・ 発熱 | ・ 低栄養 | |
| ・ 褥瘡 | ・ 疼痛の訴え | 等 |

- 要介護度（認定のある場合のみ入力）（入退院時に入力）

データ提出は病院・病棟のパフォーマンス把握のため重要。ただ様式1の入力作業は大変なので医療区分報告とバータにしてほしい。またすべての療養病棟に提出を義務付けるのは厳しい。

2017年10月18日入院医療分科会

療養病床へのDPCデータ提出項目についてどのように考えるのか？

ポイント⑥ 療養病床の一本化



2017年11月17日 中医協総会

医療区分の項目見直し

療養病棟入院基本料について(平成28年4月以降)

療養病棟入院基本料 1

【施設基準】

①看護配置:20:1以上 ②医療区分2・3の患者が8割以上

	医療区分 3	医療区分 2	医療区分 1
ADL 区分3	1,810点	1,412点	967点
ADL 区分2	1,755点	1,384点	919点
ADL 区分1	1,468点	1,230点	814点

療養病棟入院基本料 2

【施設基準】

①看護配置25:1以上 ②医療区分2・3の患者が5割以上

	医療区分 3	医療区分 2	医療区分 1
ADL 区分3	1,745点	1,347点	902点
ADL 区分2	1,691点	1,320点	854点
ADL 区分1	1,403点	1,165点	750点

医療区分

医療 区分 3	【疾患・状態】 ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 【医療処置】 ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理 ・酸素療法(常時流量3L/分以上を必要とする状態等)
医療 区分 2	【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頸髄損傷) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討) 【医療処置】 ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引(1日8回以上) ・気管切開・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷(皮膚潰瘍) ・手術創 ・創傷処置 ・酸素療法(医療区分3に該当するもの以外のもの)
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

ADL区分

ADL区分3: 23点以上
 ADL区分2: 11点以上～23点未満
 ADL区分1: 11点未満

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目に0～6の範囲で最も近いものを記入し合計する。
 新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。
 (0. 自立、1. 準備のみ、2. 観察、3. 部分的援助、
 4. 広範な援助、5. 最大の援助、6. 全面依存)

項目	支援のレベル
a ベッド上の可動性	0～6
b 移乗	0～6
c 食事	0～6
d トイレの使用	0～6
(合計点)	0～24

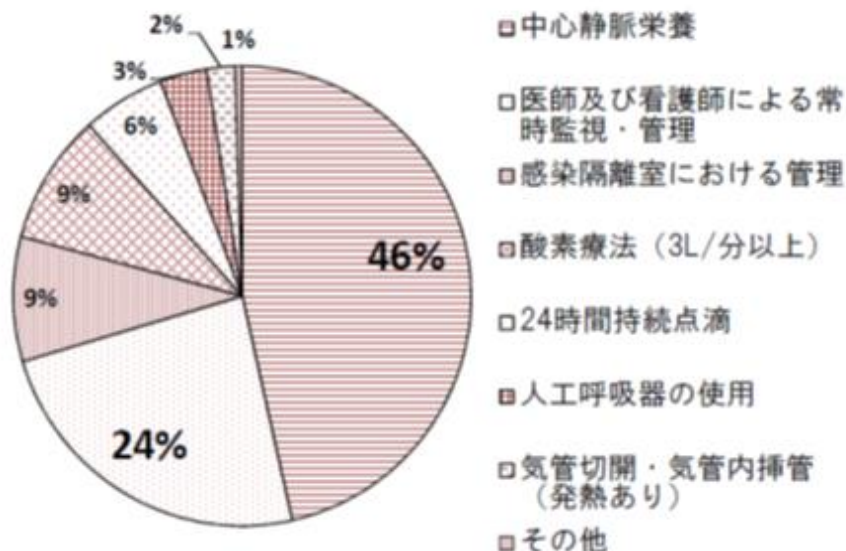
医療区分の該当項目数が1項目の場合の内訳

診 調 組 入 - 1
2 9 . 9 . 6

- 医療区分3のうち、該当項目数が1項目のものの項目の内訳をみると、「中心静脈栄養」が約46%、「常時監視・管理」が約24%で、合わせると約7割である。
- 医療区分2のうち、該当項目数が1項目のものの項目の内訳をみると、「1日8回以上の喀痰吸引」が約3割だが、それ以外はばらついている。

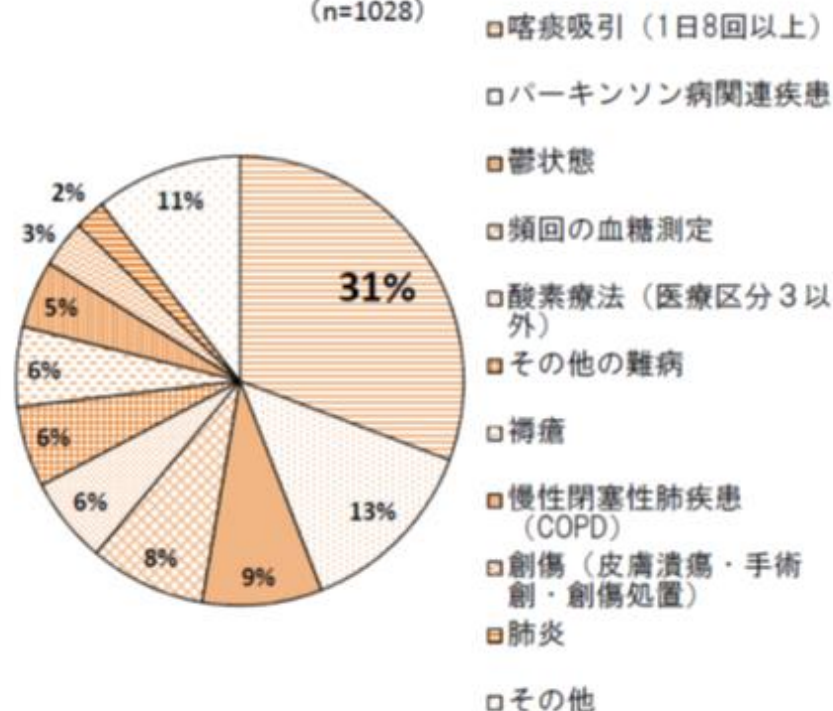
医療区分3

(n=753)



医療区分2

(n=1028)



※ 医療区分2は調査票で一部とれていない項目があることに留意が必要

療養2の療養1への一本化

療養病棟入院基本料の概要

	療養病棟入院基本料 1（療養1）	療養病棟入院基本料 2（療養2）
入院料	医療区分 1 814点～967点 医療区分 2 1,230～1,412点 医療区分 3 1,468～1,810点	医療区分1 750点～902点 医療区分2 1,165点～1,347点 医療区分3 1,403点～1,745点
看護職員※	20 : 1 （医療法で 4 : 1 相当）	25 : 1
看護補助者※	20 : 1 （医療法で 4 : 1 相当）	25 : 1
その他	・医療区分2と3の患者の合計が8割以上 ・褥瘡患者の発生割合等を継続的に評価	・医療区分2と3の患者の合計が5割以上 ・褥瘡患者の発生割合等を継続的に評価

※ 療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護職員及び看護補助者の人員配置は、本則上4:1（診療報酬基準でいう20:1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6:1（診療報酬基準でいう30:1に相当）以上とされている。

※ 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

療養1と2の医療区分要件

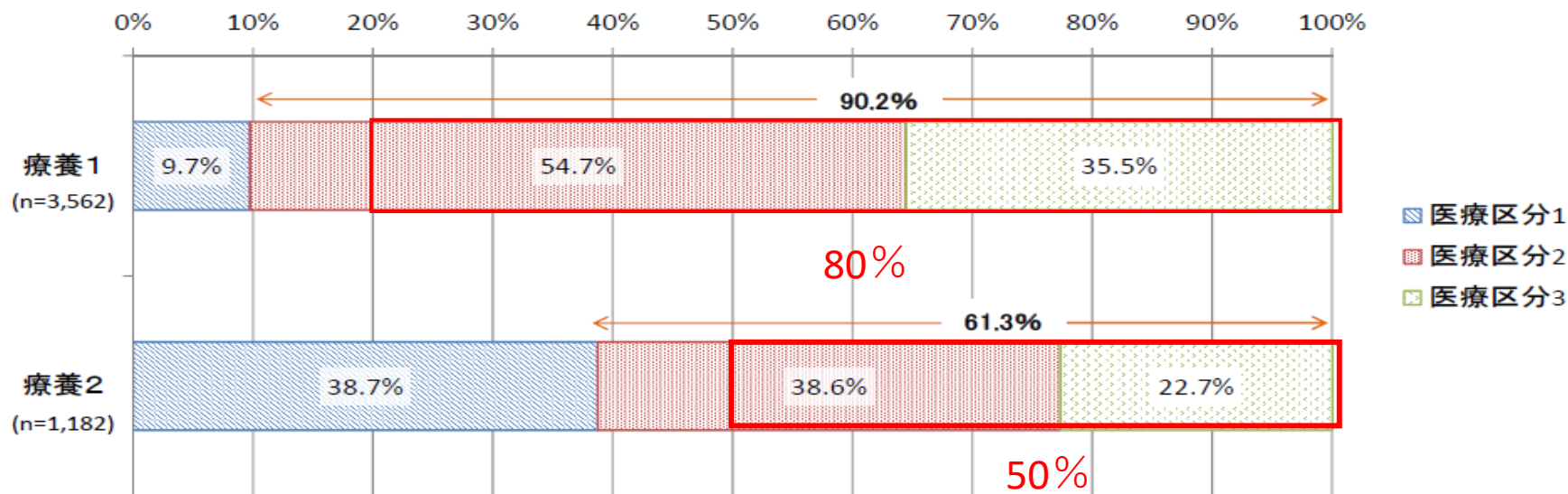
参考

療養病棟入院患者の医療区分

診調組 入-1
29.6.7

- 入院患者の医療区分をみると、区分2・3の患者は、療養1（20対1）では全体のおよそ9割を占め、療養2（25対1）では、全体のおよそ6割を占めた。

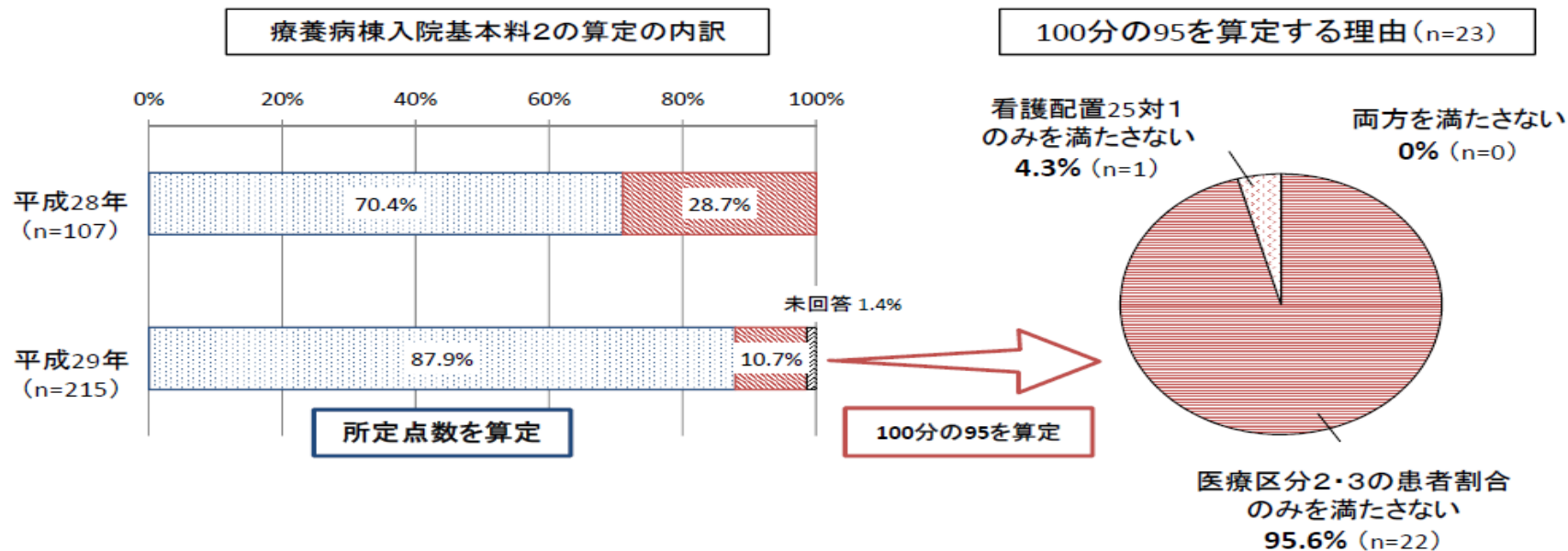
療養病棟入院患者の医療区分の割合



療養2の1割がその基準を満たしていない～経過措置は？～

療養病棟入院基本料2の算定の内訳

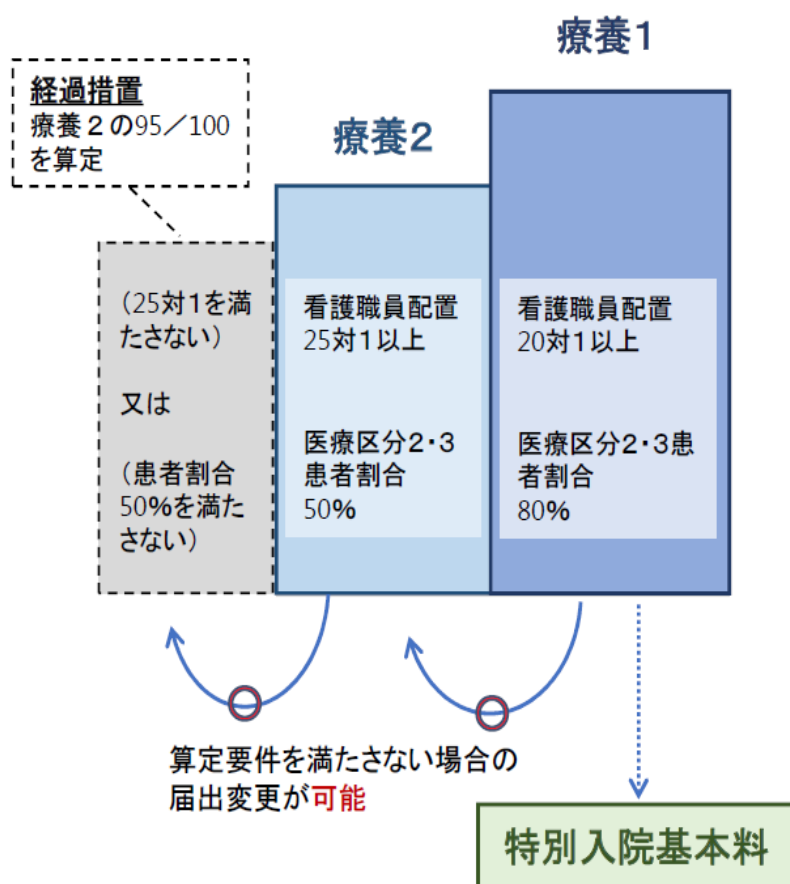
- 療養病棟入院基本料2の届出病棟のうち、所定点数の100分の95を算定する病棟は、平成29年度調査では回答病棟全体の約10%であり、平成28年度調査より割合が減少した。
- 100分の95を算定する理由の内訳をみると、1病棟を除き、「医療区分2・3該当患者割合のみを満たさないため」であった。



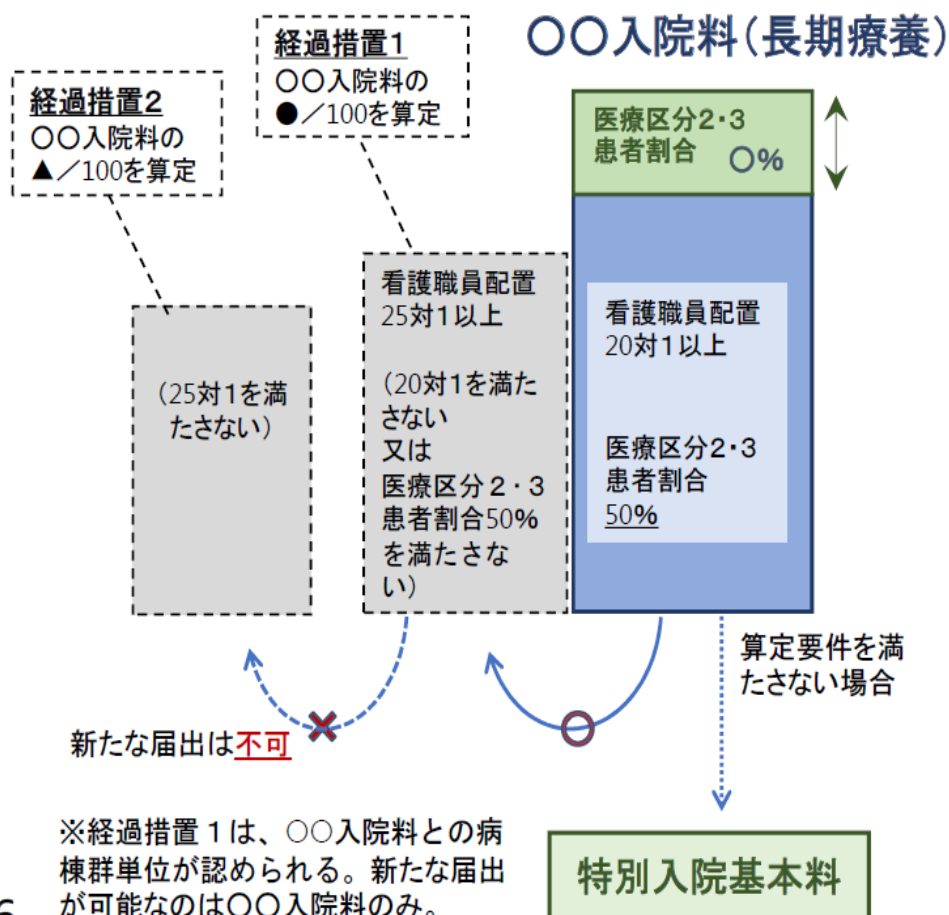
長期療養に係る入院医療の新たな評価体系(案)

- 療養病棟入院基本料を一本化するとともに、基本部分と診療実績に応じた段階的な評価を組み合わせた評価体系にするとの方向性に沿って、医療区分2・3患者割合を診療実績に応じた評価に用いてはどうか。
- 現行の患者割合の基準値については、療養病棟入院基本料の一本化及び診療実績に応じた評価の運用がより厳しくなることから、患者割合の基準値を以下のように見直してはどうか。

<現状>



<改定後>



休憩



ホームページに設定する

ヘルプ

Yahoo! BB
きっず版
アプリ版

トラベル

ヤフオク!

ショッピング

YAHOO!
JAPAN

プレミアム

カード

メール

カテゴリー一覧
サイトの登録
無料ID活用

ウェブ 画像 動画 辞書 知恵袋 地図 リアルタイム 一覧

武藤正樹

検索

年末セール開催 会員はキャンペーン参加でさらにお得 中田英寿さんが語る、スポーツが社会にできること

主なサービス 一覧

- ショッピング
- ヤフオク!
- LOHACO
- 旅行、ホテル予約
- 一休.com
- 一休.comレストラン
- ニュース
- 天気
- スポーツナビ
- ファイナンス
- テレビ
- GYAO!
- ゲーム

ニュース

経済

エンタメ

スポーツ

14時23分更新

- 清水建設 除染は下請けが独占 NEW
- 今年の漢字は「北」 NEW
- 高架パーにバス衝突 27人軽傷
- 若者たちの廃校そば店 全焼 NEW
- パワハラ 市議4回目辞職勧告
- 妥当か 北朝鮮代表に賞金なし
- ジャンポケ斉藤&タレント結婚
- 渡辺直美 綾部NYかぶれ語る NEW

今年の漢字は「北」

今年の漢字は「北」

12月12日14時5分配信
京都新聞

もっと見る トピックス一覧

話題なう ラブラブサンド 驚く道民 | 最高に金持ちなキャラ

2017年最後は
プレミアム会員でお得に

月額会員費
最大6ヶ月無料

クーポン
1,000円OFF

YAHOO! JAPAN プレミアム

特典をゲットしよう! >

こんにちは、gt2m_0816さん

[ログアウト]

ログイン履歴

登録情報

ウェブ 画像 動画 辞書 知恵袋 地図 リアルタイム 一覧 ▾

検索設定 ▢ ▾ Yahoo! JAPAN ヘルプ

武藤正樹 X 検索 + 条件指定

YAHOO!
JAPAN

約23,300件

gt2m_0816 さん [ログアウト]

検索ツール ▾

🔍 [武藤正樹 講演](#) [武藤正樹 ブログ](#) [武藤正樹 国際医療福祉大学](#) [武藤正樹 経歴](#) で検索

[武藤正樹のWebサイト - 武藤 正樹について](#)

[masaki.muto.net/about/](#) - キャッシュ

武藤 正樹 国際医療福祉大学大学院教授（医療経営管理分野責任者）。プロフィール 1949年神奈川県川崎市生まれ。1974年新潟大学医学部卒業、1978年新潟大学 大学院医科学研究科修了後、国立横浜病院にて外科医師として勤務。同病院在籍中 1986年～1988年までニューヨーク州立大学家庭医療学科に留学。1988年厚生省関東 信越地方医務局指導課長。1990年国立療養所村松病院副院長。1994年国立医療・病院管理研究所医療政策研究部長。1995年国立長野病院副院長。2006年より国際 医療福祉大学 ...

[武藤正樹のWebサイト - トップ](#)

[masaki.muto.net/](#) - キャッシュ

武藤正樹の公演資料を随時アップロード、公開中。ほかに書籍情報、連絡先、略歴情報 も掲載。ブログ更新中。

[武藤正樹のWebサイト - 講演](#)

[masaki.muto.net/lecture/](#) - キャッシュ

武藤正樹のWebサイト

武藤 正樹について

http://masaki.muto.net

トップページ

武藤正樹について

講演

書籍

ブログ

武藤 正樹

国際医療福祉大学大学院教授(医療経営管理分野責任者)

プロフィール

1949年神奈川県川崎市生まれ。1974年新潟大学医学部卒業、1978年新潟大学大学院医科学研究科修了後、国立横浜病院にて外科医師として勤務。同病院在籍中1986年～1988年までニューヨーク州立大学家庭医療学科に留学。1988年厚生省関東信越地方医務局指導課長。1990年国立療養所村松病院副院長。1994年国立医療・病院管理研究所医療政策研究部長。1995年国立長野病院副院長。2006年より国際医療福祉大学三田病院副院長・国際医療福祉総合研究所長・同大学大学院教授、2007年より(株)医療福祉経営審査機構CEO、2011年より(株)医療福祉総合研究所代表取締役社長(兼務)、2013年4月より国際医療福祉大学大学院教授(医療経営管理分野責任者)、2014年4月参議院厚生労働委員会調査室客員調査員(兼務)で現在に至る。

所属学会・研究会等

日本医療マネジメント学会副理事長、日本ジェネリック医薬品学会代表理事、日本疾病管理研究会会長、医療材料マネジメント研究会代表幹事、一般社団法人医療福祉建築協会理事、日本外科学会会員

政府委員等

医療計画見直し等検討会座長(厚生労働省2010年～2011年)、精神科医療の機能分化と質向上に関する検討会座長(厚生労働省2012年)、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「医療情報化に関するタスクフォース」レセプト情報等活用作業部会座長(内閣府2011年～2012年)、ジェネリッ



パート 3

2018年介護報酬改定



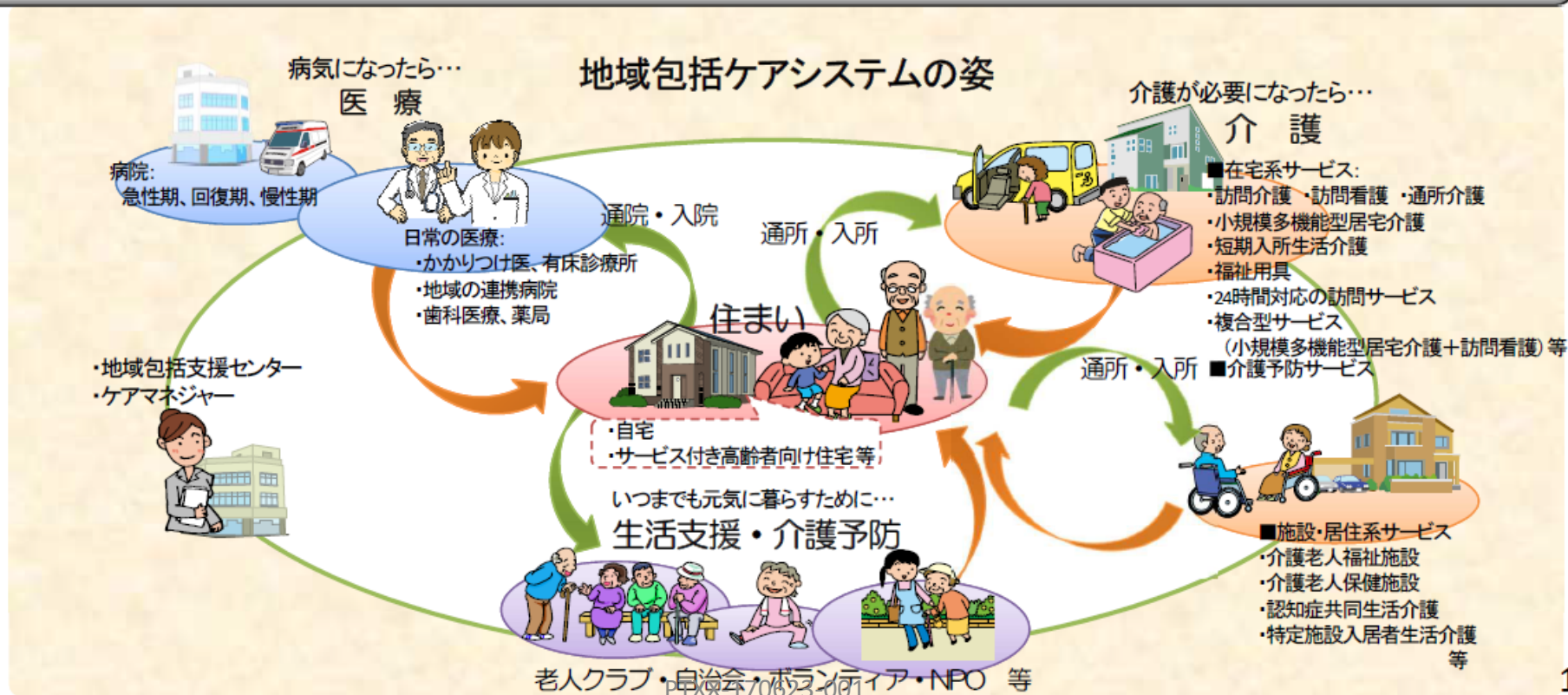
社会保障審議会・介護給付費分科会（2017年4月26日）

PTXX-170623-001

1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

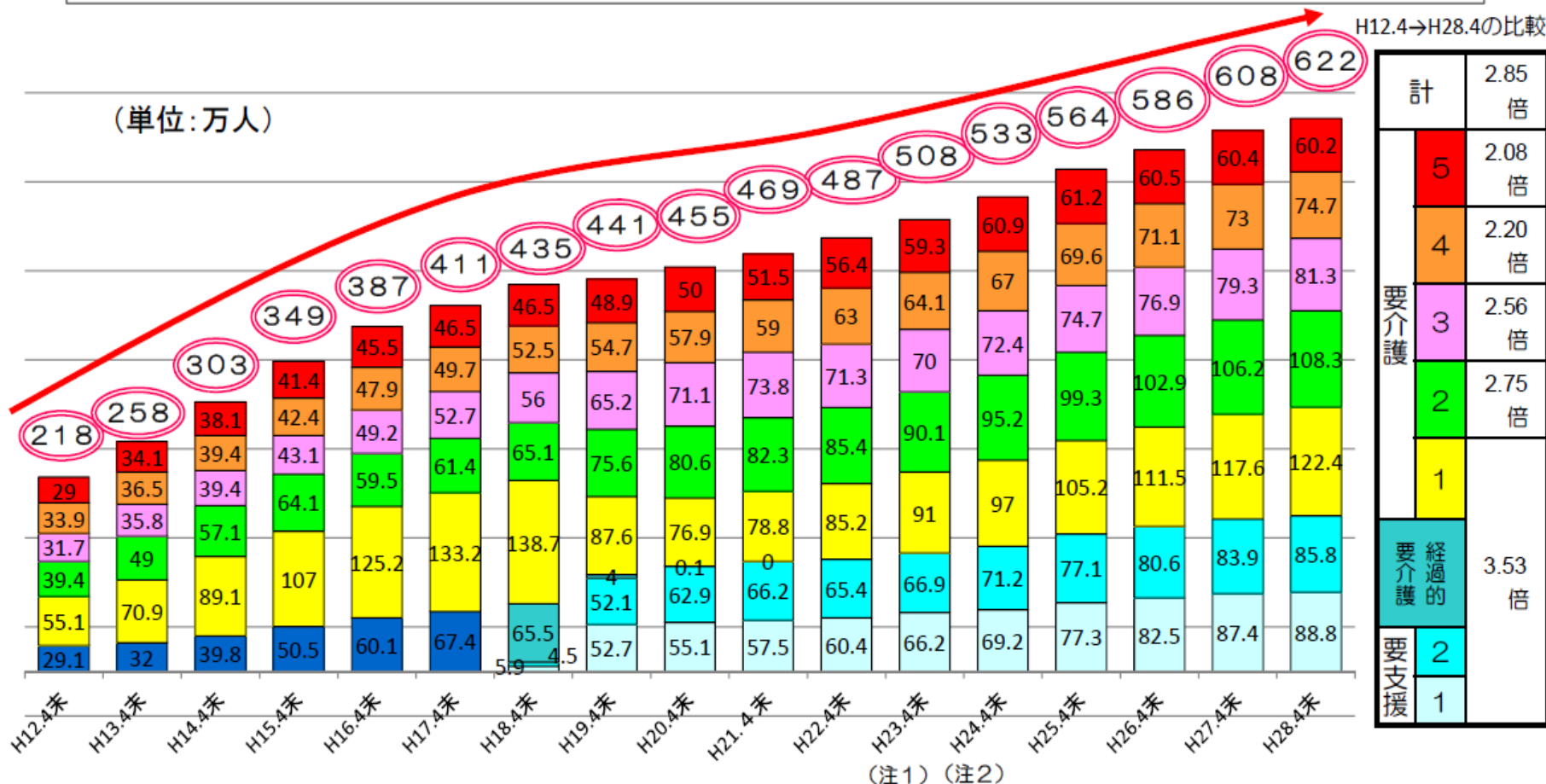
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応 2015年介護報酬改定

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、増大することが予測される医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き、**在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。**
- 特に、24時間365日の在宅生活を支援する**定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした包括報酬サービスの更なる機能強化等**を図る。
- また、地域の拠点としての機能を発揮して中重度の要介護者の在宅での生活を支援する役割を果たす**施設サービスについて、それぞれに求められる機能を更に高めていく。**



要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成28年4月現在622万人で、この16年間で約2.85倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。



■要支援 □要支援1 ■要支援2 ■経過的 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注2) 楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

介護給付と保険料の推移

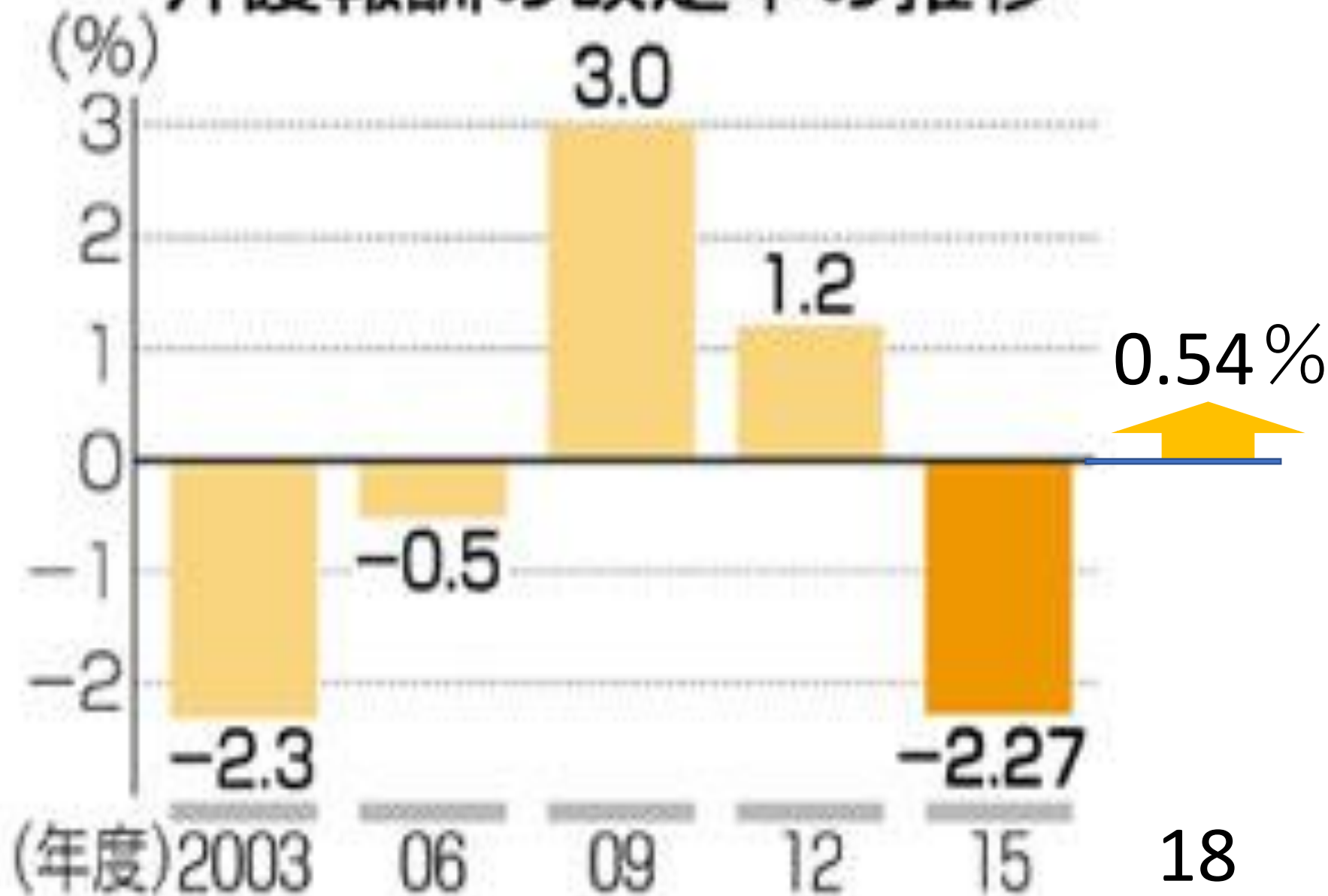
- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画	給付（総費用額）	保険料	介護報酬 の改定率
2000年度	第一期	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度			4.6兆円		
2002年度			5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度			6.2兆円		
2005年度			6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2007年度			6.7兆円		
2008年度			6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2010年度			7.8兆円		
2011年度			8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度			9.2兆円		
2014年度			9.6兆円		
2015年度	第六期	第六期	10.1兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度			10.4兆円		
2017年度			10.8兆円		
2020年度				6,771円 (全国平均)	
2025年度				8,165円 (全国平均)	

※2014年度までは実績であり、2015～2017年度は当初予算である。

※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

介護報酬の改定率の推移



2018年介護報酬改定

社会保障審議会・介護給付費分科会（2017年4月26日）

- ①通所リハと通所介護の機能分担と連携

- 通所リハや通所介護、認知症対応型通所介護などの居宅サービスに
ついては、それぞれのサービスに共通した機能をおよび特徴的な機能
の明確化が必要だ。そしてこれらのサービスを地域単位で一体的、
総合的な機能分担と連携を行えるよう検討する。

- ②小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- この連載でも取り上げたが、小規模多機能型居宅介護と訪問看護事
を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護（看護多機）は現状、
業者数は300未満、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間
サービス）の事業者数は1000未満とサービス提供量がまだまだ少
ない。このためこの事業所数の増加や機能強化・効率化の観点か
ら、人員基準や利用者定員などの規制緩和による本事業参入促進策
が必要である。

- ③特別養護老人ホーム（特養）施設内での医療ニーズや看取り

- 特養の利用者の要介護度や医療ニーズが年々増加している。こうし
た中、特養における医療提供や看取りにさらに対応するための改定
が必要だ。

看取り期のケアに関する医療機関と介護施設の協働（イメージ）

- 看取り期のケアに係る診療報酬は、介護報酬の看取りに係る加算との併算定ができない取扱いとなっている。



【介護報酬】

看取り介護加算	144単位 ～1280単位/日
---------	--------------------

【診療報酬】

在宅ターミナルケア加算	5000点
看取り加算	3000点

※ 訪問看護の場合も看取り期のケアについて併算定できない取扱い

2018年介護報酬改定

社会保障審議会・介護給付費分科会（2017年4月26日）

- ④入退院時における入院医療機関と居宅介護支援事業所等の連携
 - 高齢者は医療を受けながら介護保険サービスを利用し、このため特に医療・介護関係者や関係機関の連携が必要となる。この相互理解が生じることで、入退院時の連携が実現した。
- ⑤ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準の在り方
 - 介護人材の確保とともに介護事業所のロボット・ICT・センサー活用による生産性向上や業務効率化への評価が必要だ。
- ⑥介護医療院の報酬・基準や各種の転換支援策等
 - 介護療養病床からの転換先である「介護医療院」の報酬・基準が次期介護報酬改定の大きな目玉の一つである。

介護報酬改定の4つのポイント

- ポイント① 療養病床と介護療養病床
- ポイント② 訪問看護ステーション
- ポイント③ 看護小規模多機能型居宅介護
- ポイント④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ポイント①

療養病床と介護医療院

療養病床問題と介護医療院



療養病床の在り方等に関する検討会

2015年7月10月
医政局、老健局、保険局合同開催

療養病床に関する経緯①

S48(1973) 老人福祉法改正 老人医療費無料化

- 「老人病院」が増加。施設代わりの病院利用が促進。併せて医師、看護師の配置の薄い病院が増加（社会的入院問題）



S58(1983) 「特例許可老人病院」制度化

- 老人病院を医療法上「特例許可老人病院」と位置づけ、診療報酬上、医師、看護師の配置を減らし介護職員を多く配置する等の介護機能等の点を評価（診療報酬は一般病院よりも低く設定）



H5(1993) 医療法改正 「療養型病床群」の創設

- 一般病院における長期入院患者の増加に対応し、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための療養環境を有する病床として「療養型病床群」を創設（病床単位でも設置できるようにする）。



H12(2000) 介護保険法施行 H13(2001) 医療法改正 「療養病床」の創設

【介護保険法施行】

- 療養病床の一部（※1）について、介護保険法上、主として長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理、介護などを行う「介護療養型医療施設」（※2）として位置づけ（介護療養病床）

※1 介護保険法施行時(2000年)は、医療法改正までの間、療養型病床群として位置づけられていた。

※2 介護療養型医療施設の一類型として、医療法上の認知症疾患療養病棟(精神病床)を併せて位置づけ。

【医療法改正】

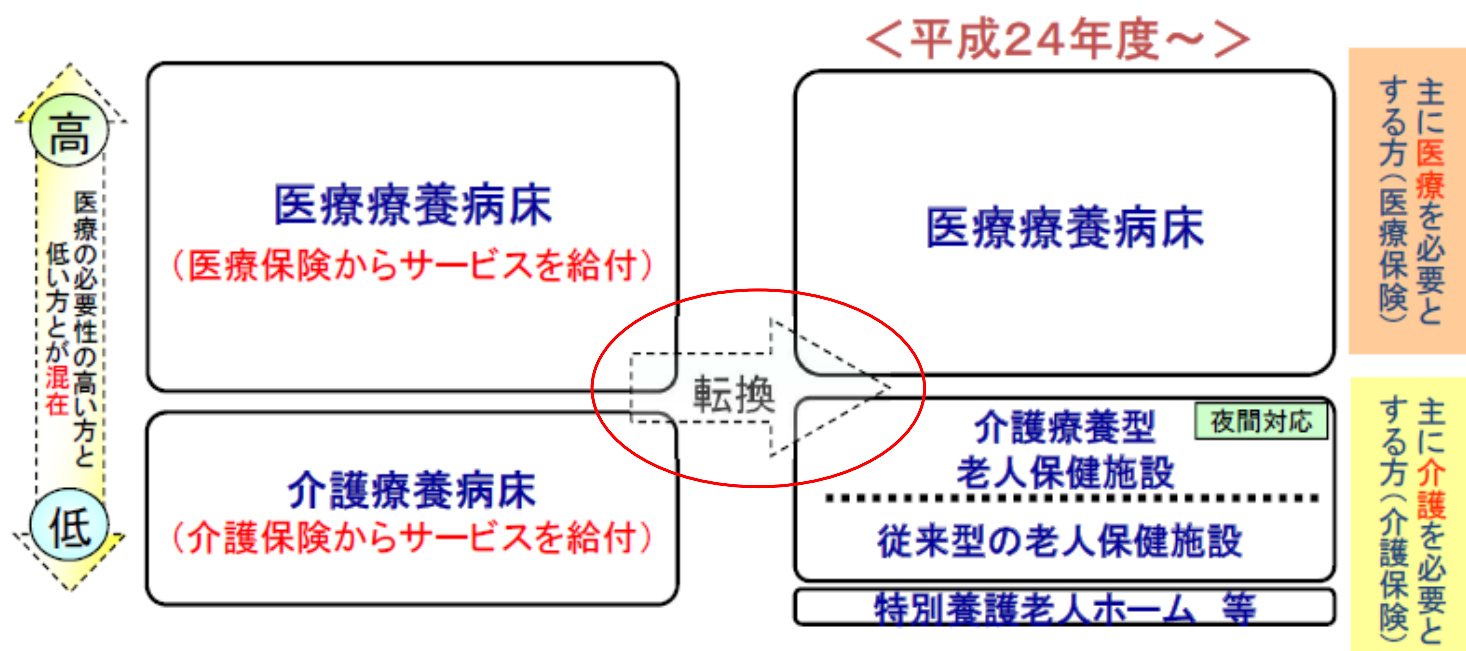
- 療養型病床群と老人病院（特例許可老人病院）を再編し、「療養病床」に一本化

療養病床に関する経緯②

H18(2006) 医療保険制度改革／診療報酬・介護報酬同時改定
介護療養病床のH23年度末での廃止決定

2011年度末で廃止

- 同時報酬改定に際し、実態調査の結果、医療療養病床と介護療養病床で入院患者の状況に大きな差が見られなかった（医療の必要性の高い患者と低い患者が同程度混在）ことから、医療保険と介護保険の役割分担が課題
- また、医療保険制度改革の中で、医療費総額抑制を主張する経済財政諮問会議との医療費適正化の議論を受け、患者の状態に応じた療養病床の再編成（老健施設等への転換促進と介護療養病床のH23年度末廃止）を改革の柱として位置づけ
- 同時に、療養病床の診療報酬体系について、気管切開や難病等の患者の疾患・状態に着目した「医療区分」（1～3）、食事・排泄等の患者の自立度に着目した「ADL区分」（1～3）による評価を導入



医療区分2・3 ... 医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態や、難病、脊椎損傷、肺炎、褥瘡等の疾患等を有する者

医療区分1 ... 医療区分2、3に該当しない者（より軽度な者）

療養病床に関する経緯③

H23(2011) 介護保険法改正 2017年度末
介護療養病床の廃止・転換期限をH29年度末まで延長

- 介護療養病床の老健施設等への転換が進んでいない現状を踏まえ、転換期限をH29年度末まで6年延長（※平成24年以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は認めない）

【介護保険法改正の附帯決議】

介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

＜療養病床数の推移＞

	H18(2006).3月	H24(2011).3月	＜参考＞H27(2015).3月
介護療養病床数	12.2万床	7.8万床 (△4.4万床)	6.3万床 (△5.9万床)
医療療養病床数	26.2万床	26.7万床 (+0.5万床)	27.7万床 (+1.5万床)
合 計	38.4万床	34.5万床	34.0万床

※1 括弧内は平成18年(2006)との比較

※2 病床数については、病院報告から作成

医療療養病床（20対1・25対1）と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上4：1（診療報酬基準でいう20対1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6：1（診療報酬基準でいう30対1に相当）以上とされている。

※ 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床		介護療養病床
		20対1	25対1	
人員	医師	48:1（3人以上）	48:1（3人以上）	48:1（3人以上）
	看護師及び 准看護師	20:1 （医療法では4:1）	25:1 （医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過的に6:1が認められている。）	6:1 （診療報酬基準でいう30:1に相当） （医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過的に6:1が認められている。）
	看護補助者	20:1 （医療法では、4:1）	25:1 （医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過的に6:1が認められている。）	—
	介護職員	—	—	6:1
施設基準		6.4㎡以上	6.4㎡以上	6.4㎡以上
設置の根拠		医療法（病院・診療所）	医療法（病院・診療所）	医療法（病院・診療所）
病床数		約12.8万床（※1）	約8万床（※1）	約6.3万床（※2）
財源		医療保険	医療保険	介護保険
報酬（例）（※3）		療養病棟入院基本料1	療養病棟入院基本料	療養機能強化型A、療養機能強化型B、その他

14万床

（※1）施設基準届出（平成25年7月1日現在）

（※2）病院報告（平成27年3月分概数）

（※3）療養病棟入院基本料は、医療区分・ADL区分等に基づく患者分類に基づき評価。介護療養施設サービス費は、要介護度等に基づく分類に基づき評価。

2017年度末までに廃止

介護療養病床
はナーシング
ホームに

介護療養病床
の老健転換は
むりすじ

介護療養病床
の医療法人型
特養転換は？



瀬戸橋 成員

土居橋 成員

慢性期の医療・介護ニーズに対応するためのサービスモデル（イメージ）

医療機関
(医療療養病床
20対1)

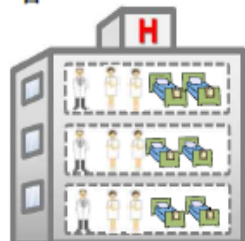
医療機能を内包した施設系サービス

〔患者像に併せて柔軟な人員配置、財源設定等
ができるよう、2つのパターンを提示〕

医療を外から提供する、
居住スペースと医療機関の併設

- 医療機能の集約化等により、20対1病床や診療所に転換
- 残りスペースを居住スペースに

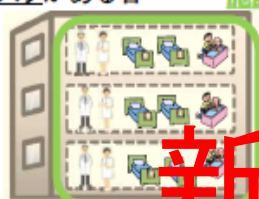
- 医療区分ⅡⅢを中心とする者
- 医療の必要性が高い者



- 人工呼吸器や中心静脈栄養などの医療
- 24時間の看取り・ターミナルケア
- 当直体制(夜間・休日の対応)
- 介護ニーズは問わない

新(案1-1)

- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性が比較的高く、容体が急変するリスクがある者



- 喀痰吸引や経管栄養を中心とした日常的・継続的な医学管理
- 24時間の看取り・ターミナルケア
- 当直体制(夜間・休日の対応)又はオンコール体制
- 高い介護ニーズに対応

▶ 実際に想定される
医療機関との
組み合わせ例



新(案1-2)

- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者



- 多様なニーズに対応する日常的な医学管理
- オンコール体制による看取り・ターミナルケア
- 多様な介護ニーズに対応

▶ 実際に想定される
医療機関との
組み合わせ例



新類型

新(案2) 医療機関に併設

- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者



- 多様なニーズに対応する日常的な医学管理
- 併設する病院・診療所からのオンコール体制による看取り・ターミナルケア
- 多様な介護ニーズに対応

(注) 居住スペースに配置換え等し、病院又は診療所(有床、無床)として経営を維持。

現行の
特定施設入居者生活介護

- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者



- 医療は外部の病院・診療所から提供
- 多様な介護ニーズに対応

医療法人による特養設置
の規制緩和を！

I. 医療機能を内包した施設系サービス

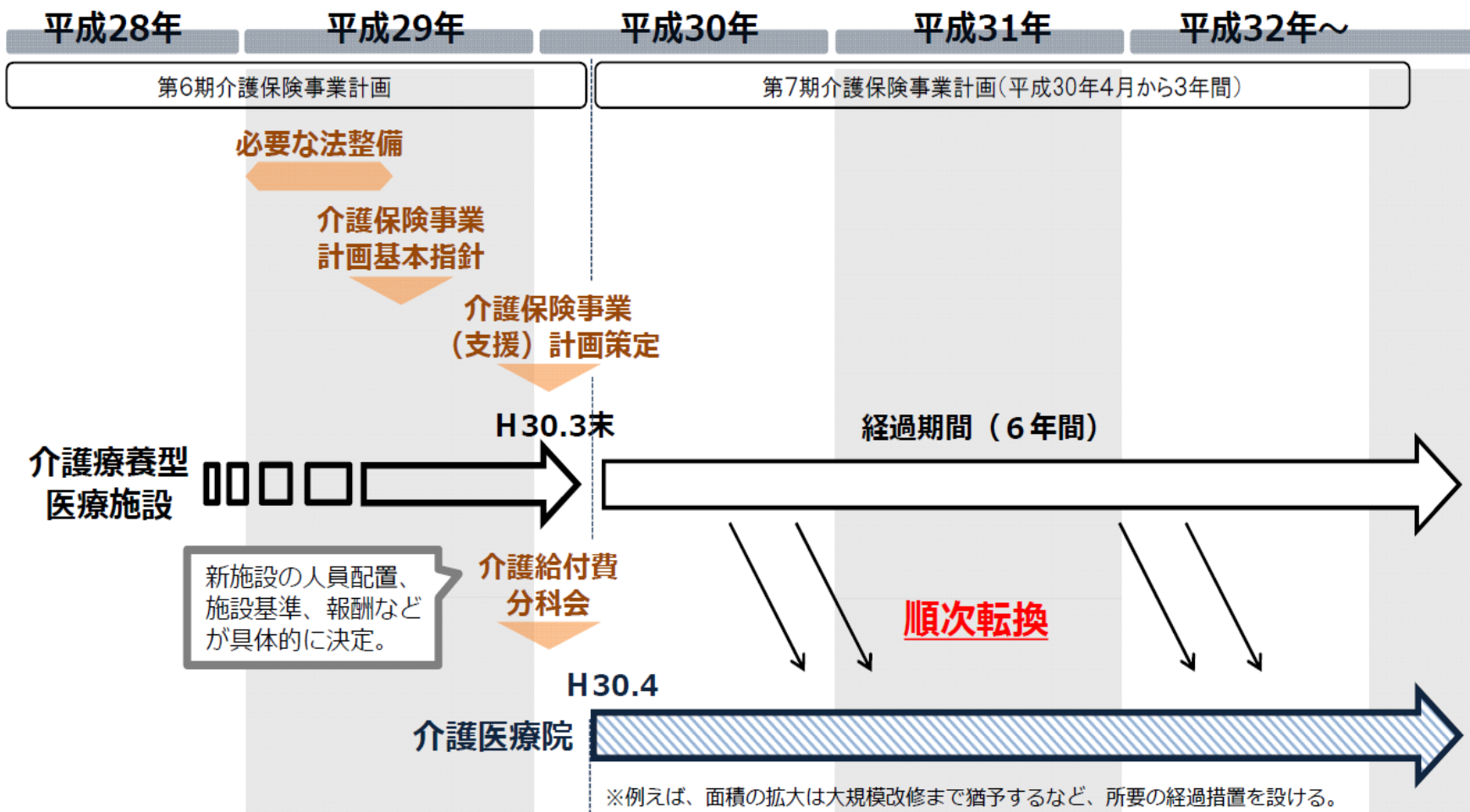
- 平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等については、現在、これらの病床が果たしている機能に着目し、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情等に応じた柔軟性を確保した上で、その機能を維持・確保していく。

	新たな施設	
	(I)	(II)
基本的性格	要介護高齢者の <u>長期療養・生活施設</u>	
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※ <u>生活施設としての機能重視</u> を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。	
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 認知症高齢者 等 (<u>療養機能強化型A・B相当</u>)	左記と比べて、容体は比較的安定した者
施設基準 (最低基準)	<u>介護療養病床相当</u> (参考：現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1 (3人以上) 看護 6対1 介護 6対1	<u>老健施設相当以上</u> (参考：現行の老健施設の基準) 医師 100対1 (1人以上) 看護 3対1 介護 ※ うち看護2/7程度
	※ 医療機関に併設される場合、人員配置基準の弾力化を検討。 ※ 介護報酬については、主な利用者像等を勘案し、適切に設定。具体的には、介護給付費分科会において検討。	
面積	老健施設相当 (8.0 m ² /床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。	
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象	

介護医療院
(仮称)

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



療養病床の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。

		医療療養病床		介護療養病床	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		20対1	25対1			
概 要		病院・診療所の病床のうち、 <u>主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの</u> ※看護職員の基準(診療報酬上の基準)で20対1と25対1が存在。		病院・診療所の病床のうち、 <u>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等</u> を提供するもの	要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を目指す施設</u>	要介護者のための <u>生活施設</u>
病床数		約14.4万床 ※1	<u>約7.2万床</u> ※1	<u>約5.9万床</u> ※2	約36.8万床 ※3 (うち、介護療養型:約0.9万床)	約56.7万床 ※3
設置根拠		医療法(病院・診療所)		医療法(病院・診療所) <u>介護保険法</u> <u>(介護療養型医療施設)</u>	介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基準	医 師	48対1(3名以上)		48対1(3名以上)	100対1(常勤1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	4対1 (29年度末まで、6対1で可)		6対1 3対1 6対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員 ※4	4対1 (29年度末まで、6対1で可)				
面 積		6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡ ※5	10.65㎡(原則個室)
設置期限		—		<u>平成35年度末</u> 法改正(H29年6月公布)で H29年度末から更に6年間延長	—	—

※1 施設基準届出(平成27年7月1日)
※4 医療療養病床にあっては、看護補助者。

※2 病院報告(平成28年3月分概数)

※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日)
※5 介護療養型は、大規模改修まで6.4㎡以上で可。

2017年8月4日 介護給付費分科会 介護医療院の議論始まる！

(1) 報酬水準 (2) 人員配置 (3) 構造設備 (4) 転換促進策
老健との関係性の整理、医療療養病床からの転換をどのように考えるか？





介護医療院の方向性

2017年11月22日 介護給付費分科会

介護医療院Ⅰ型は介護療養病床なみ、Ⅱ型は老健なみ

介護医療院の人員基準(イメージ案)

		介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】		介護医療院				介護老人保健施設	
				指定基準		報酬上の基準			
		指定基準	報酬上の基準	類型(Ⅰ)	類型(Ⅱ)	類型(Ⅰ)	類型(Ⅱ)	指定基準	報酬上の基準
人員基準 (雇用人員)	医師	48:1 (病院で3以上)	—	48:1 (施設で3以上)	100:1 (施設で1以上)	—	—	100:1 (施設で1以上)	—
	薬剤師	150:1	—	150:1	300:1	—	—	300:1	—
	看護職員	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	3:1 (看護2/7)	〔従来型・強化型〕 看護・介護3:1 〔介護療養型〕 ^(注3) 看護6:1、 介護6:1～4:1
	介護職員	6:1	5:1～4:1	5:1	6:1	5:1～4:1	6:1～4:1		
	支援相談員							100:1 (1名以上)	—
	リハビリ専門 職	PT/OT: 適当数	—	PT/OT/ST:適当数		—	—	PT/OT/ST: 100:1	—
	栄養士	定員100以上 で1以上	—	定員100以上で1以上		—	—	定員100以上 で1以上	—
	介護支援専 門員	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)		—	—	100:1 (1名以上)	—
	放射線技師	適当数	—	適当数		—	—		
	他の従業者	適当数	—	適当数		—	—	適当数	—
医師の宿直		医師:宿直	—	医師:宿直	—	—	—	—	—

注1: 数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用 注2: 背景が緑で示されているものは、病院としての基準 注3: 基準はないが、想定している報酬上の配置。療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

介護医療院の施設基準(イメージ案)

		介護療養病床(病院) 〔療養機能強化型〕	介護医療院	介護老人保健施設
		指定基準	指定基準	指定基準
施設設備	診察室	各科専門の診察室	医師が診察を行うのに適切なもの	医師が診察を行うのに適切なもの
	病室・療養室	定員4名以下、床面積6.4m ² /人以上	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m ² /人以上で可	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m ² /人以上で可
	機能訓練室	40m ² 以上	40m ² 以上	入所定員1人あたり1m ² 以上 ※転換の場合、大規模改修まで緩和
	談話室	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ
	食堂	入院患者1人あたり1m ² 以上	入所定員1人あたり1m ² 以上	入所定員1人あたり2m ² 以上
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
	レクリエーションルーム		十分な広さ	十分な広さ
	その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	(薬剤師が調剤を行う場合:調剤所)
	他設備	給食施設、その他都道府県の条例で定める施設	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室
構造設備	医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備	
	廊下	廊下幅:1.8m、中廊下は2.7m ※経過措置 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m	廊下幅:1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m	廊下幅:1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m
	耐火構造	(3階以上に病室がある場合) 建築基準法に基づく主要構造部:耐火建築物	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり

注 介護療養病床の基準において、緑で示されているものは、病院としての基準

介護医療院のポイント

- 介護医療院の療養環境や医療必要度に応じて加算のメリハリをつける
- 従来の介護療養病床の基本報酬は適正化？
- 療養病床2の1への一本化で、療養病床2から介護医療院への転換を促す
- 一般病床からの転換は介護施設の総枠範囲の中であるので、一般病床を療養病床化したのち介護医療院化する？
- 介護医療院が老健、特養に与えるインパクト大

介護医療院 7 ～ 8 万床！

- 現在約6万床ある介護療養病床から4万くらい、25対1医療療養病床の半分くらいが移行し、全体として7～8万床くらいになると想定している。
- 介護医療院協会を2018年4月に設立



日本慢性医療協会会長
武久洋三氏（2017年6月22日）

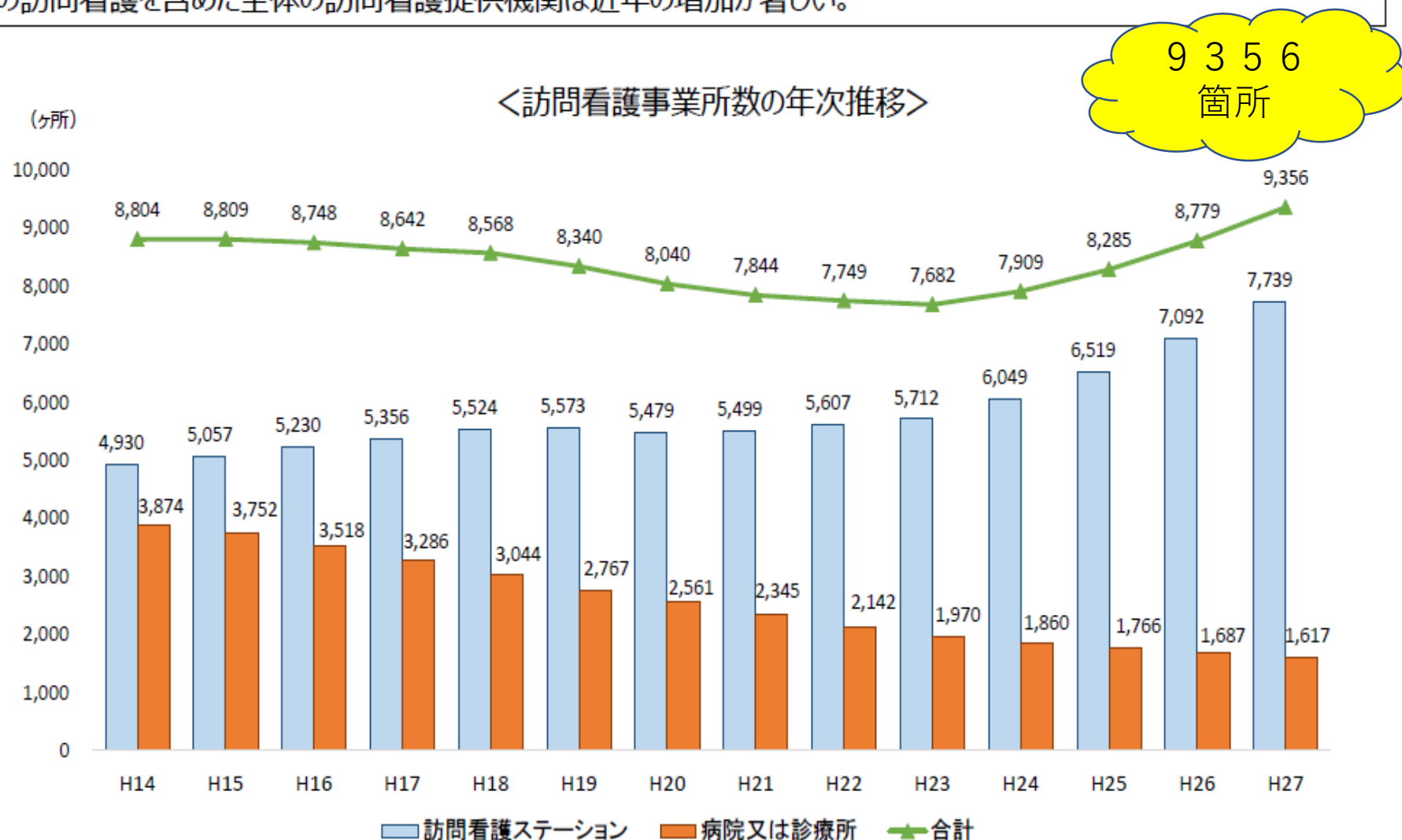
ポイント②

訪問看護ステーション



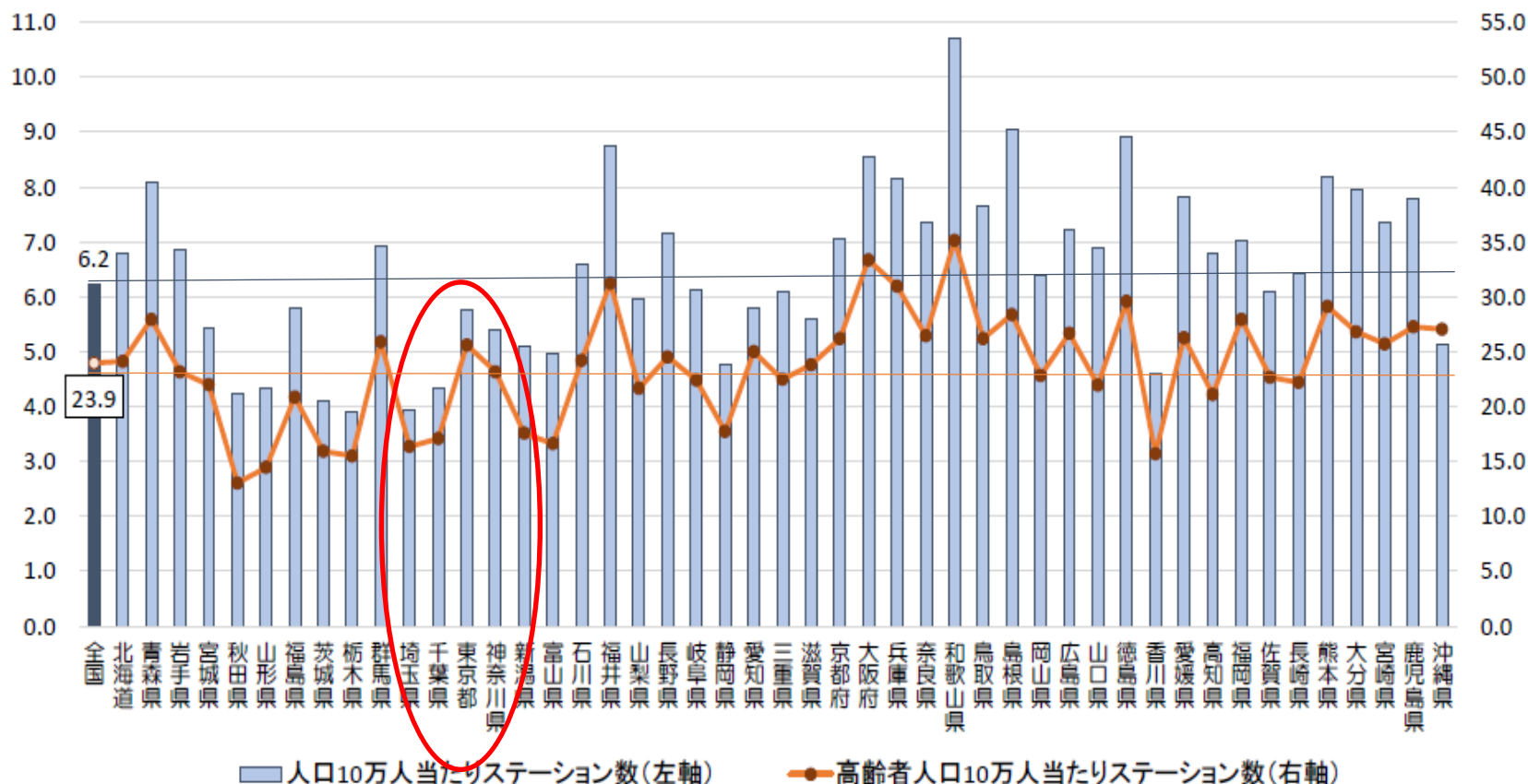
訪問看護ステーション数の年次推移

○ 訪問看護ステーション数は7,739か所（平成27年4月介護保険審査分）と増加傾向にあり、病院・診療所からの訪問看護を含めた全体の訪問看護提供機関は近年の増加が著しい。



都道府県別の訪問看護ステーション数

- 人口10万人当たりの訪問看護ステーション数は6.2か所、高齢者人口10万人当たりの訪問看護ステーション数は23.9か所である。
- 都道府県毎の地域差が大きい。



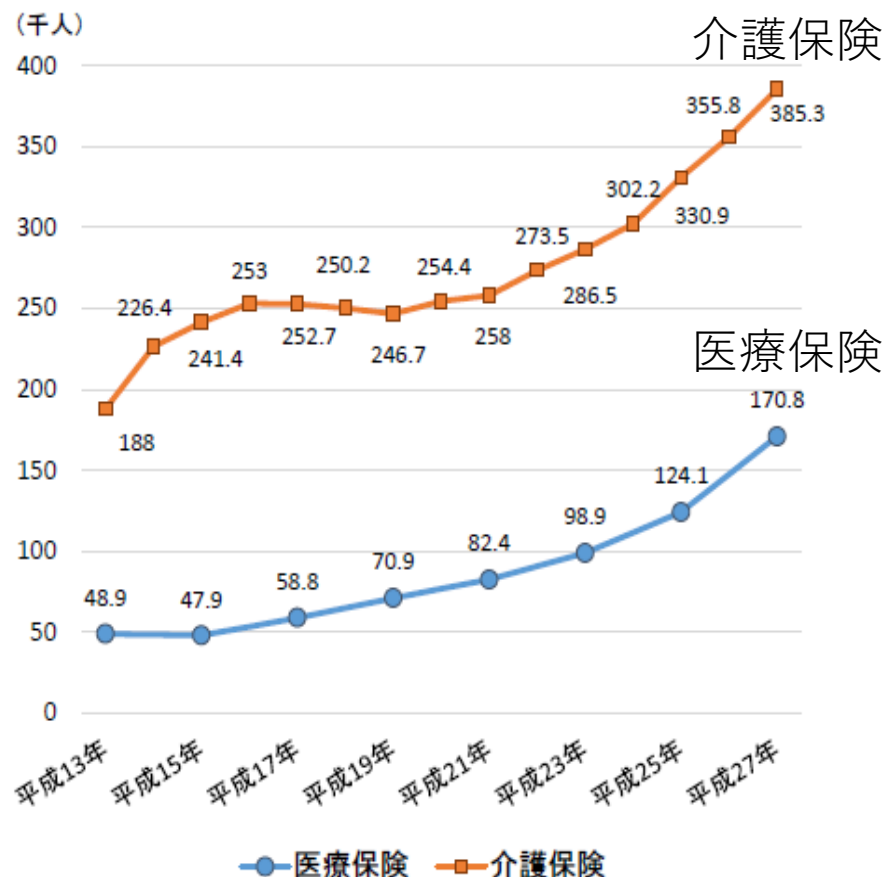
出典：平成26年度「介護サービス施設・事業所調査」及び平成26年10月1日「現在推計人口」（総務省統計局）

PTXX-170623-001

訪問看護ステーションの利用者について ①利用者数の推移

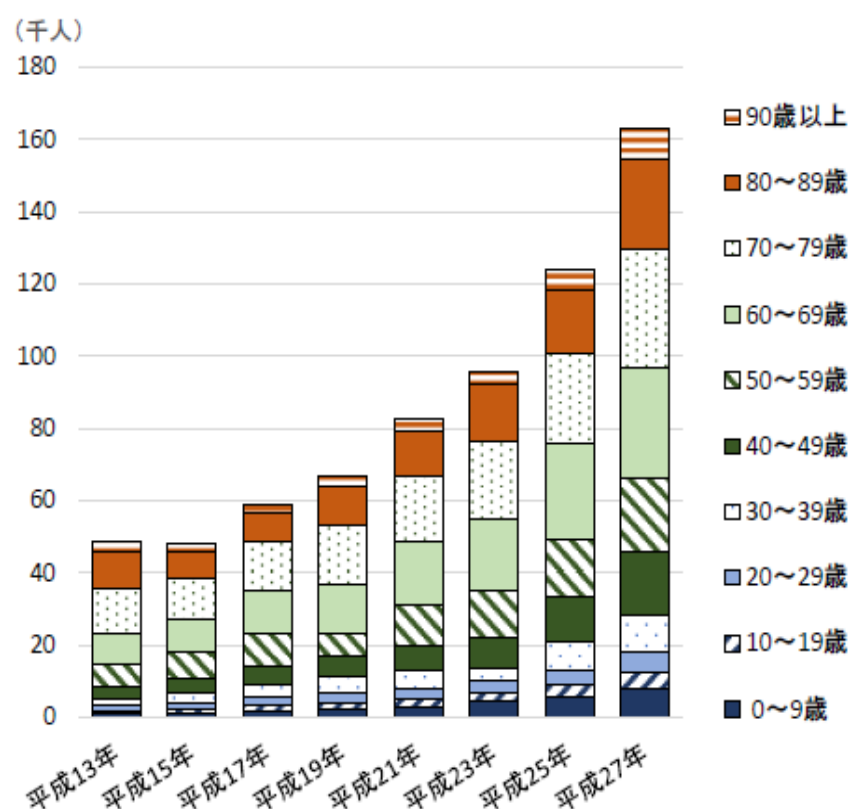
- 医療保険、介護保険ともに、訪問看護の利用者数は増加している。
- 医療保険の訪問看護利用者数は、どの年齢層も増加している。

■訪問看護利用者数の推移



注) 介護保険の利用者数には、病院・診療所からの利用者数も含まれる。

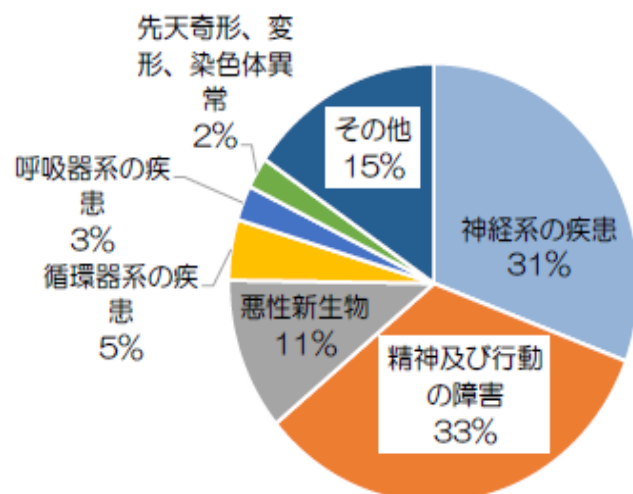
■医療保険の年齢階級別利用者数の推移



訪問看護ステーションの利用者について ②状態

- 訪問看護ステーションの利用者の主傷病は、精神科疾患及び神経系の疾患がそれぞれ約3割を占め、次いで悪性新生物が約1割である。
- 医療機器を使用している等のため医療ニーズが高い状態である別表第8の該当者は、小児が多い。

■ 訪問看護利用者の主傷病

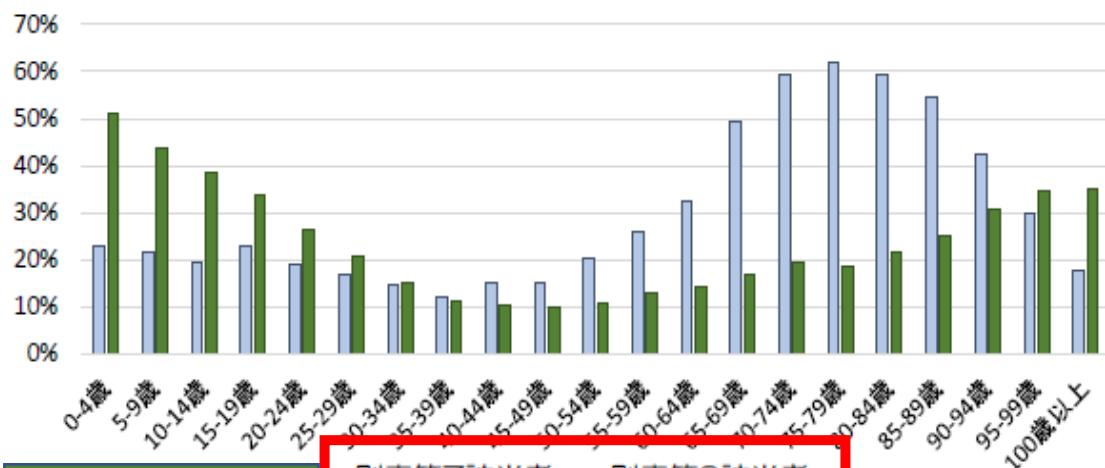


別表 7 (疾患)

※ 1 : 別表第 7

末期の悪性腫瘍	プリオン病
多発性硬化症	亜急性硬化性全脳炎
重症筋無力症	ライソソーム病
スモン	副腎白質ジストロフィー
筋萎縮性側索硬化症	脊髄性筋萎縮症
脊髄小脳変性症	球脊髄性筋萎縮症
ハンチントン病	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
進行性筋ジストロフィー症	後天性免疫不全症候群
パーキンソン病関連疾患	脊髄損傷
多系統萎縮症	人工呼吸器を使用している状態

■ 別表第7及び別表第8の該当者割合



別表 8 (処置)

※ 2 : 別表第 8

1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	在宅人工呼吸指導管理
2 以下のいずれかを受けている状態にある者	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己腹膜灌流指導管理	在宅自己疼痛管理指導管理
在宅血液透析指導管理	在宅肺高血圧症患者指導管理
在宅酸素療法指導管理	3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
在宅中心静脈栄養法指導管理	4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
在宅成分栄養経管栄養法指導管理	5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
在宅自己導尿指導管理	

機能強化型 訪問看護ステーション



在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療

機能強化型訪問看護ステーションの評価

- 在宅医療を推進するため、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等、機能の高い訪問看護ステーションを評価する。



※特掲診療料の施設基準等・別表第7に掲げる疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ樹小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、脳髄損傷、人工呼吸器を使用している状態



在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療

機能強化型訪問看護ステーションの評価

➤ 在宅医療を推進するために機能の高い訪問看護ステーションの評価を行う。

改定前	改定後
1 月の初日の訪問の場合	1 月の初日の訪問の場合
	(新) <u>イ 機能強化型訪問看護管理療養費1</u> <u>12,400円</u>
	(新) <u>ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2</u> <u>9,400円</u>
	(改) イ又はロ以外の場合 <u>7,400円</u>
2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) 7,300円	2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) (改) <u>2,980円</u>
2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) 2,950円	

[算定要件]

機能強化型訪問看護管理療養費1

- ① 常勤看護職員7人以上(サテライトに配置している看護職員も含む)
- ② 24時間対応体制加算の届出を行っていること。
- ③ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計20回以上。
- ④ 特掲診療料の施設基準等の別表第7に該当する利用者が月に10人以上。
- ⑤ 指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要な利用者のうち、特に医療的な管理が必要な利用者1割程度について、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成していること。
- ⑥ 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護を行うこと。
- ⑦ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい。

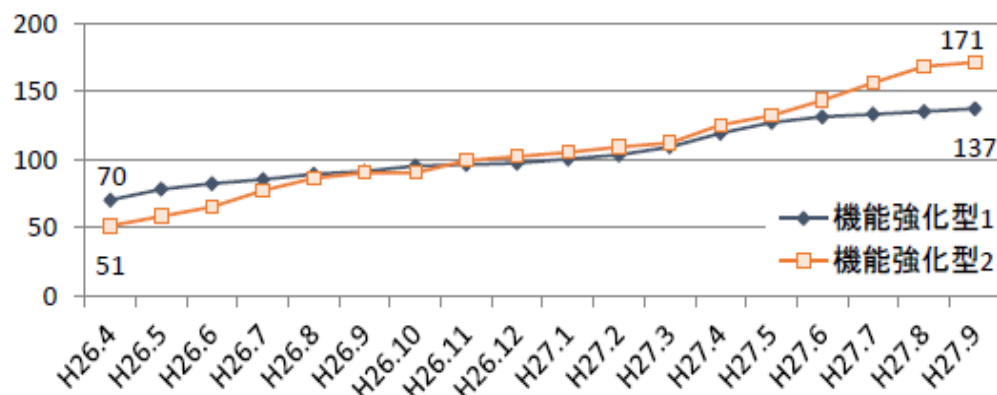
機能強化型訪問看護管理療養費2

- ① 常勤看護職員5人以上(サテライトに配置している看護職員も含む)
- ② 24時間対応体制加算の届出を行っていること。
- ③ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計15回以上。
- ④ 特掲診療料の施設基準等の別表第7に該当する利用者が月に7人以上。
- ⑤ 上記の⑤、⑥、⑦を満たすものであること。

機能強化型訪問看護ステーションの届出状況

- 機能強化型訪問看護管理療養費の届出は、平成27年9月時点で機能強化型1が137事業所、機能強化型2が170事業所であり、機能強化型1に比べ機能強化型2の届出数が多い。
- 大都市部で届出が多い傾向があり、届出がない県も6県ある。

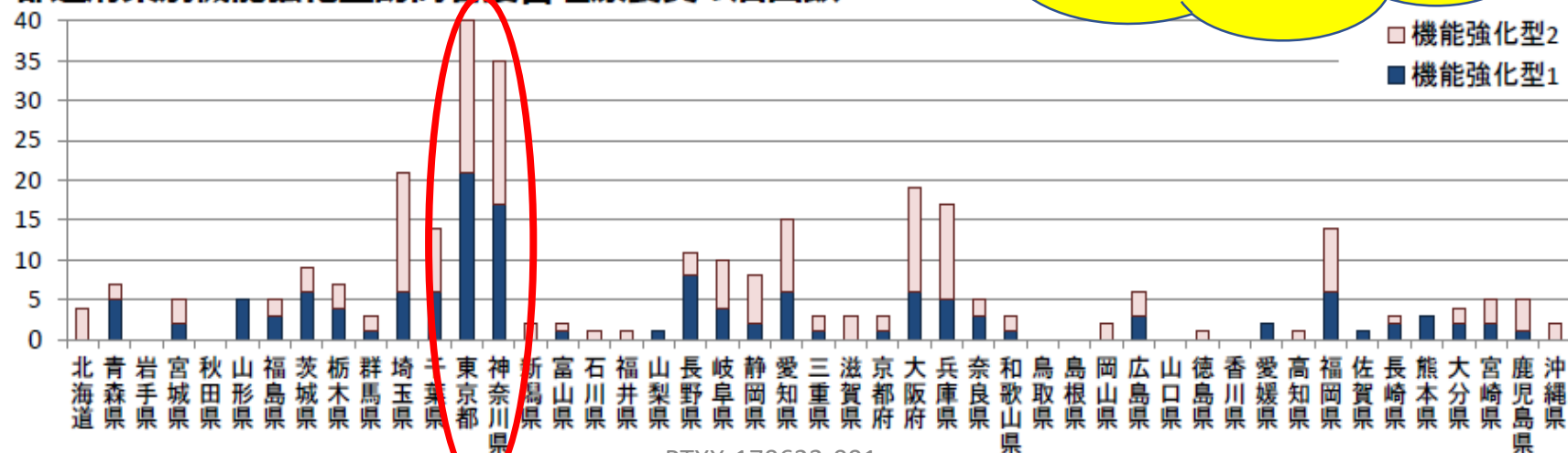
■機能強化型訪問看護管理療養費の届出数の推移



機能強化型訪問看護管理療養費1	機能強化型訪問看護管理療養費2	計
137	171	308

全国7739訪問看護ステーションの4%

■都道府県別機能強化型訪問看護管理療養費の届出数



PTXX-170623-001

出典：保険局医療課調べ（平成27年9月1日時点）

機能強化型訪問看護ステーションの実績 ①医療ニーズの高い利用者

○ 機能強化型訪問看護ステーションの利用者は、機能強化型以外に比べ別表第7及び別表第8に該当する医療ニーズの高い利用者の割合が高い。

■1ステーション当たりの全利用者に占める該当利用者の割合

(全利用者数)		①医療保険のみ の利用者	②別表第7※1 の該当者	③別表第8※2 の該当者	④特別指示書 交付
機能強化型1	(9,639)	32.5%	20.6%	13.1%	2.3%
機能強化型2	(6,291)	30.7%	19.2%	11.5%	2.2%
機能強化型以外	(31,535)	25.3%	12.3%	7.2%	2.1%
主に精神科	(5,721)	90.3%	1.0%	0.3%	0.6%

注1) ①～④は重複している利用者もいる。

注2)

機能強化型以外

「機能強化型訪問看護管理療養費1」「機能強化型訪問看護管理療養費2」の届け出がなく、かつ、「主に精神科の訪問看護を実施している事業所」を除く事業所

主に精神科

平成26年9月の利用者数のうち、精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲの利用者数が50%以上の事業所

※1：別表第7

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
脊髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

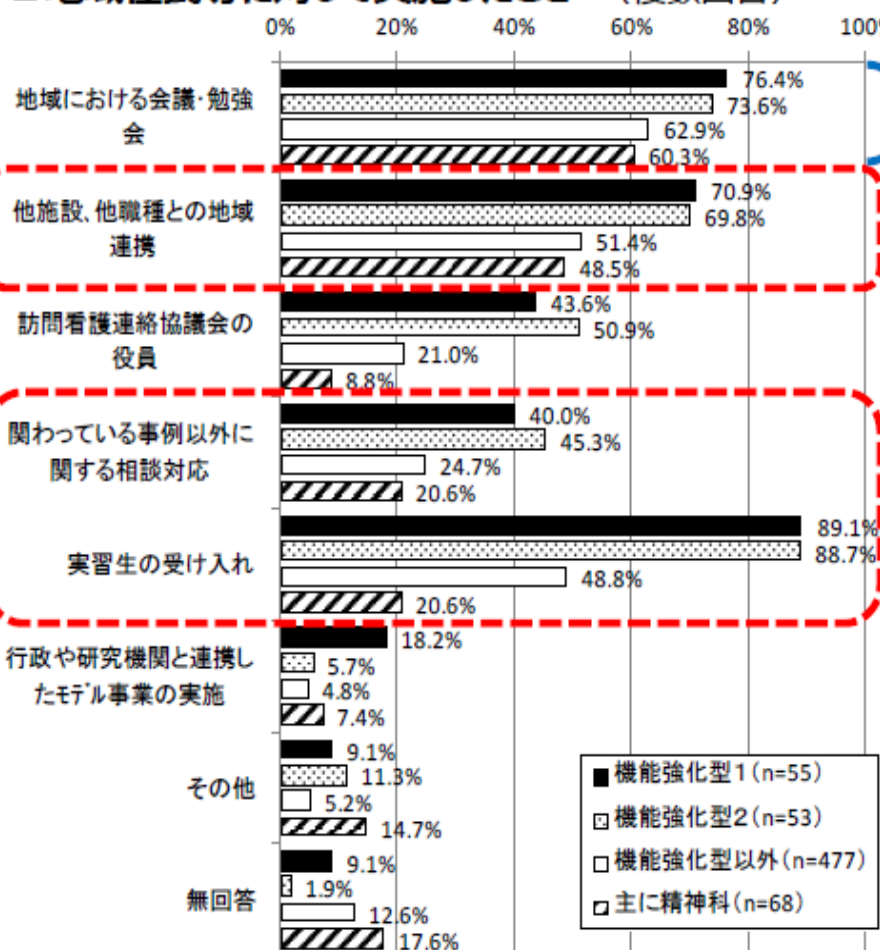
※2：別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養管理指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

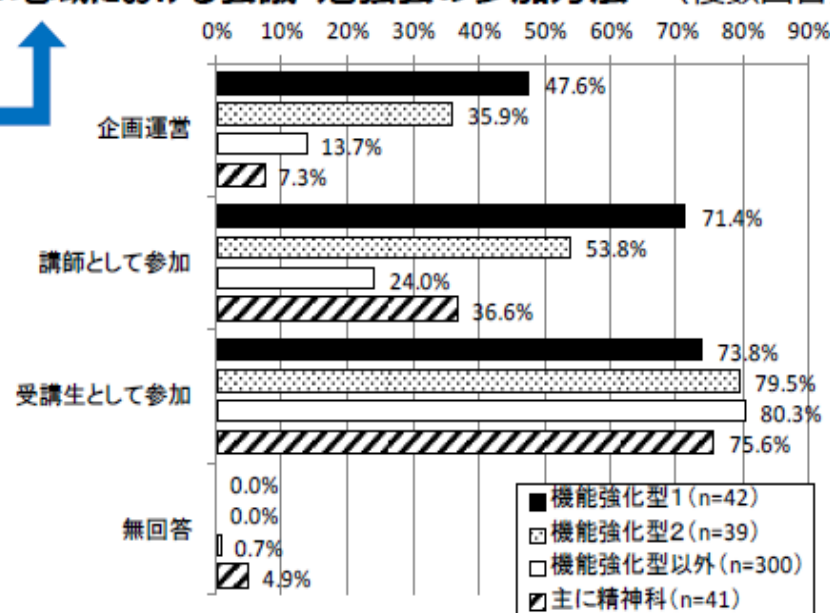
機能強化型訪問看護ステーションの実績 ③人材育成

- 機能強化型訪問看護ステーションは、機能強化型以外に比べ、「他施設、他職種との地域連携」、「関わっている事例以外に関する相談対応」、「実習生の受け入れ」等を通じた人材育成に関わっているステーションが多い。
- 地域における会議・勉強会では、受講生としてだけでなく、企画運営や講師として参加する割合が高い。

■ 地域住民等に対して実施したこと（複数回答）



■ 地域における会議・勉強会の参加方法（複数回答）



機能強化型 訪問看護ステーションと 2016年改定

- (1) 看取り要件
- (2) 医療ニーズの高い小児の受け入れ

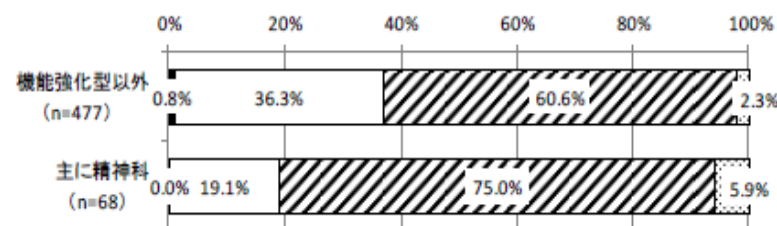
(1) 看取り要件



機能強化型を届け出ない理由①

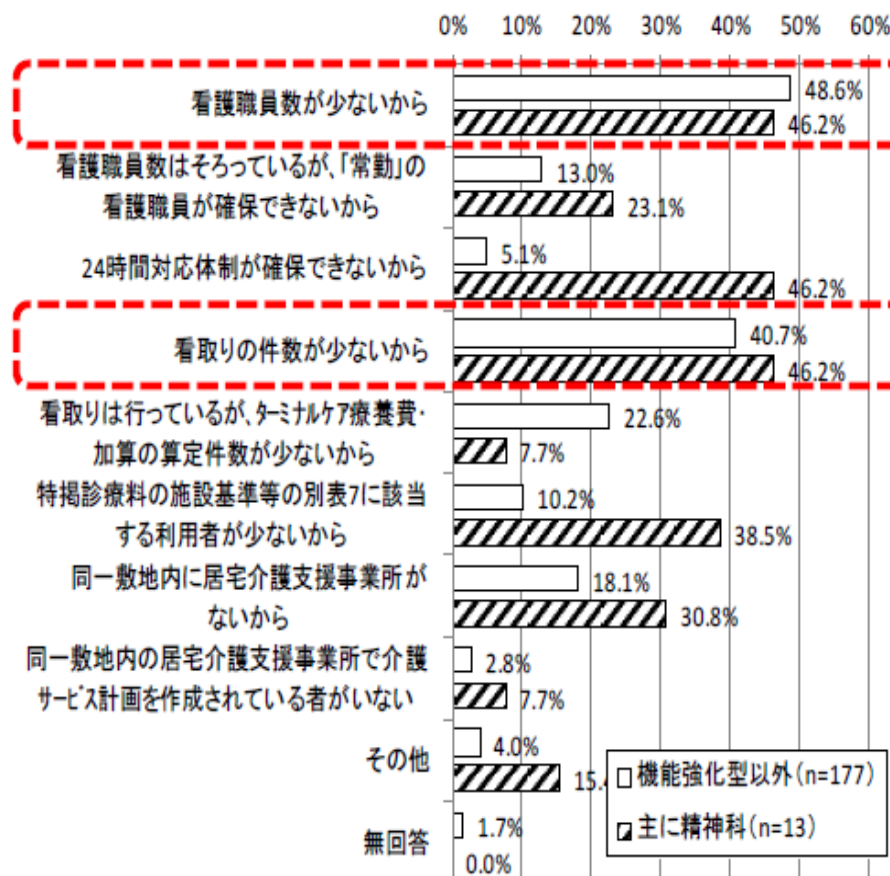
- 機能強化型訪問看護管理療養費を届け出していない訪問看護ステーションのうち、約 1 / 3 のステーションは今後機能強化型として届け出ることを目指しているが、現時点で届け出していない理由は、「看護職員数が少ない」及び「看取りの件数が少ない」が多い。

■機能強化型の届出の検討状況



- 届出予定である
- 時期は決まっていないが、機能強化型として届け出ることを目指している
- ▨ 機能強化型として届け出ることは特に目指していない
- 無回答

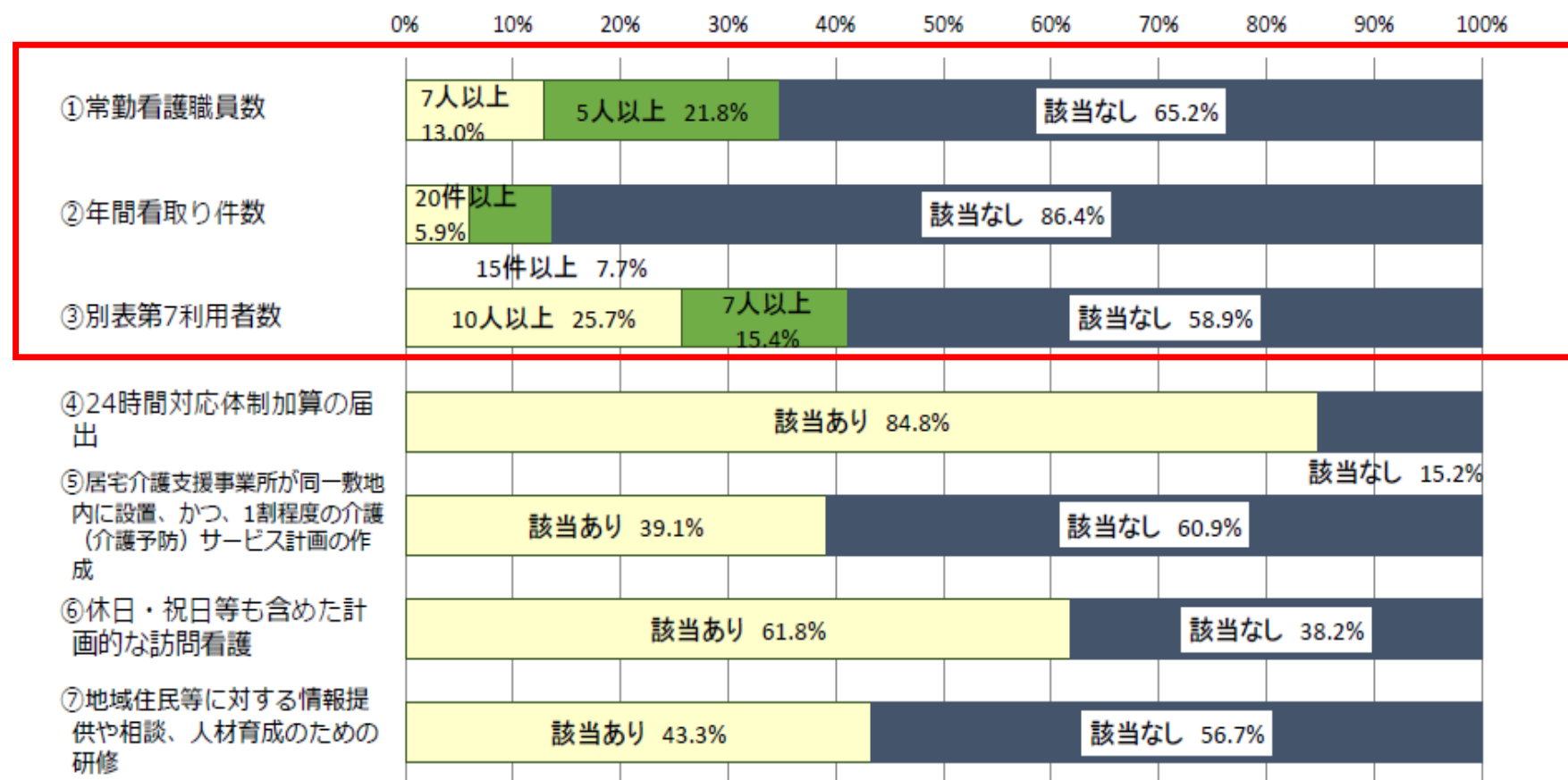
■機能強化型の届出なしの理由（複数回答）



機能強化型を届け出ない理由②

- 機能強化型訪問看護管理療養費を算定したことがない訪問看護ステーションでは、機能強化型訪問看護ステーションの施設基準で求められている項目のうち、年間看取り件数の要件を満たしていない事業所が最も多い。

■ 機能強化型訪問看護管理療養費を算定したことがないステーションの要件別の算定状況 (n=1,366ステーション)



出典：平成28年診療報酬改定に関するアンケート調査

※調査対象：全国訪問看護事業協会会員訪問看護ステーション(4,436カ所)

(平成27年 社団法人全国訪問看護事業協会)

※調査期間：平成27年4月

訪問看護ステーションにおける看取り状況

- 訪問看護ステーション1か所当たりの年間合計看取り件数は、機能強化型1は平均約30件、機能強化型2は平均約20件、機能強化型以外は平均約5件である。
- ターミナルケアを実施していても、在宅がん医療総合診療料を算定している利用者は、現在は看取り件数に含まれていないが、含めた場合は看取り件数が増加する。

■1ステーション当たりの年間看取り件数

	看取り件数 ※	
	現行の計算方法	仮に、在宅がん医療総合診療料（医療機関で算定）対象患者を含めた場合
平均値	8.7	9.2
1) 機能強化型1のみ	31.4	32.5
2) 機能強化型2のみ	20.3	21.3
3) 1)、2)以外	5.1	5.5
中央値	4	4
標準偏差	11.7	12.1

	現行の計算方法		仮に、在宅がん医療総合診療料（医療機関で算定）対象患者を含めた場合
調査対象のうち、看取り件数が年間15件を上回るステーション数	137	+8%	148

※看取り件数：平成26年4月1日～9月30日の看取り実績から年間合計を推計したもの

在宅がん医療総合診療料

保険医療機関と訪問看護ステーションが共同で実施する場合には、保険医療機関において一括して算定する。

【概要】

- 末期の悪性腫瘍の患者に対し、計画的な医学管理の下に、訪問診療又は訪問看護を行う日が合わせて週4日以上であり、かつ、訪問診療及び訪問看護の回数が週1回以上。

※ 訪問看護ステーションがターミナルケアを実施していても、本項目の算定利用者は、訪問看護ステーション側では報酬を算定しない。

在宅がん医療総合診療料患者を含めて20人

(2) 医療ニーズの高い 小児の受け入れ



長期入院児の増加傾向

- 長期入院児の年間発生数は、NICU 1,000床当たり95例、出生1万人当たり2.6例である。（2012年）
- NICU長期入院児の年間発生数は、2006年以降減少していたが、2010年以降再び増加傾向である。
- 在宅人工呼吸の小児患者数も、増加している。

長期入院児*の年間発生数（2012年データ）

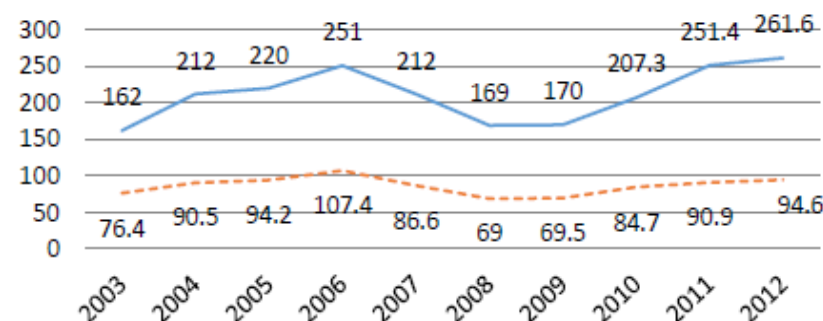
NICU1000床あたり95例

⇒ 推計総数 約260例**
（約2.6例/出生1万人）

* 2011年に出生しNICUあるいはその後方病床に1年以上入院している児

** 2012年のNICU総病床数2,765

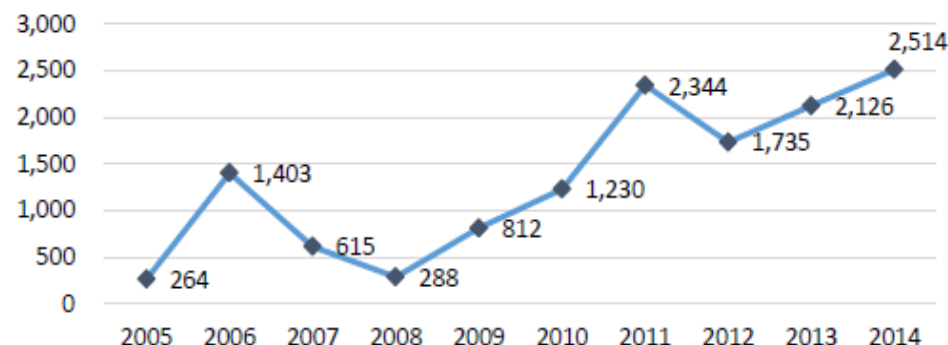
■長期入院児数の推移



出典：平成23～25年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

「重症の慢性疾患児の在宅での療養・療育環境の拡充に関する総合研究」（主任研究者：田村正徳）

■在宅人工呼吸指導管理料の算定件数（0～19歳）の推移



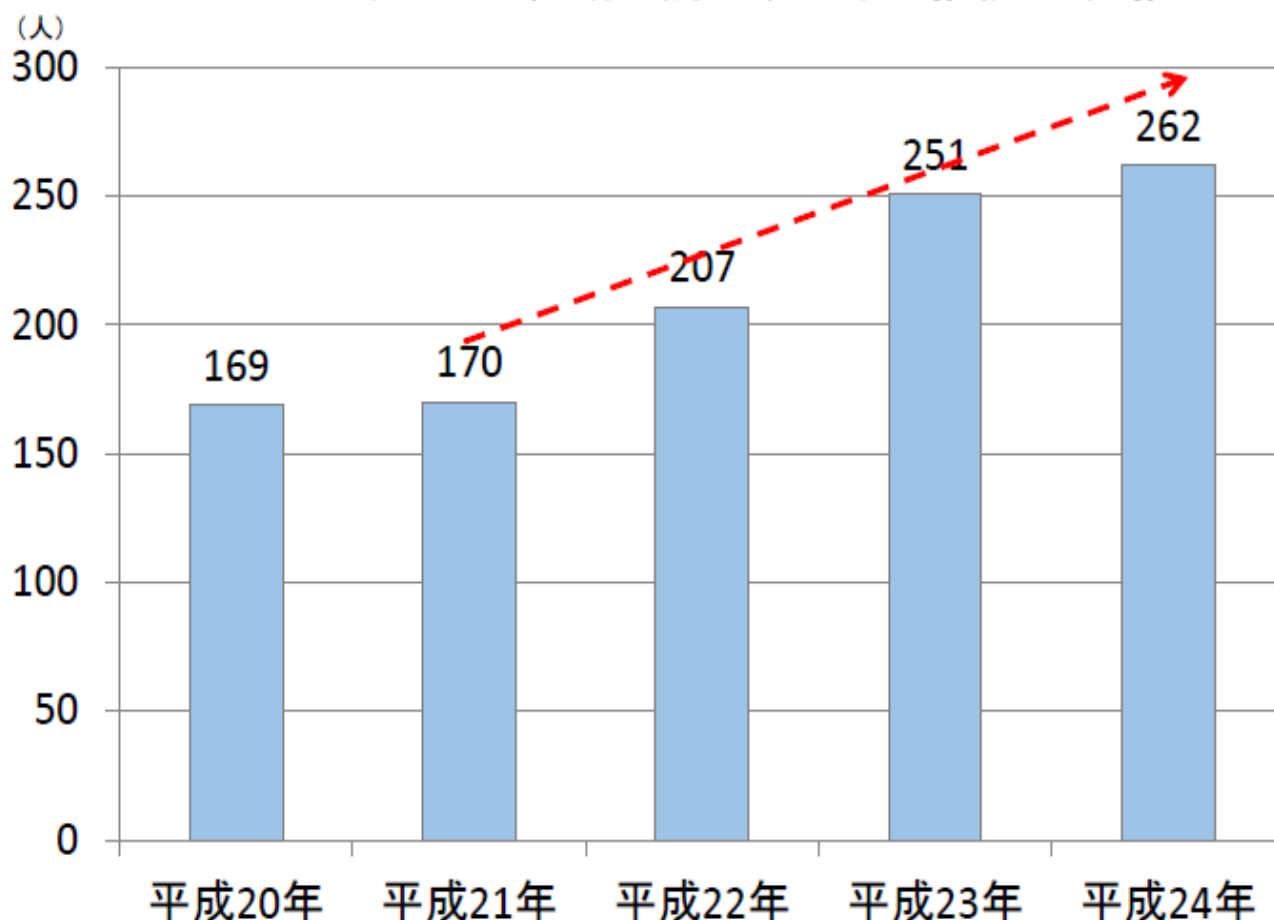
出典：社会医療診療行為別調査（各年6月審査分）

PTXX-170623-001

NICUにおける長期入院児の推移

○ 新生児特定集中治療室(NICU)における長期入院児(1年以上入院している児)の数は増加傾向にある。

＜NICUにおける1年以上の長期入院児数の年次推移(全国推計)＞



PTXX-170623-001

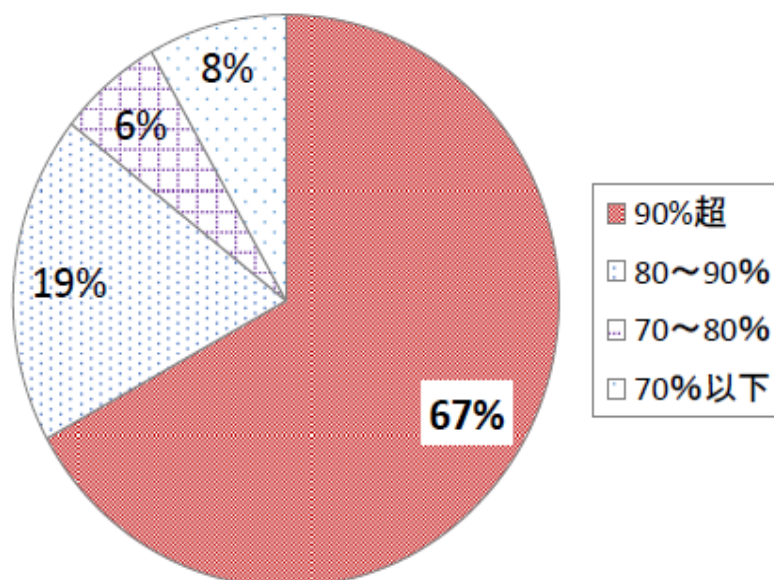
NICUにおける病床利用状況

- 総合周産期母子医療センターの約70%において、NICUの病床利用率は90%を超えていた。
- NICUにおいて母胎・新生児の搬送受入ができなかった事例において、その理由の約90%は満床によるためであった。

<NICUにおける病床の利用状況について>

NICU病床利用率について
(総合周産期母子医療センター97施設)

NICU病床利用率90%超のセンターは約7割



母体及び新生児搬送受入ができなかった理由について
(総合周産期母子医療センター)

受入れができなかった主な理由は「NICU満床」

母体	理 由	NICU 満床	MFICU 満床	診察可能 医師不在	その他
	センター数	70/79	50/79	17/79	54/79
	割合 (%) ※	88.6%	63.3%	21.5%	68.4%

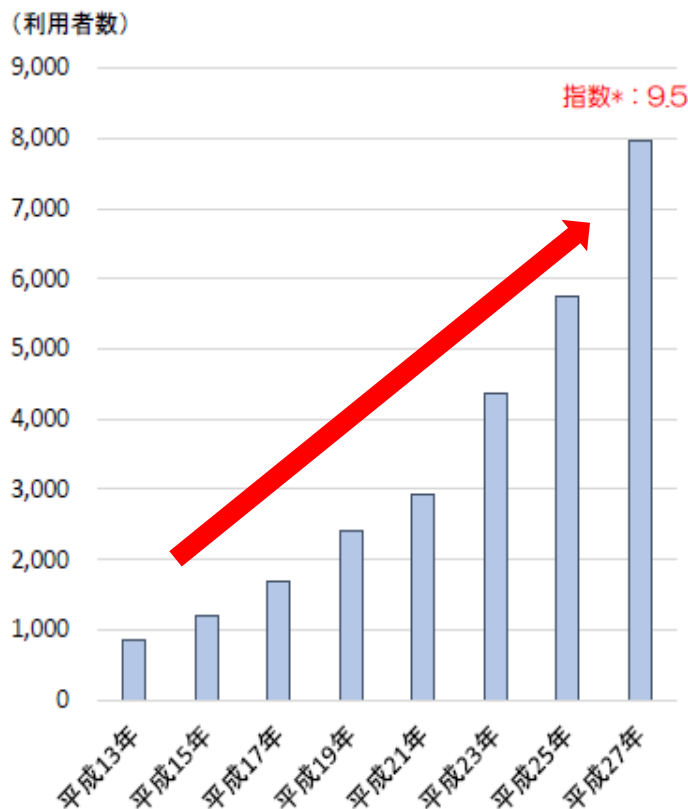
新生児	理 由	NICU 満床	診察可能 医師不在	その他
	センター数	55/59	6/59	20/59
	割合 (%) ※	93.2%	10.2%	33.9%

※受入れができなかったことがあるセンター数に対する割合（複数回答可）

小児に対する訪問看護の実施状況

- 訪問看護ステーションからの訪問看護を受ける小児（0～9歳）の利用者数は増加しており、平成13年に比べ9.5倍になっている。
- 長時間訪問看護加算は、15歳未満の小児の算定者数が多くかつ1月当たりの算定回数が多い。

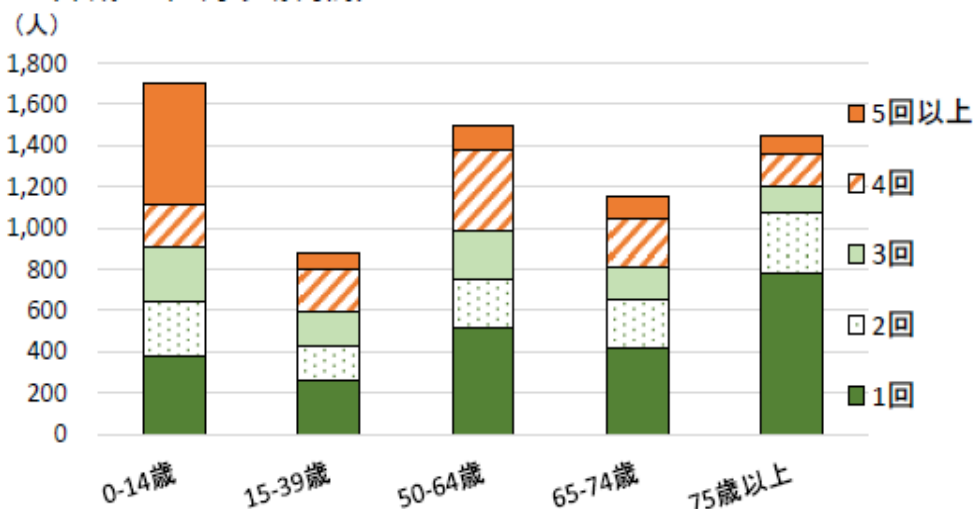
■9歳以下の訪問看護利用者数の推移



※：平成13年を1とした時の指数

■長時間訪問看護加算の算定回数別利用者数

(平成27年5月の1か月間)



長時間訪問看護加算は、基準告示第2の3に規定する長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1（15歳未満の超重症児又は準超重症児においては週3回）に限り所定額に加算すること。

○厚生労働省告示第六十四号 第二の三

長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

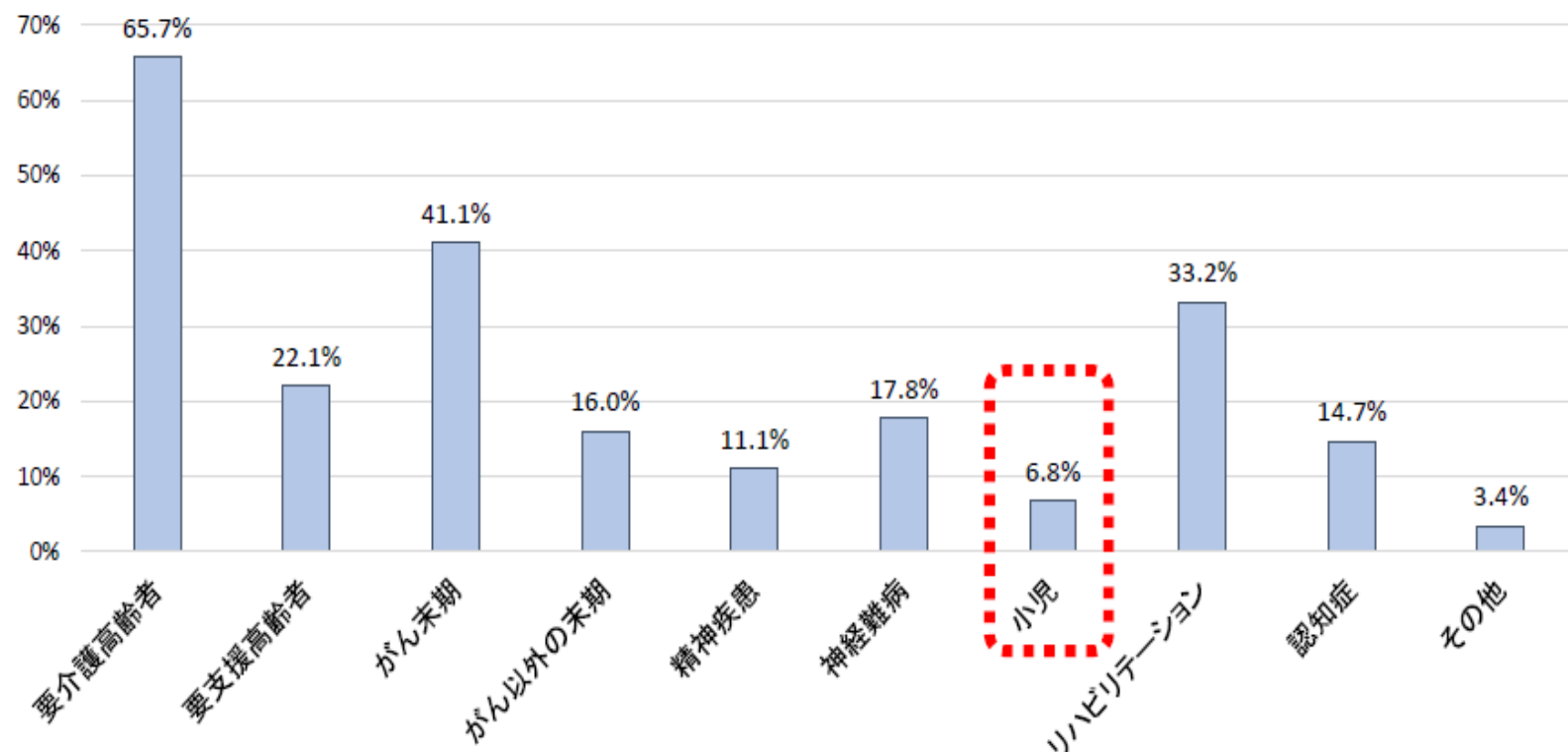
長時間の訪問看護を要する利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1)十五歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2)特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- (3)特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

訪問看護ステーションが得意としている利用者の特性

○ 高齢者やがん末期、神経難病等と比べ、小児を得意分野とする訪問看護ステーションは少ない。

■ 訪問看護ステーションが得意としている利用者の特性 (n=443) (複数回答)



出典：東京都訪問看護支援検討委員会報告書（平成25年3月）

※調査対象：東京都内の訪問看護ステーション（管理者票）

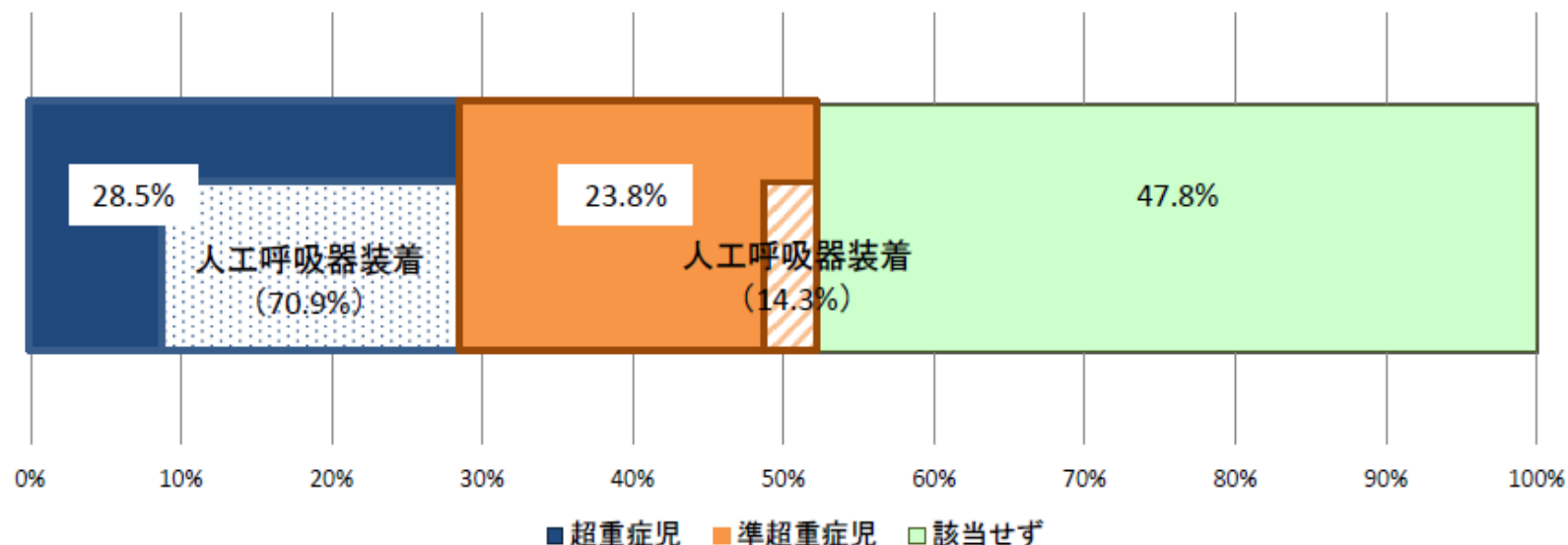
PTXX-170623-001

18 歳未満の利用者の状態

- 18歳未満の利用者のうち約半数は超重症児と準超重症児であり、超重症児のうち7割以上、準超重症児のうち1.5割程度が人工呼吸器を装着している。

■ 18歳未満の利用者の状態（超重症児・準超重症児の該当）

(n=2,854)

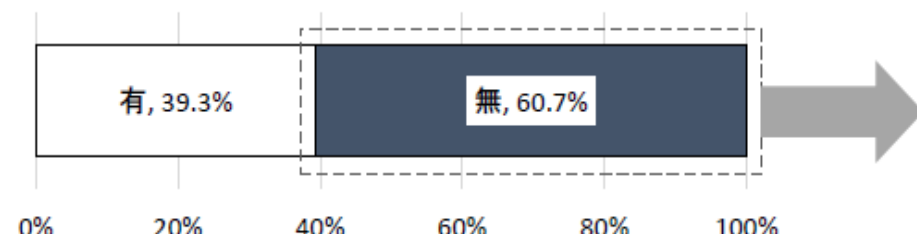


出典：平成28年診療報酬改定に関するアンケート調査
(平成27年 社団法人全国訪問看護事業協会)

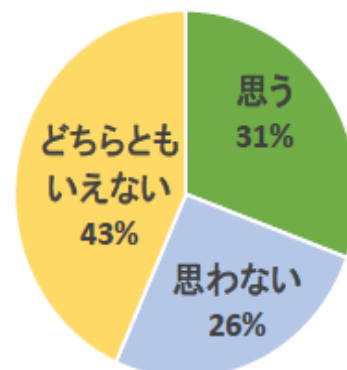
訪問看護ステーションにおいて小児を受け入れるために必要なこと

- 小児訪問看護を行っていない訪問看護ステーションにおいて、小児訪問看護を取り組めるようにするためには、「小児訪問看護の研修」と並んで、「小児訪問看護を行っている訪問看護ステーションでの体験研修」が挙げられている。

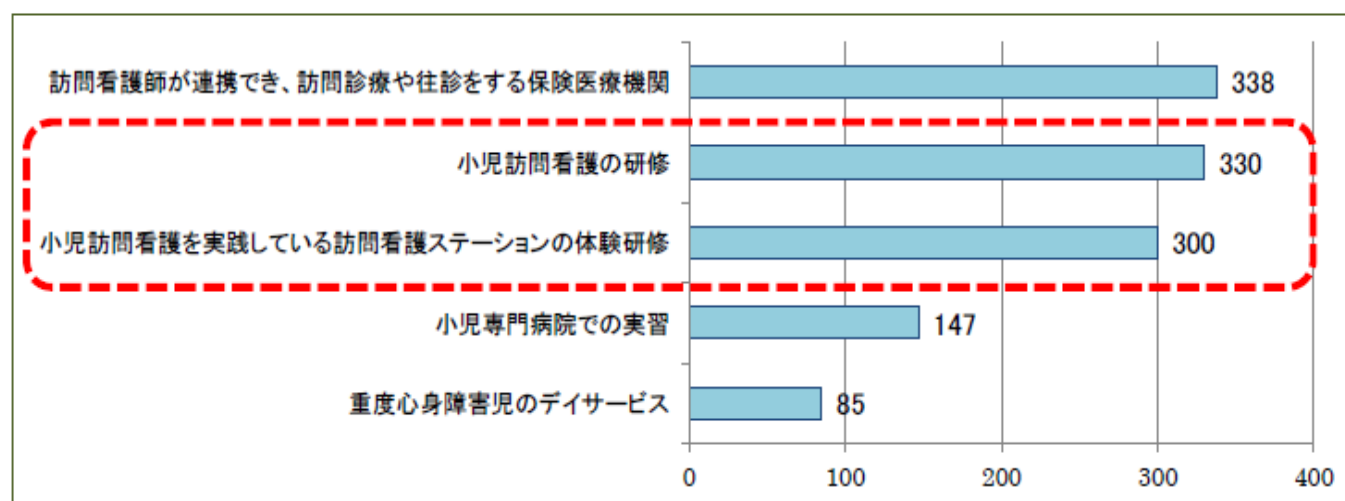
■ 過去6か月間の小児訪問看護の経験



■ 今後、小児訪問看護を行いたい



■ 小児訪問看護を取り組めるようになるための要件



※調査対象: 日本訪問看護財団会員 (3,129か所)、回収率29% (908か所)
※調査期間: 平成27年5月

PTXX-170623-001

出典: 平成28年度制度報酬改定に向けた会員アンケート
(平成27年 日本訪問看護財団)

機能強化型訪問看護ステーション

- ターミナルケア件数を合計した数が年に **15**以上、かつ、超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時4人以上
- 超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時6人以上

2018年診療報酬改定と訪問看護

2017年11月15日 中医協

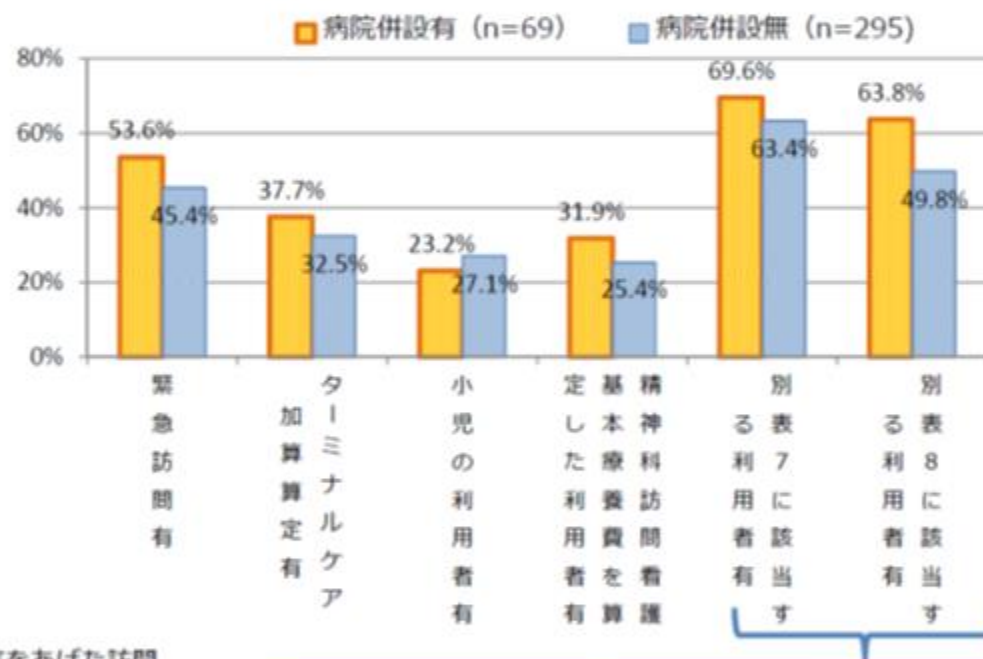
病院併設の訪問看護ステーション②

- 病院併設の訪問看護ステーションは、病院併設でない訪問看護ステーションより平均利用者数、平均訪問回数ともに多い。
- 病院併設の訪問看護ステーションは、緊急訪問の実施や重症の利用者の受け入れが、病院併設でないステーションよりも多い。

■ 病院併設※1有無別の訪問看護の利用者数・訪問回数（平均／平成28年9月分）

	病院併設 (n=69)	病院併設でない (n=295)
利用者数	81.2人	56.7人
訪問回数	461.5回	391.1回

■ 病院併設※1有無別の訪問看護ステーションの利用者割合（利用者の特性別／平成28年9月分）



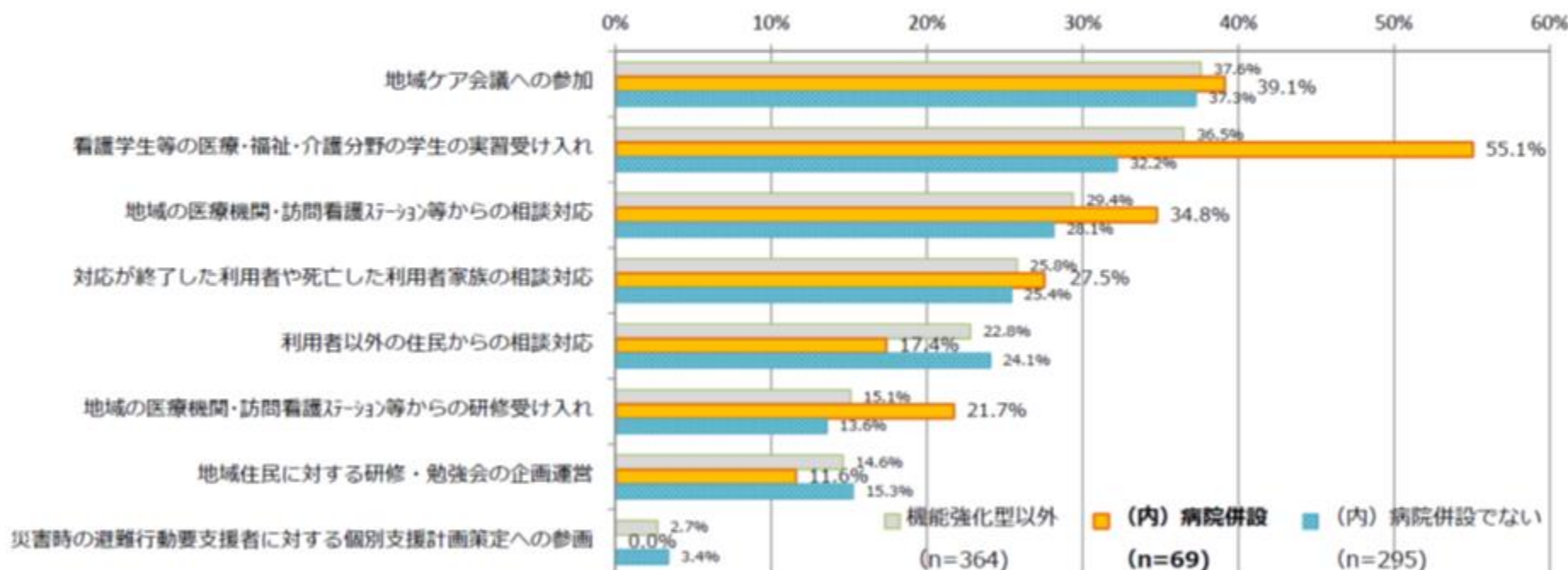
※1 病院併設：同一敷地内又は隣接している施設・事業所として病院をあげた訪問看護ステーション（機能強化型以外の訪問看護ステーションのみ）

該当する利用者数の平均	病院併設	病院併設でない
別表7	11.1人	8.1人
別表8	7.2人	6.2人

病院併設の訪問看護ステーション③

- 機能強化型以外で病院を併設しているステーションの地域での活動状況は、「地域ケア会議への参加」、「看護学生等の実習受け入れ」、「地域の医療機関・訪問看護ステーション等からの相談対応や研修受け入れ」等の活動を行っている割合が、病院併設していないステーションよりも多い。

■ 病院併設※1有無別の訪問看護ステーションの地域での活動状況※2（機能強化型以外のステーション）



※1 病院併設：同一敷地内又は隣接している施設・事業所として病院をあげた訪問看護ステーション（機能強化型以外の訪問看護ステーションのみ）

※2 医療保険・介護保険による指定訪問看護は除く

訪問看護ステーションが行う療養生活にかかる情報提供等の状況

- 訪問看護ステーションと病院・診療所間での情報のやりとりについては、いずれの種別の訪問看護ステーションにおいても一定数行われている。
- 居宅支援事業所への文書による情報提供は、報酬による評価はないもののやりとりの回数が多い。

■ 他施設・事業所と訪問看護ステーション間の療養に関する文書の授受回数 平均値
(平成28年9月の医療保険の利用者)

(回)

		病院	診療所	居宅介護支援事業所	介護老人保健施設	その他介護保険サービス事業所	地域包括支援センター	特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者	保育所・幼稚園・学校
機能強化型1	療養に関する文書を提供した回数	8.4	10.0	13.2	0.3	1.3	1.1	0.9	0.04
	療養に関する文書を受け取った回数	5.2	7.5	8.9	0.1	0.7	0.7	0.3	0.0
機能強化型2	療養に関する文書を提供した回数	7.5	7.8	11.8	0.3	1.0	1.1	0.6	0.04
	療養に関する文書を受け取った回数	4.6	3.2	5.4	0.2	0.4	0.4	0.4	0.04
機能強化型以外	療養に関する文書を提供した回数	2.9	3.4	3.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.02
	療養に関する文書を受け取った回数	1.9	2.1	2.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.02

特別の関係にある医療機関等との連携

- 退院時共同指導加算等の訪問看護ステーションと医療機関等との連携に関する加算において、特別の関係にある医療機関等との連携では算定できない。

■ 医療機関等との連携に関する加算と特別の関係における算定

	加 算	特別の関係
退院時共同指導加算	保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のものの退院又は退所に当たり、当該訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該保険医療機関若しくは介護老人保健施設の主治医又は職員と共同し、当該者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定	×
在宅患者連携指導加算	訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に算定	×
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に算定	×
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算	当該利用者（診療報酬の算定方法別表第一に規定する精神科重症患者早期集中支援管理料を現に算定する利用者に限る。）に対して、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に算定	×

※ 特別の関係

ア 当該保険医療機関等と他の保険医療機関等の関係が以下のいずれかに該当する場合に、当該保険医療機関等と当該他の保険医療機関等は特別の関係にあると認められる。

(イ) 当該保険医療機関等の開設者が、当該他の保険医療機関等の開設者と同一の場合

(ロ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者と同一の場合

(ハ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者の親族等の場合

(ニ) 当該保険医療機関等の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の保険医療機関等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、当該保険医療機関等が、当該他の保険医療機関等の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。）

訪問看護ステーション

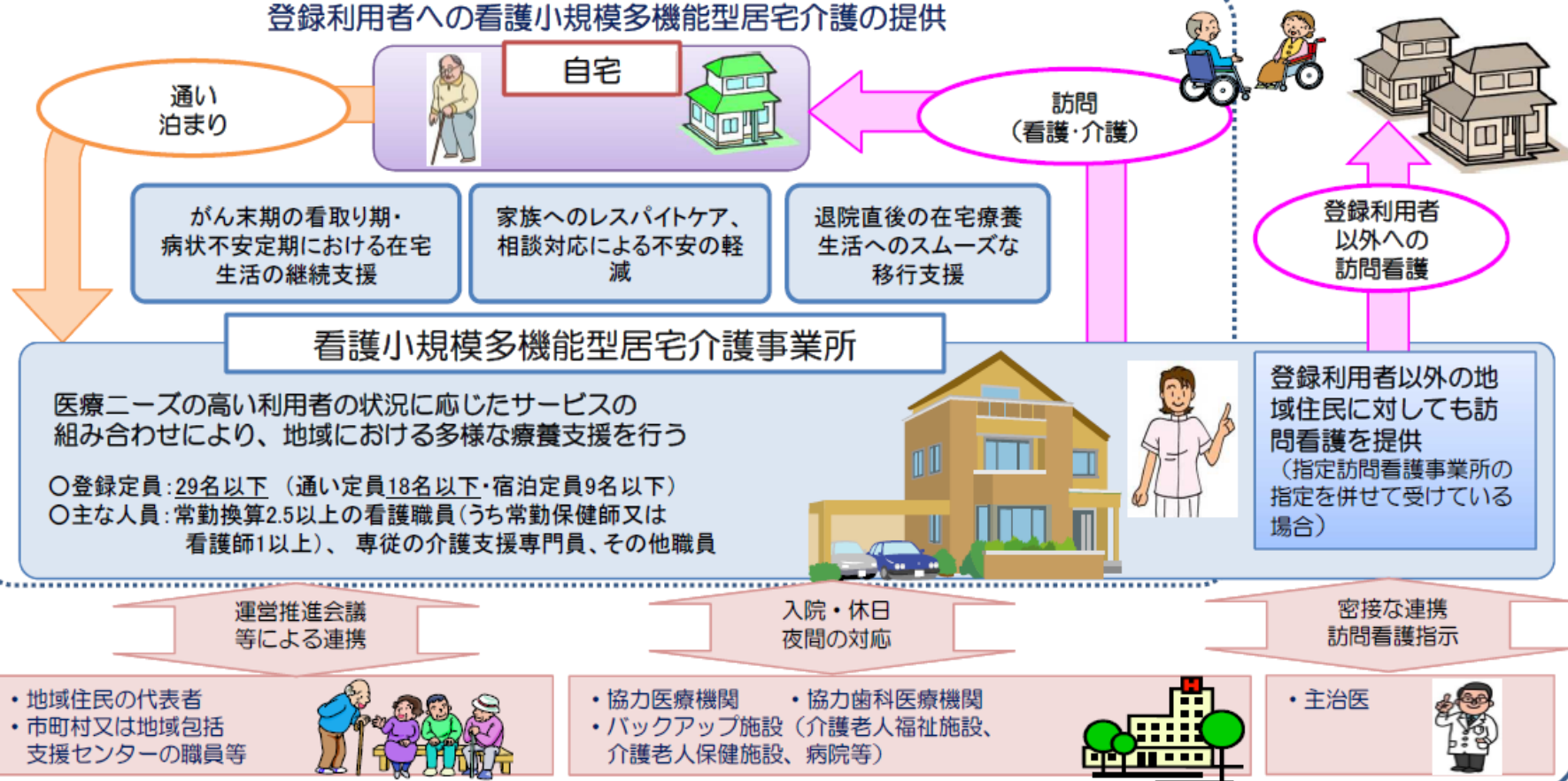
- 医療機関併設型ステーションは重症患者対応や研修受け入れ機能を持っている
- 入院前の訪問看護ステーションから病院への情報提供を評価
- 医療機関併設型ステーションの併設医療機関との「特別な関係」の見直し

ポイント③

看護小規模多機能型居宅
介護（看多機）

看護小規模多機能型居宅介護の概要

登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。

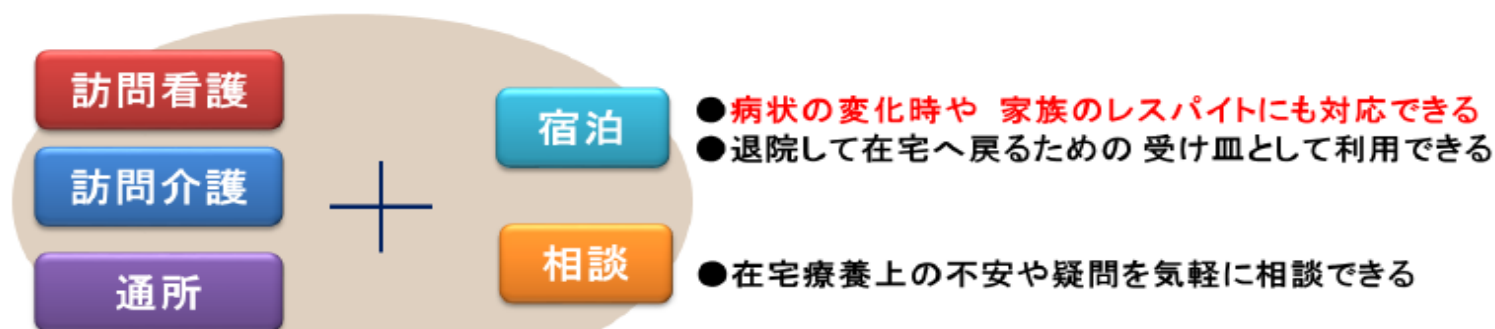
○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

➤在宅療養に必要なサービスを一つにしました

24時間365日、安全・安心な在宅療養を続けるためには、多様なサービスが不可欠です。

訪問看護や訪問介護のサービスだけで頑張っても、一日の限られた時間を「点」で支えるのが精一杯です。時には、看護・介護の専門職の目の行き届くところで「通所」や「宿泊」ができ、さらに、療養上の不安や疑問を、看護職に気軽に相談できるサービスが在宅療養には必要です。

そこで、従来の通いや訪問のサービスに、在宅療養の継続に必要なサービスを加えた、在宅療養者と家族を支える新サービスを一つにし提案しました。



これらの機能を一体的に提供できるサービスが必要

訪問看護と
小規模多機能型居宅介護(訪問介護、通所、宿泊)を
一体的に提供できるような、新サービスの創設を要望

(平成22年8月23日 社会保障審議会介護保険部会において提案)

2010年8月

「小規模多機能型居宅介護」の通所・宿泊・訪問介護に、あらたに「訪問看護」の機能を加えることで、医療・介護ニーズの高い在宅療養者への支援の充実を図るものです。

看護小規模多機能型居宅介護
事業者 交流会

平成27年11月17日（火）13:30～16:45
於：JNAホール

看多機事業者交流会 2015年11月17日

看多機事業者交流会

2015年11月17日、日本看護協会

- 「看多機は全国300か所足らずとまだまだ、少ない。しかし日看協が提案したサービスであり、生みの親の責任としてもっと事業所開設数を伸ばしたく、交流会を企画した。疑問が解決し開設が進む良い機会となれば・・・」（斎藤訓子理事）



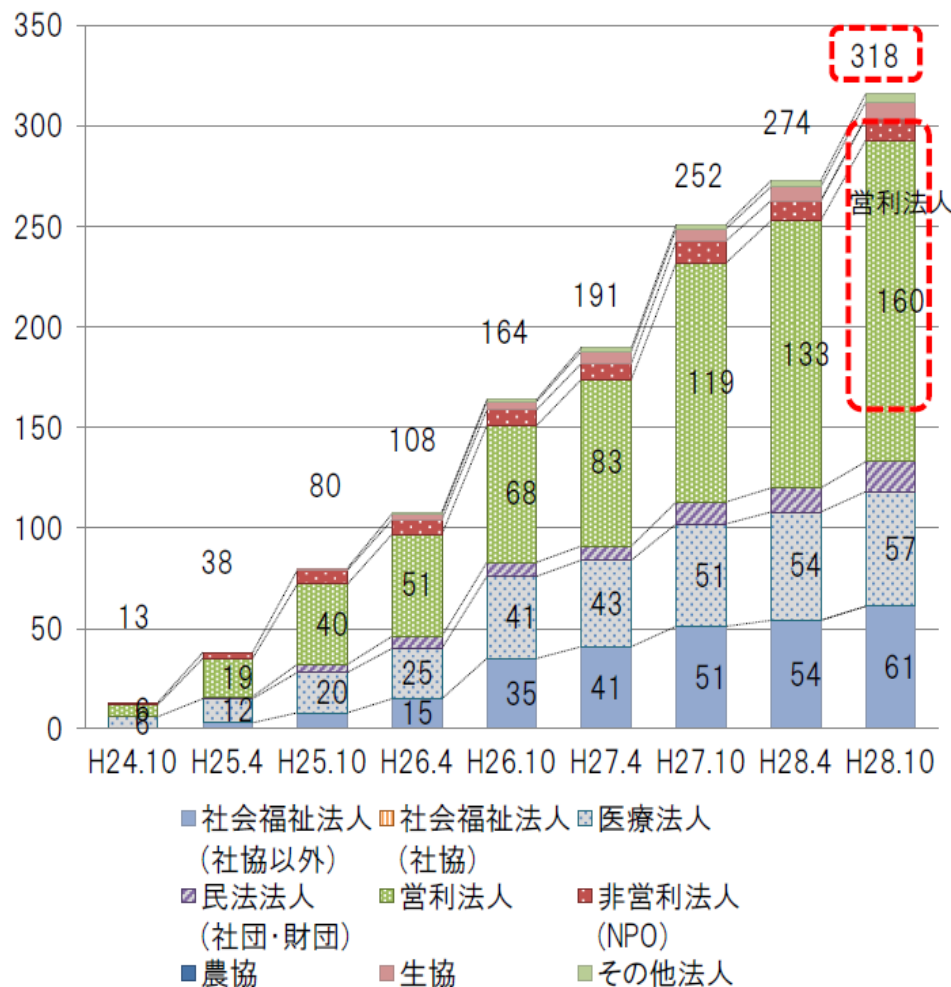
日看協常任理事の斎藤訓子氏



看護小規模多機能型居宅介護の事業所数等

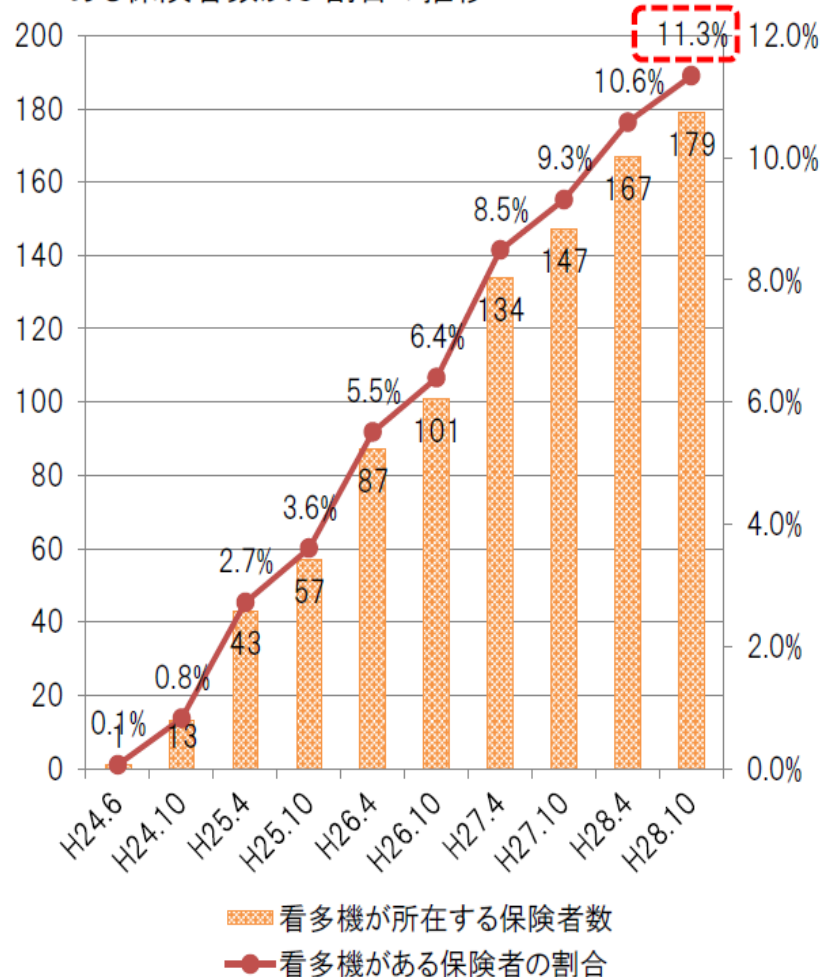
- 請求事業所数は318ヶ所であり、年々増加している。開設主体別にみると営利法人が最も多い。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所がある保険者の割合は11%であり、看護小規模多機能型居宅介護事業所がない保険者がほとんどである。

■ 請求事業所数と法人種別の推移



【出典】介護給付費実態調査

■ 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)事業所がある保険者数及び割合の推移

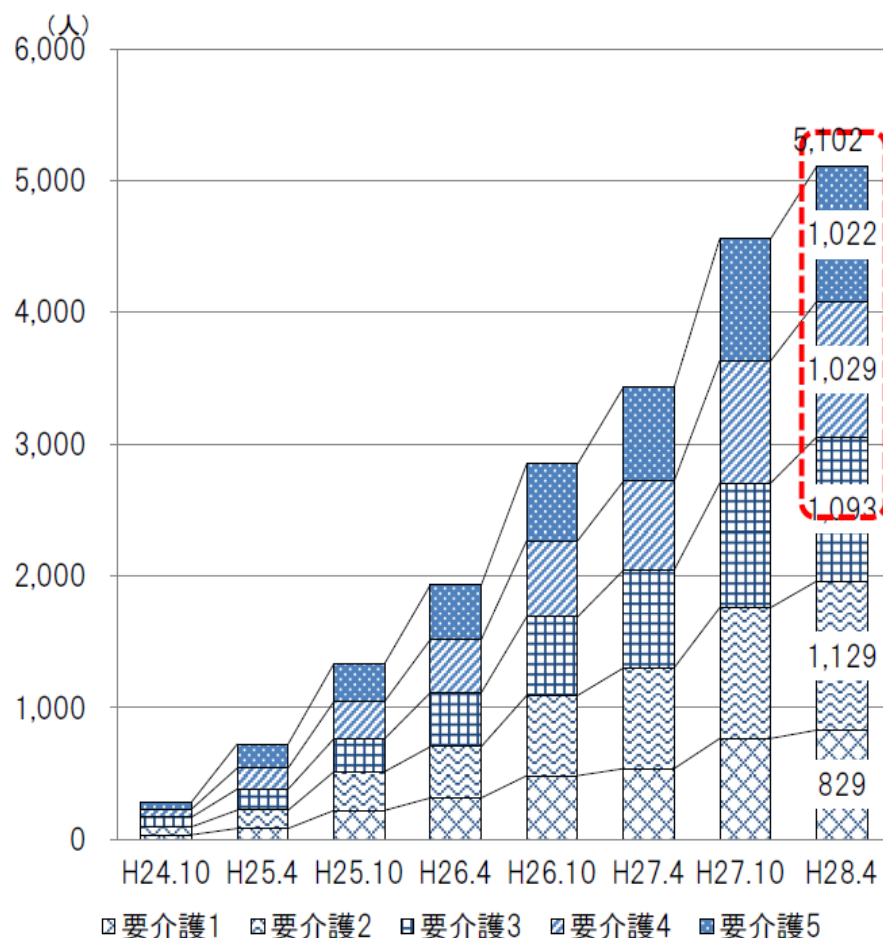


【出典】老健局老人保健課調べ

看護小規模多機能型居宅介護の利用者数等

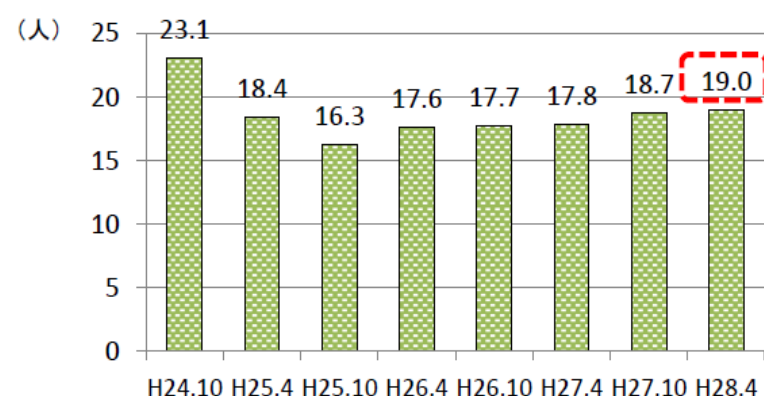
- 利用者数は年々増加しており約5,100人、1事業所あたりの平均利用者数は19人となっている。
- 利用者数の世帯構成は独居が36%である。

■ 看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の推移(要介護別)



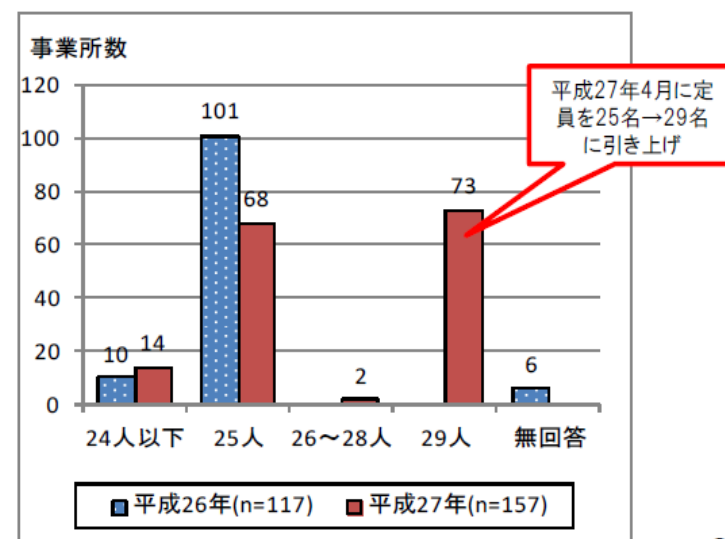
【出典】介護給付費実態調査

■ 1事業所あたり利用者数の推移



【出典】介護給付費実態調査

■ 1事業所あたりの登録定員の推移



【出典】平成27年度介護報酬改定検証調査(平成27年度調査)「(1)看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業」

看護小規模多機能型居宅介護の所在地別指定事業所数 老人保健課調べ(平成28年10月末日現在)

都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	都道府県名	所在市町村名	事業 所数	うち 公募	
北海道	札幌市	20	0	千葉県	大網白里市	1	0	岐阜県	恵那市	1	1	広島県	広島市	3	0	
	函館市	4	0		木更津市	1	1		美濃加茂市	1	1		福山市	4	0	
	北広島市	1	1		松戸市	2	2	静岡市	8	5	尾道市		2	2		
	千歳市	1	1		八千代市	1	0	富士宮市	1	0	東広島市		2	0		
	紋別市	1	0	東京都	港区	1	0	静岡県	富士市	3	3		府中市	1	1	
	小樽市	3	3		新宿区	2	0		島田市	1	0	山口県	防府市	1	1	
	北見市	1	0		北区	1	1		沼津市	1	1	山陽小野田市	1	1		
釧路市	1	1	足立区		3	3	浜松市		1	0	徳島県	徳島市	1	0		
青森県	青森市	1	1		墨田区	1	0		愛知県	名古屋市	4	0	香川県	阿南市	2	0
	南部町	1	0		品川区	1	0	豊橋市		3	3	高松市		2	2	
岩手県	奥州市	1	1		目黒区	1	0	豊川市	2	2	土庄町	1	1			
宮城県	仙台市	4	0		文京区	1	1	三重県	四日市市	2	2	愛媛県	松山市	3	0	
	石巻市	1	0		八王子市	1	1		桑名市	1	1		今治市	2	0	
	白石市	1	1		青梅市	1	1	滋賀県	大津市	1	1	高知県	西条市	1	0	
富谷市	1	1	稲城市		1	0	彦根市		1	1	高知市		2	0		
秋田県	湯沢市	1	1		調布市	1	1	京都府	草津市	1	1	福岡県	北九州市	1	1	
	大曲仙北広域市町村圏組合	2	1		清瀬市	1	1		京都市	6	0		福岡市	2	2	
	本荘由利広域市町村圏組合	1	1		東村山市	2	2		綾部市	1	0		久留米市	9	3	
山形県	山形市	3	0	町田市	1	1	宇治市		1	1	行橋市		1	1		
	米沢市	1	0	横浜市	12	5	大阪市		6	0	小郡市		1	1		
福島県	福島市	2	0	川崎市	8	0	大阪府	大東市	1	1	福岡県介護保険広域連合		1	0		
	会津若松市	1	0	平塚市	1	1		堺市	4	0	春日市		1	0		
	白河市	1	0	藤沢市	3	2		高槻市	1	1	佐賀県	佐賀中部広域連合	1	1		
	田村市	1	0	鎌倉市	2	2		茨木市	2	1	唐津市	4	4			
	いわき市	1	0	秦野市	1	0		富田林市	1	1	長崎県	長崎市	2	1		
茨城県	水戸市	1	0	相模原市	1	0		交野市	1	1		大村市	1	0		
	つくば市	1	0	厚木市	1	0		豊中市	1	0		佐世保市	1	0		
	鉾田市	1	0	座間市	1	1		八尾市	3	0	島原地域広域市町村圏組合	1	1			
	神栖市	1	0	箱根町	1	1		河内長野市	1	0	熊本県	熊本市	3	3		
	日立市	1	1	新潟市	4	0		藤井寺市	2	0		八代市	2	2		
	龍ヶ崎市	1	0	新潟県	長岡市	1		0	兵庫県	神戸市	4	0	菊池市	1	1	
	佐野市	1	1		見附市	1		0		尼崎市	1	0	大分市	3	3	
栃木県	足利市	1	1	富山県	富山市	2		2		奈良県	明石市	1	1	大分県	臼杵市	1
	益子町	1	0		珠洲市	1	0	伊丹市			1	1	別府市		1	1
群馬県	高崎市	4	0	石川県	能美市	1	1	和歌山県			加西市	1	1		佐伯市	1
	桐生市	1	0		金沢市	1	0		鳥取県		たつの市	4	4		杵築市	1
	館林市	1	0		小松市	1	0	奈良市			1	0	宮崎県		宮崎市	2
埼玉県	伊勢崎市	1	0	福井市	4	2	和歌山県	和歌山市	3	2	鹿児島県	延岡市	2	0		
	さいたま市	1	1	福井県	坂井地区広域連合	3	3	島根県	米子市	4		1	鹿児島県	鹿児島市	2	2
	川越市	1	0		越前市	1	0		松江市	2	2	南さつま市		2	2	
	三郷市	2	2	山梨県	甲府市	2	2	岡山県	浜田地区広域行政組合	1	1	沖縄県	宮古島市	1	0	
	ふじみ野市	1	1		北杜市	1	1		雲南広域連合	1	0		合計		3 3 1 ※	
	入間市	1	1	長野県	長野市	1	1	岡山県	岡山市	1	0					
大里広域市町村圏組合	1	1	上田市		1	0	浅口市		1	0						
千葉県	千葉市	1	1	岐阜県	高山市	1	0		岡山県	倉敷市	2	1	※「指定事業所数」と「請求事業所数」は異なる。			
	鴨川市	1	0		もとす広域連合	1	0	玉野市		1	0					

22

2015年介護報酬改定における 看多機改定のポイント

- (1) 名称の見直し
- (2) 登録定員数の緩和
- (3) 外部評価の効率化
- (4) 総合マネジメント体制強化加算の創設
- (5) 事業開始時支援加算の延長
- (6) 提供される看護の実態に合わせた加算と減算の実施
- (7) 同一建物居住者へのサービス費変更



厚生労働省老健局
老人保健課
猿渡央子氏。

看護小規模多機能型居宅介護の経営状況（平成28年度介護事業経営概況調査）

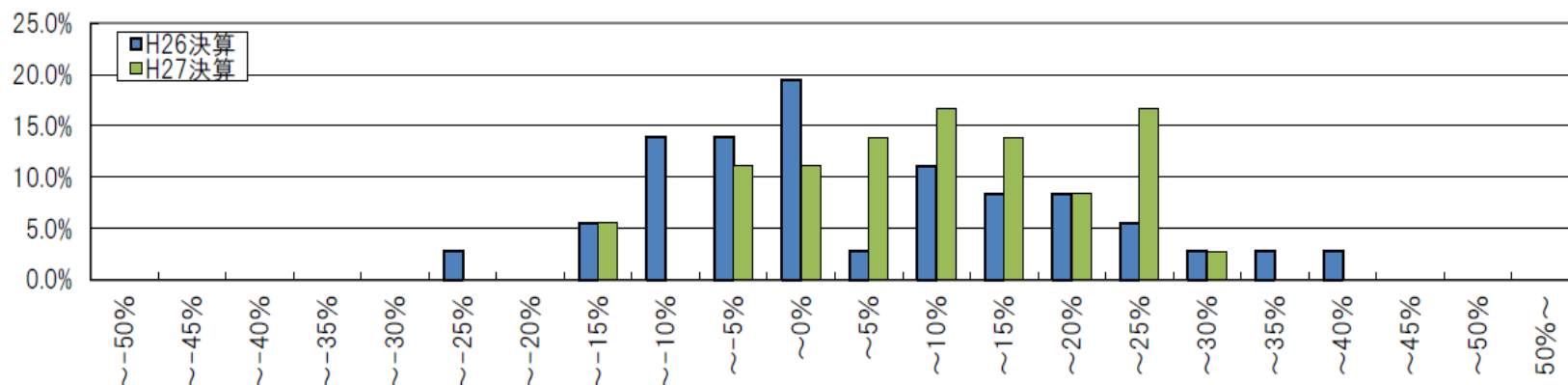
○ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率は6.3%(参考値)に改善している。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率（ ）内は税引後収支差率

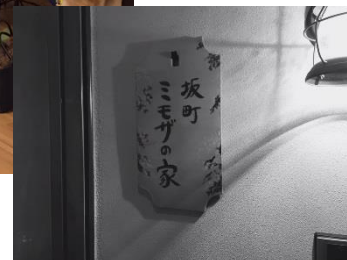
サービスの種類	28年度 概況調査		
	26年度 決算	27年度 決算	対26年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	※△1.7% (※△1.9%)	※6.8% (※6.5%)	+8.5%
夜間対応型訪問介護	※7.1% (※7.0%)	※3.6% (※3.6%)	△3.5%
認知症対応型通所介護	6.9% (6.6%)	6.0% (5.7%)	△0.9%
小規模多機能型居宅介護	5.2% (4.9%)	5.4% (5.2%)	+0.2%
認知症対応型共同生活介護	6.2% (5.1%)	3.8% (2.5%)	△2.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	※5.6% (※5.3%)	※5.2% (※5.0%)	△0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	2.2% (2.2%)	1.6% (1.6%)	△0.6%
看護小規模多機能型居宅介護	※1.4% (※1.4%)	※6.3% (※6.3%)	+4.9%

注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

■ 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率分布



看多機の事例



ミモザの家(新宿区)

PTXX-170623-001

事例2. 株式会社リンデン 複合型サービス ナーシングホーム岡上



＜事業運営上のポイント＞

- 利用者の生活全般を支えることができること、医療ニーズの高い利用者に対応できることは、やりがいを持って働きたいと考える看護職員、介護職員の魅力となっている。採用時より理念を共有することを重視している。
- 理学療法士と作業療法士が併設の訪問看護ステーションと兼務しており、週に3回、時間を決めて個別の機能訓練を実施している。

1. 事業所の基本情報

法人種類	営利法人	法人名	株式会社リンデン
所在地	神奈川県川崎市	開設年月	平成 25 年 4 月
併設事業所・関連事業所等	・訪問看護ステーション（開設時期：平成 23 年 4 月） ・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業所		
定員	登録定員：25 人 通い：15 人 泊まり：6 人		
利用登録者数	17 人（平成 26 年 11 月時点）	利用者の平均要介護度	3.7
実費負担	泊まり：3,000 円 食費：朝食 350 円 昼食（おやつを含む）700 円 夕食 700 円		
看護職員数（実人数）	7 人	介護職員数（実人数）	10 人
勤務体制	・看護職員 【日勤】8：30～17：30 ※夜間の緊急対応に2名が待機。 ・介護職員 【日勤】8：30～17：30 【夜勤】16：30～9：30 ※早いお迎え、遅い送りの希望や泊りが多い日には、早出、遅番に対応。 【早出】7：00～16：00 【遅番】11：30～20：00		



事例3. 公益社団法人佐賀県看護協会 ケアステーション野の花

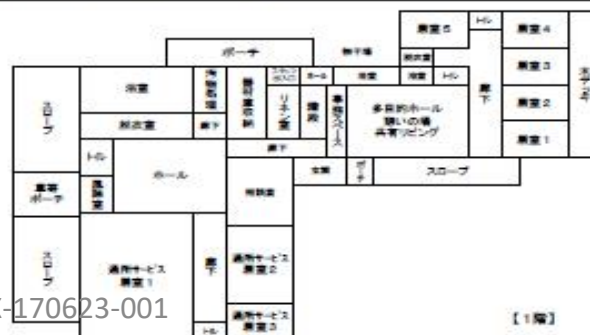


<事業運営上のポイント>

- 退院直後は密に訪問看護を提供し、在宅の環境を整え、在宅の生活に慣れてきてから「泊まり」の提供を開始する。
- 基本的に通いと訪問を中心とし、集中的に処置を行いたい場合は、毎日通いを提供し、事業所で処置を行い、在宅へ帰す。
- 職員の育成のためにガイドラインを作成し、活用している。
- 地域のお祭り等に積極的に参加することで、地域の活性化にも貢献している。

1. 事業所の基本情報

法人種類	公益社団法人	法人名	公益社団法人佐賀県看護協会
所在地	佐賀県佐賀市	開設年月	平成 25 年 4 月
併設事業所・関連事業所	・訪問看護ステーション（開設時期：平成 7 年） ・療養通所介護（開設時期：平成 18 年） ・居宅介護支援事業所		
定員	登録定員：25 人 通い：15 人 泊まり：5 人		
利用登録者数	13 人（平成 27 年 2 月 5 日時点）	利用者の平均要介護度	3.0
実費負担	泊まり：2,000 円 食費：朝食 200 円 昼食 350 円 夕食 400 円		
看護職員数（実人数）	3 人	介護職員数（実人数）	6 人
勤務体制	【看護職員】 8：30～17：15 2 人 17：15～9：00 1 人（宿泊がなければオンコールのみ） 【介護職員】 8：30～17：15 9 人 4：30～9：30 1 人		



PTXX-170623-001

【1層】

●事例1● 81歳 男性【退院直後の在宅復帰支援】

- ✓退院直後から2か月間は泊まりを継続提供。その後、訪問を中心に在宅復帰
- ✓家族の不安を解消するサービス提供方法を検討・相談
- ✓家族と外部サービスとの役割分担を明確にし、家族へは吸引等の処置の実施方法を教育

1. 利用者の基本情報

世帯構成	妻、長男の妻、その子ども（孫）と同居				
介護力	主たる介護者は長男の妻。時間帯によって介護可能。				
要介護度	要介護5				
障害高齢者の日常生活自立度	C2		認知層高齢者の日常生活自立度	I	
ADL	移動	食事	排泄	入浴	着替え
	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
主な傷病	・悪性新生物 ・腹部大動脈瘤 ・パーキンソン病 ・大動脈弁閉鎖栓 ・脳梗塞 ・心不全				
必要な医療処置	・胃ろう ・バルーン留置カテーテル ・褥瘡の処置(真皮に達する褥瘡) ・浣腸 ・摘便 ・たんの吸引 ・服薬管理 ・吸入				
ターミナル期	ターミナル期ではない		病状の安定性・悪化の可能性	不安定・悪化の可能性あり	

※利用開始から最初の2週間のサービス提供状況

	1 目 目	2 目 目	3 目 目	4 目 目	5 目 目	6 目 目	7 目 目	8 目 目	9 目 目	10 目 目	11 目 目	12 目 目	13 目 目	14 目 目
泊まり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
訪問看護 (同事業所: 医療保険)	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回

3. 2か月間の泊まりの継続利用後、在宅で訪問の利用中心に

<訪問を中心に>

- ・約2か月間、事業所に泊まった後、在宅に戻り、その後は訪問（介護）と医療保険による訪問看護のみを利用している。

●事例2● 88 歳 女性【がん末期の在宅生活支援】

- ✓退院後、通いの場で医療処置を行い、在宅での医療処置の不安を解消
- ✓利用者の心身の負担、病状に応じてサービス提供パターンを柔軟に変更
- ✓発熱や痛み対応は主治医との密な連携・連絡で対応

1. 利用者の基本情報

世帯構成	長男夫婦、孫 1 人				
介護力	主たる介護者は長男の妻。常時、介護可能。				
要介護度	要介護 3				
障害高齢者の日常生活自立度	A 2		認知症高齢者の日常生活自立度		II a
A D L	移動	食事	排泄	入浴	着替え
	一部介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
主な傷病	右上顎腫瘍術後 癌性疼痛				
必要な医療処置	・胃ろう ・たんの吸引 ・創傷処置 ・服薬管理 ・疼痛の管理				
ターミナル期	ターミナル期である		病状の安定性・悪化の可能性	不安定・悪化の可能性あり	
特記事項	右顔面麻痺。疼痛コントロール中。				

2. 利用開始の経緯

	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	10 日 目	11 日 目
通い				○		○					○
訪問看護 (同事業所：医療保険)	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回	★ 1回

○直近 11 日のサービス提供状況

- ・その後、医療処置や胃ろうに対応するため、訪問看護の 1 日あたりの訪問回数を増やし、朝、昼、夜の 1 日 3 回の訪問に変更した。
- ・発熱や痛みがあるため、主治医と密に連携・連絡をとりながら対応している。

●事例3● 78歳 女性【医療ニーズの高い認知症者支援】

✓医療ケアの必要な認知症の利用者に対し、原疾患の進行に合わせた支援を実施

✓強い利用拒否に対し、馴染みの職員が対応することで、通いや泊りが利用可能に

1. 利用者の基本情報

世帯構成	夫婦のみの世帯				
介護力	主たる介護者は夫（77 歳）。常時、介護可能。				
要介護度	要介護 4				
障害高齢者の日常生活自立度	B 2		認知症高齢者の日常生活自立度		III a
A D L	移動	食事	排泄	入浴	着替え
	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
主な傷病	・ 進行性核上性麻痺 ・ 意識消失発作 ・ 脳梗塞後遺症 ・ 認知症				
必要な医療処置	・ 留置カテーテル ・ 褥瘡の処置 ・ 服薬管理 ・ 摘便 ・ リハビリテーション				
ターミナル期	ターミナル期ではない		病状の安定性・悪化の可能性	不安定・悪化の可能性あり	
特記事項	・ 予測できない意識消失発作を頻回に起こすようになった。				

2. 利用開始の経緯と利用開始直後のサービス提供状況～利用拒否への対応～

ポイント④

定期巡回・随時対応型
訪問介護看護

24時間サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



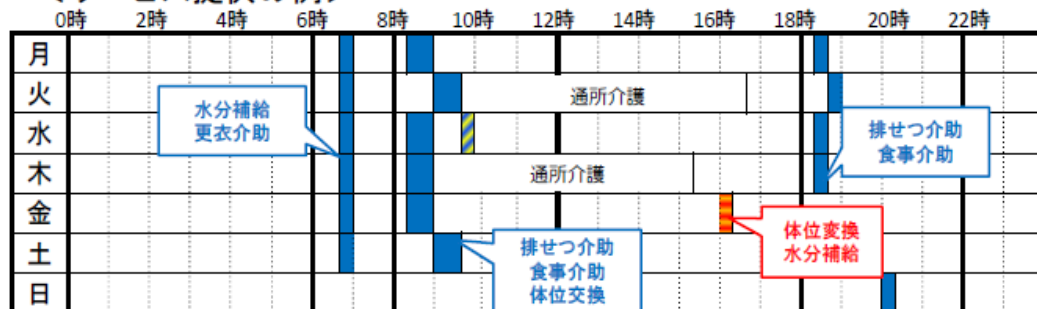
参加していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。（イメージが実態と大きく異なっていることが多い。）

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

＜サービス提供の例＞



定期巡回
随時訪問
訪問看護

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

＜参考＞

1. 第6期介護保険事業計画での実施見込み

平成27年度	平成28年度	平成29年度
366保険者 (1.8万人/日)	482保険者 (2.5万人/日)	557保険者 (3.3万人/日)

2. 社会保障と税の一体改革での利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護（24時間サービス）

- ①定期巡回サービス
 - 訪問介護員等が定期的（原則、1日複数回）に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話を行う。
- ②随時対応サービス
 - あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う、または訪問介護員等の訪問、若しくは看護師当による対応の要否を判断するサービス。

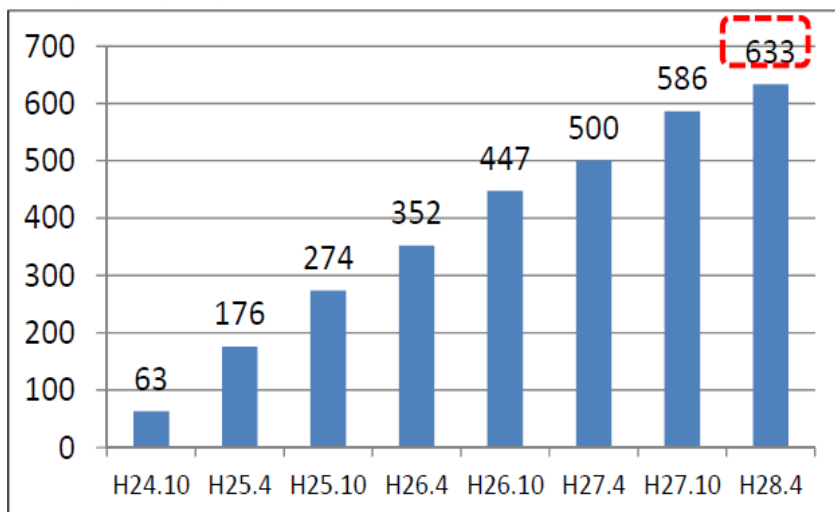
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護（24時間サービス）

- ③駆けつけ30分
 - 通報があって概ね30以内の間に駆け付けられるような体制確保に努めることが必要。
- ④訪問看護サービス
 - 看護師当が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
 - また療養上の世話又は診療の補助の必要でない利用者であっても、概ね1月に1回はアセスメントのため看護職員が訪問する。

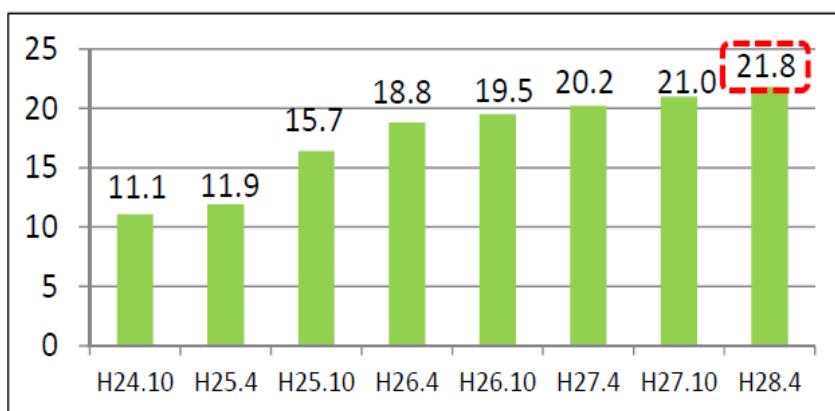
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数・利用者数等

- 請求事業所数は増加しており633事業所、1事業所あたりの平均利用者数は微増傾向で21.8人となっている。
- 利用者数は約13,800人で、利用者の約50%は要介護3以上の中重度者である。

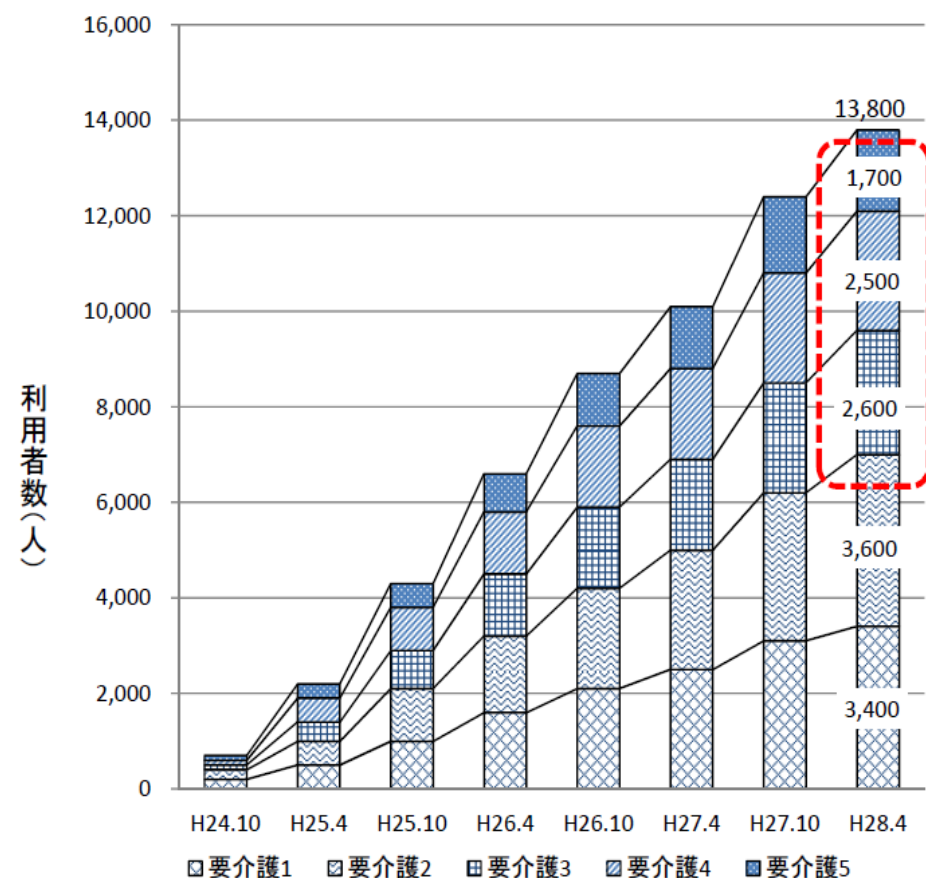
■ 事業所数の推移



■ 1事業所あたりの利用者数の推移



■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護受給者数の推移(要介護度別)



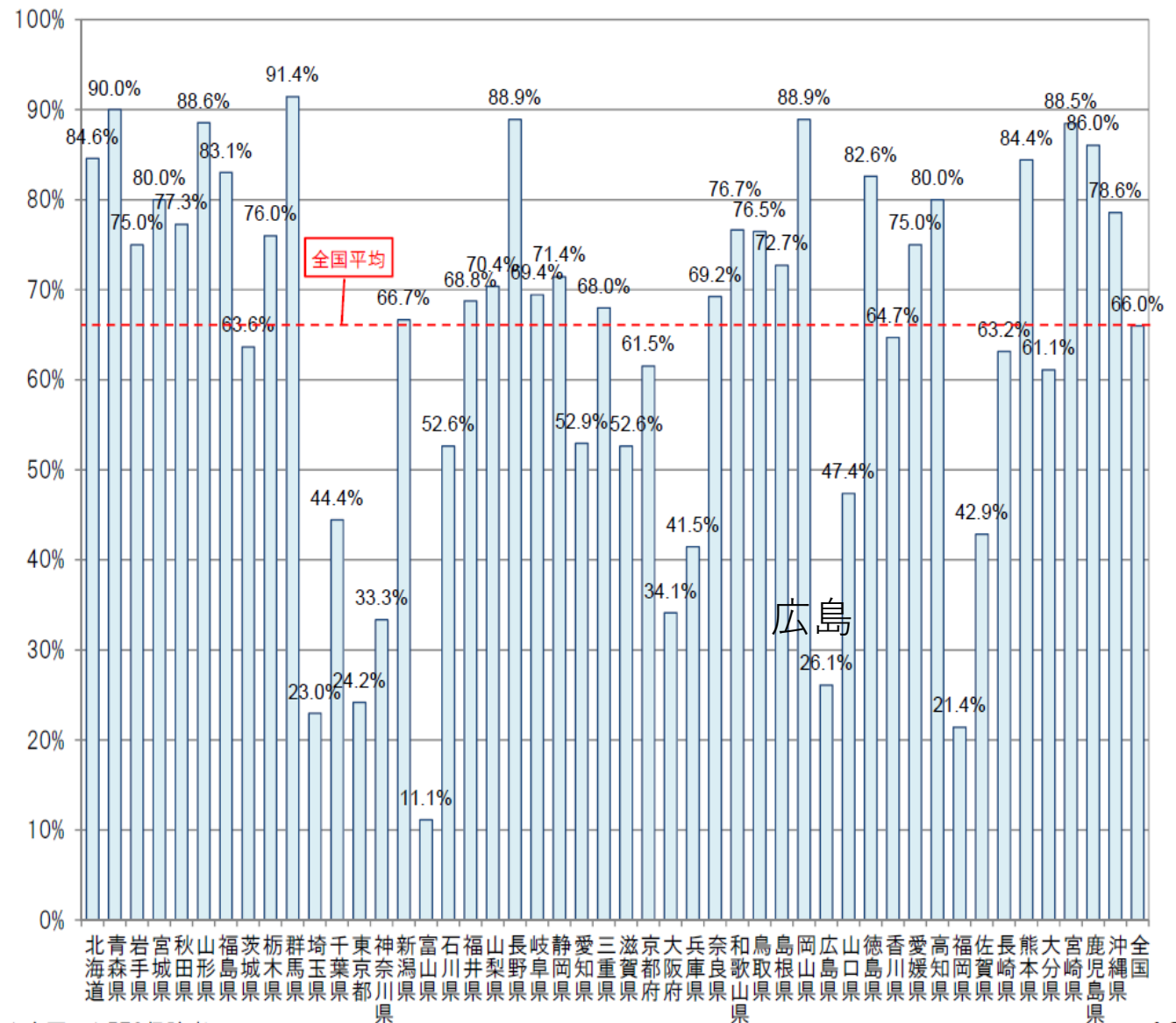
出典: 介護給付費実態調査毎月審査分

第6期介護保険事業計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者見込み（平成29年度推計）

○利用者見込みのない保険者数

北海道	132	滋賀県	10
青森県	36	京都府	16
岩手県	18	大阪府	14
宮城県	28	兵庫県	17
秋田県	17	奈良県	27
山形県	31	和歌山県	23
福島県	49	鳥取県	13
茨城県	28	島根県	8
栃木県	19	岡山県	24
群馬県	32	広島県	6
埼玉県	14	山口県	9
千葉県	24	徳島県	19
東京都	15	香川県	11
神奈川県	11	愛媛県	15
新潟県	20	高知県	24
富山県	1	福岡県	6
石川県	10	佐賀県	3
福井県	11	長崎県	12
山梨県	19	熊本県	38
長野県	56	大分県	11
岐阜県	25	宮崎県	23
静岡県	25	鹿児島県	37
愛知県	27	沖縄県	11
三重県	17	全国計	1042

○全保険者数に対する利用者見込みのない保険者数の割合（％）



※ 全国：1,579保険者

定期巡回・随時対応サービス ～潤生園からの報告～



社会福祉法人小田原福社会
高齢者総合福祉施設潤生園
理事長 園長 時田 純

潤生園の複合拠点・在宅介護総合センター「れんげの里」



- ・単独型短期入所施設40床
- ・通常型通所介護施設35名
- ・滞在型訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回訪問介護
- ・人財育成センター
- ・フードサービスセンター

訪問介護サービス提供責任者によるミーティング



深夜のコールに応える随時訪問介護サービス



定期巡回・随時訪問介護は安心と安全を支える信頼の絆



写真の公表についてご利用者の了解を頂いています。潤生園

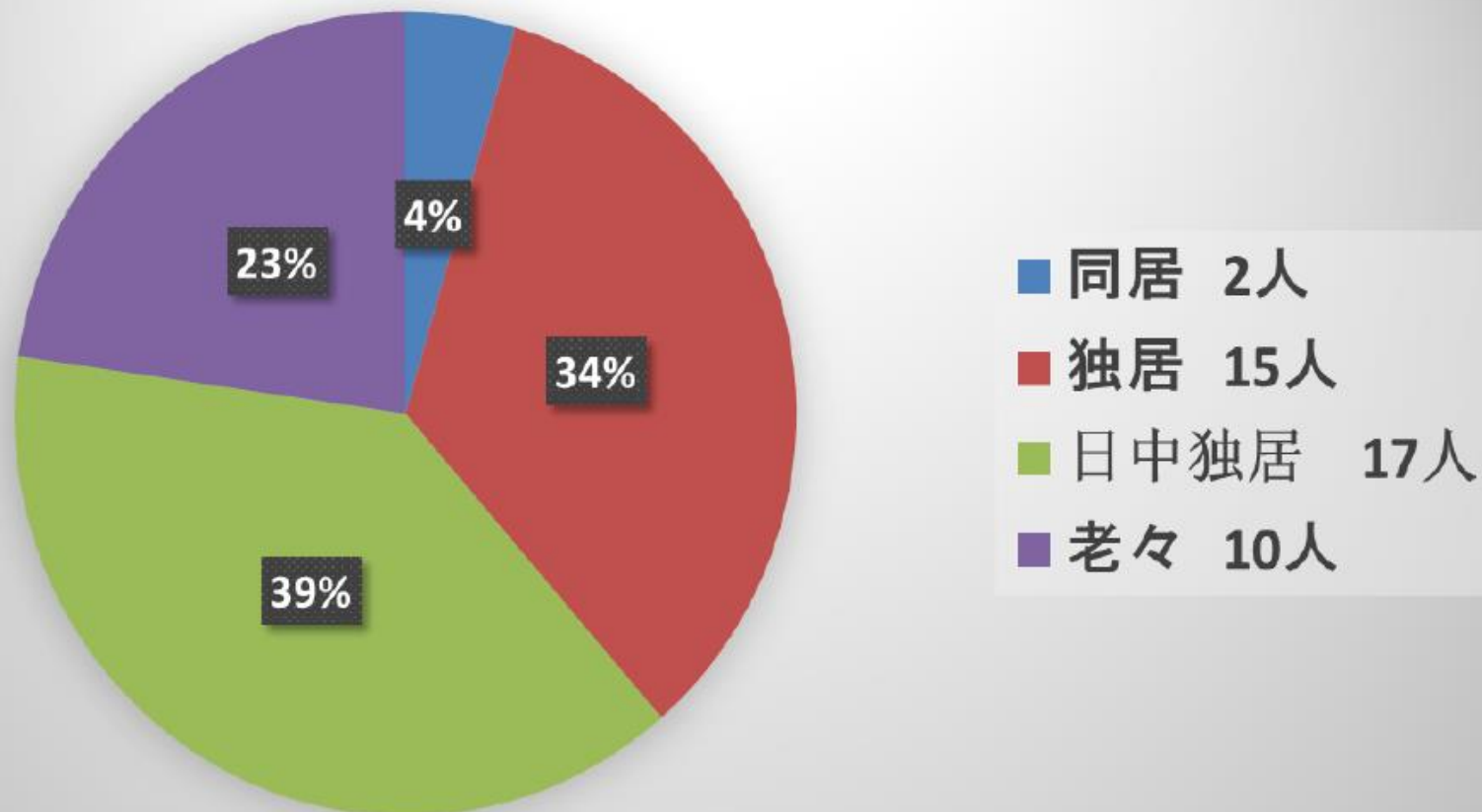
定期巡回・随時訪問介護は安心と安全を支える信頼の絆



24時間・365日緊急コールに対応するオペレーションサービス



平成25年度・利用者の世帯構成（平成25年4月～26年1月 延べ44名）



定期巡回・随時対応サービス (モデル事業の結果概要)

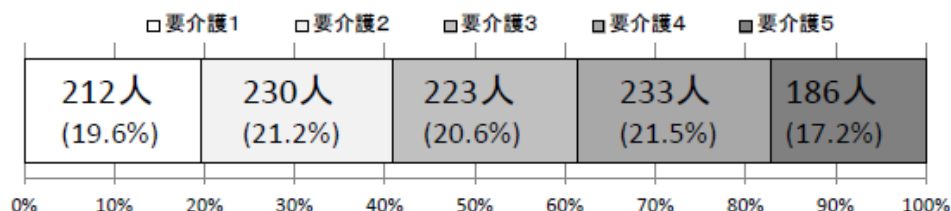
(資料出所)

- ・厚生労働省老健局振興課調べ
- ・「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービスのあり方に関する調査研究事業」
(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要②

- モデル事業を実施した52自治体で1,084名が利用。（平均要介護度3.0）
- 独居・高齢者世帯が全体の66.6%。

①要介護度別の利用者数（N=1084人）



平均要介護度 3.0

②認知症自立度別の利用者数（不明者を除く）（N=1052）

自立	I	II	III	IV	M
159人 (15.1%)	190人 (18.1%)	355人 (33.7%)	255人 (24.2%)	70人 (6.7%)	23人 (2.2%)

II以上 66.8%

③利用者の世帯の状況について（N=1084人）

独居	434人(40.0%)
高齢者のみ世帯	288人(26.6%)

独居・高齢者のみ世帯 66.6%

④事業の委託について（N=64事業所）

定期巡回サービスを委託	7事業所
随時訪問サービスを委託	9事業所
オペレーター業務を委託	3事業所

⑤圏域、移動時間（N=27事業所）

	市区町村名	おおよその圏域	移動時間
5km ² 未満	品川区	2km × 2km	15.9分
	足立区	2km × 2km	21.5分
5km ² 以上 100km ² 未満	新宿区	2.8km × 2.4km	13.9分
	世田谷区	3km × 3km	13.9分
	函館市	4km × 4km	14.0分
	浦安市	4km × 4km	14.1分
	武蔵野市	6.4km × 3.1km	23.7分
	富山市	5km × 5km	15.7分
	大垣市①	5km × 5km	14.2分
	米子市	5km × 5km	7.7分
	松江市	5km × 5km	5.5分
	甲府市	4.5km × 6km	9.3分
	柏市	5km × 6km	13.6分
	大垣市②	5km × 7km	14.8分
	小田原市	4km × 9km	10.1分
	池田町	6km × 6km	10.0分
100km ² 以上 150km ² 未満	大垣市③	10km × 10km	15.9分
	鹿屋市	10km × 10km	44.4分
	伊東市	18km × 8km	19.7分
150km ² 以上 400km ² 未満	中津市	15km × 10km	36.2分
	伊達市	13km × 13km	7.8分
	福島市	11km × 20km	10.4分
	草津市	15km × 15km	17.9分
	壺崎市	15km × 17km	15.8分
	静岡市	24km × 11km	14.4分
400km ² 以上	豊橋市	20km × 20km	14.2分
	佐世保市	20km × 20km	13.3分

平均移動時間

15.7分

PTXX-170623-001

※大垣市は実施法人ごとに圏域が異なる。

定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要③

- 1日あたりの平均訪問回数は2.6回。
- 1回あたりのサービス提供時間は20分未満が32.3%。
- 20分未満の定期巡回訪問においては、排せつ介助、食事準備（配膳、服薬管理）のほか、安否確認や見守りなど多様なサービスが提供されている。

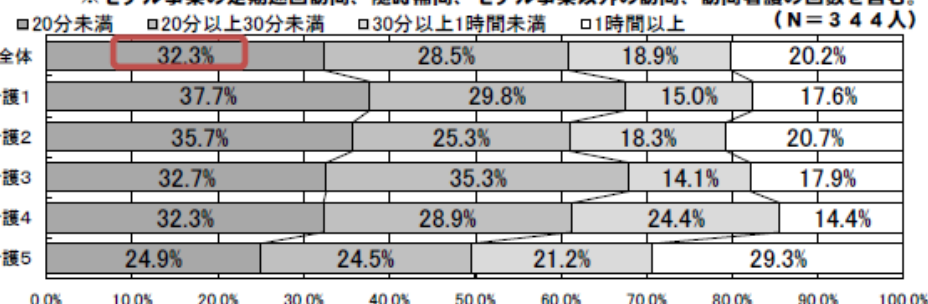
① 1日あたりの平均訪問回数 (N=344人)

	平均訪問回数	最多事業所(注)	最少事業所(注)
全体	2.6回	3.8回	1.2回
要介護1	2.0回	3.3回	1.0回
要介護2	2.5回	4.5回	1.0回
要介護3	2.7回	5.3回	1.0回
要介護4	2.7回	4.0回	1.5回
要介護5	3.1回	5.3回	1.0回

注:事業所ごとの平均訪問回数が最も多かった(または少なかった)事業所の値

② サービス提供時間 (要介護度別)

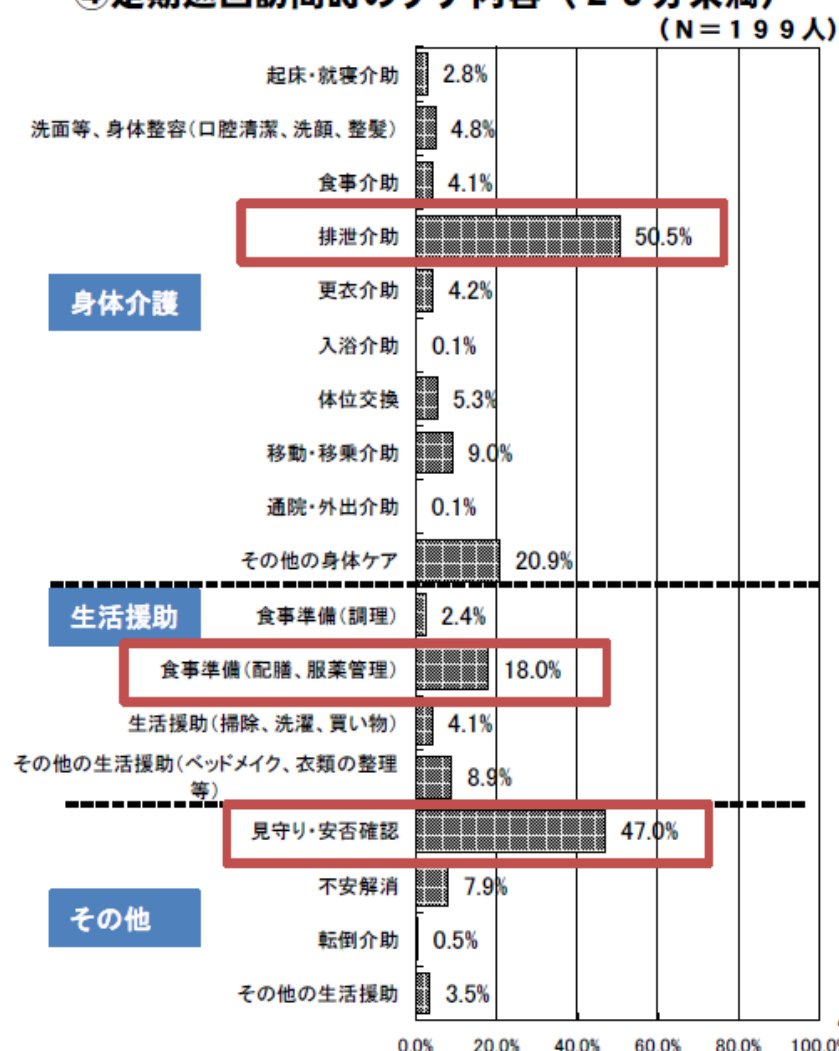
※モデル事業の定期巡回訪問、随時補間、モデル事業以外の訪問、訪問看護の回数を含む。



③ 20分未満のケアの組合せ (上位10行為) (N=199人)

排せつ介助	22.4%
見守り・安否確認	10.8%
その他の身体ケア+見守り・安否確認	4.8%
排せつ介助+その他生活援助(ベッドメイク、衣類の整理等)	3.4%
その他の身体ケア	3.2%
排せつ介助+体位交換	3.1%
食事準備(配膳、服薬管理)+見守り・安否確認	2.9%
排せつ介助+見守り・安否確認	2.9%
排せつ介助+その他身体ケア	2.9%
排せつ介助+移動・移乗介助	2.1%

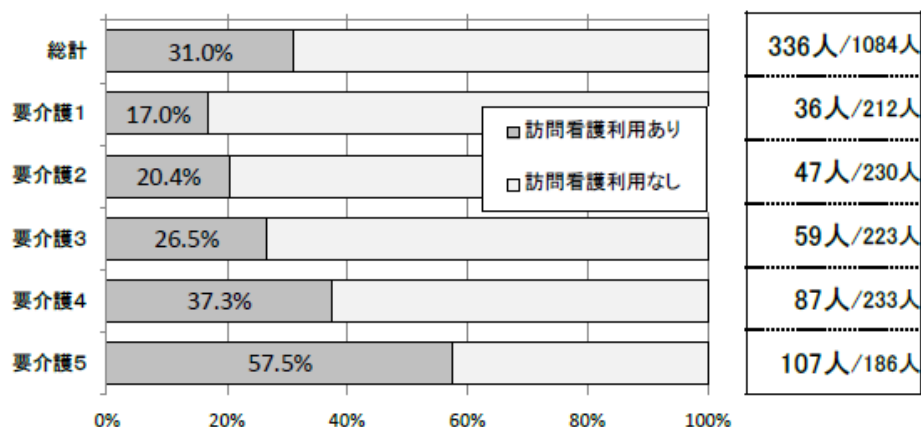
④ 定期巡回訪問時のケア内容 (20分未満) (N=199人)



定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要④

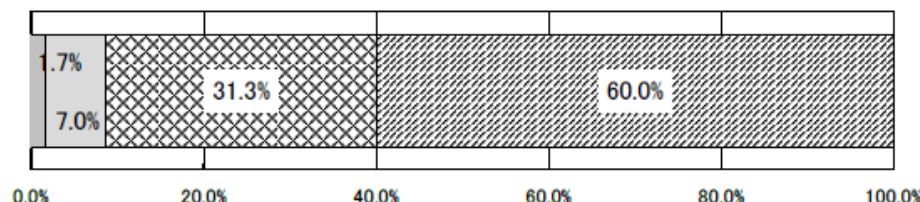
- 利用者の31.0%が訪問看護を利用している。
- 訪問看護は平均ケア提供時間が50.1分であるが身体介護も組み合わせて提供を行っている。

①訪問看護利用者の割合 (N=1,084人)



②訪問看護のサービス提供時間

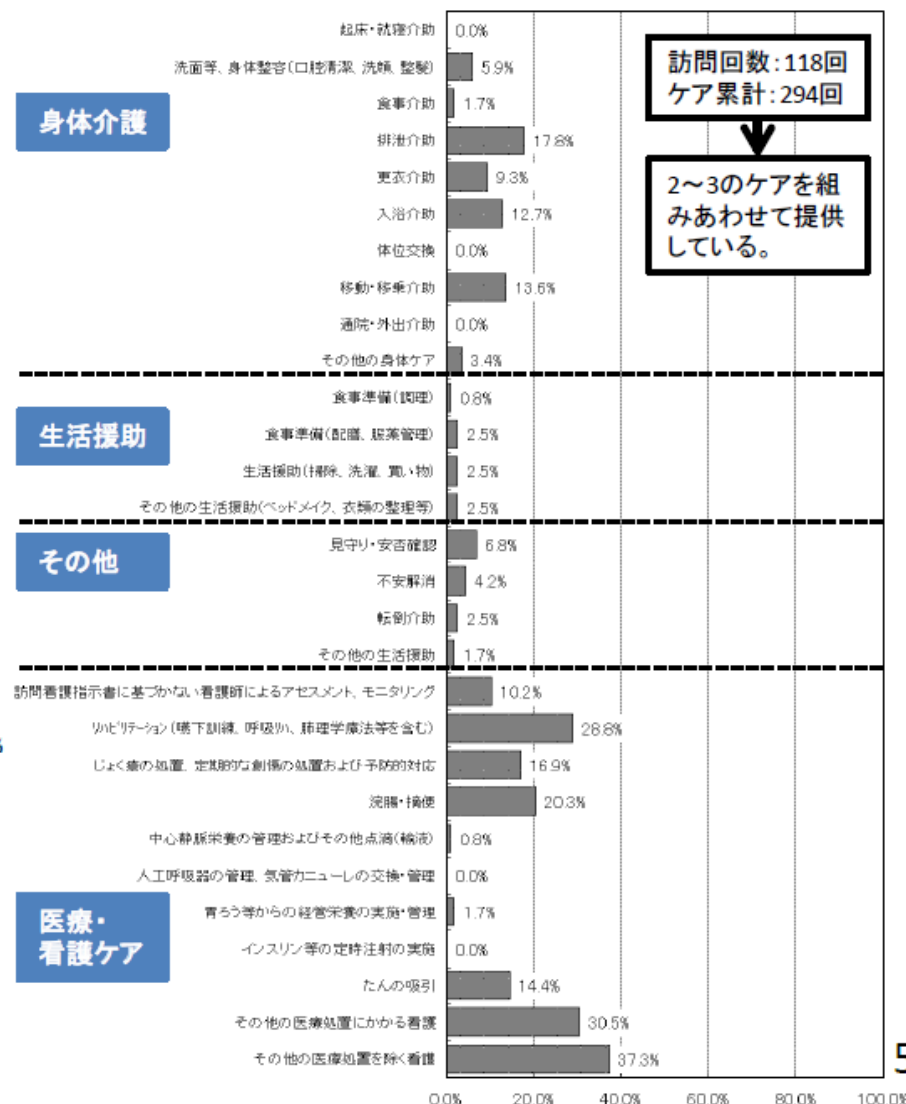
□20分未満 □20分以上30分未満 □30分以上1時間未満 □1時間以上



1回の訪問当たりの平均ケア提供時間

50.1分

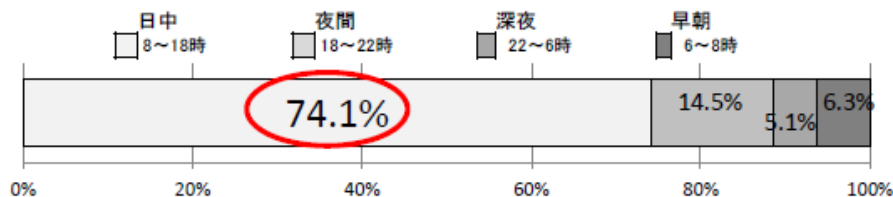
③訪問看護のケア内容 (N=65人)



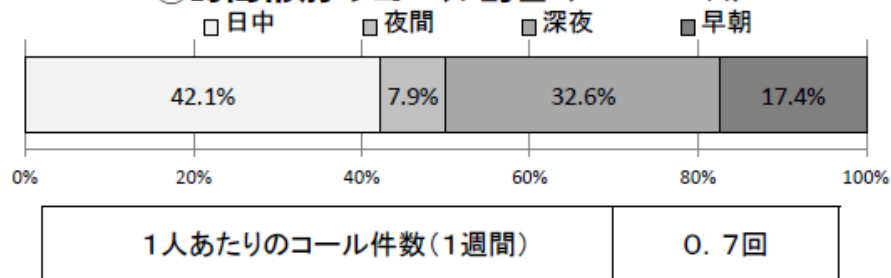
定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要⑤

- 訪問全体の74.1%が日中に行われたものである。
- コールのうち訪問を要するものは31.8%であり、深夜・早朝のコールの多くは利用者の不安によるもので訪問を要しないものが多い。

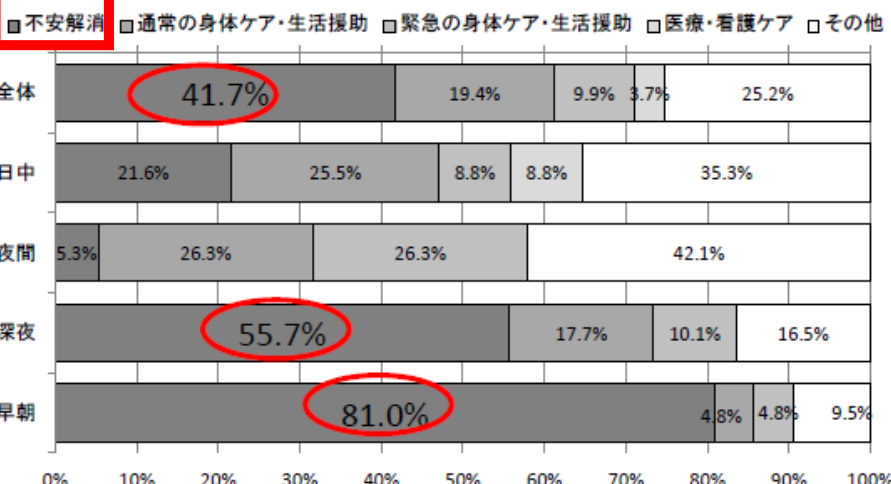
①時間帯別の訪問割合（定期巡回・随時訪問）（N=344人）



②時間帯別のコール割合（N=344人）



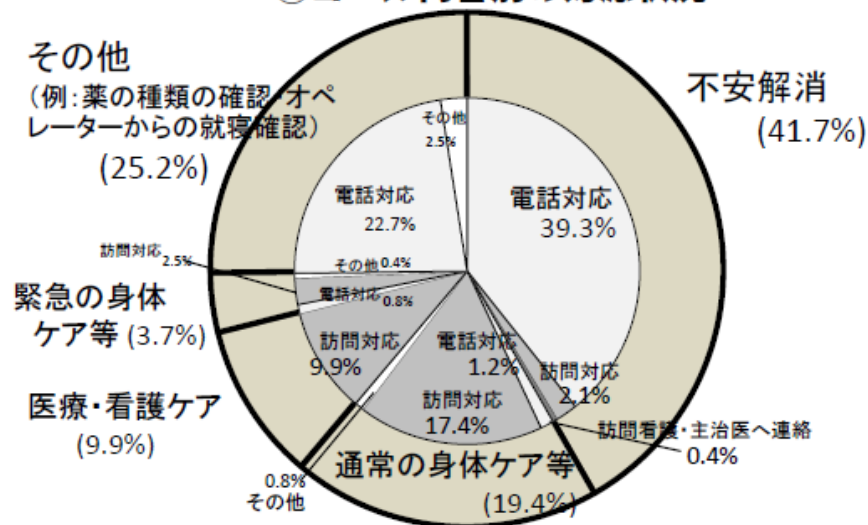
③時間帯別のコール内容（N=344人）



④コールに対する対応状況（N=344人）

電話対応	64.0%
訪問対応	31.8%
訪問看護・主治医へ連絡	0.4%
その他	3.7%

⑤コール内容別の対応状況



⑥利用者の通報装置（複数回答）（N=52自治体）

ケアコール端末(テレビ電話型)	12自治体
ケアコール端末(上記以外)	33自治体
利用者の携帯電話など	23自治体

定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要⑥

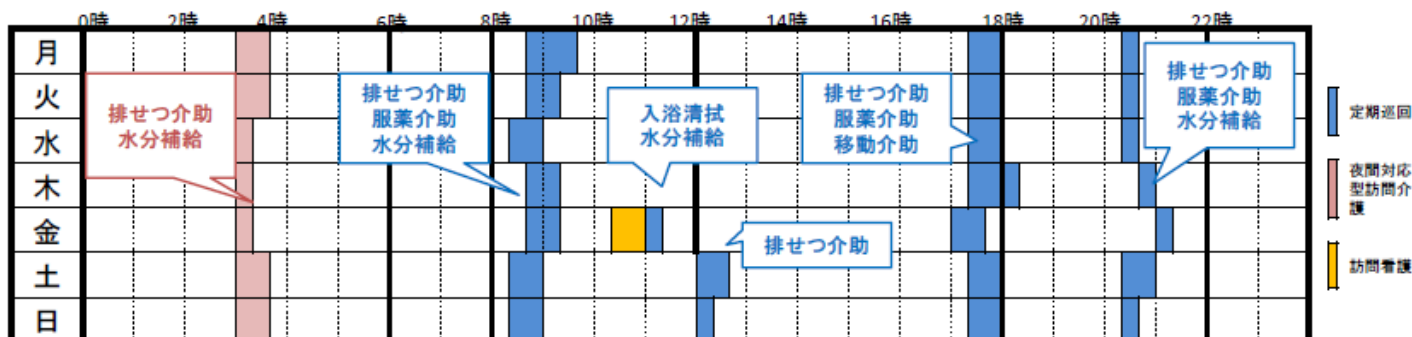
1. 定期的な訪問により生活のリズムが生まれ、また利用者・家族の安心にもつながる

① 定期的な訪問による生活のリズムの構築

- 退院後の定期的な訪問が入ることによって症状が安定し、在宅生活を続けている。
- 定期的に訪問することにより、水分補給・服薬の管理をすることができ、体調に異常が生じたときの早期発見につながる。

利用者状態像

要介護4（女性）	
認知症日常生活自立度Ⅲb	
高齢者のみ世帯	
1日あたり 平均訪問回数	4. 4回 ※看護除く

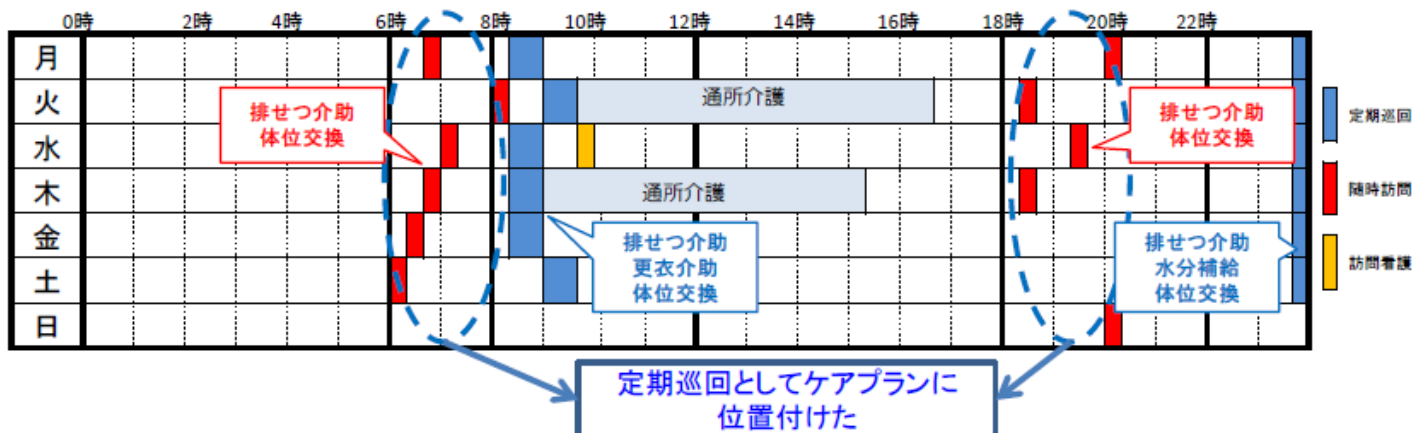


② 随時訪問による利用者の状態像の把握

- 従前まではオムツ交換が必要であったが、定期訪問とコールによる訪問の利用によりトイレで排泄できるようになり、ADLの向上がみられた。
- 毎日ほぼ同時刻に随時訪問を行っていたことから、今後定期巡回としてケアプランに位置付けた。

利用者状態像

要介護4（女性）	
認知症日常生活自立度Ⅰ	
高齢者のみ世帯	
1日あたり 平均訪問回数	3. 3回 ※看護除く



③ 定期的な訪問による、生活の安心感

- 日中の短時間サービスにより1日の生活のリズムができることで安心感へとつながるため深夜の訪問ニーズは少なかった。
- アセスメントの確実な実施により、定期巡回の時間間隔や提供時間を柔軟に設定し、随時訪問の頻度を減少させる傾向があった。
- 定期的に安否確認、服薬確認をすることで、別居している家族に安心感を与えた。

定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要⑦

2. 退院直後や一時的に状態が不安定な時期に、集中的なケアを行うことで生活の安定化につながる

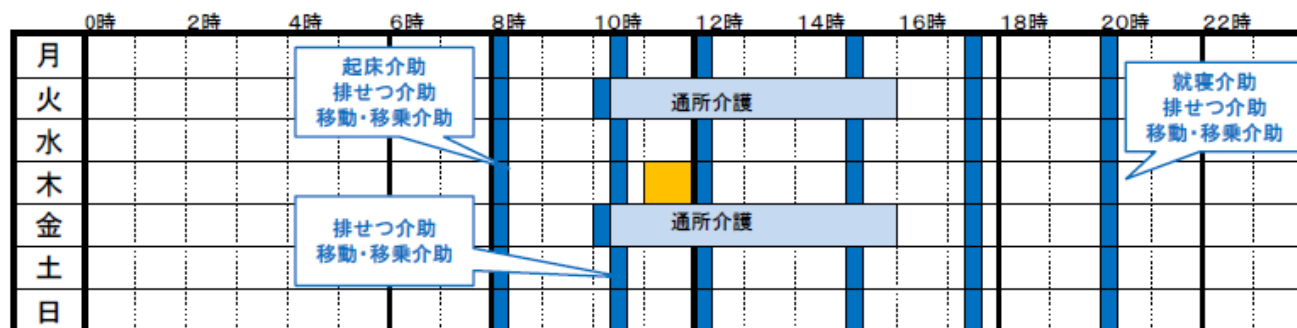
①一時的なADLの低下に対する、集中的なケアによる従来の生活の継続

- ADLが悪化し、施設入所を検討している時期に1日4～6回の短時間訪問を行うことにより在宅生活を続け、1ヶ月の利用後、週2回の通所介護、週2回の訪問介護に移行して在宅生活を継続できるようになった。
- 訪問看護からの指導もあり、トイレ時の移動リハビリとして足踏みを実施。当初移動も困難であったが、複数回訪問し、支援することで歩行可能までに回復した。

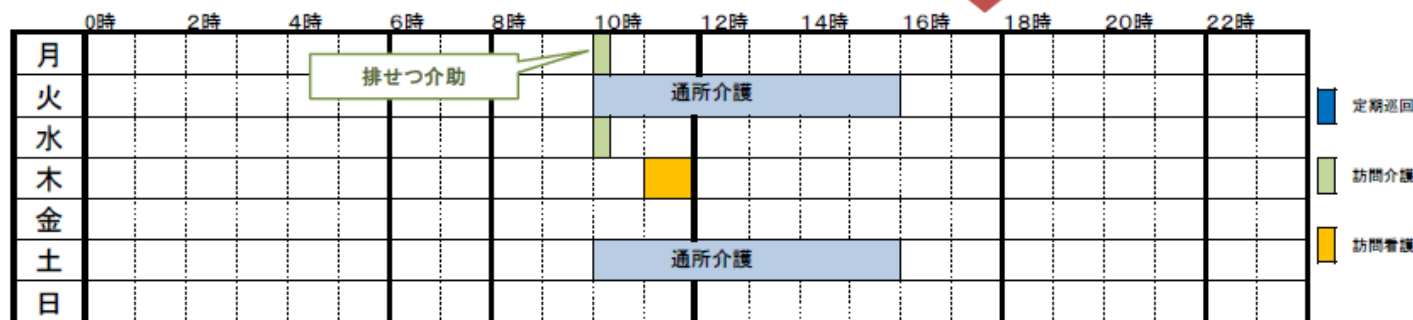
利用者状態像

要介護3（男性）	
認知症日常生活自立度Ⅰ	
高齢者のみ世帯	
1日あたり 平均訪問回数	5.4回 ※看護除く

（一時的なADL悪化時）※モデル事業を利用



（1ヶ月後：ADL回復後）※モデル事業の利用終了



②退院直後の複数回訪問による在宅生活の安心

- 退院直後の在宅生活開始後、生活機能が回復するまでの短期間、1日複数回の介護が必要な利用者に定期的な訪問を行うことにより、病院と同様の介護が提供され、安全の確保と安心感が得られた。
- 精神疾患があり、室内の温度管理ができず短時間による見守りが必要であったが、短時間複数回訪問することで精神状態がかなり落ち着いた。

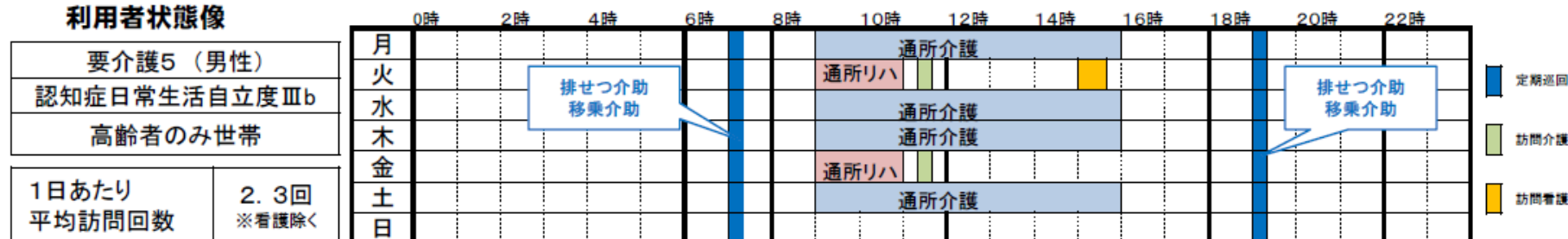
定期巡回・随時対応サービスモデル事業の結果概要⑧

3. 医療との連携を図り、利用者への適切なケア・生活機能の向上を図ることができる

①訪問看護・医療機関との連携

- 日々のサービス提供の内容と、利用者の状況について、訪問看護事業所に配置したオペレーターにFAXにて報告を行うこととした。
- 訪問介護事業所が移乗介護方法について訪問看護事業所へ相談し、利用者・家族・訪問介護・訪問看護・医療機関の理学療法士・ケアマネジャーを含めたケース検討を行った。検討の結果、移乗方法の統一化を図ったことにより転倒等のリスク回避にもつながった。

利用者状態像



②リハビリ職との連携

- 訪問リハビリの時間に合わせてヘルパーが訪問し、作業療法士を通じて看護師、かかりつけ医師とも連携し、咀嚼障害・栄養補充・水分摂取・血圧・リハビリメニューなどの検討を行った。

③看取りまでの継続的な支援

- 終末期における体調変化を複数回の訪問で把握。情報を医療・デイサービス等と共有することで在宅での看取りの希望が持てる。
- 家族・介護・医師・看護・ケアマネジャーとケアカンファレンスを行い、情報共有しながら看取りを行い、3名を自宅で看取ることができた。

4. 双方向のコミュニケーションツールであるテレビ電話を活用した迅速な状況確認・対応が可能

- 1日3回の訪問と、テレビ電話を利用した就寝確認により、生活のリズムが生まれた。ヘルパーが体調異変を察知し、テレビ電話を通じてオペレーターに状況確認をしてもらい、訪問看護へ訪問要請を行った。
- 利用者の顔をみながら声かけができ、電話以上に利用者の状況確認が行え、体調管理に役立った。

5. 定期や随時の訪問を通じて利用者の情報を共有し、きめ細やかな対応が可能

- 定期的な巡回や随時の訪問時に得た利用者の状況に関する情報量が増え、ケアマネジャーや連携する訪問看護事業所へ提供する機会も増え、サービス提供者・ケアマネジャーともに利用者への理解が深まった。
- 1日に複数回訪問することで利用者の生活の把握がより鮮明になりニーズ把握が可能になった。

看多機、24時間サービスは、
生活に戻す医療に欠かせない

次回の同時改定でさらなる追い風を！

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

方向性

- ① 医療機関の機能の明確化と連携の強化
- ② 医療機関と在宅/介護施設との連携強化
- ③ 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築

報酬改定

診療報酬・介護報酬
同時改定①

診療報酬改定①

2016年
診療報酬改定②

診療報酬・介護報酬
同時改定②

2018年

診療報酬改定③

診療報酬改定④

診療報酬・介護報酬
同時改定③

医療計画

医療計画

第6次医療計画

地域医療構想

6年サイクルに
第7次医療計画

医療計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

介護保険事業計画

医療介護のあるべき姿

今日のまとめ

- ・ 同時改定は地域医療構想と地域包括ケアを下支え
- ・ 診療報酬改定は7対1 要件見直しと地域包括ケア病棟
- ・ 介護報酬改定では介護医療院への転換がポイント
- ・ 同時改定で医療と介護の連携を強化する

2025年へのカウントダウン ～地域医療構想・地域包括ケアはこうなる！

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 270頁、2800円
- 地域医療構想、地域包括ケア診療報酬改定、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- **2015年9月発刊**



このたび韓国語版も発刊

ご清聴ありがとうございました



フェイス
ブックで
「お友達募
集」をして
います

国際医療福祉大学クリニック<http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介します

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開し
ております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで
mutoma@iuhw.ac.jp

なんでも質問コーナー

